

令和2年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

令和2年6月9日開会

令和2年6月25日閉会

宿毛市議会事務局

令和2年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和2年6月 9日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第20号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時17分)	
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (令和2年6月10日 水曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (令和2年6月11日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 4 日 (令和2年6月12日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 5 日 (令和2年6月13日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 6 日 (令和2年6月14日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 7 日 (令和2年6月15日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9

開 議 (午前10時00分)

○日程第1 一般質問	1 1
1 三木健正議員	1 1
市 長	1 1
三木健正議員	1 2
市 長	1 2
三木健正議員	1 2
市 長	1 3
三木健正議員	1 3
市 長	1 3
三木健正議員	1 3
市 長	1 3
三木健正議員	1 3
市 長	1 4
三木健正議員	1 4
市 長	1 4
三木健正議員	1 5
市 長	1 5
三木健正議員	1 6
市 長	1 6
三木健正議員	1 6
市 長	1 7
三木健正議員	1 8
市 長	1 8
三木健正議員	1 9
市 長	1 9
三木健正議員	2 1
2 今城 隆議員	2 2
市 長	2 2
今城 隆議員	2 2
市 長	2 3
今城 隆議員	2 3
市 長	2 3
今城 隆議員	2 3
市 長	2 3
今城 隆議員	2 3
市 長	2 3
今城 隆議員	2 3

市 長	2 4
今城 隆議員	2 4
市 長	2 4
今城 隆議員	2 4
市 長	2 4
今城 隆議員	2 4
市 長	2 5
今城 隆議員	2 5
市 長	2 5
今城 隆議員	2 6
市 長	2 6
今城 隆議員	2 6
市 長	2 6
今城 隆議員	2 7
市 長	2 7
都市建設課長	2 7
今城 隆議員	2 7
市 長	2 7
今城 隆議員	2 7
市 長	2 8
今城 隆議員	2 8
市 長	2 8
都市建設課長	2 8
今城 隆議員	2 8
都市建設課長	2 8
今城 隆議員	2 8
市 長	2 9
今城 隆議員	2 9
市 長	2 9
今城 隆議員	2 9
市 長	3 0
今城 隆議員	3 0
市 長	3 0
今城 隆議員	3 0
市 長	3 0
今城 隆議員	3 0
市 長	3 0

都市建設課長	3 0
今城 隆議員	3 0
都市建設課長	3 1
今城 隆議員	3 1
市 長	3 1
都市建設課長	3 1
今城 隆議員	3 1
市 長	3 1
今城 隆議員	3 1
市 長	3 1
都市建設課長	3 2
今城 隆議員	3 2
市 長	3 2
今城 隆議員	3 2
市 長	3 2
今城 隆議員	3 3
市 長	3 3
今城 隆議員	3 3
市 長	3 3
都市建設課長	3 3
今城 隆議員	3 3
市 長	3 4
都市建設課長	3 4
今城 隆議員	3 4
市 長	3 4
都市建設課長	3 4
今城 隆議員	3 4
市 長	3 5
今城 隆議員	3 5
3 岡崎利久議員	3 6
市 長	3 6
岡崎利久議員	3 6
市 長	3 6
岡崎利久議員	3 6
市 長	3 6
岡崎利久議員	3 6
市 長	3 6

岡崎利久議員	3 7
市 長	3 7
岡崎利久議員	3 7
市 長	3 7
岡崎利久議員	3 7
市 長	3 7
岡崎利久議員	3 7
市 長	3 7
岡崎利久議員	3 8
市 長	3 8
岡崎利久議員	3 8
市 長	3 8
岡崎利久議員	3 8
市 長	3 9
岡崎利久議員	3 9
市 長	3 9
岡崎利久議員	4 0
市 長	4 0
岡崎利久議員	4 0
市 長	4 0
岡崎利久議員	4 0
市 長	4 1
岡崎利久議員	4 1
市 長	4 1
岡崎利久議員	4 1
市 長	4 2
岡崎利久議員	4 2
4 松浦英夫議員	4 2
教 育 長	4 3
松浦英夫議員	4 4
教 育 長	4 4
松浦英夫議員	4 4
教 育 長	4 4
松浦英夫議員	4 4
教 育 長	4 4
松浦英夫議員	4 5
教 育 長	4 5

松浦英夫議員	4 5
教 育 長	4 5
松浦英夫議員	4 6
教 育 長	4 6
松浦英夫議員	4 6
教 育 長	4 6
松浦英夫議員	4 6
教 育 長	4 6
松浦英夫議員	4 7
教 育 長	4 7
松浦英夫議員	4 7
教 育 長	4 7
松浦英夫議員	4 7
教 育 長	4 7
松浦英夫議員	4 8
市 長	4 8
松浦英夫議員	4 8
市 長	4 8
松浦英夫議員	4 9
市 長	4 9
松浦英夫議員	4 9
市 長	4 9
松浦英夫議員	4 9
市 長	4 9
松浦英夫議員	4 9
市 長	4 9
松浦英夫議員	4 9
市 長	4 9
松浦英夫議員	4 9
市 長	5 0
総務課長	5 0
松浦英夫議員	5 0
市 長	5 0
松浦英夫議員	5 1
総務課長	5 1
市 長	5 1
松浦英夫議員	5 2
市 長	5 2

松浦英夫議員	5 3
市 長	5 3
松浦英夫議員	5 4
市 長	5 4
松浦英夫議員	5 5
延 会 (午後3時11分)	

----- . . -----

第 8日 (令和2年6月16日 火曜日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
事務局職員出席者	5 7
出席要求による出席者	5 7
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	5 9
1 堀 景議員	5 9
教育長	5 9
堀 景議員	5 9
教育長	5 9
堀 景議員	5 9
教育長	6 0
堀 景議員	6 0
教育長	6 0
堀 景議員	6 1
市 長	6 1
堀 景議員	6 1
市 長	6 2
堀 景議員	6 3
市 長	6 3
堀 景議員	6 3
市 長	6 4
堀 景議員	6 4
市 長	6 4
堀 景議員	6 4
市 長	6 4
堀 景議員	6 5

2	川田栄子議員	6 5
	市 長	6 7
	川田栄子議員	6 7
	市 長	6 8
	川田栄子議員	6 8
	市 長	6 8
	川田栄子議員	6 8
	市 長	6 9
	川田栄子議員	6 9
	市 長	6 9
	川田栄子議員	6 9
	市 長	6 9
	川田栄子議員	6 9
	市 長	6 9
	川田栄子議員	6 9
	教 育 長	6 9
	川田栄子議員	7 0
	市 長	7 0
	川田栄子議員	7 0
	市 長	7 1
	川田栄子議員	7 1
	市 長	7 2
	川田栄子議員	7 2
	市 長	7 2
	川田栄子議員	7 2
	市 長	7 3
	川田栄子議員	7 3
	市 長	7 3
	川田栄子議員	7 3
	市 長	7 3
	川田栄子議員	7 3
	市 長	7 4
	川田栄子議員	7 4
	市 長	7 4
	川田栄子議員	7 4
	市 長	7 4
	川田栄子議員	7 4

市 長	7 5
川田栄子議員	7 5
市 長	7 5
川田栄子議員	7 5
市 長	7 5
川田栄子議員	7 6
市 長	7 6
川田栄子議員	7 6
教 育 長	7 6
川田栄子議員	7 7
市 長	7 7
川田栄子議員	7 7
市 長	7 8
川田栄子議員	7 8
市 長	7 9
教 育 長	8 0
川田栄子議員	8 1
市 長	8 1
川田栄子議員	8 2
教 育 長	8 2
川田栄子議員	8 2
教 育 長	8 2
川田栄子議員	8 2
教 育 長	8 2
川田栄子議員	8 3
教 育 長	8 3
川田栄子議員	8 3
市 長	8 4
川田栄子議員	8 4
市 長	8 5
3 濱田陸紀議員	8 6
市 長	8 6
濱田陸紀議員	8 8
市 長	8 8
濱田陸紀議員	8 8
市 長	8 9
濱田陸紀議員	8 9

市 長	9 0
濱田陸紀議員	9 1
市 長	9 2
濱田陸紀議員	9 2
市 長	9 3
濱田陸紀議員	9 4
4 寺田公一議員	9 4
市 長	9 4
寺田公一議員	9 5
市 長	9 6
寺田公一議員	9 7
市 長	9 8
寺田公一議員	9 8
市 長	9 8
寺田公一議員	9 9
市 長	9 9
寺田公一議員	1 0 0
市 長	1 0 0
寺田公一議員	1 0 2
市 長	1 0 2
寺田公一議員	1 0 4
市 長	1 0 5
寺田公一議員	1 0 5
市 長	1 0 6
寺田公一議員	1 0 6
市 長	1 0 6
寺田公一議員	1 0 6
市 長	1 0 7
寺田公一議員	1 0 7
市 長	1 0 8
寺田公一議員	1 0 8
市 長	1 0 8
寺田公一議員	1 0 9
○日程第 2 議案第 2 1 号及び議案第 2 2 号	1 0 9
(提案理由の説明)	
市 長	1 0 9
散 会 (午後 3 時 3 6 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9日（令和2年6月17日 水曜日）

議事日程	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 1
出席議員	1 1 1
欠席議員	1 1 1
事務局職員出席者	1 1 1
出席要求による出席者	1 1 1
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第22号まで	1 1 3
質疑	1 1 3
1 山戸 寛議員	1 1 3
税務課長	1 1 4
山戸 寛議員	1 1 4
税務課長	1 1 4
山戸 寛議員	1 1 5
税務課長	1 1 5
山戸 寛議員	1 1 6
税務課長	1 1 6
山戸 寛議員	1 1 6
2 川村三千代議員	1 1 6
福祉事務所長	1 1 7
川村三千代議員	1 1 7
福祉事務所長	1 1 7
川村三千代議員	1 1 7
商工観光課長	1 1 8
川村三千代議員	1 1 8
教育次長兼学校教育課長	1 1 9
川村三千代議員	1 1 9
教育次長兼学校教育課長	1 2 0
川村三千代議員	1 2 0
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 2 0
川村三千代議員	1 2 1
3 山上庄一議員	1 2 1
企画課長	1 2 2
危機管理課長	1 2 2
産業振興課長	1 2 3

	土木課長	1 2 3
	山上庄一議員	1 2 5
4	松浦英夫議員	1 2 5
	教育次長兼学校教育課長	1 2 5
	学校給食センター所長	1 2 6
	松浦英夫議員	1 2 6
	学校給食センター所長	1 2 6
	松浦英夫議員	1 2 6
	学校給食センター所長	1 2 7
	松浦英夫議員	1 2 7
	学校給食センター所長	1 2 7
	松浦英夫議員	1 2 7
5	寺田公一議員	1 2 7
	市民課長	1 2 8
	寺田公一議員	1 2 8
散 会 (午前 11 時 47 分)		
	議案付託表	1 3 0

----- . . ----- . . -----

第 10 日	(令和 2 年 6 月 18 日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----		
第 11 日	(令和 2 年 6 月 19 日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----		
第 12 日	(令和 2 年 6 月 20 日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----		
第 13 日	(令和 2 年 6 月 21 日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----		
第 14 日	(令和 2 年 6 月 22 日 月曜日)	休会
----- . . ----- . . -----		
第 15 日	(令和 2 年 6 月 23 日 火曜日)	休会
----- . . ----- . . -----		

第 16 日	(令和 2 年 6 月 24 日 水曜日)	
	議事日程	1 3 1
	本日の会議に付した事件	1 3 1
	出席議員	1 3 1
	欠席議員	1 3 1
	事務局職員出席者	1 3 1
	出席要求による出席者	1 3 2

開 議 (午前 1 1 時 0 5 分)

○日程第 1	川村三千代議員に対する処分要求の件	1 3 3
	処分要求の件の取り下げの申し出	1 3 3
	(取り下げ理由の説明)	
	川田栄子議員	1 3 3
	表決	1 3 3
○日程第 2	山戸 寛議員に対する処分要求の件	1 3 3
	処分要求の件の取り下げの申し出	1 3 3
	(取り下げ理由の説明)	
	川田栄子議員	1 3 3
	表決	1 3 4
	(提案理由の説明)	
	川田栄子議員	1 3 4
	質疑	1 3 5
1	今城 隆議員	1 3 5
	川田栄子議員	1 3 5
2	松浦英夫議員	1 3 5
	川田栄子議員	1 3 6
	松浦英夫議員	1 3 6
	川田栄子議員	1 3 6
	松浦英夫議員	1 3 7
	川田栄子議員	1 3 7
	松浦英夫議員	1 3 7
3	川村三千代議員	1 3 8
	川田栄子議員	1 3 8
	川村三千代議員	1 3 8
	川田栄子議員	1 3 8
	川村三千代議員	1 3 8
	川田栄子議員	1 3 8
	川村三千代議員	1 3 9
	川田栄子議員	1 3 9
	川田栄子議員	1 3 9
	川村三千代議員	1 3 9
	川田栄子議員	1 4 0
	川村三千代議員	1 4 0
	川田栄子議員	1 4 0
	川村三千代議員	1 4 0

川田栄子議員	1 4 0
川村三千代議員	1 4 1
川田栄子議員	1 4 1
川村三千代議員	1 4 1
川田栄子議員	1 4 2
川村三千代議員	1 4 2
川田栄子議員	1 4 2
川村三千代議員	1 4 2
川田栄子議員	1 4 2
川村三千代議員	1 4 3
川田栄子議員	1 4 3
川村三千代議員	1 4 3
川田栄子議員	1 4 3
川村三千代議員	1 4 3
4 寺田公一議員	1 4 3
川田栄子議員	1 4 4
寺田公一議員	1 4 4
川田栄子議員	1 4 4
寺田公一議員	1 4 4
川田栄子議員	1 4 4
寺田公一議員	1 4 5
川田栄子議員	1 4 5
寺田公一議員	1 4 5
川田栄子議員	1 4 6
寺田公一議員	1 4 6
(一身上の弁明)	
山戸 寛議員	1 4 6
委員長報告	
懲罰特別委員長	1 5 0
質疑・討論・表決	1 5 0
○日程第3 山上庄一議員に対する処分要求の件	1 5 0
処分要求の件の取り下げの申し出	1 5 1
(取り下げ理由の説明)	
川田栄子議員	1 5 1
表決	1 5 1
○日程第4 寺田公一議員に対する処分要求の件	1 5 1
処分要求の件の取り下げの申し出	1 5 1

(取り下げ理由の説明)	
川田栄子議員	1 5 1
表決	1 5 1
(提案理由の説明)	
川田栄子議員	1 5 1
質疑	1 5 2
1 今城 隆議員	1 5 2
川田栄子議員	1 5 2
2 川村三千代議員	1 5 3
川田栄子議員	1 5 4
川村三千代議員	1 5 4
川田栄子議員	1 5 4
川村三千代議員	1 5 5
川田栄子議員	1 5 5
3 山戸 寛議員	1 5 5
川田栄子議員	1 5 6
山戸 寛議員	1 5 6
川田栄子議員	1 5 6
山戸 寛議員	1 5 6
川田栄子議員	1 5 7
山戸 寛議員	1 5 7
川田栄子議員	1 5 7
山戸 寛議員	1 5 8
川田栄子議員	1 5 8
山戸 寛議員	1 5 8
川田栄子議員	1 5 9
山戸 寛議員	1 5 9
(一身上の弁明)	
寺田公一議員	1 6 0
委員長報告	
懲罰特別委員長	1 6 1
質疑・討論・表決	1 6 2
(発言取消の申し出)	
川田栄子議員	1 6 2
(発言訂正の申し出)	
寺田公一議員	1 6 3
○日程第5 議案第1号から議案第22号まで	1 6 3

(議案第1号から議案第11号まで)	
討論・表決	163
(議案第12号及び議案第13号)	
討論・表決	163
(議案第14号から議案第22号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	163
総務文教常任委員長	167
産業厚生常任委員長	168
質疑・討論・表決	169
○日程第6 陳情第8号	169
委員長報告	
総務文教常任委員長	169
質疑・討論・表決	169
○日程第7 委員会調査について	169
継続調査	169
○日程追加 議案第23号及び議案第24号	170
(提案理由の説明)	
市長	170
質疑	170
委員会付託省略	170
討論・表決	171
○日程追加 会期の延長	171
表決	171
○日程追加 議員川田栄子君に対する懲罰の動議	171
(提案理由の説明)	
寺田公一議員	171
質疑	172
1 山戸 寛議員	172
寺田公一議員	172
山戸 寛議員	173
寺田公一議員	173
山戸 寛議員	173
寺田公一議員	173
山戸 寛議員	174
寺田公一議員	174
延 会 (午後11時53分)	

処分要求書	175
委員会審査報告書	179
陳情審査報告書	184
閉会中の継続調査申出書	185
議員川田栄子君に対する懲罰の動議	188

----- . . ----- . . -----

第17日（令和2年6月25日 木曜日）

議事日程	189
本日の会議に付した事件	189
出席議員	189
欠席議員	189
事務局職員出席者	189
出席要求による出席者	189
開 議（午前 0時16分）	
○日程第1 議員川田栄子君に対する懲罰の動議の件	191
質疑	191
1 今城 隆議員	191
寺田公一議員	191
今城 隆議員	192
寺田公一議員	192
今城 隆議員	193
寺田公一議員	193
今城 隆議員	193
寺田公一議員	194
今城 隆議員	194
（一身上の弁明）	
川田栄子議員	195
（発言取消の申し出）	
川田栄子議員	196
委員長報告	
懲罰特別委員長	196
質疑	197
（一身上の弁明）	
川田栄子議員	197
（発言取消の申し出）	
川田栄子議員	197
討論	198

松浦英夫議員（賛成）	198
川村三千代議員（賛成）	199
表決	200
（川田栄子君に懲罰の宣告）	200
陳謝文の朗読	200
（閉会挨拶）	
市長	200
閉会（午後 8時20分）	
委員会審査報告書	202

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 5
議案	付一 5
陳情	付一 7

令和2年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和2年6月9日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第20号まで

議案第 1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第14号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第15号 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第16号 宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

議案第17号 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について

議案第18号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第20号まで

3 出席議員（13名）

1 番	今 城	隆 君	2 番	堀	景 君
3 番	三 木	健 正 君	4 番	川 田	栄 子 君
5 番	川 村	三千代 君	7 番	高 倉	真 弓 君
8 番	山 上	庄 一 君	9 番	山 戸	寛 君
10 番	岡 崎	利 久 君	11 番	野々下	昌 文 君
12 番	松 浦	英 夫 君	13 番	寺 田	公 一 君
14 番	濱 田	陸 紀 君			

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼 調 査 係 長	奈 良 和 美 君
議 事 係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	山 戸 達 朗 君
人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土 木 課 長	川 田 和 徳 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君

教 育 長	出 口 君 男 君
教 育 次 長 兼	和 田 克 哉 君
学 校 教 育 課 長	
生 涯 学 習 課 長	岡 本 武 君
兼 宿 毛 文 教	
セ ン タ ー 所 長	
学 校 給 食	平 井 建 一 君
セ ン タ ー 所 長	
農 業 委 員 会	小 松 憲 司 君
事 務 局 長 心 得	
選 挙 管 理 委 員 会	埜々下 哲 広 君
事 務 局 次 長	

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより令和2年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長より報告いたします。

新型コロナウイルス感染症予防のため、今議会においては、マスクの着用並びに、マスク着用による熱中症対策として、水、お茶のペットボトルの持込みを認めるとともに、窓をあけての会議、あるいは1時間置きに換気するなど、議場の適切な換気に努めますので、御理解と御協力を、よろしく願いいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高倉真弓君及び山上庄一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月5日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から6月24日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月24日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月24日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月27日に書面議決されました第96回全国市議会議長会定期総会において、濱田陸紀君が議員25年以上の特別表彰を受けられました。本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定められましたので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和2年第2回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、議長からも報告がありましたように、濱田陸紀議員の長年にわたる功績に対しまして、全国市議会議長会より、特別表彰を受けられましたことは、誠に喜ばしいことでありまして、心よりお祝いを申し上げます。

濱田議員におかれましては、今後とも市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

報告事項の説明に入ります前に、本市における新型コロナウイルス関連の状況を御報告いた

します。

3月31日、本市における初のコロナウイルス感染者が確認され、その後、クラスター事例も発生したことを受けまして、4月15日、宿毛市非常事態宣言を発表しました。

この日より5月6日までの間、市民の皆様には何かと御不便をおかけしましたが、皆様の御協力が功を奏し、4月20日の感染確認を最後に、本日まで、本市における感染者は出ていない、そういった状況でございます。この場をお借りいたしまして、御協力いただきました市民の皆様には、心より感謝を申し上げます。

全国的にコロナウイルスの第2波に見舞われている、そういった地域もございますが、3密の回避やマスクの着用といった基本的な感染防止対策を、引き続き徹底していただき、新しい生活様式の実践をお願いしたいと、そのように思っております。

続いて、宿毛市の経済活動を支えるための協力金、給付金事業の6月5日現在での実績でございますが、1件当たり30万円を支給する市独自の休業等要請協力金事業の利用実績は、169件の申請を受け付けしており、金額にして4,170万円の支給が終了をしております。

また、休業等要請協力金事業に該当しない全事業者の中で、一定の要件を満たす事業者を対象に、一律10万円を給付する宿毛市コロナ対策緊急支援給付金の利用実績は、384件の申請を受け付けしてありまして、金額にして3,120万円の支給が終了をしております。

また、市民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金につきましては、支給対象世帯が1万108世帯ある中、6月5日現在で申請の受け付けが終了している世帯は、全体の約95%、9,674世帯であります。そのうち給付金の支給が完了している世帯は、全体の約93%、9,446世帯となっております。

宿毛市は、県下では高知市に次いで、新型コロナウイルス感染者が多く出た地域でございます。事業を営む方々にとっては、大きな打撃であったことは想像にかたくありません。

今こそ、宿毛市の経済活動を活性化させるため、ぜひとも市民の皆様には、市内での消費活動をお願いをしたい、そのように考えているところでございます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号から第3号までは、令和元年度予算の繰越明許費の報告についてでございます。

報告第1号は、令和元年度宿毛市一般会計予算繰越明許費としまして、空き家対策総合支援事業ほか28事業、総額19億2,263万6,000円を。

報告第2号は、令和元年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明許費としまして、宿毛ポンプ場長寿命化対策事業1,500万円を。

報告第3号は、令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算繰越明許費としまして、国民宿舎改修事業1,962万8,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり令和2年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

報告第4号は、令和元年度宿毛市一般会計予算事故繰越しの報告についてでございます。

平成30年度から令和元年度へ繰り越ししておりました、過年度公共土木施設災害復旧事業につきまして、災害復旧工事の急増による資材不足及び周辺地区との調整に不測の日数を要したため、2億4,923万7,000円を繰越計算書のとおり、令和2年度に事故繰越ししましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告申し上げます。

次に、令和元年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に配付しております資料をもとに、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支は約4億4,049万円の黒字決算となり、剰余金のうち2億5,000万円を財政調整基金に積立てをいたしました。

特別会計では、国民健康保険事業、後期高齢者医療の2会計が黒字決算となっております。

今後も、庁舎や保育園、学校などの大型建設事業が控えておりますので、引き続き適正で効率的な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） それでは、御提案申し上げます。議案につきまして、提案理由の御説明をいたします。

議案第1号から議案第11号までの11議案は、令和2年7月19日をもって任期満了となる農業委員会委員につきまして、11名の委員の方々を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号及び議案第13号は、令和2年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、2名の方を人権擁護委員候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求め

るものでございます。

議案第14号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で、8億2,118万1,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金5億2,576万5,000円、基金繰入金1億2,680万1,000円、市債1億660万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、津波避難タワー建設設計委託料2,768万7,000円、商工費で、幡多広域観光協議会運営事業費負担金1,408万6,000円、土木費で、地方道整備事業費1,671万円、河川等環境整備事業費2,179万9,000円。

教育費で、小・中GIGAスクール環境整備事業1億2,509万円、災害復旧費総額で6億561万3,000円を計上しております。

一方、歳出で減額するものといたしまして、新型コロナウイルス対策の財源とするため、4月の臨時議会で議員提案にて可決されました議員報酬の減額及び11名の議員による政務活動費の請求辞退による政務活動費の減額によりまして、308万円の歳入確保ができております。

この場をお借りいたしまして、御報告申し上げます。ありがとうございました。

議案第15号は、令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

総額で、84万9,000円を増額しようとするもので、主な内容としましては、電解水生成装置を購入しようとするものです。

議案第16号は、宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市への移住定住を促進することを目的に設置しております宿毛市空き家移住定住促進住宅につきまして、新たに1軒の住宅の整備が完了しましたので、本条例

の一部を改正しようとするものです。

議案第17号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、現行条例では、宿毛市内で宿泊する際の宿泊費として7,000円が支給されておりますが、沖の島町に宿泊する際、現状の旅費では宿泊費に不足を生じておりますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者に対して国民健康保険税の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第20号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第18号同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者に対して介護保険料の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月10日から6月12日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月12日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月10日から6月14日までの5日間休会し、6月15日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時17分 散会

令和2年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和2年6月15日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局次長	埜々下 哲広 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） おはようございます。

世界中で蔓延するコロナウイルス感染症ですが、当市におきましても、3月末に感染者が確認され、その後、急速に感染が拡大し、4月15日には宿毛市独自で非常事態宣言が出されるに至り、多方面におきまして、その対策が打たれてまいりました。

その対応につきまして、新型コロナという、当時その段階では、性格も性質もまだ分からない、そういった状況の中におきましても、非常にスピード感のある対応により、また何より市民の皆様の大なる御協力をおもちまして、一旦の封じ込めに成功したのではないかと考えております。

しかしながら、市民生活、事業者、生産者等への影響は大きく、現在もなお大きな陰を落とした、先の見えない状況が続いていることに間違いはありません。

そしてまた、第2波も懸念される中で、まだまだ予断を許さない状況にあることは、誰もが認識していることだと思っております。

それでは、早速、質問に移らせていただきます。

今回の一般質問は、新型コロナウイルスの感染症による地域への影響及びその対策につきまして、確認を含め、伺ってまいります。

まず、初めに、宿毛市におけるコロナウイルス感染症防止対策として実施している取組、また今後予測される第2波への対応等につきまして、その概要をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

三木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、感染防止対策の現状についてですが、3月31日に本市における初の新型コロナウイルス感染者が確認をされまして、その後、クラスター事例も発生したことを受けまして、4月15日に宿毛市非常事態宣言を発出しております。

翌16日には、高知県に緊急事態宣言が出され、さらなる感染防止を防ぐため、事業者の皆様に対しまして、休業や営業時間短縮等の要請を行いました。

また、小・中学校の休校や、保育園の登園自粛要請、公共施設の貸し館の休止等を行い、市民の皆様に対しましては、広報や屋外放送、動画配信等を通じて、感染拡大防止のための要請やメッセージを配信してまいりました。

事業者や市民の皆様のお協力によりまして、4月20日の感染確認を最後に、本日まで本市における感染者は出ていない、そういった状況でございます。

今後、予想される第2波への取組といたしましては、手洗い、身体的距離の確保、マスクの着用といった基本的な感染対策を引き続き徹底していただき、新しい生活様式を実践していただくよう、市民の皆様に対しての啓発に努めるとともに、飲食店等に対しましては、ソーシャルディスタンスの確保など、感染リスクの高い状況を回避する対策を講じていただくよう、依頼文書を発送するとともに、商工会議所、観光協会、旅館ホテル生活衛生同業組合に対しましても、所属する事業者の皆様に向けて、感染対策の取組の徹底を要請していただきますよう、お願いをしているところでございます。

経済的支援といたしましては、国の令和2年度第2次補正予算で拡充されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、福祉施設や各事業所にて、利用者が安心してサービスの提供を受けるために講じる感染対策に要する費用の補助や、イベントの再開支援等の地域経済が活性化するための支援策を検討してまいります。

臨時交付金のそのほかの活用に関しましては、庁内でコロナ対策委員会を立ち上げ、これまでの取組を検証し、今後、想定しておかなければならない課題を、項目別に抽出をいたしまして、臨時交付金の有効な活用につきましても、検討を進めているところでございます。

本市といたしましては、国や県の施策でカバーし切れないところで、支援を必要としている市民や事業者に対しての支援策を検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、議員の皆様のご理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

いろいろと皆さんの意見も聞きながら、検討を積み重ねているところでございます。

個別の細かいことにつきましては、まだ決定した事項でございませんので、ここでの御披露は控えさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

今後の第2波というものに対する取組は、今回の当初の動き同様に、迅速でまた適切な対応をとっていただきたいと思います。

感染防止をまず第一に考えることが優先かと思えます。また、その後で、この地域への経済等への手入れというのも、当然、やっていかなければならないというふうに思っております。

今回、新型コロナウイルス感染症全般の話となりますと、非常に広範囲に及びますので、私の質問は、経済面に特化したような形で質問をさせていただくようにしております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本中の経済活動がほぼ停止状態となり、もちろんのことながら、宿毛市におきましても、大きな打撃を受け、事業者への多大な影響が出ていることは間違いのないことだと思います。

国や県はもとより、宿毛市におきましても、経済面の対策を各種実施しておりますが、その政策の実施状況を伺ってまいります。

まず、1点目ですが、給付対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金についてですが、その申請及び実施の状況等は、どのようになっておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市民一人当たり10万円を支給する特別定額給付金の申請状況についてでございますが、6月15日、今日現在の状況を御報告いたしますと、対象世帯1万108世帯中、申請の受付が終了している世帯は9,883世帯で、全体の約97.8%となっているところでございます。

そのうち、支給が完了している世帯は、9,863世帯、全体の約97.6%となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 97.8%、非常に思っていたよりも高い数字が出てきて、非常に安心をしておるところではございます。

1点、再質問で、未申請の方、この数字でいくと2.2%の方々の状況、それと問題点。できるだけ100%に近づけたいというのは、誰しもが思うことでありますが、そういった問題

点等、今までの過程の中で出てきているようなものは何かございますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

現状で未申請の世帯は225世帯でありまして、その内訳は宛所不明で申請書が返送された世帯や、本日まで申請を行っていない、そういった世帯となります。

議会開会日にも申し上げましたが、コロナで疲弊した宿毛市の経済を活性化するためにも、申請がまだの方には、ぜひとも給付金の申請を行っていただきたい、そのように思いますし、今後、未申請の世帯については、申請勧奨も行っていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） できるだけ今後も適切な確な事務処理を継続していただきまして、受給希望者が受給できないといった事例だけは出さないように、最大限の努力を継続していただきたいと思います。

続きまして、宿毛市休業等要請協力金について、伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施された高知県新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等に基づく休業等の要請によって、協力をいただいた事業者に対し、県が20万円、宿毛市が10万円の負担金、30万円を支給し、さらに宿毛はこれに引き続き、5月7日から5月20日までの間、宿毛市からの休業等の要請に応じて、対象施設を、休業等を行う事業者に対しまして、宿毛市負担でさらに30万円の協力金を支給ということを実施したわけですが、その申請の状況は、どういうふうになっておりますでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市休業等要請協力金につきまして、6月10日現在、申請件数は170件、支給件数は158件となっております、申請に対する支給率につきましては、92.9%となっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 再質問をさせていただきます。

宿毛市コロナ対策緊急支援給付金ですけれども、対象事業者を幅広く対象とし、事業継続を下支えする目的ということで実施された、非常に私は評価すべき政策だと思えるのですが、1点疑問に思うところがございます。

今回の申請におきまして、申請の基準となる売上減少額の算定におきまして、対象月が3月から5月となっております。この3月から5月に設定した理由というのは、どういったものでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

3月から5月ということでございます。宿毛市コロナ対策緊急支援給付金につきましては、市独自の非常事態宣言など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による甚大な影響が想定される3月から5月の3か月間に対象を絞って、制度設計を今回させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 当初、新型コロナウイルス感染症が発生して、感染が拡大する中では、なかなか先の見通しも立たなかった。確かにその時点では、甚大な事業者に対しての支援という形では、その時点で非常に的確であったように思うのですが、例えば国の持続化給付金につき

ましては、今年度の12月までの売上額を対象として、新型コロナウイルス感染症の収束が不明なことから、オリンピックを初めとしたイベントや、全国でももろもろのお祭りであったり、そういったものが、中止や延期を余儀なくされている現状となっております。

そうした低迷する経済活動も長期化を想定しなければならぬわけではありますが、宿毛市におきましても全国的な様相に例外がなく、6月以降にも売上の減少が予測される事業者があるようにも思えるわけです。

例えば、飲食店へ食材供給などを行っている農業者で、夏から秋にかけての収穫がある、作物を収穫されている事業者さんや、夏の各種イベント等の出店等で収益を得ている事業者さんもあるわけではございます。

また、市内量販店の1店舗が、今月末をもって閉店を決めております。これは、少なくとも新型コロナウイルス感染症が要因の一つになったのではないかとされています。

この店舗への納入業者等の中にも、今後の売上減少が懸念されてくることも当然出てくるのではないかと考えるわけです。

そうした今後の市内事業者への対応をしていくことは、公平性の面におきましても、必要じゃないかと考えますが、この事業の対象月の見直しを含めて、延長を検討してはどうかと思うのですが、市長の所見をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

緊急事態宣言が解除されまして、徐々に日常生活を取り戻しつつありますが、先ほど、三木議員言われましたように、これからまだまだ影響が及んでくる、そういった業種もあろうかと思ひますし、また、有効なワクチンの開発、実用化がされていない現状におきましては、感染

予防対策を講じながらの行動、新しい生活様式の実践によりまして、経済面での影響もしばらくの間、継続するもの、このように私も思っているところでございます。

このため、6月以降に売上減少等の影響を受ける事業者が出てくる可能性はありますので、今後の申請状況や、そして社会情勢などを勘案し、支援策を検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

まだ制度設計しっかりとしていませんし、今後、またそういった形の中で、議員の皆様にもお示しをし、議会議決もいただかないといけなような、それぞれの案件にもなつてきようかと思ひますが、一度、制度を3か月で切つて、新たに同じような制度を、それ以後、まだ収入が減少する事業者に対して、もう一度行うということも、一つの方策ではないかなというふうにかけているところでもございまして、どちらにしましても、国の2次補正を見ながら、今後、宿毛市としてどういった対応をしながら、宿毛市民とともに、コロナに対して対策をし、そしてある意味、宿毛市において生き残っていくのかといったのをしっかりと考えていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） この質問の内容、1点だけ、当初に聞かなければならないのが抜けておりましたので、1個だけお答えいただけますでしょうか。

当初、宿毛市コロナ対策緊急支援給付金の10万円の分ですけれども、当初、予算計上されたときに、1,000事業者を想定されていたように思ひますが、現状の件数というのをお答え願ひますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

少し丁寧にお答えさせていただきます。

宿毛市コロナ対策緊急支援給付金につきまして、6月10日現在にはなりますが、申請件数は419件、支給件数は359件となっているところでございます。

申請に対する支給率は85.7%でございます。

当初想定した申請件数1,000件につきまして、こちらは支援を必要とする全ての事業者に対する迅速な予算執行を行うため、最大値を想定したものでございまして、また6月以降の日々の申請件数も、少しずつではございますが、ふえているといった状況でございまして、今後さらなる申請が見込まれている、そういった状況でございます。

支援制度に関しましては、屋外放送やチラシの全戸配布、市の広報誌等を活用して、周知に努めておりますが、対象となる方々に必要な情報が行き届いていないことも考えられますので、今後も様々な媒体等を活用して、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

そういった形の中で、議員の皆様におかれましても、現在、既に、いろいろ周知等していただいている方もございます。そういった形の中で、制度周知に御尽力いただいておりますことに感謝するとともに、引き続きの御案内の御協力を、ぜひお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

なかなか新しい制度ということで、コロナに関して、皆さん今まで経験したことのないような形での申請等にもなっております。そういった形の中で、市役所職員一同、しっかりとバックアップしながら、周知もしておりますが、議員の皆様におかれましても、ぜひ御協力をお願いしたい、そのように思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

当初、1,000事業者とお聞きしていただいたので、この状況から鑑みると、本当にすぐに60%、70%までいくのではないかというふうに、当初、想定しておりましたが、先ほど申し上げましたように、なかなか自分が該当であるかどうか、まず分かってない方が、いまだにいらっしゃるように思います。

市長言われたように、告知の再徹底ですとか、私個人におきましても、各種の情報も使いながら、発信していきたいと思っておりますので、今後とも引き続き、よろしくお願いいたします。

それに相まって、先ほど申し上げました臨機応変な対応で、当初想定した申請件数の1,000件に対して約三、四十%ほどしか申請されていないので、1,000件くるかこないかということは別として、一人でも多くの方に、そういった制度を利用できなかったと。できる対象であるのにできなかったという現象は防ぐことができればいいかなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、経営安定関連保証といたしまして、一定の基準にある事業者の申請に応じて、宿毛市が認定し、金融機関に融資を申し込むというセーフティーネット保証4号、5号についてですが、事業資金をこの部分で確保して、事業の継続を促す仕組みであると思います。

この市内業者の状況を知る上で、宿毛市が認定した件数等をお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うセーフティーネット保証及び危機関連保証の認定に

ついて、本市の場合、全ての申請におきまして、金融機関が委任を受けているケースでありますので、金融機関と連携を取りながら、できるだけ早い事務処理をするようにしているところがございます。

原則といたしまして、午前中に申請のあったものにつきましては、当日中、そして午後申請のあったものにつきましては、翌日の午前中までに認定をいたしまして、金融機関に連絡を入れるようにしているところがございます。

6月10日現在、セーフティーネット保証4号の申請及び認定件数は、146件、セーフティーネット保証5号の申請及び認定件数は20件、危機関連保証の申請及び認定件数は2件となっているところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 当初、セーフティーネット4号・5号、もともとある制度だったと思います。

この部分に関して、当初、コロナが出るまでは四、五日かかっていたわけですが、今、当日と聞きまして、非常に驚いたところありますが、非常に資金繰りに本当に工面されている事業者にとっては、スピード感というのは、とても大事ななと思います。

あと、実際、これを4号認定を受けたからといって、融資というのは別の問題であったりする部分もあって、受けなければ融資が受けられなかったとか、満額ではなかったとか、当然、出てくる現象ではあると思いますが、そうした部分に関しましても、できるだけデータ収集等を行いながら、今後の適切な、影響の出ている事業者等への支援であったりとか、そういった部分に生かしていただきたいわけですが、このコロナウイルス感染症の影響に対して、今後の支援策などを検討する上で、これ

までの申請状況を分析して、できる限り、的確な対策を打ち出していくための分析ということというのは、根拠になってくるのではないかと考えるわけですが、今回の協力金や支援金といった事業者に向けた支援に対しまして、その傾向を把握するため、先ほど、市長おっしゃられましたけれども、こういった分析とか分類とか、そういった部分をされている作業などは行われているでしょうか、確認をいたしたいと思えます。

お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市コロナ対策緊急支援給付金や、そしてセーフティーネット保証に係る申請の内容は、現状を正確に把握する上で、貴重な指標となるものと認識をしているところがございます。

そして、業種別での分析等を実施しているといった現状でございます。

今後も蓄積される情報の分析を行いまして、今後の施策に有効に活用してまいりたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ぜひよろしく願いいたします。

また、事業者の業種などの分析内容によっては、担当課をまたがって支援を実施していかなければならないという現象も発生してくるのではないかと思いますので、なお一層、各課の横の連携をとりつつ、情報の共有をしつつ、対応に当たっていただきたいと思えます。

よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

政府では、先日、新型コロナ対策に対しまして、約31兆9,000億円という第2次補正予算が成立いたしました。

地域経済の復興や、事業維持への潤滑油としての持続化給付金の対象の拡大や、雇用調整助成金等各種支援策が今後も実施されてくる予定ですが、変動の激しい状況下で、これらの活用を呼びかけて、先ほどちょっと内容にも出てきましたけれども、告知を充実していこうということではありますが、事業継続を促す必要があるのではないかと考えております。

これまでの多様な広報活動を繰り返し広げられたことは承知しておりますが、さらなる広報活動強化を検討していく上で、市役所内に、例えばワンストップで、リアルタイムな県や国、市の新型コロナウイルス感染症に対する支援策を、いろいろな機関と連携しつつ、紹介や、場合によってはお手伝いができるような、例えばコロナ支援コーナーとか銘打って、もっと分かりやすくした形でもって、専門的に対応できる場所があれば、利用対象者も迷わず相談に来られるのではないかと思います。

例えば、持続化給付金や、宿毛市コロナ対策緊急支援給付金を受給した事業者、または今後の事業展開に悩む事業者が、厚生労働省が示す新しい生活様式を取り入れた営業形態に移行するための経費確保等に向け、商工会議所と連携を強化し、情報を共有しつつ、持続化補助金の活用結びつけるなどといったのも、一つだと考えます。

多方面にわたる支援策では、さらに窓口がばらばらになってきている状況で、事業者の中には、情報不足によってどの支援も受けられないと嘆いている事業者もいますが、実際にはそんなことはなく、何かしらの支援策がどこかから出てきているような形のように思います。

そのような今後の経済活動の維持継続、活性化への取組において、何か検討されていること、また今後、特に検討予定といったものはありますでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市は、3月31日に新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、急激に感染が拡大をいたしまして、市の経済活動に大きなダメージを与えたところでございます。

現在は非常事態宣言が解除され、徐々に日常を取り戻しつつありますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、先ほども言いましたが、有効なワクチンの開発、実用化されるまでの間は、新たな感染者の発生に備えまして、経済活動への影響を最低限にとどめるための施策が求められている、そういった状況でございます。議員もおっしゃるとおりでございます。

特に影響を受けている飲食店等、それ以外もたくさんあるんですが、影響を受けているところは。そういった飲食店等に関する感染症対策が喫緊の課題でありまして、市民や観光客の皆様に、安心して飲食店を利用していただけるよう、ポスターなどの安全サインを店舗等に掲示し、感染症対策を行っていることを、利用者にすぐに認識していただけるよう、見える化を推進し、利用環境の向上を図りたいと、そのように考えているところでございます。

どうしても不安になると、外出、それから外食を控えるようになろうかと思えます。安心して感染リスク、感染ゼロにはできませんが、感染リスクをできる限り下げて、そういったものをしっかりと皆様方にアピールをしていきたい、見える化をしていきたい、そのように考えております。

また、国や県の新たな支援制度を見極める中、まずそういった国や県のものを出してもらって、それを見極める、そういった作業が必要だと思えます。

そういった中、宿毛市として、感染リスクをできる限り、先ほども言いましたが、できる限

り低減させるため、感染症対策に取り組む事業者に対し、財政的な支援を含めた支援策を検討し、全国に向けて、安全なまちとして、宿毛市は感染リスクが低いんですよ。そういった安全なまちといえる取組を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、国の緊急経済対策の第2弾、先ほどのお話ありましたが、この第2弾の実施も予定されておりますので、地域経済を活性化させるための支援策を、積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

いろいろと、今、時間をかけて、そしていろんなケースも想定する中で、検討を進めております。

そして、最終的に絞り込みをかけて、そしてしっかりとした政策にしていきたい、このように思っております。

第1弾のときもそうですが、やはり一つの事業を立ち上げるには、かなりの日数がかかってまいります。今まで宿毛市が独自で打った施策も、議員の皆様のお意見も聞きながら、時間をかけてつくり上げて、そして市民の皆様にとしっかりと周知をして行ってきたものでございます。

数日間ですることができるような施策ではございませんので、皆さんとともにつくり上げていきたい、そのように思っているところでございます。

何よりも、宿毛市は大変な状況が起きました。宿毛市2万人程度のまちで、10万人規模にすると、100人を超える感染者、感染率ということで、そういったまちに一度なってしまう。そういった経験をしたからこそ、感染リスクを下げる、そういった取組もできるというふうに思っておりますので、しっかりとした対策をして、周知徹底を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） そうした取組が、先ほど市長もおっしゃったように、本当に県外の方、全国に対して発信をしていく上においては、本当に宿毛というまちが住みやすいんだと思っていただける、PRする。こういうことを使ってPRという言葉が適切なのかどうか分かりませんが、ただ、形としたら、官民が一体となって感染防止に取組、安全なまちをつくって、いこうというのを全面的に打ち出していくことは、非常に重要でないかと思っておりますので、ぜひどうぞ推し進めさせていただきたいと思っております。

1点、再質問。この件に対しましての再質問でございます。

6月3日付の市のホームページに記載されておりました、新型コロナウイルス感染予防策に要する財源を確保するためのクラウドファンディングというのが開始されているように思います。この内容というのは、どういったものなのでしょうか。

目標額ですとか、そういった資金の活用等があれば、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回のクラウドファンディングの内容についてでございますが、これは、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスですが、こちらを運営する株式会社トラストバンクと連携をいたしまして、感染者数が人口10万人当たり100人を超えたまち、宿毛はコロナなんかには負けないと題しまして、本市が取り組む新型コロナウイルス感染予防対策についての御支援を募るものでございます。

先ほども少し触れましたが、本事業は、感染者数が人口10万人当たり、100人超の感染者が発生をし、新型コロナウイルスの怖さを経験した、そういったまちだからこそ、どこより

も万全な感染予防対策を講じることができて、安心安全なまちを目指すことができると、そういったことで、それを実施するために使おうとするものがございます。

給付の方法につきましては、市のホームページからふるさとチョイスのポータルサイトにアクセスをしていただきまして、氏名や住所などを入力し、クレジットカード、銀行振込、郵便為替、電子マネー、コンビニ払いのいずれかを選んで行うことができる、そういった内容でございます。

このクラウドファンディングは、ふるさと納税制度を活用したものでありますので、寄附金控除が受けられます。そして、また市外の方は本市からの返礼品を受け取ることができる、そういった仕組みになっているものがございます。ふるさと納税制度と同じということでございます。

寄附金の控除の上限額につきましては、ポータルサイト内で大まかな計算ができるようになっておりますので、ぜひ皆さん、試すというか、一度そこに入らせていただいて、見ていただきたい、そのように思っているところでございます。

市民の皆さんもできますので、よろしく願いをいたします。

募集期間は5月29日から8月26日までの90日間となっております、目標金額は500万円と設定をさせていただいております。

頂いた寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策、市内の飲食店事業者等への支援策や、まちのにぎわいを取り戻すための、そういった事業に充てたいと、そのように考えているところでございます。

また、この制度を利用して、宿毛市が感染リスクの低いまちだということを全国にアピールをし、宿毛市への誘客も図ってまいり、そして

観光業、そして飲食店、そういったものをできるだけ早く、元の状況に近づけてまいりたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

非常に大切な動きだなと思います。交付金等で配付されてくる財源であつたりとかいうのはもちろんなんですけれども、こうした形で、自発的な努力というか、やっていくことというのが、市民の皆様から見ても、共感できる、自助努力というか、そういった部分というのが非常に有効だと思いますので、ちょっと気になりましたので、この質問をさせていただきました。

続きまして、今後の観光促進についてであります。

このゴールデンウィークはもとより、本当に完全とっていいほど幡多地域への観光、また帰省も含めて、交流人口が減ったというのは、御承知のとおりだと思います。

このステイホームを呼びかける中で、各報道等でも話題になりましたが、観光事業、宿泊業への打撃というのは、かなり大きかったわけですね。

このコロナウイルス感染症を考慮しながらではありますが、一刻も早い対策が必要になろうかと思っております。

そこで、今後、先ほどちょっと今後の経済活動の中等の補足になるかもしれませんが、この幡多エリアや宿毛市への観光促進といった部分でのキャンペーンとか、そういったものが予定させているものがありますでしょうか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回、幡多広域観光協議会が実施をいたします観光キャンペーン施策についてでございます。

これは、幡多地域の宿泊施設が、クーポン券付宿泊プランを設定をし、そのプランを利用して宿泊する旅行客に対しまして、幡多地域の観光施設や飲食店等で使用できる5,000円分のクーポン券を配布しようとするものでございます。

これは、あくまでも、先ほど言いましたように、幡多広域でやろうというものでございます。そして、これにつきましては、実は、宿毛市で1人目の感染者が発生する前に、経済活動、かなり冷え込むだろうから、こういった取組をしようということで、それ以前に幡多広域の6カ市町村の首長さんが集まって協議をし、実施しようとしていたものでございます。

それが、一定、第1波が収束した今、打とうということで、あと国のGO TOキャンペーン、少し開始時期がどうなるか、不安定なところもありますが、これに合わせてやろうということでございます。

事業費につきましては、1万人分のクーポン券の費用といたしまして、5,000万円、そのほかの事務費といたしまして、1,272万円、総額で6,272万円といたしておりまして、本市の負担金1,408万6,000円を本議会の補正予算として計上させていただいているところでございます。

本事業を実施することによりまして、幡多地域へ観光客を誘客するとともに、クーポン券により、観光消費額をこの地域で使ってもらい、そういったお金を増額させ、幡多地域の経済活性化を図ろうとする、そういったものでございます。

県としては、全国から高知県まで誘客をする、そして県に入ってきたものを、この幡多地域まで、幡多広域観光で誘客をする。そして、幡多

に入ってきたお客さんを、宿毛市独自の観光施策で宿毛市内に誘客をする。そういった3段階で取組を進めていこうと考えているところでございます。

先ほど、三木議員のほうから、本市の取組についても伺っていただいておりますので、本市の取組について、続いてお答えをさせていただきたいと思っております。

少し繰り返しにもなりますが、4月の緊急事態宣言発出後、約1か月半にわたる外出自粛生活が続きまして、旅行だけではなく、外食や趣味などができない、そういった不自由な生活もようやく終わろうとしているところでございます。

春から宿毛市で予定されていたイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、全て中止となっているところでございます。

そういった形の中、宿毛市の地域経済、特に観光業や飲食業などが甚大なダメージを受けました。そこで、コロナ収束後の第一弾のイベントといたしまして、密になりにくい屋外で、真夏でも開催のできるサイクルイベントを実施したいと、そのように考えているところでございます。

開催日は8月9日、10日を予定しておりまして、3連休の2日目と3日目に当たる2日間の開催とすることで、宿泊施設の利用が期待ができ、国や県が実施をするGO TOキャンペーン、先ほども申しましたが、そういったキャンペーンなどと、そして幡多広域観光協議会が実施する、先ほど申しましたクーポン券事業の活用によりまして、大変お得に旅行することができる、そういった形になりますので、これに合わせ、いち早くスピード感を持って実施しようとするものでございます。

また、7月5日には、中村宿毛道路の宿毛和田インターまで、道路も開通となりますので、

県内はもちろん、県外からも多数の誘客が期待される、そういったところでもございます。

イベントの概要といたしましては、コースは2日とも宿毛市内をのんびりと走るものを予定しております。2日間に分けたのは、宿泊、そして地域に落としていただけ、そういった経済的な面。そして、何よりも密を防ぐために、1回のイベントの人数を絞っているところでございます。

あわせて、宿毛市総合運動公園内のサイクリングコースで、Eバイク等の試乗会なども企画をしようとするものでございまして、参加定員は、1日100人以内で、2日間で200人までと考えているところでございます。

事業実施に当たり必要な経費につきましては、本議会の補正予算として、コロナ対策、誘客事業委託料261万4,000円を計上しております。イベントの運営につきましては、宿毛市観光協会に委託をする予定となっております。

また、イベントに必要なポスター及びチラシ、そしてデザインや印刷と、そしてエイドステーション、これ途中途中で食べ物を食べるわけですが、こういったところで提供をする食事につきましては、今回、市内の飲食店の新しい取組、コロナの影響で新しい取組として始まったテイクアウトメニューや、市内の洋菓子店のスイーツの提供、サニーサイドパークでの手ぶらでバーベキューサービスなど、全て市内業者へ発注することを想定をしているところでございます。

そういった意味で、しっかりと宿毛市が安全対策していることを、全国の皆さんに見てもらって、そして広げていただきたい。同時に、宿毛市のそういった影響のあった飲食店等に、しっかりと参加、参画をしてもらいたい、そういった事業になっているところでございます。

イベントの実施に当たりましては、参加者やスタッフが密にならないよう、身体的距離を確

保し、提供する食事も個別包装、こういったことを行ったものに限定するなど、感染症対策を万全にして取り組んでまいりたい、そのように考えております。

このような事業を契機に、今後、宿毛市が実施をする事業については、このような感染症対策を徹底することで、感染リスクの低い町として、全国に、先ほども申しましたが、アピールをしていきたいというふうに考えておまして、まずは密になりにくい屋外でのサイクルイベントということで、発信をしてまいります。こういった100人程度の規模のイベント、そしてできる限り屋外、そして感染リスクの低いイベントを、いろいろなイベントをこれから企画をし、打ち上げていきたいというふうに思っているところでございます。

そうすることによって、宿毛市内に市外の方々の誘客を図り、経済の活性化をしっかりと図ってまいりたいというふうに思いますし、自分たちが補助金として出した、そういったものをしっかりと宿毛市のまちにも潤わす、そういった政策がとれるのではないかとというふうに考えているところでございます。

それぞれの担当課がいろいろ考えてはくださっていますが、議員の皆様におかれましても、ぜひそういったアイデア等ございましたら、教えていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 丁寧な説明ありがとうございました。

概要がよく分かりました。

今現在、宿毛市で自粛要請期間等に立ち上がった、フェイスブック上、モッピーというグループが、御承知かもしれませんがございます。

このグループは、店舗営業ができない飲食店

を何とか維持していこうという中で、先ほど市長の口からも、テイクアウト等のグループ発信を始めたりとかして、そうした事業者を支援するきっかけで立ち上がったグループであります。

現在、約400名にのぼる登録者数となり、各情報サイトででも、結構、注目を浴びているような、本当に名だたるような、どここの商工会議所であったりとか何とかって、全国的にも有名な取組、コロナ対策していく中で、モッピーというのが出てくるんですね。すごいなと思ったんですけども。

これやっぱり、こちらの、例えば行政側から何かしてくれというふうなものではなくて、彼らは彼らの中で、生きていくすべを見つける中で生まれてきたグループです。

そういった部分で、この宿毛、またもう一つ宿毛の最大の魅力ともいえる、職を支えてくださっている観光、宿毛市にとっては非常に大きな存在であるかと思えます。

そういった部分で、先ほど市長からもありましたように、本当に情報を、そことも情報共有をしっかりとしながら、意見を集約したり、先ほど申し上げました、こういう企画があるとか、こういうことをやりたいというものを、何か交流の場をつくって進めていくことができればなど。本当に官民一体となって、適切に、スピーディーに対応していくことができれば、一刻も早い宿毛の復興につながっていこうかと思えますので、ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。今回も、またよろしく願いいたします。

まず、いきなりですが、情報公開と文書管理について、お伺いしていきます。

いきなり、冒頭ですが、行政の情報公開の目的について、市長の考えを伺っておきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

市長の考えということでございますが、情報公開の目的につきましては、宿毛市情報公開条例第1条で規定をしておりますので、このとおりでございます。

市の保有する行政情報の公開について、必要な事項を定め、市民と市が行政情報を共有することによりまして、市民の知る権利を保障し、本市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市政への市民参加を一層推進し、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した市民全体の公正で開かれた市政の実現を図る、そういったものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 全く同感、本当に筋の通った話だと思います。

地方自治法からひも解いても、地方自治は住民の意思に基づくものであって、したがって自治体は行政情報を住民に知らせなければならないということになります。

そして、情報公開法などでも、住民の的確な理解と批判のもとに、公正で民主的な行政を推進しなければならない、こういうふうに、基本的には全く同じ意味合いの文言になっていると

思います。

そこで、言葉を逆にすれば、情報公開に消極的であれば、不正を許す、専制的な体質ということになるわけです。

そこで、宿毛市の現状を確認していきたくて思っております。

これは、川田議員が宿毛小中学校PFI業者選定委員会の議事録黒塗りは不当として、不服審査請求を行って、120か所にも及ぶ不当な黒塗り部分を開示させました。昨年末です。

そこで質問したいと思います。

業者選定委員会におけるアドバイザー、応募グループの提案した校舎の内容や、概要ですね、評価、論点がなぜこれほどまでに不当に黒塗りにされたのか、これを伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

令和元年9月及び12月議会の今城議員の一般質問にお答えしたとおりの内容でございますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） もう一度、それを文言にして言っていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 2度にわたってお答えをしておりますので、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 願いますので、もう一度、文言にして、その意味合いを、この議会の中にも、視聴者の方にも届けてほしいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 今城議員に申し上げ

ます。

今の質問に対しては、答弁されていると思いますので、同趣旨の質問になっておりますので、注意を願います。よろしくお願いします。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これは議員としての質問、要求ですので、もう一度確認したいと思えます。

よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 議場において、一般質問は受けて、真摯にお答えをしております。

同じ内容について、9月議会、12月議会で、この議場においてお答えをしておりますので、そのことについては、市民の皆様にも、議場で2回お答えしておりますので、そういった内容と全く変わっておりませんので。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） このようなところですので、私から話を続けていきます。

アドバイザーがGPMOであること、これを隠していたことは大問題であります。アドバイザー情報は、中立性、公正さを示す重要な情報であります。

今回、いろいろ思うことはありますが、深入りは、今回はいたしません。

提案された校舎設計の概要や、評価、論点は、本来なら当初から住民に開示し、選定経緯について、十分な理解と批判を仰ぐことが必要であった。次点グループ企業は、PFIの経験も豊富だった。高層階建築の校舎で、津波対策や学習活動に柔軟に対応した教室配置などが、高く評価されていた。

対して、山幸建設グループは、PFI経験がなく、SPC、つまり管理運営の形も不明確であったが、地元貢献度の期待が高く、優先企業

に選ばれた。

このような選定過程は、いまだに住民に知られていません。なぜかという、これが昨年度末に開いて初めて見えてきたからです。

住民批判を極端に避け、情報開示に消極的な市の姿勢は、大変残念であります。

そこで市長に伺います。

このように、本来、住民に知らせるべき行政情報を、なぜこれほどまで不当に黒塗りにしたのか。宿毛市が民主的行政を行おうとする意識が欠けていたからではないか、そう思うわけですが、そのことについて市長の意見をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

不当に隠しておいたわけでもありませんし、お話を聞く中で、できる限り、開示した結果となっているところを、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 個人情報、著作権にも該当しない黒塗りに、これが開いたわけですね。閉じているところは不当であるという判断が下り、開いた。120余りも開きました。

そういうことは意図的隠蔽が疑われる、そういうふうに見られても仕方がないように思うわけです。そうならないように、今後、積極的に住民に知らせるべきところは知らせるという対応をしていってほしいと思うわけです。

そういうことですが、続いて、行政情報を残していないという問題に移っていきます。

高台造成工事の増額変更において、業者が搬土経費を請求した書面公開を求めたところ、不存在と回答がありました。庁内会議の記録も不存在でした。これは高台造成工事における庁内

会議全て求めたわけですが、不存在ということで返ってきました。

なぜ記録がないのでしょうか、お答えください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

請負業者からの搬土経費に関する指摘については、契約後、初回の施工打合せの際に、口頭にて行われ、内容は、施工計画打合せ簿に記録をしているところでございます。

庁内会議の記録については、会議という形をとらない、大小様々な協議を日々行っているところでございまして、それについては、議員のほうも想像がつくとは思いますが、そういった全ての協議内容の記録作成は困難だという状況でございます。ぜひ御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 確認いたします。業者からの口頭要求、これだけと。基本的にはこれだけと受け取るとね。

それから、会議という形をとらずに、日常行っている協議の中で進めてきた。これが、協議の経過なども文言に残されていない。残されているかもしれませんが、出てこなかったわけです。それでよいと考えているのでしょうか、お答えください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをします。

先ほどと重複いたしますが、内容につきましては、施工計画打合せ簿に記録をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 打合記録、このことに

については、また後ほど聞かせてもらいます。

行政の安定性、継続性を保つために、自治体の意思表示、処理の経過などを整理し、文書等で保存しなければならない、これが法令に基づく事務処理です。

市長は、事務の統括者であります。これは分かっていますよね。市の業務の事務処理の統括者として、市長の名前が挙げられます。ということは、このような意思決定の経緯が文書に残されていないということは、ちょっとおかしいんじゃないかと思っております。

さらに、高台造成工事、変更ですね。第2回の工事変更伺い、それから契約締結の伺い、これがまさに、業者との契約締結日の11月29日に提出されています。

もう一度言います。工事を変更してよろしいですかという工事変更伺い、それから契約を結んでいいですかという伺いが、まさに締結日の11月29日に提出されています。市長決済日の記録もありません。こんな事務処理でよろしいのですか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

私が決裁した工事変更施工伺い、変更契約締結の伺いは、11月29日でございます。

手続としましては、工事変更施工伺い、変更契約締結の伺いを経て、仮契約締結となるため、問題はございません。

議員は恐らく、同日ということの問題視しているとは思いますが、経済比較等に時間を要したことや、12月議会への議案提案、そうした締切等、そういったこともありまして、短い期間内での決裁となったところでございます。

しかしながら、議員の皆様方にも事前に報告はしてはしましたが、この案件については、これまでに庁内の、12月までに協議を十分に行ってきた案件でございましたので、内容把握し

ていたこともありまして、決裁を短期間で終わることができたという、そういった内容となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） いろいろな事情があったことは、お察しします。ただし、これが正当な事務処理であったと言ってしまおうような、その流し方はよろしくありません。

これは、残念ながら、不適切な事務処理であったということを確認したいと思えます。

もちろん、決裁が行われる前に、事前に承知していなければならない、もちろん知っていましたよね。こういうことが行われていくということは、承知していたんだろうと思えます。

しかし、何のために事務手続を踏むか。まさしく歴史に残すためです。正当な決裁手続、意思決定の手続がなされたか、これではそれが見えません。正当な事務手続がなされたように見えません。

そういう意味で、不適切な事務処理があったということを確認いたします。

宿毛の伺い決裁書には、決裁日記入欄がありません。なぜでしょうか。事案終了後に処理されていても分からない、これでは不適正な事務を招く。四万十市や高知市などのような、ほかにもいっぱいそうなんです、きちっと日付を記入するべく、欄が構えられている。そのような決裁書書式に改めるべきです。是正を求めます。

次に、市長に伺います。

適正な行政手続、文書管理、情報公開について、今後の方向性と考えを伺います。

よろしく願います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 質問されたことにお答えをしまいたいと思えます。

今後の在り方につきましては、これまでもそうですが、情報公開条例や文書規定等を適切に運用しながら、行政運営をしてまいりたい、そのように考えております。

個人情報等もございますので、そのことによって、いろいろ誹謗中傷を受けているという事案もあろうかとも思いますので、そのあたりもできるだけ考慮しながら、しっかりとその中で、できる限り皆様方に公開をしていきたい、このように考えているところでございます。

まずは条例に従ってやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 条例に従って、当然そのとおりです。その前に、その条例のもとになった基本理念というのを、腹に入れてください。理念なくして規定はありません。どう読み取ることが、今後の市政に反映していくわけです。

再度、確認しておきます。自治体行政の基本理念について、再度確認します。

公正で民主的な行政にするために、行政情報は率先して住民に知らせなければならない。的確な理解と批判を仰がなければならない。その前提として、行政の意思決定の過程を適正に文書等に残す手続がされておかなければならない、これは当たり前のことです。今後の改善を求めます。

それでは、今日の本題に移っていきます。

高台造成工事にいきます。

私たちは、高台造成入札と契約について、不透明な部分が多いため、住民監査請求を行っています。設計書に27万立米もの土砂運搬が抜けていたという事実に対して、先日の監査委員の通知では、説明書の明細書に搬土が2,350立米と記載されているが、設計段階では、この程度で問題ないと判断すると書かれていまし

た。

そこで市長に伺いたいと思います。

もう一回確認します。監査委員の通知では、設計書の明細書に、搬土が2,350立米と記載されているが、設計段階では、この程度で問題ないと判断すると書かれていました。

市長に伺います。設計書には問題があったのかなかったのか、市としての公式見解を伺いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現場での施工に必要な土砂の運搬が計上されていなかったために、契約変更を行うことが必要となりましたが、入札につきましては、予定価格の算定根拠と一致した、そういった設計書でございますので、問題はなかったと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市の公式見解は、この設計書で、入札については問題なかったという見解を出していただきました。

4月19日、建設技術公社から市にメールが届いています。設計書の照査報告書が添付されて、わざわざ確認事項として、仮置き土の運搬等は不要でしょうか、とメッセージが書き込まれています。

この報告書は4月16日付で作成されたものだと思っております。市はこのメールを見たとき、公社に確認をとらなかったのでしょうか。そして、これをそのとき、どう判断したのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

今回の造成工事では、一時的に土をどこかへ仮置きすることは考えていなかったために、担当職員は仮置き土は不要と捉えていたということ

でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 一時的に置くものではないので、不要。ということは、押土で全部やり切れると判断したということなののでしょうか。

建設技術公社のいう仮置き土、これがまさに27万立米の搬土の抜かりを指し示したものだという確認をしております。これが後の問題を引き起こすことになった。

担当職員が指摘された仮置き土を確認したのでしょうか。ここをちょっと聞いておきたいです。メールが来たときに、仮置き土について確認、そのときしたのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） この件については、聞き取りのときに聞いておりませんでしたので、担当課長より答えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

建設技術公社から仮置き土について指摘を受けたことに対して、当課の職員は、搬土のことを言っているという捉え方をしておりませんでしたので、単純に不要という判断をしたということでございます。

それについて、搬土という認識がございましたので、それを追求するような質問を、建設技術公社のほうへ再度したということはありません。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。だんだんと私たちの知らなかった事実があらわれています。

つまり、このときは、搬土と全く判断しなかったということです。

ここで確認しておけば、後でのトラブルは、修正が行われて、問題が起こらなかったということになるかと思えます。

じゃあ次に進みます。

市は設計書の搬土の抜かりをどの時点で確認したのかをお知らせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思えます。

先ほどから、今までに何度も説明していることも、重複している部分ありますが、あえて言いませんので。

新たに事実が判明した部分というのはないと思えます。

請負業者から、令和元年7月25日施工打合せ時に電話がありまして、その後、都市建設課内での確認や、コンサルタント、高知県建設技術公社への問合せを経て、明確になっていったところでございます。

最初に確認ができたのは7月25日ということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） もう少し誠意を込めて答えていただきたいと思えます。

昨年8月末、私はある人物から、1億4,000万円増額されるらしいよという情報を受けました。課長のところにすぐに伺いに行きました。

課長は、確かに要求があった。必要と言われれば、抜けていたと認めざるを得ない。

経験上、押土で対応できると踏んでいた。何とか減額したい。そして、試されている気がする。市外大手に設計を受注するのがよかったのだろうか、と私に問いかけられもしました。そ

んな課長のつぶやきを記憶しています。

そこで市長に伺います。

市は27万立米の搬土の積算が含まれていない入札を2回行った。これが後の問題を引き起こすこととなります。

この入札が瑕疵であったのかなかったのか、市としての見解を聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 真実のみをお答えさせていただきたいと思います。

先に答弁したように、搬土の不足はあったものの、入札自体に関しては問題なかったと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） この設計書で入札したことについては、瑕疵には当たらないという見解であるということです。

ここで問題になるのが、1回目の落札決定取消のことで、16万円の積算ミスで疑義申立が起こり、落札決定取消となりました。

ここで、もし疑義申立があれば、これは落札決定取消になる事例なのでしょうか、ならないのでしょうか。これ確認したいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） こちらについても聞き取りのときに聞いておりませんでしたので、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

落札決定についての御質問でありますけれども、宿毛市の工事請負契約の入札に係る積算等疑義申立手続に関する取扱要綱に基づいて説明いたしますと、落札候補者に変更が生じる場合という場合には、積算ミス等があって、落札候

補者の順位が変動するということになれば、落札決定の取消しに進むということになっております。

ただ、今回の場合、全社が同じ札を入れてまして、全社によるくじ引ということでしたので、いずれにしても変動が生じる内容ではなかったかなというふうに感じております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 確かに同じくじ引でありますけれども、そこがもし差が出て変動が起こるとしたときに、条件をそろえて考えますね。

落札業者の順位が変わるときに、この27万立米というものが表に出てきて、疑義が出てきたときに、これは取消しになる事例なのかならない事例なのか、もう一回確認したいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

疑義の場合の御質問でございます。

疑義については、入札前に公表しております、閲覧にかけている設計書に含まれた内容についての疑義が出た場合には、対応するという事になっております。

ただ、事例、経験したこともございませんので、そういった事案が発生した場合は、関係機関等に確認をとって判断をさせていただこうと考えております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） このあたりが瑕疵かどうかというところは、非常に際どいですね。際

どいというか、際どくないんでしょうけれども、これで落札決定取消になる事例であったら、やっぱり瑕疵があったということになるかと思うんですね。

疑義申立てで落札決定にしなければならない事情があるということであれば、瑕疵であろうし、しなくていいという判断であれば、瑕疵ではなかった、こういう答えになるかと思うんです。

つまり、今のところは、非常に判断が難しいというところなのかもしれません。ひょっとすると。

質問を続けます。

2回の入札で、どこからも搬土の質疑がなかったこと、市はどう捉えていますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市としては、質疑は出なかったという事実でしか捉えることができませんので、質疑期間中に質疑がなかったということは、搬土の積算については、指名業者も気づいていなかったと、そのように捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 気づいていなかったんでしょうかね。私は事後に知りましたので、明細書を見れば、もう一発で分かりました。何を意味しているのかということですね。

業者がこれを見て、積算入力しますから、入力するうちに足りないよということが分かるんだと思います。

課長の、押土で対応できると踏んでいた、この証言、当然入ってないということは、状態は分かっていたんだと思います。

設計時点では、問題なしという判断、これも設計段階では問題なしと。これ、実は課長の言葉なんだと思います。監査委員は都市建設課に

確認したと言いました。

それから、公社の指摘、これは明らかにしておかなければならないという指摘だったということだと思います。

あわせて考えると、記載がないのは、初めから分かっていたけれども、問題にしていなかったという、こういうことになりますね。どの業者も同様の判断をしたということになるんじゃないか。これが、設計段階で問題なしという意味か。

問題がある部分は、残った部分は落札後に追加請求もあり得るという、こういう論議になるかと思ひます。

改めて確認します。宿毛市においては、このような事例は設計段階で問題なしと見る、これが通常の入札における判断だということでしょうか。

もう一回言ひますよ。宿毛市においては、このような事例は設計段階では問題なしと見る、これが入札における宿毛市の判断かということ、確認したいと思ひます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをします。

今城議員の持論自体が、すみません、理解できません。

お答えは先ほどしたとおりでございます。今まで答えてきたことが事実でございますので、それで判断していただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 持論ではなくて、これが次回に起こることを、当然起こるんですよ、これは。同じ事例がどんどん起こるんです。

抜けていたことが後になって確認されても、先になって確認されていても、こういうふうに分かっているながら、あるいは知らずにスルーしていったと。これは、構わないんだという線で

いくのが、宿毛の入札かと、こういう意味なんですよ。

これがあつたら、この後のずるずるのルールになっていくので、今後の管理をしっかりしていく、こういうことか材料になるかと思ひます。しっかりと判断して行ってほしいと思ひます。

貴重な材料ですよ、これは。

次の質問に移ります。

設計書の抜かりを西和コンサルタントに最初に確認したのはいつでしょうか、お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 繰り返しになりますが、質問にのみ答えさせていただきたいと思ひます。

都市建設課が7月25日に請負業者からの指摘を受け、課内で協議をした後、8月初旬に都市建設課より確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 改めて確認します。

8月初旬、西和コンサルは改めて、そのときに設計書の抜かりを確認、そのとおりでという確認はされたんですね。

もう一回お答え願ひます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答えたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 確認されたと、ずっと言ってきていますので、そうなんでしょう。

設計書の不備が確認されたのなら、市は瑕疵担保請求をしなければならぬ。これは当然の原理だと思ひます。

市長は市の財政管理を怠ったことになるのではないですか。

よろしく願ひます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

かなり、今城議員の持論と自分たちの話が食い違っていますので、自分たちの中で真実、今の状況を説明をさせていただきたいと思ひます。

設計時の成果品に、搬土についての数量の記述はなかったものの、工事の手戻り等、損害が生じたわけではございませんので、設計業者への減額請求等を行う必要はなかったと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 損益が出てないと判断した。

ある意味では、納得しにくい部分があるわけですね。設計書の瑕疵によって、市は新たに変更工事の設計を余儀なくされたということになっています。

ということは、コンサルに設計を頼んだ、そういうわけではないですよ、どうでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

設計書をつくるもとになる図面等は、コンサルタントにつくっていただきましたが、金額を算出する設計の積算等は、当課の職員が作成をしております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。

そしたら、変更工事の図面、それから当然、図面に基づく数量計算書、これは西和コンサルタントがつくったということでしょう。それに対して、市が積算を行った。

もう一回、それを確認させてください。お願いします。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

変更数量の算出についてでございますけれども、今回、経済比較をする必要がございましたので、変更の数量算定、土砂と岩の、それぞれの算定は当課の職員のほうが行っております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解いたしました。

もととなる数量などは、図面をつくって、数量調整は後で市のほうがしていくと、そういうことになるのでしょうか。

これから搬土経費要求、それからそれ以降の決定過程の確認をしていきたいと思えます。

まず、確認をしたいんです。さっきから出ている7月25日の打合せ文書です。これは、7月25日の打合せに使った文書か、それとも7月25日に業者から受けた質問を、後日、市が回答し、メール等で送った文書か、これがちょっと分からなかったので、確認したいと思えます。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

最初の打合せの際に、請負業者は施工計画書、これからこんなふうにご工事をやっていきますよという計画書をつくって、協議の最初の1回目、どこの業者も来られます。

1回目の打合せの際に、発注者側から、ここを気をつけてくださいよとか、事業者のほうも、気をつけるところ等の確認行為を行います。

話したことをまとめたものが、記録簿になります。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） すみません、込み入ったところに入っていました。

元に戻ります。

その内容に、4月25日に話したものをまとめた記録であるということで、その記録のその他の項目に、「メイン土工について、積込み、土砂運搬が入っていない部分については、見直し検討します（発注者側）」と、市の回答が書かれています。業者からの要求の文言がありません。

そこで伺いたいと思えます。

受入業者からの要求内容を、できるだけ具体的に答えていただきたいと思えます。

お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

請負業者からは、7月25日、先ほど課長から話があったときですが、この施工打合せの際に、掘削土の現場内での運搬が、設計に入っていないといった話があったと、担当者から報告を受けています。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これは、設計書の抜かりがそのまま出たということですね。設計書から読み取れる内容。

追加の運搬土量や金額、これは業者から示されていないということでしょうか。掘削したものが入っていないよという内容であって、運搬の土量や金額は、業者から示されなかったということでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

打合せの際に、土量や金額について、具体的な話があったのかという御質問でございますけれども、土量や金額についての協議というのはございませんでした。単純に設計書と現場入りに当たっての相違と。その相違点についての意見があったということでございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市長は、この要求があったことを、いつ伝えられ、そしてその後、どんな検討を行い、どんな意見が出て、どのように対処してきたのか、具体的に答えていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 記憶をしている中で、お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、都市建設課から話があったのは、8月に入ってからだったと記憶をしております。その後も担当課や、そして副市長、総務課などを交えて協議を行ってきました。

変更につきましては、先ほど話にもありましたが、金額等も含めた経済比較に時間が必要との報告があったため、対応の方向性について協議をし、大幅な増額内容を把握したことを、議員の皆様へ9月議会にて報告をさせていただいたところでございます。

そして、12月議会を見据えて、変更契約内容をまとめるよう、担当課に指示をいたしました。

その後も協議を行った上で、12月議会にて、変更議案を議会に対して提案をさせていただいた、そういった内容でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） その流れは、私も当然、知っているわけですが、これでは増額決定のもとになる実態がないわけです。誰の要求で、これは請負業者の要求と、今、話されましたが、どういう論議を経て、市が1億2,000万円の増額を決定したか。

これがおぼろげながら分かってきますが、公文書として記録を残さないといけないわけです。残さないのは法令違反に当たるということになります。これは確認しておかなければならないと思います。

ぜひ残してください。

ここで、増額の根拠を確認します。

今の発言の中でも出ている部分があるかもしれませんが。本来あるべき搬土が欠けていた、だから経費が必要と、市は言っています。そうなんでしょう。

しかし、入札業者やほかの建設関係者、県の土木政策課の職員、これらの証言でも落札金額で受けるのが原則である。できないなら再入札だという答えが、すぐに返ってきます。

これは、入札の公平性からも、誰もが納得する話なんですね。そこで質問いたします。

再入札や外部発注との比較など、法的根拠や数値的根拠を持って検討したはずなんです、その検討内容を今後、文書で示すことはできますか。そのあたりをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

価格検討につきましては、ブルドーザーでの押土と、ダンプ運搬との比較を行うとともに、岩よりも土砂を遠くに運ぶほうが経済的であるため、これらの考え方をもとに、検討を行いました。

そして、昨年12月議会、議員の皆様に対してですが、議会の産業厚生常任委員会におき

まして、資料を提示する中で、御説明もさせていただいているところでございます。

変更に関する根拠につきましては、そのときも御説明させていただいておりますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第7号の中に、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額、または工期等の変更を行うことと規定をされておりまして、建設工事請負契約書第8条の中にも、受注者は設計書の誤りまたは脱漏があれば、その確認を請求しなければならず、その事実を確認し、必要があると認められる場合は、設計図書の訂正または変更を行わなければならないと記述をされているところでございます。

また、必要ということでしたら、昨年12月議会に配った資料を、再度、お渡しすることは当然できるところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 再入札との検討とか、外部発注との経済比較とか、こういうものもやっぱり必要ではなかったかということなんです。目的の工事を最小経費で行ったという説明が、数値などの根拠をもって市民に説明できないなら、論外ではないかと思うわけです。

不正と言われても仕方がないと。私はこういうふう思うわけです。市民に対しても、議会だけでも、こういうものが必要ではないか。今からでも業者の要求の文言、それから庁内論議の内容、それから決定の経緯を文書に残し、市民に示すことを求めます。

続いて、質問内容になっていましたが、もう確認できました。

変更工事の設計、数量計算は、基本的にベースはコンサルが行って、それをもとに積算を市が行った。こういうことでよろしいでしょうか。

そして、それは特に積算、県の入力システムに入れたんでしょうけれども、これはいつ頃の時期に行ったんでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

都市建設課で8月から11月にかけてまして、対象土量の算定や、先ほどから言っている経済比較を行いまして、積算システムで変更金額を算出したところでございます。

都市建設課で8月から11月にかけて行ったということでございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それでは、積算完了、金額が出たのが大体11月ぐらいなのでしょう。か。

もう一度、そのあたり確認したいと思います。どうでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） その件につきましては、担当課長のほうで答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

最終的に、一旦、経済比較等をして積算ができたのは11月です。一旦、積算できた後、もう一度間違いがないか、確認をしました。それも11月に行っております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 昨年12月20日の産業厚生常任委員会の議事録を見ておりまして、確認しようと思っておりました。

今まで、課長と確認していたところ、自分の判断では、設計書も市がつくったのだと思い込んでいましたので、あれ、これどうなのかなと

ということで、この文書を抜き出しています。

今日伺ったとおり、コンサルが設計書をつくって、数量を、ちょっと読みますね。

結果的に搬土が抜けていた。今回、図面を書いてもらい、数量等もコンサルタントに出してもらっているが、その数量をもとに計算している。というのが、12月20日に出されています。

これで間違いないということです。

それでは、確認しますが、基本的には、コンサルの出した数量に単価を掛けて積算したものが1億2,000万円の増額変更、これに当たるんだと、こういう判断でよろしいでしょうか。

基本的には、数量を動かしたかもしれません。

ちょっとお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほどから申していますが、決めつけて、こうなんですねとかと言っていますが、聞かれたことにしか答えていませんので、その点は御理解願いたいと思います。

この件につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

これは変更数量ということでよろしいでしょうか。

変更数量については、当課の職員が図面をもとに、算定をしております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 基本的に、設計書から出された数量計算書が基本であって、そこから変わってはいけないものかと思いながら、比較して見ておりました。

変更設計書の数量と、市がつくった明細書の押土運搬の数量だけを比較してみました。同じ数値と思って見ていましたが、ダンプ運搬が1

万4,000立米増量しています。さらに、明細表の単価の間違ひも見つけてしまいました。

この市が行った、ダンプ運搬の1万4,000立米の増量、設計書の数量から1万4,000立米の増量をした書換え理由を教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） すみません、通告のときに聞き取りができておりませんので、細かい内容については、どこまで答えられるか分かりませんが、担当課で分かる範囲でのお答えになります。

通告のときに聞いておりませんでしたので、御容赦願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

今ちょっと、手元に数量の資料を持ち合わせておりませんので、今、この場でお答えすることはできません。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ここで明細表を私が読み取ると、ダンプ数量を1万4,000立米増量したが、これで金額が減額補正というか、減額に努力しているかと思えば、積込みの増量も加えると、約600万円増加します。この1万4,000立米の増加ですね。

さらに積算システムに入力すると、単価の見積り違いで、つまり2回を1回分の単価しか書かれていませんでしたので、このまま入力すれば、約1,000万円ほど予算をオーバーしてしまうはずなんです。

12月の産業厚生委員会で示された説明資料、これは別の数値が変わっていました。

ちょうどオーバーした1,000万円分を、ブルの押土の数量を減らして調整しています。

このように、根拠とすべき設計書と異なる数

値に書換えられて、結果的に、市の予算枠100%ピタリに収まった、こんなことが起こっています。これは見れば分かることです。

これについて、市の説明が欲しいですね。どうしてこのように、もとの設計書から増減が繰り返されたのかと。そして、市の予算枠100%ぴったり収まったのかということです。

お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 議長のほうで判断していただきたいのですが、通告制をとられてますよね、うちの議会。その中で聞き取りをさせていただいていない、細かい数値をもとに、うちの積算が間違っていると、この場で持論を繰り返されても、大変申し訳ないんですが、そのことについて、丁寧に答弁することはできませんので、やり方自体を少し考えていただきたい、そのように思っているところでございます。

その件につきましては、ただいま資料を持っていませんので、担当課のほうも御説明ができないという答弁でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 議長より今城議員に申し上げます。

本市議会は通告制をとっていますので、きちんと、また再度、いつも言っているように、議長に要旨を、その旨通告してください。

私のほうには、そのような通告は一切きておりませんので、この質問は続けしないでください。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 基本的に答えられないはずがないと思って、疑問が出たことについて、膨らんだことは言うし、変えることも当然あるかと思えます。

学芸会ではないですから、相手が答え、全て要求したものがということだと思えますが。

結局、この数量操作に至った経緯が、やっぱ

り文書等に残されていないといけないわけですね。それが残念です。

地方自治法の第1条に、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保證することを目的とすると書かれています。

第2条第14項には、地方公共団体は、（中略）住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。第16項には、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。第17項には、前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする、こう書かれているわけです。

本件は、今、読み上げた全ての条文に抵触するのではないかと、私は思っています。

市庁舎高台の造成のいきさつが不透明で、納得できない部分が多いので、私たちは住民監査請求を行っている。これは、ただただ公正で民主的な宿毛市政を望んでいるにすぎないわけです。

不透明で情報を残さず、事務を怠り、そんな行政行為がなされるならば、それは違法であり、無効になると思います。

今後の健全な市政を築くために、問題のある部分、問題があったと思われる部分は早急に是正措置をとっていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、1時30分まで休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時30分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 10番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに、備蓄品についてお伺いをいたしたいと思います。

農林水産省では、緊急時に備えた家庭用食品備蓄ガイドを作成をしております。その中で、日頃から最低でも3日分、できれば1週間分程度の家庭での食料品の備蓄に取り組むことが望ましいとされています。

そこで、現在、本市として備蓄品などを置いている保管場所は、市内で何か所あるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 岡崎議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市が保有している食料、水などの備蓄品につきましては、総合運動公園内の防災倉庫や、西地区防災コミュニティセンター、旧みなみ保育園、沖の島開発総合センターなど、計8か所へ分散備蓄を進めているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、答弁の中で、市内で8か所に備蓄品を保管をしているとお聞きをいたしました。この保管所8か所になった経緯について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現状の8か所につきましては、総合運動公園内の防災倉庫を備蓄の拠点といたしまして、南海トラフ地震による長期浸水等によって孤立が想定される地域におきまして、保管が可能な場所を選定をいたしまして、できる限り分散化を進めている、そういったものでございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 市内8か所、均等に分散されているのではないかと、私自身も思っ

ております。

次に、現在、整備中の高台についても、備蓄品を置く予定はあるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

新庁舎が建設される高台にも、防災倉庫を設置する予定としておりまして、備蓄品は避難者2,000人を想定した3食分の食料と飲料水を備蓄する計画としているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、市長より具体的な避難者の人数、食品数についても答弁いただきましたけれども、次に、備蓄量について、どのような災害を想定して、何人の人に何食、どのようなものを用意しているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

災害の備蓄品といたしましては、個人や世帯で3日以上を備蓄をしていただくことを基本としておりますが、発災時に、必ずしも備蓄品を持ち出せるとは限らないため、市でも最低限の備蓄をしているところでございます。

備蓄量につきましては、現在、想定される最大クラスの地震と津波による被害を想定しておりまして、対象人数は最大想定避難者数である1万4,000人の3食分の飲料水と食料を備蓄する計画としているところでございます。

備蓄に当たりましては、平成26年度から10年間をかけまして、整備する予定としており、毎年度、食料で約7,000食、飲料水で約4,200リットルを購入しているところでございます。

食料の備蓄は、フリーズドライ商品のサバイバルフーズ8,640食、そしてアルファ化米2万2,200食、加えてラスク5,960食、

合計いたしまして、3万6,800食、達成率で87.6%になっております。

また、飲料水は2万4,523リットル、こちら達成率58.4%でございますが、こちらを現在、備蓄している、そういった状況でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ただいま備蓄品の備蓄量について、お伺いをいたしました。

次に、災害で避難される方の中には、食物アレルギーを持っている方もいらっしゃいます。最近では、様々なアレルギー対応の備蓄食品も開発されており、販売されています。

本市では、アレルギー対応の備蓄品について、どのようになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

アレルギー表示の義務がある特定原材料の7品目が含まれていない食料を、1万9,300食、全体の52.4%になっておりますが、こちらを備蓄しておりますので、一定、対応はできるものと考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 一定量、アレルギー対応の備蓄品についても備えているということでございますので、了解いたしました。

次に備蓄品の賞味期限の管理や、定期的な点検、並びに将来を考えての備蓄品の準備について、どのようにされているのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

保存年限の管理につきましては、備蓄品購入時に箱の側面に品名、数量、期限を記載した管理シールを貼付し、外見からも分かるようにして、保管をしているところでございます。

また、今年度、国が導入した物資調達・輸送調整等支援システムを使用することで、より一層の備蓄物資の管理ができることとなります。

定期的な点検につきましては、半年に1回は備蓄品の確認を行っておりまして、目標数値に達成するよう、備蓄を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、賞味期限が近くなった備蓄品について、どのような利活用をされているのか、お伺いをいたしたいと思いません。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

保存期限が近くなった備蓄品につきましては、市の防災訓練などでの使用や、各小中学校、保育園などへ、防災訓練や防災学習などに使用する目的のものに対しまして、事前に調整をし、防災意識を高める活動に対して、利用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 市長より備蓄品の利活用について、お聞きをいたしました。

そこで、できれば、市民に対して、賞味期限が近くなった備蓄品について、市のホームページや広報誌などで周知して、多くの皆さんが利活用できるような方法をとっていただけたらと思えますが、その点、お伺いをいたしたいと思いません。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

備蓄品の活用につきましては、食品を無駄にしないという観点とともに、防災教育に役立たいという思いから、学校や保育園を中心に活用をしてきたところでございます。

今後は、自主防災組織を初めとする企業や、各種団体の防災活動にも幅広く活用していただけるよう、ホームページ、広報誌などを通じた周知方法について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 周知方法については、今後、検討していただけるといっていただけますので、よろしく願いいたします。

次に、現在、本市で備蓄している災害用備蓄品の整備状況について、ホームページや広報誌などで市民に対して知ってもらう機会をつくっていただけたらと思っておりますが、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

災害用備蓄品の整備状況を、ホームページ等で掲載している自治体は、高知県内にもございます。

掲載することで、市民の皆様にも、日頃から非常時のために備蓄を心がけることについて、考える機会につながるため、今後、当市といたしましても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 市長、よろしく願いいたします。

次に、乳幼児液体ミルクについて、お伺いをいたします。

大規模災害が発生した場合には、電気、ガス、水道、下水道などはしばらく使えず、数日程度は流通が機能しない恐れがあります。災害時には、いつも同じように授乳を続けることが大切ですが、ふだん粉ミルクを利用して育児をしている家庭が、粉ミルクを調乳する水、沸騰させるための熱源の確保が難しいという事態に直面する可能性があります。

乳幼児液体ミルクは、その解決策の一つとして期待がされています。乳児の栄養は母乳が基本ですが、母乳だけでは足りない場合などには、赤ちゃんの発育状況などを確認の上、母乳代替食品で補うことができます。

その一つである液体ミルクは、調乳する必要がなく、殺菌済みなので、すぐに使用することができることや、常温で保存できるのが特徴で、災害時には有用であります。

その反面、デメリットとして、粉ミルクと比較すると、割高になるとか、量の調整ができないとの問題もあります。

そこで、備蓄品として、乳幼児液体ミルクを導入することについて、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

液体ミルクにつきましては、これまでも検討をしてまいりましたが、先ほど議員もおっしゃられたとおり、粉ミルクと比較すると、価格の割高や、あと保存期限の短さなどを考察する中で、購入は現在まで見送ってきた、そういった経緯がございます。

しかしながら、先ほどおっしゃられたように、調乳用のお湯が不要で、常温で使用できる液体ミルクは、授乳者の負担軽減につながるため、今後も導入に向け、引き続き検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後の検討にはなりますが、一部、期限がきたものを、こういった液体ミルクにかえて、液体と粉ミルクと両方備蓄していくというのも、一つの方策ではないかなというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 十分検討していただ

きまして、導入のほうをお願いいたしたいと思
います。

次に、都市計画マスタープランについてお伺
いをいたしたいと思ます。

都市計画マスタープランについては、平成4
年の都市計画法改正において、市町村の都市計
画に関する基本的な方針として、新たに創設さ
れた制度で、市民に最も近い立場にある市町村
が、その創意工夫のもとに、住民意見を反映し
て定めるものとされ、以来、全国の自治体で策
定され、宿毛市においても、平成12年に20年
後を見据えてプランを策定したところでありま
す。

現在の宿毛市都市計画マスタープランでは、
公共商業施設、住宅が密集している中心市街地
と、宿毛駅を中心とした駅周辺地域を連携させ
ることにより、周辺にある丘陵住宅地や、港湾
漁港地域からの多様な土地利用を構想方針に定
め、宿毛駅東地区で土地区画整理事業を実施し、
建築を促進しております。

そこで、現在の宿毛市都市計画マスタープラ
ンが果たしてきた役割について、お伺いをいた
したいと思ます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市都市計画マスタープランが果たしてき
た役割ということでございます。

質問の中でもございましたが、平成12年9
月に策定をいたしました宿毛市都市計画マスタ
ープランは、宿毛市の都市計画に関する基本的
な方針を示したものでございまして、まちづく
りの指針として、宿毛市が目指すべき将来像と、
取組の方向性を取りまとめた、そういったもの
でございます。

また、都市計画法に規定されておりますとお
り、宿毛市都市計画マスタープランは、高知県
が定める幡多圏域都市計画マスタープランや、

宿毛市の最上位計画となる宿毛市振興計画に促
したものとなっております。

現宿毛市都市計画マスタープランでは、宿毛
新港や、四国横断自動車道の供用や整備に至ら
なかった四国西南空港の整備も見据えていまし
た。

また、中筋川ダムや高知西南中核工業団地が
完成し、土佐くろしお鉄道の開通や、その周辺
の土地区画整理事業による整備、そして高知国
体に向けた宿毛市総合運動公園の整備など、身
近な変化を刻々と肌で感じることができるとい
う環境があり、10年後の平成22年には、人口4万
5,000人を目指す、そういった内容となっ
ており、様々な各種ハード事業が実施、または
計画をされておりました。

このように、宿毛市都市計画マスタープラン
においては、20年後のビジョンを示す中で実
施できたもの、また実施できなかったものもあ
りますが、まちづくりに一定、寄与してきたも
のと、そのように考えているところでございま
す。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、宿毛市都市計
画マスタープランのどんな点を、主に見直しを
させようとしているのか、見直しの背景、目的
などをお伺いをいたしたいと思ます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど答弁したとおりでございますが、現宿
毛市都市計画マスタープランは、平成12年に
策定してから既に20年が経過しようとしてお
ります。

そのような中で、近年の人口減少や、防災・
減災対策に対する意識の高まりなど、宿毛市を
取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

また、平成30年度に庁舎移転先について御

審議いただきました宿毛市庁舎建設審議会の答申書の附帯事項におきましても、同様の理由により、マスタープランの改定が提言をされたところでございます。

このような背景から、現状に即した今後のまちづくりを計画していくことを目的として、改定を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 今、市長より宿毛市都市計画マスタープランの見直しの背景や目的など、詳しくお伺いをしたところでございます。

次に、今回見直す宿毛市都市計画マスタープランの目標年度はいつに設定をされるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

今回の改定に伴う宿毛市都市計画マスタープランにつきましては、令和22年を目標年次として検討をしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 目標年次については、令和22年ということでお伺いをいたしました。

次に、冒頭でも述べましたが、都市計画マスタープランは住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫をもとに、市民意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿を定めるものとされており、住民参加が不可欠であります。

都市計画マスタープランの見直し作業に当たっても、できる限り多くの市民参加の仕掛けを用意していただき、より多くの方々の関心を高めていくことが必要であると思えますが、現在の考えをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

都市計画マスタープランを定めるに当たりましては、都市計画法第18条の2第2項におきまして、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする規定されております。

今回の改定作業に当たっても、昨年度におきまして、無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人を対象として、郵送によるアンケート調査を行い、664人の方から回答を頂き、結果を解析するとともに、その内容を宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会に報告をし、改定作業に反映しているところでございます。

また、地域懇談会やパブリックコメントなどを予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、市民の皆様にお集まりいただくことが難しい状況も想定をされます。

今後は、状況を見極めながら、策定委員の皆様とも協議し、できるだけ市民の御意見を賜ることができるような仕組みを検討しながら、進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど市長から答弁がありましたけれども、市民の意向が反映されるような、そのような仕組みづくりをしていきたいということでございますので、十分その点は注意していただきながら、新しい宿毛市都市計画マスタープランを策定していただきたい、そのように思っております。

次に、都市計画マスタープランの実現化について。

実現化への方策を考えるに当たっては、現在の宿毛市都市計画マスタープランについて、達成されているところとそうでないところをしっかりと検証していただく必要があるかと思えます。

そこで、現在の宿毛市都市計画マスタープラン

ンが平成12年に策定されてから約20年近く経過していることになりませんが、マスタープランどおり、まちづくりができているところと、立ち後れているところ、また全く方向転換がされているところなどについて、お伺いをいたします。

また、達成できていないところがあるとしたならば、その理由は何なのか、それを今回の見直しでも載せていくのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、宿毛市都市計画マスタープランに計画されているとおり、実施できたものとしたしましては、宿毛駅周辺の土地地区画整理事業や、宿毛市総合運動公園の整備などがあります。

また、計画しながら進んでいないものとしたしましては、都市計画道路の見直しなどがあります。

そして、全く方向転換がされているものとしたしましては、四国西南空港の整備構想が挙げられます。

なお、達成できなかったことの中で、目標人口を4万5,000人目指すという項目がありますが、現状は人口が2万人を切るような、そういった状況になっているところでございます。

新たなマスタープランでは、減少が想定される人口ビジョンを見据えながら、効果的なまちづくりを計画できるよう、改定してまいります。

また、達成できなかったということではございませんが、現都市計画マスタープランにおきましては、防災に関する項目が少ない内容となっておりますので、新たなマスタープランでは防災対策につきましても、しっかりと計画してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長の答弁の中で、都市計画道路について説明が、若干ありましたけれども、この点について、少し詳しく質問をさせていただきたいと思います。

都市計画マスタープランの中で、都市計画道路について述べられている項目があります。

都市計画道路は、昭和27年の決定からスタートし、決定後、68年を経過している路線があります。整備が完成している、または整備を進めている路線区間もありますが、まだ未着手の路線区間もあります。

今回、宿毛市都市計画マスタープランを見直すに当たり、未着手の路線区間については、今後、どうされていくのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

都市計画道路の見直しにつきましては、昭和27年に都市計画決定されたものが、その後ずっと私権を制約しながら、計画し続けてきた、そういった経過があり、指定を外す動機づけが整理できておらず、見直しに着手できていませんでした。

しかし、社会情勢の変化などから、この問題につきましても、今後整理していく必要性を強く感じておりますので、今回のマスタープランの改定でも、都市計画道路の見直しについて、検討してまいります。

なお、具体的な見直しにつきましては、マスタープランを改定後、宿毛市都市計画審議会に諮る中で、整理をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長より改定後に審議会を開いて続けていくのか、そこで

やめていくのかということをお答えいただきました。

68年経過しているところでもございますので、多分もうできないであろうというところは多々あるかと思っておりますけれども、十分検討していただきたいと思っております。

最後に、宿毛市の今後20年を見越した宿毛市都市計画マスタープランについて、これからの宿毛市の将来像をどう描いているのか、どのように新しいまちづくりをしていくのか、明確なビジョンがあればお示しいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高速道路の延伸や、急速な人口減少、そして東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨などの経験をもとに、取り組んでいる防災対策など、本市を取り巻く状況は、ここ数年で大きく変化をしてきたところでございます。

マスタープランでは、今後20年先を見据えたまちづくりを計画していくということになりますので、その間に南海トラフ地震が発生してもおかしくはございません。

このように、大規模な災害が発生しても、迅速に復旧復興できる、そのようなまちづくりについて、平素から取り組む、事前復興の観点も盛り込んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

市民の皆様が、この宿毛市で働き、暮らせるという当たり前をしっかり守っていく。そのために必要となる未来像を、現在、改定している宿毛市振興計画とともに、この都市計画マスタープランにおきまして、市民の皆様にお示しをしていきたい。目に見えるような形にしていきたい、そのように考えておるところでございます。

先ほど来お話をさせていただいたように、やはりこのマスタープラン、市長一人で作るものではございません。市民の皆様と一緒に、議員の皆様からいろいろな御意見を頂く中で、しっかりとした計画をつくり、そして市民の皆様に見える形でお示しをさせていただき、その姿をもとに、希望を持って、計画的にこの宿毛市で暮らしていける、そんなまちづくりにつながればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） どうも、市長ありがとうございました。

ぜひ目に見える形にさせていただきたい、そのように思っておりますし、市民参加型の都市計画マスタープランにもしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、10分休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12番、松浦でございます。

質問に入ります前に、今回のコロナウイルスの感染により亡くなられた皆さんに、心から哀悼の意を表します。あわせて、今も病院等で治療を受けている皆さんの、一刻も早い回復をお祈りします。そして、医療の最前線の現場で、昼夜を問わず頑張っておられる医師や看護師を初めとする医療関係者の皆さんに対し、深く感謝を申し上げますとともに、敬意を表します。

頑張っていたきたいと思います。

宿毛市においても、中平市長を先頭に、市民の健康と生命を守るために、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ取組に対し、日夜御奮闘されていることに対し、心から敬意を表します。

また、日常の業務に加え、特別定額給付金等の業務が加わり、多忙な毎日の仕事に励んでいる職員の皆さんにも、心から感謝を申し上げます。

市内での感染状況は、現時点では一応、落ち着いてきた感がいたしますが、いつでも、どこでも、誰もが感染するリスクがあるといわれているのがコロナウイルスであります。

市民の皆さんにおいても、油断することなく、引き続きマスクの着用や3密を避けるなど、感染防止対策を講じていかなければなりません。

政府は、約31兆9,000億円に及ぶ今年度の第2次補正予算を成立させました。その中で、今回はコロナの感染者の医療機関で働く医者や、看護師の皆さんへの医療金支給も含まれています。

また、自治体に対する臨時交付金も、2兆円が盛り込まれています。いつもの日常の生活ができることを、切に望んでおるところでございます。

それでは、通告いたしておる問題について、市長並びに教育長に対して、一般質問を行います。

まず、初めは、市有財産の管理と、片島公民館の問題についてであります。

片島公民館建設という古い話を質問させていただきますが、この問題は、現在、進行形でもありますので、あえて質問することをお許しを頂きたいと思っております。

宿毛市は、本年度の当初予算において、片島公民館の解体工事費として2,795万1,000円が計上され、可決をされています。宿毛

市が解体費用の全額を負担する理由は、昭和53年に建設されたものであり、築41年が経過し、老朽化が進んでいる。あわせて耐震性もなく、改修が必要となってきたことを挙げられています。

そして、片島公民館の建物は、宿毛市の所有する建物であるために、その解体費用については、宿毛市が負担しなければならないとしています。

私は、3月議会の中で、この問題について疑義を感じましたので、議案質疑をした経緯がございます。そこで、この問題について、以下、教育長に何点か質問をいたします。

まず、1点、片島公民館の建設に至った理由、並びにその建設の目的は何であったのか、お示しを頂きたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、12番議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、片島公民館の建設に至った理由についてでございます。

片島公民館は、昭和33年に宿毛市の公民館条例に市立の公民館として位置づけられ、昭和35年には市立の公民館分館として位置づけが改められているところでございます。

その後、施設の老朽化が進み、地区の要望によりまして、昭和52年に社会教育施設整備費補助金を活用いたしまして、現在地に建設をされたものでございます。

公民館の建設の目的でございますけれども、区域内の住民のために、実際、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すると、そういったことを目的に整備をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） なかなかすばらしい目的をもってやったということで、その分については、疑義を申すとかいう部分ではございません。

それでは、質問いたしますが、建設費用は幾らであったのか。片島地区の有志の皆さんからの寄附もあったとお聞きますが、その内容について、まずお示しを頂きたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、12番議員の再質問にお答え申し上げます。

片島公民館の建築工事費につきましては、昭和52年度の一般会計歳入歳出決算を確認いたしますと、総額で6,350万円となっております。財源の内訳につきましては、国庫補助金、先ほど申しあげました社会教育施設整備費補助金でございますけれども、国庫補助金が1,300万円、一般財源が5,050万円となっておりますけれども、その一般財源につきましては、全額が片島公民館建築事業寄附金を受け入れたものとなっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、国庫補助金が1,300万円、そして片島公民館建設促進同盟だろうと思っておりますけれども、寄附が5,050万円、合わせて6,350万円がこの建物が建ったということであります。

しかし、私が今までお聞きする中で、建設に当たっては、補助金と寄附金で賄われてきたために、宿毛市からの実質的な財政負担はなかったとの説明を受けてまいりました。果たしてこのような説明はいかなるもののでしょうか。

昭和54年3月議会で、当時の林市長は、備品購入相当額について、宿毛市が補助しようとする予算1,100万円を計上し、備品を購入

されてきております。

この備品費1,100万円は、片島公民館建設に伴う経費ではないでしょうか。私としては、これまで宿毛市からの持ち出しがなかったとする説明は違うのではないかと思います。このことについて教育長としてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

御指摘の昭和54年度予算の公民館費におけます負担金補助及び交付金1,100万円についてでございますけれども、片島公民館建設促進同盟会に対する市からの補助金として、支出をされているものでございます。

議員も御指摘がございましたけれども、公民館建設に伴う備品購入と思われましてけれども、あくまでもこれは、市から片島公民館建設促進同盟会に対する補助金でございますので、片島公民館の建設費として位置づけることは、適当ではないのではないかというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、私が先ほど申しあげましたように、片島公民館を建てなければ、改築しなければ、この予算は要らなかったわけでしょう。と私は思うがですけれども、そういう面で宿毛市からの財政負担は、片島公民館を建設に伴う中で発生をしたということで、私は理解をするわけですがけれども、再度、答弁をお願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

市から片島建設促進同盟会への補助金1,100万円についてでございますけれども、どう

いう経緯で1, 100万円が市から同盟会へ補助金として支出することになったのかということにつきましては、我々も確認をいたしましたけれども、その部分は確認に至ってはおりません。

先ほど御答弁申し上げましたように、片島公民館の建設に当たって、関連をしてということであろうとは思いますが、明確にこの場で、公民館を建設したために発生したものだというふうには言い切ることはできませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 私が冒頭申し上げましたように、大変古い話を出して、申し訳ないという部分がございますけれども、私の認識としては、そういう認識をしておるということを披露しておきたいと思っております。

そしたら、1, 100万円を用いて購入したであろう備品についての管理については、今回どのように管理されておるのかについてお伺いしても、答弁はなかなか難しいかなと思っておりますけれども、分かる範囲でお願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

片島公民館建設促進同盟会に寄附をした1, 100万円について、備品に充当されたであろうという御指摘でございますけれども、何回も申し上げますけれども、同盟会に対しての補助金でございます。その備品が市に寄附をしていただいて、市の備品台帳等に、当然、掲載すれば、市の管理として、しっかりと市のほうが管理をするということになりますけれども、あくまでも同盟会に補助金として、同盟会がどういった内容のものを購入をされて、管理をされてきたか。特に、先ほど議員も御指摘のように、

40年以上前の話でございますので、私どものほうでは把握をできていないということがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 続いては、一般的に、常識的に考えた中での質問をさせていただきます。

この土地は、片島区が所有する土地であるということには間違いのないと思っておりますが、宿毛市が所有する土地でもない、その場所に建設をするとすると、宿毛市は片島区に対して、土地の賃借料を払わなければならないのではないかなというふうに思います。

一方、公民館の分館として建設された建物の所有者を宿毛市にすると、片島区は宿毛市に対して、会館の使用料を納める必要が生じるのではないかなというふうに思います。

また、片島区は、建設されてきたこの建物は、公民館の分館というよりは、事務員を配置するなど、片島地区自らの建物であるがごとき、区長場として占有し、使用しているのが実態ではないでしょうか。

このことについて、教育長の所見を求めます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、片島公民館に関しまして、これまで土地の使用料の支払い、及び公民館の使用料の徴収については、ともに行っていない状況でございます。

このことにつきましては、当時の賃貸借契約等の書類が確認をできませんでしたが、以前より、片島公民館の分館長を片島の地区長に委嘱してきた経過、経緯がございまして、そういった経緯から、片島区が公民館の一部に、事務所として活用をし、施設管理費や光熱水費などを、片島区が負担をする中で、管理をして

きた経緯もございます。

土地の使用料や会館の使用料が、そういったことで相殺をされているのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） そういう面で、財産管理の部分が非常におろそかであるというふうに思われてなりません。しっかりとした契約になるように、契約を結ぶ中で管理をするべき財産であろうかというふうに思いますので、今後の対応について、よろしくをお願いします。

そしたら、いつ頃から片島区が区長場として使用しているか、これについても、分かりますかね。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

いつ頃から片島区の区長場として使用しているのかとの御質問でございますけれども、時期の断言はできませんけれども、昭和33年に片島公民館が公民館として指定をされた、その当時からではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 私の認識としては、改築をした53年からだというふうな認識をしておりましたので、それより以前の問題であろうと思います。

片島区の令和2年度の通常総会の資料がここにあるわけでございます。公民館の使用料として28万8,000円が片島区の収入として計上をされております。まさに片島区の財政の一翼を担っています。

本来、宿毛市の所有する建物である公民館等の使用料については、宿毛市の収入として、宿毛市に対して納めるべきじゃないかと思

が、どうしてこのように片島区の収入となるのか、御説明を頂きたいと思

私の認識の中で、41年間ぐらいという認識をしておりましたが、その数、ざっと計算しても1,000万を超える金額になろうかと思いますが、そこらあたりについて、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、使用料につきましては、市の施設である以上、宿毛市に納めるのが本来の形であるかもしれませんが、当時の書類が確認できません。

先ほど申し上げましたように、その一方で、施設管理について、費用も含めまして、片島区が行ってきたということもございまして、その経緯を明確に申し上げることはできませんけれども、現状、そういう取扱いになっているのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 何回も繰り返しますが、大変古い話で、経過がしっかりと分かってないという部分がございますので、答弁についても、なかなか難しい答弁かなというふうに思いますけれども、御苦労さまでございます。

それでは、あと二、三点お聞きします。

片島公民館のように、土地の所有者と建物の所有者が違う公共の建物は、市内においてほかにはないと思

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

土地の所有者と建物の所有者が異なる公共の建物等、確認をいたしましたところ、小規模なものでは、防災倉庫や、あるいは公衆トイレ等がございます。

一方、片島公民館のような規模の施設につきましては、大島公民館が該当するものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 大島公民館が残っておるとい部分ですけども、大島の公民館についても、片島公民館と同じような対応をされておるといふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

大島公民館につきましても、管理は大島区のほうに行っていただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ぜひ、指摘をした分について、是正すべきは是正をする、早急な対応を求めておきたいと思っております。

片島公民館、先ほど教育長が建設に至った理由等については、るる説明されましたけれども、公民館の分館としての位置づけを行っておると。

そうならば、公民館の、分館としての仕事はどのような業務をこなされておるのか、説明を求めます。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

片島公民館の分館としての事業についてでございますけれども、本館の中央公民館同様、市町村、その他一定区域の住民のための事業ということで、例えば社交ダンスやオカリナ教室な

どの貸館事業でございますとか、いきいき100歳体操やミニデイ、市の健康診断、地区のまつりなど、各種事業において活用をいただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） そういう意味で一定、利活用されておるとい部分は理解するわけです。

最後の質問に移ります。

分館長には宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償関する条例において、公民館分館長の報酬として月額報酬は1,000円とあります。年額にすると1万2,000円になります。

この報酬は、まさに分館長個人に支給されるべき報酬であります。

このように、月額1,000円という非常に少ない報酬であります、分館長としての任務はどのようなものであるのか、まず一つ伺います。

あわせて、分館長への報酬の支払いについては、どのような方法で行われているのか、お伺いいたします。

後で質問をいたしますが、地区長報償費と同じく、この分館長の報酬が全額片島区の会計に入っています。このことについても、どのように思っているのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

分館長の任務についてでございますけれども、公民館長同様に、公民館の行う各種事業の企画実施や、必要な事務を総括し、運営管理に当たるものと考えております。

また、分館長報酬の支払いにつきましては、これまで片島地区長口座に振り込みがなされて

おりましたけれども、本市監査委員の指摘を受けまして、令和元年5月分以降については、分館長の個人口座に振り込む形で支払いを行っているところでございます。

なお、その報酬が片島区の会計に入っているという部分につきましては、申し訳ございませんが、答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 最後の分、答弁なかなか難しかったかなというふうに思います。

昨年の5月から、支払い方法については、従来の地区長への口座から、個人の現区長宛の口座に変更されたということでございます。

何回も言いますけれども、古いような話ではございますけれども、まさに現在進行形、聞けば大島の公民館も同じような取扱いという部分でございます。片島区については、近々解体という部分で、宿毛市の財産としての建物でありますけれども、建物がなくなるということでございます。

しかし、大島区は、まだ依然として残るわけでございますので、市有財産の管理という部分も鑑みて、ぜひしっかりとした対応を求めておきたいと思います。

それでは、区長報酬費について、お伺いいたします。

市長として、地区長の任務及び役割について、どのように受け止めているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

行政から地区住民への情報発信、市の事業に関する連携調整、市主催行事への協力参加など、市と住民とのパイプ役としての役割を担ってい

ただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

そういうパイプ役というような部分、広報の配布とか、いろいろな部分あるわけでございまして、そうした地区長さんに対して、本年度も宿毛市として1,386万円が報酬費として計上されております。

この報酬費については、各地区での対応がばらばらであり、これまでも問題を提起をしてきた経緯があるわけでございます。

これまでの議論の中で、近隣の市町村は自治会への支給となっておるが、宿毛市としては、この報酬費については、地区長個人に支給されているとのことであります。

地区長報酬費の算出については、均等割と戸数割とでもって算出されておるということでございます。しかし、地区長個人へ支給されるべき報酬費は、地区の会計に計上されておるという事実もあるわけでございます。

先ほど、報酬費については、地区長に支給されているといわれておりますけれども、この報酬費が地区の会計に入っておるということになると、地区長個人に支給されていないののではないかなという感があるわけでございます。

各地区長報酬費の各地区長さんへの支給については、先ほどの報酬と同じく、どのような方法で行われているのか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地区長報酬費の支給方法につきましては、各地区長に年に2回支給しております。一部の地区を除き、現金支給となっているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) 今、答弁の中で、一部の地区と言われましたけれども、一部の地区には、現金支給と別に、どういう方法で支給されているのか、お伺いします。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) 答えをいたします。

指定の口座のほうへ振込をしているということでございます。

以上でございます。

○議長(野々下昌文君) 12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) 指定の口座に入金をする。一部の地区と言われましたけれども、地区名は言えませんか。

市内で何か所あるのか。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) 答えをいたします。

1件のみだそうでございます。個人名の口座のほうへ振込をしているということでございます。

○議長(野々下昌文君) 12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) 1件だけ、地区長の口座に振り込む、それは相手の理解もあってもことだろうと思います。

次は、源泉徴収について、お伺いをいたします。

先ほどの公民館分館長報酬については、源泉徴収をされ、分館長に支給されていますが、地区長報酬費については、源泉徴収されていないのではないかと思います。地区長個人に支給されているのであれば、当然、地区長個人の所得となりますので、宿毛市として、源泉徴収をして支給する必要があるのではないかと、私としては考えております。

そこでお伺いいたしますが、どうして宿毛市としては、源泉徴収をしないで各地区長さんに支給されているのか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) 答えをいたします。

地区長報酬費につきましては、以前、税務署にも確認をした経緯がありますが、地区長報酬費に対する所得税の源泉徴収は必要ないという回答を受けているということでございます。

○議長(野々下昌文君) 12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) この地区長報酬費、地区戸数、先ほど言いました均等割と戸数割ということで、戸数割でも、太いところになると年間100万を超えるところも出てこようかというふうには思います。

そうなる、地区長さんの所得ですね。個人に支給するのだから。それについて、宿毛市としてどうかということは、源泉徴収は今、税務署に聞いたとしてもよいというお話ですけども、所得として個人に入ったお金を、追跡はできないわけですね。あと、自分が確定申告をするかどうかにかかっていると思いますけれども、そこらあたりまでの管理はできないということですか。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) 担当課長のほうから、答えをさせていただきます。

○議長(野々下昌文君) 総務課長。

○総務課長(桑原一君) 総務課長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

地区長報酬として、年2回、基本現金支給で地区長さんのほうに支給させていただいておりまして、それは答弁にもありましたように、税務署から源泉の必要はないということで、その後は、個人のほうで確定申告等をしていただくことになると思います。

それに関して、後追い調査等は、一切、こちらのほうではしておりません。

○議長(野々下昌文君) 12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) ということは、あと

は自分で勝手にしなさいということですが、この所得、地区長と言われても、戸数の少ないとこと、大きいとこと、雲泥の差があると思います。

そういう面で、地区長さんに対して、今後の所得の取扱い等についての周知はどのようにされていますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） その点につきましても、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、松浦議員の再質問にお答えします。

特に毎年のように、これについての取扱いをお願いしますというものではございませんが、今後、御指摘を受けまして、きちんとした取扱いにさせていただくように、地区長様方のほうにお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 私もいろいろ、これまで申し上げましたけれども、改善すべきがあるとすれば改善を図って、先ほどの問題と一緒にございますので、ぜひ改善すべきは改善をしていただく。そして、疑義を持たれないような取扱いにさせていただきたいというふうに思います。

次は、新型コロナウイルス感染防止対策について、お伺いいたします。

この問題については、午前中の三木議員の質問の中で、経済的な分野についてを中心としながら、質問があったかと思っておりますけれども、角度を変えて質問をさせていただきます。

本当に毎日、御苦労さまでございます。

それでは、この問題について、以下質問をいたします。

今回のコロナ感染症の感染拡大により、医療関係者等の感染症に対する業務の危険手当、つまり特殊勤務手当の額が余りにも低過ぎることが判明いたしました。

総務省は、人事院規則を改正し、手当額を3,000円から4,000円に引き上げるよう、改正されます。そして、その通知の中で、各都道府県においては、それぞれ県内の市町村に対しても、速やかにこの旨、周知をいただきたいとされております。

そこで、お伺いいたしますが、宿毛市の特殊勤務手当の内容はどのようになっているのか、まずお伺いをいたします。

あわせて、宿毛市としても、今後のコロナ対策を考えると、総務省の通知を真摯に受け止めて、通知どおりに改正すべきではないかと考えますけれども、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例には、感染症患者の移送に従事した職員に、衛生手当といたしまして、日額1,000円を支給するにしております。

人事院規則の改正による特殊勤務手当の特例は、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機、もしくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち、人事院が定めるものの内部またはこれに準ずる区域として、人事院が定めるものを作業場所の要件として、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業を対象として支給されるものでございます。

しかしながら、全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、地方公共団体におきまして、病院や宿泊施設等での患者収容の増加が見

られる中、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と、極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たることとなる病院や宿泊施設等の内部、並びにこれらの施設への移送時の動線上及び車内についても、作業場所の要件に該当し得ることを踏まえ、地域の実情に応じて、各地方公共団体に対し、適切に運用するよう、そういった通知があったところでございます。

内容については、そのような状況でございます。

宿毛市におきましては、へき地診療所が感染の危険性を有する作業場所と想定されますが、感染症指定医療機関や入院協力医療機関に従事する職員の感染リスク等と比較検討した結果、現行の職員特殊勤務手当に定める衛生手当として、月額1,000円を支給する運用を、今後行っていきたい、そのように考えているというのが、今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 総務省からそういう通知が出されたことについては理解をするけれども、実際の問題として、宿毛市沖の島の診療所以外には該当はしないと。

確かに、宿毛市にも県立幡多けんみん病院があるわけですが、職員は県の職員ということでございます。そうすると、次の2つの質問は飛ばさせていただかなければいけません。

総務省がいろいろ、そういうコロナの対策、こういう部分でも、一つでも今度の地方交付税ですか、特別地方交付税ですか、そこらあたりを活用した中で、真剣にこの問題についても考えていただきたいというふうに思います。

次は、ごみ処理問題について、お伺いをいたします。

感染症で入院治療されている医療機関から出

されるごみは、感染性廃棄物として、安全上の厳重な取扱いが求められていることは、御案内のとおりでございます。

しかし、その一方で、それ以外の場所から出されるごみは、感染性廃棄物に該当しないとしています。つまり、通常的生活ごみと同じ扱いとなっておりますのでございます。

今回の新型コロナウイルスは、症状がはっきりあらわれにくく、自分がコロナウイルスに感染しているかどうか分からない方も多くいることであります。そのために、普通の家庭から出されるごみの中に、コロナウイルスに感染した廃棄物が混入している可能性もないわけではないと思います。

そのために、生活ごみを収集処分する労働者の皆さんは、コロナウイルスへの感染の危険性を感じながら、日々不安の中で日常の収集業務等に従事している状況であるわけでございます。

そこで、増額される地方自治体に対して、臨時交付金を活用するなどして、ごみの収集処分する労働者の皆さんに対して、危険手当を創設すべきではないかと考えますけれども、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、すみません、少し答弁の修正をさせていただいたらと思っております。

地区長報酬につきまして、1件、口座振込をさせていただいているということで、個人の口座ということで答弁をさせていただきましたが、確認不足で、地区の口座のほうに1件、振り込みをさせていただいておりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお祈りします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 続いて、松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、ごみ収集業務、危険じゃないかというお話でございます。

増額される臨時交付金を活用し、ごみ収集業務に携わる方々に対する危険手当の創設を行うべきではないかという内容でございまして、今般、報道でも報じられておりますように、議員もおっしゃられましたように、ごみ収集業務に携わる方々におきましては、じんかい収集車にごみを積む際に、ごみ袋が破裂をし、ごみが周囲に飛び散ることなどのよる感染リスクがある中、日々、業務を継続していただいております、この場をお借りして、本当に感謝を申し上げたいというふうに思っているところでもございます。

このような中、ごみ収集を行う方々には、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用であるとか、車内の換気、そして消毒、手洗い、手の消毒、そういったことを、できる限りの対策を実施をしていただいているところでございます。

松浦議員からの御提案のありました手当の創設につきましては、今後、臨時交付金の活用を協議していく中で、社会情勢、他の地域のことも踏まえながら、検討をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） それこそ前向きに検討をお願いいたします。

次は、これは新聞であったわけですがけれども、新聞報道によると、お隣の四万十市は、出産に臨む妊婦さんを支援する取組として、妊婦特別給付金を設けると発表いたしました。

御案内のとおり、特別給付金の対象者は、4月27日時点で住民基本台帳に記載されている方が対象であり、これ以外は対象外であるということでございます。

先ほどの答弁の中で、市長も言われました、宿毛市の人口は2万人を切るのもあと僅か、まさに子供は宿毛の宝であります。

そして、妊婦さんが安心して子供を出産できるように、少しでも支援を考えるべきではないかと思っております。

宿毛市としても、四万十市が示す妊婦特別給付金を創設する考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

四万十市の取組でございます。本市としましては、現在のところ四万十市のような妊婦特別給付金の創設は考えてないところでございます。妊婦の方々に対しましては、妊婦期間中の感染予防を図り、安心して出産を迎えていただくことを目的に、マスクを一人当たり50枚配布しているところでございます。

これは、市民の方々から寄附を受けたマスクを活用させていただいている現状でございます。

今後は、新型コロナウイルス感染症に関する国や県の動向を注視しながら、子育て世帯、包括支援センターを中心に、感染症や妊婦経過等の情報提供を積極的に行うことで、妊産婦の方々が安心して出産または育児が行えるよう、不安の軽減に努めるとともに、次世代を生み育てる妊婦の方々や、生まれてくる子供たちの健全やかな成長に必要な支援を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

これについても、いろいろと検討しておりますので、何も考えていないということではなくて、妊婦の方々、そして生まれてくる子供たちにとって、どういうふうな支援をすべきかというのを、今、つくり上げようとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ごみ収集車への危険手当の問題、そしてまた妊婦特別給付金の問題、提案として申し上げるところでございますけれども、ぜひ、市民に優しい、中平市長として、前向きに検討して取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後は、津波避難タワーの整備について、お伺いをいたします。

宿毛市は、本年の3月に津波避難計画を改定いたしました。その中で、避難困難地域解消対策として、市内に2か所の津波避難タワーの整備を図るとしてあります。今議会にも、津波避難タワー建設設計委託料として2,768万7,000円が計上されております。

私としては、津波避難タワーの整備を求めてきた経緯があり、このことについては、全く異論はありません。

この津波避難タワー整備の問題について、先日、駅前町の近くに住んでいる方で、よく子供さんと駅前公園を利用しているという若いお母さんから電話を頂きました。

その若いお母さんが話すには、駅前公園に津波避難タワーを建設するとの話を聞いたが、何とか公園をなくさないでください。よろしくお願いします。という内容であります。

そこで、以下質問をいたします。

住民への説明会を考えているとのことでありましたが、その開催状況について、お伺いをいたします。

そして、この住民説明会の中で、市民の皆さんからどのような意見が出されたのか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

津波避難タワー建設に係る対象地域への説明会につきましては、今年4月下旬の実施を計画いたしまして、地区文書により、案内を送付し

ておりました。

しかしながら、御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、4月15日に宿毛市非常事態宣言を発出する中で、収束時期も予測できないことから、やむを得ず中止をしたというところでございます。

一方、南海トラフ地震は、今後30年以内に70から80%の確率で発生するといわれておりまして、津波避難対策は一刻も早い取組が必要な状況でございます。

また、議員の皆さん御承知のとおり、財源といたしまして、市の実質的な負担を軽減できる緊急防災・減災事業債が令和2年度までの期限であることから、この起債を活用するためには、今年度中の工事着手が必要となっているところでもございます。

こうした状況から、対象地域の各区長と協議をさせていただきました。そういった協議をする中で、文書配布により、津波避難タワー建設についての説明を行うこととしたところでございます。

あわせて、対象地域の皆様から御意見を頂くため、アンケートを実施いたしました。アンケートでは、タワーに望む設備や、建設に関する不安事項、そのほかタワーについての自由記載を頂くものといたしたところでございます。

対象地域854世帯のうち、143通の回答を頂きまして、設備につきましては、備蓄倉庫、そしてスロープ、ソーラーライトのほか、トイレを望む声が多くあったところでございます。

建設に関する不安事項といたしましては、騒音が18件、日照に関するものが13件、プライバシーに関するものが21件となっているところでございます。

自由記載の主な御意見といたしましては、早期着手、早くつくってくれという早期着手を望

む声が8件、平時のタワー開放など、日常的な活用の御意見が4件、駅前公園の建設について、公園の存続を望む声が4件、先ほど議員のおっしゃった意見と同様だと思います。

そして、別の場所での建設を望む声が3件となっております。

また、建設に反対の御意見としては1件ございまして、こちらにつきましては、タワーではなく、建物に避難をしたいというものでございました。

全体的に津波への危機感、避難の重要性について、切実なそういった御意見が多く、タワー建設や避難に関する啓発活動の参考にさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ここでもコロナの影響をまともに受けておるといことで、しっかりと住民からの意見を聞く機会が、アンケートという形しかとれない、非常に残念でならないわけでございます。

先ほども言いました、市内2か所のうち1か所の整備場所として挙げられておるのは、先ほど触れました駅前町にあります公園に整備しようとしているものであります。

この公園には、私もよく通るわけですが、滑り台やブランコを含む遊具が設置されており、多くの子供や市民に親しまれているのであります。

宿毛市として、数少ない公園の一つであります。

津波避難タワーを整備することにより、公園をなくするのではなく、ほかにも宿毛市が所有する適地があると考えます。

昨年3月議会において、私が提起をした新田の市有地のほうが適地ではないかと考えます。

先ほども申し上げましたように、建設することには異論はございませんけれども、建設場所について、子育て中の皆さんの声をくみ取り、先ほど、アンケートの中でも僅か4件でありましたけれども、あったということでございます。

そういった面で、現時点で再考はできないものかどうか、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、津波避難の原則といたしまして、津波が届かない、そういった場所まで逃げること、これが原則でございます。

津波避難タワーは、避難時間やその人の体力に余裕がない場合には、非常に有効な施設ではありますが、その一方、直接、津波を受けることや、想定以上の浸水深には対応できないという、当然でございますが、建物も一緒ですが、そういったリスクがあるところでもございます。

駅前公園の津波避難タワーにつきましては、海岸域、海のほうから高台へ避難をする中間といたしますか、途上に設置することで、より安全な高台を目指しながら、状況によっては、要するに間に合わないというふうに判断した場合には、タワーへの避難も可能となることから、最適地として選定をしたものでございます。

この件については、当初からそういった御意見ございましたし、多くの時間を割いて、担当者、それからコンサル会社含めて協議をしてきたところでもございます。

そういったところで、最適地として、現在のところ選定をしたものでございます。

なお、駅前公園の存続に関する御意見は、先ほど言ったように、アンケートでも頂いているところでもございまして、また、私のほうからも、当初から担当課のほうにも話をさせていただいている案件でもございます。

タワーを設置しても、公園としての機能が残るよう、避難場所としての機能との共存、もっといえば、避難タワーをつくることによって、より多くの方々がその公園を利用できるような、そういった形にできないかということを考えながら、できる限りの工夫をして、建設していきたい、そのように考えているところがございます。また多くの御意見頂きながら、より皆さんが親しみやすいというのは、余り適切な言葉ではないかもしれませんが、日頃から避難タワーを、違った意味でも利用できるような形でのタワー建設に向けて取り組んでいきたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 駅前公園、現在の駅前2号公園かな、1,600平米以上あるということで、その半分あれば、十分に避難タワーができるということもあるわけでございます。

今の公園を見ますと、半分ぐらいが遊具とブランコを置いて、半分ぐらいが農地みたいに、木が3本生えて、農地みたいな部分があるわけですけども。

そういうことで、今、市長が、思いとして伝えられた部分を参考にしながら、そしてまた、あそこの地区は、地区の集会所というか、そういう、私のところにも以前、新田のある地区の役員の皆さんから、100歳体操をしたいが、集まる場所がないということで、ほかの地区の老人クラブに入った経過もあるようでございます。

そういう面で、どこまで多目的かという部分については、この場で、私自身の発言を言うのはどうかと思いますけれども、そうしたことも頭の中に入れながら、しっかりとしたタワーをつくっていただきたい、早急にやっていただきたいということを申し上げまして、私の一般質

問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時11分 延会

令和2年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和2年6月16日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第21号及び議案第22号

議案第21号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第22号 財産の取得について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第21号及び議案第22号

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	4番 川田 栄子 君
5番 川村 三千代 君	7番 高倉 真弓 君
8番 山上 庄一 君	9番 山戸 寛 君
10番 岡崎 利久 君	11番 野々下 昌文 君
12番 松浦 英夫 君	13番 寺田 公一 君
14番 濱田 陸紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君

総務課長	桑原	一	君
危機管理課長	岩本	敬二	君
市民課長	沢田	美保	君
税務課長	山岡	敏樹	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介	君
健康推進課長	松田	まなみ	君
長寿政策課長	中山	佳久	君
環境課長	山戸	達朗	君
人権推進課長	谷本	裕子	君
産業振興課長	谷本	和哉	君
商工観光課長	上村	秀生	君
土木課長	川田	和徳	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	河原	志加子	君
水道課長	川島	義之	君
教育長	出口	君男	君
教育次長兼 学校教育課長	和田	克哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本	武	君
学校給食 センター所長	平井	建一	君
農業委員会 事務局長心得	小松	憲司	君
選挙管理委員会 事務局次長	埜々下	哲広	君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） おはようございます。2番、堀の一般質問を始めます。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず、教育対策についての、1の小中学校のコロナウイルス対策、対応についてと、2の特別教室のエアコン設置については関連性がありますので、続けて質問させていただきます。

世界的に広がるコロナウイルスに脅かされる、子供たちの教育も3月初めより閉ざされ、5月11日によりやく分散授業として学校が再開されました。

さらに、25日から平常授業や給食も始まり、子供たちの元気な声が学びやに戻ってきました。

さて、小中学校においては、2か月半の授業のおくれが心配されます。どのような対応でカバーするのか、教育長にお伺いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、2番議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、臨時休業により不足する授業日数の確保についての御質問を頂きました。

新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、市内全小中学校において、3月4日からの一斉臨時休業に伴い、令和2年度におきましては、24日間程度の授業日が不足する状態となっております。

この日数を補うため、今月6月10日の高知新聞にも掲載されておりましたが、市内全小中学校で夏休みを短縮をし、さらに各学校におい

ては、時間割編成の工夫や、学校行事の精選などを行うことにより、不足分の日数を確保することといたしております。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 夏休みなど、長期休校時を利用しての授業数の確保という話でしたが、そうした場合、昨今の夏場の気温の上昇を考えますと、熱中症や脱水症も大変危惧される所です。

新聞等でも今年新型コロナウイルス感染防止のため、子供たちも長く外出を自粛していて、暑さ慣れしていないことなどから、例年以上に注意が必要だという記事もありました。

例年より少し早く梅雨にも入り、先日は6月というのに北海道で30度を超えていると聞きました。

この暑さ対策、熱中症対策をどのように考えているのか、教育長にお聞きします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

夏季休業中の授業実施に伴います熱中症対策についての御質問でございますけれども、小学校、中学校ともに普通教室にエアコンを設置済でございますので、冷房を使用しながら、授業を行っていただき、休み時間などには換気も行いながら、熱中症対策、感染予防対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは、特に校長先生方には、フルにエアコン等を活用して、子供たちの熱中症対策には、十分に留意するようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 私は、各学校を訪問させてもらい、話を聞かせていただきました。

話があったのは、先ほども教育長が言われた

ように、学年の教室にはエアコンを設置してもらったが、特別教室、いわゆる音楽教室、図書室、調理室、多目的教室、そして小学校の放課後子ども教室での受入教室では、半分以上の学校でエアコンの設置がされていませんでした。

子供たちの命を守る対策として、夏休み前にコロナ対策事業費の中から、何とかエアコンの設置ができないか、教育長にお聞きします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、市内の全ての学校の特別教室において、エアコンが整備されていないのは事実でございます。

特別教室へのエアコンの設置につきましては、現在、改築中の宿毛小学校及び宿毛中学校の空調設備、並びに来年度、宿毛小学校と統合します松田川小学校の空調設備が、新しい校舎が本年度末にできることによって不要となりますので、それらを他の学校の特別教室へ移設することを検討しているところでございます。

このため、今夏の特別教室へのエアコンの整備は困難であるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、普通教室以外での対応につきましては、これまでどおり、給水や扇風機での対応に加え、可能な限り、授業を普通教室で行うような取組をしていただくように学校へお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 令和2年度の教育行政方針の中でも、子供たちにとって、よりよい教育環境づくりに努めていくとありますように、何とか、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思っております。

次の3番目の質問に移ります。

学校の新しい生活様式についてであります、先日、中学校の通信を見ていると、学校の新しい生活様式として、文部科学省より今後の学校生活における指針が発表されたとありました。

レベル1から3まであり、今後の学校生活における基準が示されていましたが、分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された、特異的なワクチンが存在せず、長期間、この新たな感染症とともに、社会で生きてまいらなければなりません。

そのため、5月に文部科学省は、新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを、学校の新しい生活様式として策定をいたしているところでございます。

その内容といたしましては、地域の感染レベルを3段階に分けるとともに、学校においても3つの密を徹底的に避ける。マスクの着用及び手洗いなどの手指衛生などの基本的な感染対策を継続することにより、感染及びその拡大リスクを、可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の学びを保証していくことを目的といたしております。

より具体的な内容を申し上げますと、基本的にマスクを着用することが望ましいとございますけれども、先ほど御質問いただきました、熱中症などの可能性が高いと判断した場合や、体育の授業時は不要とすること、あるいは検温など、登校時における健康状態の把握を行うこと。また、発熱など風邪症状がある場合には、自宅休養すること等が求められているところであります。

このほか、感染者が発生した場合の対応や、

臨時休業の判断などについての留意事項も示されているところがございます。

なお、このマニュアルや行動基準は、今後の感染状況の推移や、最新の知見を反映して、適宜、見直す予定とされております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

なかなか新しい生活様式に慣れるまでは、子供たちにも戸惑いがあるかもしれませんが、学校として、コロナウイルス感染防止の徹底に向け、さらに努力をしていただきたいと思います。

私たち大人も、新しい生活様式を、まずもって実践していかなければなりません。

それでは、防災対策に移りたいと思います。

1の小深浦地区の市道改良について。

アの歩道設置についてであります。

昨年の9月議会において、市道志沢尾片島線の道路の拡幅の話をさせていただきました。西片島側から宿毛球場に向かう市道であります。

現在も長期浸水対策として、堤防がかさ上げされ、工事が進んでいます。

その市道に隣接した堤防は、波返しと道路の間が50センチの高さがあり、幅2.5メートルの一段高い管理道ができるという計画ですので、歩道として許可されてないわけですが、業者の方と一緒に歩き、説明を聞く中で、この部分を歩道として利用できれば、歩行者等の安全性を高めることができるのではないかと考えます。

そのため、高知県と市が連携して検討できないか、市長にお伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

この堤防に並行している市道志沢尾片島線は、道路幅員が約4.2メートルと、車両が擦れ違

うには狭く、大型車の往来も多い道路となっているところがございます。

そのため、歩行者等につきまして、管理道路を利用することができれば、先ほどお話のあった道路です。できれば、有効な道路利用となると考えます。

このことにつきまして、管理者であります高知県へ確認を行った結果、歩道として利用することは可能との回答を頂いているところでもございます。

歩道としての利用に当たっては、歩行者等の安全性を確保するために、防護柵などの安全施設を設置する必要があります。そのため、今後、高知県と協議を行い、歩道としての利用について、検討していきたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

分かりました。

この場所から見える光景は、市長もよく御存じだと思いますが、カメの親子が顔を出し、大きなボラが泳ぎ、遠くのほうでは魚がジャンプ、丸島大橋にかかる夕焼けは、コントラストがすばらしく、歩道になれば歩行者も度々足をとめて見られることと思います。

続きまして、イの道路拡幅について、移りたいと思います。

市道志沢尾片島線、先ほどのお話しさせていただいた西片島から宿毛球場に向かう市道は、生徒も多数通学されており、大型車も頻繁に往来する道路です。

この件も、昨年の9月議会のとき、質問させてもらいましたが、前回は市道を管理道と同じ高さにかさ上げすれば、7.5メートルの広く安全な道ができるのではないかと伺いましたが、そのときの市長の答弁でもありましたが、津波

に対する設計が変わり、補強が構造上、大変難しいといった意見もされていました。

そうであれば、道幅が狭く、非常に危険な道路を何とか拡張できないものかという質問を、お伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁したとおり、市道志沢尾片島線は、比較的交通量が多い区間でありまして、車と自転車や歩行者の擦れ違いは可能ですが、普通車同士の擦れ違いは難しい状況のため、利用者の皆様には御不便をおかけをしているところということ、認識をしているところでございます。

私も、あそこの道路、地元でございますので、自分も片島中学校にずっと3年間通いました。

以前は、今よりも交通量がずっと多かったですし、また道も今よりもかなり狭い道でした。

そういった形の中で、少しでも安全に通行できればという思いは、議員と同じ思いでございます。

この区間は、道路幅員約4.2メートル、路肩幅員が約30から40センチでございます。路肩の先は遊水地までのり面となっているところでございます。

そして、道路の幅員工事をを行う場合、遊水地側の用地の御協力、それから電柱などの支障物件の移転、そして護岸や擁壁などの路側構造物、そして軟弱地盤が想定される、そういったところでございますので、それに伴う地盤改良等の検討も必要となるというふうに考えております。

そして、相当の事業費に係るというふうにも考えられるところでございます。

現在、錦地区の内水対策や、新田1号線の廻角橋かけかえ事業など、実施中であるところでございます。

また、その後には、大島橋の改修事業にも着

手する計画のため、この区間の道路幅幅につきましても、これらの事業のめどが立った段階で、事業実施の可能性について、検討をしていかなければならないと、このように考えているところでもございます。

先ほど、少し申し上げましたが、以前からと言いますか、以前はもっと狭いような状況で、少しずつではありますが、改善されている、そういった道路でもあります。

現在、宿毛市は、シェア・ザ・ロードという形の中で、自転車の活用を推進する中で、一つの道を自転車と車とがしっかりと、お互いのことを尊重しながら、一つの道を使おうということで、1.5メートル離れて車は通行するか、それか、もしくは最徐行、徐行でゆっくりと横を抜けようという、そういった取組をしています。

道路、そういった構造物で全てをカバーする、安全にするということは、当然大切なことではありますが、現実的に無理な状況が、宿毛市のみならず全国で起こっています。

そういった形の中で、議員立法であります自転車活用推進法のもとで、自転車を活用して、しっかりと地域の環境であるとか、安全であるとか、そしていろんな健康であるとか、いろんなものをカバーしながら、なおその上、安全に走行してもらおうという取組がなされているところでございます。

宿毛市においても、このシェア・ザ・ロード、広く市民の皆様にお伝え、訴えているところでございます。

車を運転する方々が、少しでも自転車の立場に立って、安全に通行してもらおう、まずもってそういうことの啓発について努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番(堀 景君) 何とか、一日でも早く、安心して通ることのできる市道となることを希望して、次の質問に移ります。

2の災害時のコロナウイルス対策について。

最近、宿毛市において、震度2クラスの地震が度々発生し、いよいよ南海トラフ地震かと思っておりますが、地震や台風など、災害時に住民避難が必要になった場合、コロナウイルス感染拡大を防止するために、避難所対応など、宿毛市としてどのような対策が取られているのか、お伺いします。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症における現在の状況を踏まえまして、災害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております、国や県からの様々な情報提供を得ているところでございます。

その情報提供を参考に、災害時に避難が必要な方に対しまして、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知する予定としているところでございます。

また、避難所におきましては、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策や、十分な換気の実施とスペースの確保など、避難所の衛生環境に配慮した対応を考えているところでございます。

避難所の感染症対策の具体的な方法につきましては、マニュアルを作成し、避難所に関する留意事項を取りまとめたところでございます。

マニュアルの内容といたしましては、アルコール消毒液による手指消毒の徹底、マスクの着用、受付及び定期的な体調チェック、避難所内の居住区の個人または家族ごとのスペース確保、また濃厚接触者や体調に変化がある場合には、

個別に移すことや、仕切りを作成することで、専用スペースを確保するなどの対応を行うこととしていただいております。

これに伴って、当然、マスク等は、それぞれ避難される方が持参していただきたいというところではございますが、当市としても、そういった災害用に、マスクの備蓄も進めているところでございます。

以上でございます。

○議長(野々下昌文君) 2番堀 景君。

○2番(堀 景君) 3密が防げるような大きな避難所も、ない地域も多くあります。

先日、自動車の中で一時的に避難する訓練をしていた市町村もありました。段ボールを使って、体育館で避難訓練をしている記事もありました。

宿毛市が地域と協力して、先ほど、マニュアルづくりをしたというふうに市長はおっしゃっておられましたが、コロナ対策をしっかりと徹底し、まず避難訓練ができるようになればと思います。

続きまして、3の導流堤補修工事についてですが、高砂地区のクリーンセンター裏側から松田川の河口にある導流堤は、上流から流れてくる水流を一定の流れに導いて宿毛湾へと流れていく役目がありますが、現在は度重なる大雨、台風、地震などによって、決壊してもおかしくない状態です。

この間、確認させてもらったところ、全体の3分の1が崩壊、そのうち入り口から30メートルほど進むと、15センチぐらいの防波コンクリートのみで流れを防ぎ、中心部にはひびが入り、水が少しずつ流れていました。

この導流堤が決壊ということになれば、下流域にある地区においては、洪水や高潮などで被害が予想されます。

ぜひ高知県と協議の上、補修できないものか

と思いますが、管理者である高知県は、補修を行う予定はあるのか、お伺いします。

○市長（中平富宏君） 議長、反問権。

○議長（野々下昌文君） 反問権を認めます。
市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員のほうに一つ確認をしたいと思います。

高潮での被害ということなのですが、それについて、どういったことが想定されているのか、ちょっと答弁用意していませんので、質問教えていただければ、それについても答弁しますの
で。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 満潮時等に高潮が発生すれば、一島から流れが起こり、流れの重なる大島あたりの水害が予想されるようです。

それに対してのことですが。

私の見解です。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、導流堤の補修について、管理者である高知県に確認をしたところですが、これ高知県の見解でもありますし、私もこうだと思っておりますが、この導流堤というのは、松田川の河川の流れを導き、土砂の堆積等を防ぐものであります。

堀議員も御存じのように、以前は、今の高砂の海側のあたりは埋立てをしてなかった関係で、あのあたり、漁船がたくさんとまってたというふうに思います。

そういった港のほうに堆積させないために、そういった土砂等を防ぐ形での導流堤というふうに認識をしているところでございます。

そして、河川の管理として重要な施設であるということは、県も当然、認識をしていること

でございまして、以前より対策について協議を重ねておりまして、今年度、損傷状況の確認や、復旧方法の検討を行うための調査を実施をしているというふうに聞いているところでございます。

また、再度、管理者である県のほうにも確認をしますが、導流堤の破損によって、高潮が発生するというふうには、多分、ないのではないかなというふうに推測をするところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

今年度、調査されるということですので、お願いしたいと思います。

最後の質問の、観光振興対策の大島桜公園サイクリングロードについてですが、5月の広報に大島桜公園サイクリングロード完成とありました。新型コロナウイルスの感染対策で、観光にも力を入れるところまではいってないと思いますので、宿毛市の自転車を活用したまちづくり計画の一環としてどのようなものができ、どのように活用していくのか、宣伝を込めていただいて、市長にお話を伺えればと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

大島桜公園は、皆様も御存じのように、約9,000本もの桜のある、幡多地域最大級のお花見スポットでございます。

宿毛湾を見渡せる絶景スポットでもあります。このすばらしい観光資源の価値をさらに高めるため、昨年度、高知県観光拠点等整備事業費補助金を活用いたしまして、宿毛湾を臨む大島桜公園頂上付近から、市道大島中央線まで、一方通行でおりることができる大島桜公園サイクリングロードを整備いたしました。

今回、整備したサイクリングロードは、延長396.3メートル、幅員2.5メートルとなっております。未舗装でございます。そのまま土ということでございます。

そして、大島桜公園の地形を生かしたダイナミックなコースレイアウトで、気軽に自然を体験できる、そんなコースとなっているところでございます。

先ほど、堀議員のほうから観光に力をとってお話ありました。昨日の一般質問の答弁でもお答えをさせていただいたように、国全体でGOTOキャンペーン、そして高知県もしっかりと県外のお客を、誘客を来月中旬以降、図っていききたいという形の中で、幡多としても、しっかりとした取組をしていこうということで、現在、準備中でございます。

宿毛市においても、こういった流れにしっかりと乗って、そういったお客さんが、観光客の皆さんが宿毛市に来ずに、この周辺だけで観光することがないように、宿毛市にしっかりと来ていただいて、宿毛市の自然を体験していただいて、そしておいしいものを食べていただく、そういった準備に、今、全力を挙げて取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

観光に来てくださる方や、市民の皆さんにも、自転車でのまちを楽しんでもらえる、笑顔あふれる宿毛市、コロナに負けない宿毛市にしていければと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前10時45分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子でございます。一般質問をさせていただきます。

私は、宿毛小学校合築PFI事業が1年を迎えたということに当たりまして、事業の検証を行っていきたいと思います。御答弁、よろしくお願い申し上げます。

それでは、PFI手法で宿毛小中学校合築事業が契約されて1年余りがたちました。

PFIの質問では、市長は何度も説明してきたと、よくおっしゃられました。説明したから終わりではありません。少数意見がしっかり議論される議会、でなければ政治がないと同じことです。

議会は執行部の下請ではありません。30年で43億円事業、このまちに生きる人のことを考えると、慎重な説明責任があり、議会はしっかり議論を尽くすことが政治に対する仕事です。

では、何の議論か。個人の事業の話ではございません。市民の利益になるか、将来のために何ができるかであります。何度も考え、何度も議論をして、よくなければごみ箱に捨てるしかないということです。

PFI事業、43億円、30年事業は選挙で選ばれた住民の代表が決定したものではありません。しかし、それを承認するという大きな責任が、議会にありました。無責任なことはできません。

どこに価値を置いた結果としたか、有識者会議の議事録を取り寄せました。黒塗りの文書です。何を守るために、何を隠す必要があるのですか。それは、住民よりも大切なものですか。信頼できる話ではありません。

政治家や公的な立場の人は、批判されて当たり前です。当たり前前の存在であります。政治家

は、名誉毀損も対象外です。独裁者とならないためです。

公務員の公務に関する情報は、氏名も公開が原則です。宿毛はPFI優先決定権者について、個人名は伏せても、評価点は公表していません。他市では、様々ございますが、宿毛の事例はこういうことでございます。分かりません。

昨日も今城議員が、情報公開された後と前と、こういう情報を見せていただきましたけれども、基本、部分開示はございません。全面開示するべきであります。これが基本、情報公開の原則です。

それでは、私は宿毛市自治体条例には、市民の知る権利を保障するとあり、これはあなたたちがつくったものではありませんか。行政処分に対する不服申立を行いました。

これは、職員審査なので、結果は同じで、開示はゼロです。

平成31年3月15日のことでした。納得しないので、審査請求を行いました。審査会の経過は、令和元年11月14日、審査庁から諮問を受理。令和2年1月24日、諮問事項の審議。令和2年3月9日、答申が行われ、ここでは弁護士ほか広く社会に関わる任務の方、また職員、OBなど、5人が審査をされます。

結果を受けて、4月7日、行政情報の公開について、一部を除いて公開することが決定されたと、宿毛市に通知があり、4月14日情報公開決定通知書が私に届きました。

多くの時間とエネルギーが係りましたが、結果は371か所が閉じられていましたが、170か所が、約46%が開かれました。

公文書は誰かに読まれるまでは沈黙を守り続けますが、ひとたび読まれれば、雄弁に多くのことを語ります。

情報公開制度の基本。行政は、役所が預かっている市民の財産であるところの行政情報を市

民に説明する責任と、市民に提供する責任があります。

昨日の今城議員の住民監査でも同様であります。予算のない政策はありません。事業には、人・もの・金が動きます。積算にはルールがあり、根拠となる数字は、誰にでも分かるように記録されなければなりません。

こんな中、PFI小中学校合築事業は決定されました。本当に、宿毛市民には申し訳ない気持ちで、私は今も思い続いています。

しかし、もう進んでいます。市民の方からもメールが届いています。

PFIについては関心は高く、私も少しPFIを勉強してみたのですが、とにかく業者がしっかりと仕事をするように、市民が常に目を向けておくことが大切ですので、スタートしている以上は、市民が無関心にだけはならないよう、注視するように呼びかけをお願いします。

また、PFI事業は直感的に駄目だという市民。理由は、住民にとっての利益が出る話ではありません。税金の無駄遣いなどなど、複数のメールが届いております。

PFIはTPP、PFI水道コンセッション、根っこは同じです。自分の利益になる人が進める話で、建設が終わると所有権はビジターに移るので、当然、民間は経営者ですから、都合の悪いリスクをとりません。

したがって、市民もしっかり勉強していきたいと思います。

質問になります。

宿毛小学校PFIがスタートして1年となり、振り返ってみたいと思います。

市長にお聞きいたします。

まず、私はこのように理解しておりますけれども、理解の取り違いがありましたら御指摘ください。

宿毛小中学校PFI手法を簡単に言うと、公

共事業を民間に発注して受注企業体が法人として存在し、市内に登録して資本金投資を行い、30年間利益配当を生む存在となります。

建設が終わると所有権は自治体に移り、財政難の折り、交付税措置を受けて起債し、準備積立金がなくても事業実施ができる点、これはメリットであります。

事業者に、起債以外の建設費と、維持管理費を分割払いとする。PFIのメリットは、交付税措置を受けて起債し、準備積立金がなくても事実、実施ができる点であります。

契約期間30年間、しっかり行政も、議会も、注視していかなければならない課題があるという理解でよろしいですか、お聞きいたします。

○市長（中平富宏君） 反問権、よろしいでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長、反問権を認めます。

○市長（中平富宏君） すみません、何か所か理解できなかったこと、分からなかったことがありますので。

昨日も、少しお話ししたんですけれども、議員の方と、ちょっと考え方が違ったら御容赦願いたいと思うんですが。

やはり議場での発言については、しっかりと責任を負わないといけないと思っています、自分も含めて。

そういった形の中で、しっかりとした言葉で、間違いない言葉で御説明をしたいので、できましたら、先に細かい内容については、こういうふうなことを思っているとか、聞くよということを書いていただければ、市民の方にもより分かりやすい形でお話を、いじわるのし合いじゃありませんので、しっかりと説明をさせていただきたいという思いで、お話をさせていただいております。

ぜひ御理解をしていただきたいというふうに

思います。

何点も分からない点があったのですが、一気に言われたので、聞き取れなかったんですが。

例えば、議員には名誉毀損は当たらないということ、どういった議員。国会議員の方のことを言われているのでしょうか、それとも地方議員、それとも全て議員は、発言について名誉毀損に当たらないというふうに言われているのでしょうか。

それから、市民のためにというお話、ずっとされていますが、個人情報について、個人情報を持たれている方も市民です。何をもって市民の方ということ言われているのか。開示できない部分については、御説明をずっとさせていただいているところで、それは、中には市民の方もおられますので、そういったことを、どういうふうに市民の方というのを、範囲として考えられているのか。

まずその2点、ちょっと教えていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ここは質問ではございませんと指摘しておりますので。これは、議員というのは、国会議員がいろんなことを言っても、それは100%している仕事ではないので、責められて当たり前ということが出てきますので、国会議員を指すわけですけれども。

普通の公職にある方も、説明責任はございますので、非難をされても、その非難を受けて、その説明を果たしていくということでございます。

それから、2つ目として、市民という言葉ですけれども、執行部の方とこういう役割分担をして議会で仕事をしておりますので、執行部の方と議会は、市民を代表した立場におられるわけですので、そのあたりはお分かりになるんじゃない

ないでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

余りにもとめると、またそれはそれでよくないと思いますので、そのまま進めさせていただきたいとは思いますが。

市役所の職員とか、議員、そして私たち以外の方の情報も入っていますので、そういったことも含めて、お分かりだと思いますが、そういった方々だけじゃありませんので、ということでした。

それから、国会議員のほうは、国会での発言に対して、国会議員が言う発言に対して責任をとられないというものなので、自分としては、川田議員が言われたのは、逆の話をされているのかなというふうに捉えました。

自分が言うことに関して、名誉毀損で訴えられることがないと、こっちがですね。そういう話だというふうに理解をしていますので、少しその点について、考え方が違うなと思ったところでした。

それから、PFI事業について言われて、これでよろしいでしょうかということ、なりましたが、いい部分も、そしてちょっと考え方の違う部分もありますので、総括して、一言でいいとか悪いとかということとは言えませんが。

例えば、30年後に所有権変えるんですかと、終わったらという話ですが、所有権については、こちらがもつという話でいいですね。

それも、ずっと説明をしています。何度も説明をしたと言っても、また説明しなさいということですけども、説明したことは、ぜひ御理解をしていただきたいと思います。

所有権の話も何度も説明をしています。そこについては、違いますので。合っているというか、自分たちと同じ考え方の部分があれば、違

うところもあるということで、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 建設が終わると、自治体のほうへ所有権が移るということではないですか。

よろしいですか、お聞きして。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほど川田議員が言われたことは、僕が聞き間違っていたら申し訳ないです。

30年後に所有権が移るというふうに、川田議員発言されたというふうに思っております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次へまいります。

それでは、第2のPFIについて、お考えがあるか、お聞きいたします。

財政が逼迫する中、老朽化したインフラを短期間に整備するには、借金が自治体の財政にあらわれることのないPFI、コンサルの起業計算が曖昧で、民間資金調達より起債したほうが金利の面では有利なのに、コスト削減という目的が果たせられるか、不透明であります。

なぜなら、ランニングコストには物価、エネルギー消費、人件費など、不確定要素がある民間事業者が破綻する可能性もある。

様々デメリットもあり、またメリットもありますが、今、全国的に公的債務をふやすことなく、公共施設や社会インフラを整備していくか、競走している環境の中にあります。

また、PFI経験のある事業者と一緒に遂行することで、宿毛事業者がノウハウの検証や、スキルアップが図れるのではないかと、今回、市長も期待されているところがあります。

これからは、第2のPFIのお考えについて、聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

第2のPFIという質問でございますが、今後、PFI事業を実施する予定があるかどうかという質問だというふうに捉えさせていただきました。

現時点では予定はありませんが、今後の事業におきましても、PFIというのも手法の一つでございますので、選択肢となるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） アドバイザリーについて、お伺いいたします。

内閣府からアドバイザリーの派遣を受けたと、資料にございました。入札は何社で行いましたでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

気がついたところは、ちょっと訂正をさせていただきますと思います。

アドバイザーにつきましては、紹介されたものでは、まずございませんので、よろしく願いします。

それから、アドバイザー契約につきましては、平成29年度に公募プロポーザル方式で募集をし、応募は1社のみということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問になります。

紹介されたのではないと言われてはいたけれども、資料には、内閣府からということで、アドバイザーの方は、宿毛も四国だからということで来たのと、御本人がそう言うっておられますけれども。紹介なしということは、どういうことで

しょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

私の答弁で分からない場合には、また担当課からお答えをさせていただきますが、このアドバイザーにつきましては、紹介をされたものではございません。

その以前の段階で、平成28年度に内閣府が実施した官民連携事業の専門家の派遣業務で派遣をされてきた事業者が、GPMOだったということでございまして、アドバイザーについては、先ほど言ったように、紹介されたものではないということでございます。

それ以前の話です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それで、このGPMOを使うということになりましたので、この方にお支払いするのが、平成29年度、896万4,000円、平成30年度、1,976万4,000円と、かなり結構な金額であります。

1社でするので、この検討をどのようにされましたでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 確認がとれましたので、お答えをさせていただきますと思います。

1社のみではございましたが、プロポーザル方式でやっておりますので、その内容について、評価をさせていただいて、決定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解しました。

それでは、進捗状況をお尋ねいたします。

計画は予定どおりに進んでいますでしょうか。問題はありますか、お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番議員の

一般質問にお答え申し上げます。

宿毛小中学校合築校舎事業についての進捗状況の御質問でございます。

令和元年度中に設計業務が終わりまして、現在は建設工事を行っているところでございます。

校舎の完成は、本年度末の予定でございます。現在、計画どおり整備が進んでいるものというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

それでは、経費についてお聞きいたします。

経済が悪化する、想定外のことが起きても大丈夫でしょうか。これから高齢化になると、経済社会レベルが落ち、またインフラやコロナ危機等の心配がありませんか。

それから、建築基準が厳しくなったので、基礎を深くする、軟弱地盤が出た、地下水が多くあるなど、想定よりお金のかかることなど、誰が、どのように負担するか、明確になっているか、お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、想定外ということについて、この言葉、本当に悩ましい言葉でございます。

いろいろな方々が、いろいろな今の科学的、そしていろいろな形の中で、想定をしながら、物事を決めて、前に進めなければならないわけですが、想定を決めたら、必ず出てくる言葉は、この想定外であります。

そういった形の中で、一定、自分たちも想定をしながら、そしてそれ以外のことが起きたときにはどうするのかということも考えながら、物事を動かしていかないと、全く物事が動かなくなってしまう、そういった状況の中で、特に防災等もそうですが、日々、前へ進めていると

ころでございます。

そうした形の中で、3月議会の議員協議会で御説明したとおりでございます。

S P Cによる建設場所でのボーリング調査により、当該地盤の、支持層での傾斜が極めて急傾斜となっていること。また、当該支持層が通常と比較し、とてもかたい支持基盤であることが分かり、S P Cから地業施工の候補について、申入れを受けました。

皆様方にも御説明したとおりでございます。

申入れに対しまして、担当課が協議を行いまして、安全性、経済性、工期を含めまして、S P Cから申入れを受けた工法が最善なものであるとの結論となりましたので、当該手法で施工を行うことといたしました。

このことによりまして、ボーリング調査前の、当初見込んでいた基礎工法と工事費の差額が発生をし、その差額は約2億3,000万円の増額となります。

この費用につきましては、本年度と来年度に整備する合築校舎や学童保育棟、既存施設の解体工事、小学校プールの改築を順次行っていく中で、工事費等を精査しながら、増額分につきまして、契約変更することで対応していきたいと、そのように考えておりまして、皆様方にもお示しをさせていただいたところでございます。

また、本費用につきましては、リスク分担は市となりますので、増額分については、市が負担するというところでございます。

また、それ以外の想定外のことが起きた場合につきましても、できる限り対応できるように、日頃から検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） そういうことで、めどをつけているということでございます。思わぬコストに係るということになりますけれども、

そんなときにも対応していかなければ、もう始まった事業でございますので、管理のほう、よろしく願いいたします。

さて、民間事業者破綻の例もあることから伺います。

民間事業者が経営破綻、撤退したため、自治体が施設を買い取らざるを得なくなった。また、事業の見通しが甘く、公共に実施するよりコストが高くなり、契約解除となった。

そのほか、最初から赤字が続き契約解除に。多年の負担を要しながら、さらに契約解除の際、市が損失補償金を支払ったなど、全国にはこのような例もあることから、導入しさえすれば成功というわけではありません。

成功の確率を高める努力をし続けることが重要と言えますが、懸念されることではないかも分かりませんが、お聞きいたします。

破綻をした場合に、対処する方法を考えられていますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） S P Cが破綻した場合を想定しているのかという質問だというふうに理解をして、お答えをさせていただきたいと思えます。

S P Cが破綻し、事業の継続が困難になった場合につきましては、特定事業契約書第90条で規定をしておりますとおり、契約を解除し、損害賠償等が発生した場合は、請求をすることとなります。

しかし、同条にあるとおりでございますが、S P Cに融資する融資団がかわりとなる企業を新たな株主として確保することになりますので、S P Cが破綻することにより、事業継続が困難となる可能性は低いと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 成功されるように、30年間という長い期間でございますので、しっかり注視していかなければならないと考えております。

次、事業者の参加資格要件の垣根を低くした結果の検証でございます。

今回の参加要件は、設計業務では1級建築士事務所の登録をしていること。建設業務では、今回、整備業務と同等の業務経験を有すること。維持管理業務では、今回の整備業務と同等の経験を5年以内に有することとあります。

ただし、本事業では、市内事業者にできるだけ参画してもらいたいとの思いから、建設維持管理業務を担う応募事業者の参加資格要件として、市内事業者について同等の経験は問わず、公共事業への業務経験を有するものとしたとあります。

P F Iにとって、経験のない維持管理業務について、重要な部分の垣根を低くした結果、地元主体の企業体が決定されました。

今回、2つの企業体の応募があつて、A構成企業は7社、うち地元企業者は1社。こちらは経験がありませんが、あと6社は経験があります。

プロジェクトマネジメントの概念が明確で、経験に基づいた提案であると、有識者は評価されております。

今回、交渉権者となったB企業体は、全く経験がなく、本事業の対象となる施設は学校施設なので、維持管理業務については、特別なノウハウを必要とする内容は特になくしていること。足らざるところは、受注できるようになれば、第三企業に委託となっておりますが、もともとこの企業に経験がなく、委託先に監督できるか不安がある、と有識者の弁であります。

そして、有識者はさらに設計、建設、維持管理を単なる一括発注ではなく、性能発注とある

ので、受注者の裁量の範囲が大きい。

この性能発注というのは、後で維持管理がしやすいように、こういう工法はどうですかというようなことが入ってくると思います。

この中で、創意工夫をして、よいサービスを安く提供してもらうことが大事。地元事業者中心で、従前の分割発注時代の名残があるのではと、有識者から返されています。

代表企業に全く経験がなくて、全体を総括という重要なことができるか、疑問が残るともあります。

管理チームとして、機能を果たすことができるかということも述べられています。

こんなに不安や疑問のある事業者が選ばれて、大丈夫かと思わざるを得ません。資格要件の壁を低くしたことは、その後、問題が出ていませんかでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

有識者の発言等について、一部だけの紹介になっております。それぞれのA社、B社に対して、いいところ、そして、ここら辺については少し心配があるよとか、それぞれいろいろある中で、最終的に決定をされているということが大前提でありますので、その点については、御理解をお願いしたいと思います。

当然、いろんなお話は出てきていますので、それをトータル的に見ての話でございます。

それで、問題がないかということですが、特に問題は起きていない、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 評価点後、構成企業に協力企業体として存在していたという企業が参加されました。このことについてお伺いいたし

ます。

企業体の構成員、提案書全てが評価されて終わってから、もし選ばれたら第三企業に委託する話のとおり、構成企業に東京の3社が入ってきました。

他市事例に二、三聞いてみました。構成企業をかえることは、信頼を失うことだと言われました。

また、構成企業のメンバーは、よほどのことがない限り変わりません。変わると、審査のときと実態が違ふとなり、説明が難しい、このような感想が聞かれました。

協力企業体にいたと、構成企業体へ後から入ることの正当性はあるのでしょうか。

有識者会議でも、選定委員の方が4棟建てを2棟建てにかえることについて、提案が別の提案になるのでは、それは契約段階で変えるということではできません、と伝えています。

全体を評価し、決定して、結果を出すということはこういうことではありませんか。財政的困難でもない、この段階に構成企業はかわってよいという、基本協定書にでもあるのでしょうか、お聞かせください。

○市長（中平富宏君） 議長、反問権よろしいでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 反問権を認めます。市長。

○市長（中平富宏君） 一部聞き取れなかったもので、もう一度お聞かせ願えればと思います。

一番最初のところで、話のとおりということが出ましたが、第三企業が入ることが、話のとおりということですか。どこの話でしょうか、教えていただければというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 全然PFIの経験がございませんので、そういう維持管理についての経験もないと、当然なってきます。

そういうときには、第三企業に委託すると、お話を議事録の中で伺っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今、調べさせておりますので、その点については、また後ほど。

ただ、議事録の中とありますが、初めからそういう話があったということは、私は承知しておりませんので、議事録のどこの部分の話かというのが重要になってこようかと思えます。

それによつては、話のとおりではないと思えますので、確認をとらせていただきたいと思えます。

それから、これまで説明してまいりましたが、有識者会議で出た意見等も踏まえまして、優先交渉権者決定後に、第三者企業の立場で参画していたPFI事業の経験がある事業者を構成企業に加えることで、地元事業者のサポートができるようになったと、そのように考えております。

また、基本協定書や特定事業契約書には、構成企業の変更に関する規定はございません。

以上でございます。

それから、ある方が言っておられました、こういう話がありましたということで、そういう話をされる方も当然おられるかもしれませんが、違う話をされる方も、当然おられるということでございますので、一部の方の話だけで判断して、行っている事業ではございません。ぜひ御理解を願いたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 選定委員にこのことは説明しておられますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 選定委員ということでございますが、選定委員や有識者の方々は、このことについては、承知はしているというふうに思っているところでございますが、あくまで

優先交渉権者を選定するために選任したものでございますので、優先交渉権者決定後の事象について、一つずつ報告する、そういった必要はございませんので、特にそのことについて報告したということではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） PFI事業は自治体によってそれぞれでございますので、後で変わっても構わないということでございます。

それで、資金などスムーズに、構成企業入ることの手續がスムーズに、問題はなかったでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

問題なかったという点については、問題なかったということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 結果的に、選定されたのは参加資格要件のハードルを下げたことから、地元事業者中心の、PFIの経験がない公募事業者が決定されました。

そして、もし受注できるようになれば、プロジェクトマネジメントは第三企業に委託といった筋道のとおりとなり、参加資格決定後の終了を待って、組織の後ろで控えていたとする東京の姉妹企業であるフージャースが収まったということで、何かでき過ぎていないかなとも思われます。

PFI事業のノウハウを地元事業者に継承することを考え、事業体にも地元企業が、一事業者入っております。

要件の垣根を低くすることは、地元企業との垣根も低くなり、癒着や談合が生まれやすいと懸念もします。

そんなことは絶対ないと思っていいでしょうか。お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議場での正会中の発言については、議事録全て残るということで、自分自身も気を引き締めて発言をしていかなければならないと、そのように思って、発言をさせていただきます。

先ほど、筋道のとおりという発言もありましたが、当初からそういった筋道があったというふうに、自分たちは思っているところではございませんので、そういったところでございます。

それで、大変申し訳ないんですが、質問のほうを、もう一度、簡潔に教えていただければ、丁寧に答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 今の質問は、ないということによろしいですか。もう一度言うんですか、質問を。お聞きします。

○議長（野々下昌文君） 簡潔に、何を聞きたいか。

○4番（川田栄子君） 簡潔に言うということですか。

○議長（野々下昌文君） 何を聞きたいのか、言ってください。

○4番（川田栄子君） だから、さっき言われたことについて、ないと言われましたので、もうそれでいいですよ、私は。

だから、そんな簡単なことなんですよ、私が聞いているのは。ないならない、推測で言っていることでも、私が質問していることですから、世間の人はずっと思っても、ありませんと自信をもって言えば、それでこっちは返事が伝わってきますので、分かりましたということです。

質問へいってよろしいですか。

○議長（野々下昌文君） 続けてください。

○4番（川田栄子君） それでは、5番のア、サービス基準合意書第13条、守秘義務について、お聞きいたします。

第13条、守秘義務が課せられているが、これは令和元年6月議会で、山戸議員の質問に対し、市長の答弁もございました。

よく分かりませんので、再度お聞きいたします。

第13条、守秘義務が課せられているが、これは仕事を追って開示されていくもので、30年後には全て開かれる理解でよろしいでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

PFI事業のお話をずっと聞いていますので、PFI事業の守秘義務について、契約期間が満了する30年後に解除され、公開されるのかといった趣旨の質問だったというふうに理解をして、答弁させていただきます。

守秘義務は契約期間が満了したことで解かれる、そういったものではございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 解かれるものではございません。それはずっとあり続けることでしょうか。お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

そのとおりでございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

モニタリングについてお聞きいたします。

5番のイにいきます。モニタリングについてであります。

30年後の公開についてでございますけれども、設計書が元年度に終わりましたということ

でございますので、そのモニタリングができて
いるかどうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。
できております。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 少し説明をお願いいた
します。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

何の説明かというのを言っていただければと
思うんですが。

結果について、まず自分のほうから、答弁と
して述べさせていただきたいと思います。

その以外の説明でございましたら、また質問
していただければと思います。

平成30年度に宿毛学校PFI株式会社との
契約を締結して以降、事業を円滑に遂行してい
くために、月に1度、SPCと連絡会を開催を
しているところでございます。

連絡会は、市からは総務課、都市建設課、学
校教育課、そしてアドバイザーが出席する中で、
昨年度は主に設計に関する内容を議題として、
SPCから提案されている内容に関して、施設
配置や部屋の配置など、具体的な協議を行っ
たり、SPCからの確認事項に関する協議等を行
ってまいりました。

そして、昨年度中に実施計画が完了いたしま
して、建築基準法に基づく確認申請を提出。審
査機関から確認済証を交付いただいたところで
ございます。

設計業務のモニタリングにつきましては、月
に1度行う連絡会で、随時行い、要求水準、ま
た提案内容から逸脱するものではない旨、確認
をしているところでございます。

なお、令和2年度におきましては、市の関係

課、これは総務課、都市建設課、学校教育課で
ございますが、こちらのチェック体制に加えま
して、外部の専門家や有識者を交えて、モニタ
リングできるよう、昨年度、アドバイザー契
約を締結していた株式会社GPMOに業務委託
し、モニタリング支援業務を実施しているところ
でございます。

これは、先ほど川田議員からも質問を受けた
ところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 主語がないと言えばそ
うなんですけれども、私はこの合築事業につい
て聞いているわけですので、一々初めに返って
しろというか、モニタリングといえば分かるじ
ゃないですか。そんなこと一々戻すんですかね。
次へいきます。

それで、設計業務のモニタリングといいま
すと、教育活動がより効率的な設計、災害時に適
用できる施設としての機能をし得る設計となっ
ているか、そのような観点からのモニタリング
はされてますでしょうか、教えてください。

○市長（中平富宏君） 反問権いいですか。

○議長（野々下昌文君） 市長。反問権を認め
ます。

○市長（中平富宏君） すみません、ぜひ川田
議員理解してもらいたいんですが、幾らモニタ
リングの質問であっても、結果の説明なのか、
モニタリング自体の説明なのか、何のことの説
明なのかを聞いていただかないと、川田議員が
言われている市民の方々、見てて全く分から
ないと思います。

自分たちは、一部通告をもとに、想像しなが
らお答えをさせていただいていますが、そこ
については、ぜひ御理解をしていただきたいと思
います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。

質問は簡潔に、明確に、分かりやすく質問を、問うてください。

これについて質問しますという形で、よろしくをお願いします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） モニタリングですよ。終わらないものはできないのです。

順次進んでいる段階で、モニタリングができているかどうか。

モニタリングの意味は聞いておりません。これは、私は全て検証です。1年間経過しました、その検証をお聞きしているわけですので。終わっていないものについては、検証できないものと。だからモニタリングの、設計書のモニタリングについていかがですか。ここへ書いてあるとおりでございます。

今言われたこと、お答えできますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

モニタリングの内容については、今、お答えをさせていただいた内容でございます。

あくまでも結果ということで、今までやってきたことについてお答えをさせていただいておりますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、教育長に、教育行政の観点からお伺いいたします。

2点ありますけれども、最初は、重要度係数についてです。公共の建物であるということの観点から、今度できる新築合築校舎が、1.5という重要度係数の観点から見て、市民に学校をこの宿毛市に建てますという観点と、それから、2つ目は、南海トラフを控えて、この建物を建てるということに、別に教育長が決めたわ

けではございませんけれども、決定されたものでございます。

それについて、しっかりと説明いただきたい。最初は重要度係数ですね、耐震性、民間建築物にはほとんど考慮されていません。建物の中には、災害時の避難施設となる建物が存在します。これは、地震が起きた際に逃げ込むなら、体育館、学校が避難所となることが想定され、耐震性を強めたものです。

当然、2つの事業体の図面が出ておりますので、決定されたものについて、しっかりとこういうものができる。でも、その1.5以上の耐震機能を備えた建物であるということについて、市民の皆様に理解を得る、アピールをしていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問の通告でございます、合築校舎の建築評価ということで御質問でございますけれども、学校教育の場としての校舎を考えたときには、児童の身体的な負担を考慮しまして、できるだけ低層階の学校が望ましいというふうに考えております。

また、普通教室や廊下などは、一定の広さをもって児童生徒が活発に活動できる場が重要と考えております。そういった点から、今回、選定をされました提案内容については、学校教育の場として、児童生徒、教職員ともに有意義に使用できる施設であるというふうに思っております。

なお、御質問ございました市民の安全という部分については、当然これ、教育委員会所管外だということで、考えてないということではございません。議員も御承知のように、4棟のうち1棟が、児童生徒及び地域住民も避難できる施設として、4階建ての高層階の校舎としてい

るというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 2つ目も、公共の建築物であるということで、避難場所となっている宿毛小学校、それについて十分な広さがあるかという観点のほうから伺ってまいります。

令和元年で子供と教職員の数は550人、三、四階で避難者を確保できる数は1,000人とあります。

今、新型コロナウイルスに悩まされていますが、いつ発生するか分からないことを考えると、このスペースは半分となり、住民は救えないと、想定も必要となってまいります。

宿毛の地形を考えると、勾配が少ないことで、浸水しやすいまち、排水路の流れをよくするためには、水を分散するなどの知恵とお金がかかります。

しかし、この瞬間、災害が起きて、子供と住民の命を守る施設ができることは非常にうれしいと思っております。

南海トラフ、地震、台風、集中豪雨など、災害の要素が満載です。3密をとっている今、この避難所となるべき学校施設、本当にこれで大丈夫でしょうか、改めて伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど教育長の答弁にもありましたように、本来、学校教育の場としての校舎を考えたときには、児童の身体的な負担を考慮し、できるだけ低層階の学校施設が望ましいとの考えが、まずあります。

しかしながら、宿毛小学校、宿毛中学校の建て替えに際しましては、地元の方々から避難所として使える学校施設の建設の要望も受けておりましたので、今回の整備に当たりましては、

地震の際に全ての児童生徒が、近隣の指定避難場所へ迅速に避難することが困難なケースや、地元の方々の要望も考慮する中で、一部、高層階の提案を採用しているところでございます。

議員の皆様も御承知のところだというふうに思っております。

事業契約締結後は、SPCと設計業務の協議の中で、学校施設から指定避難場所まで、迅速に移動できるよう、例えば児童生徒の昇降口から指定避難場所への移動経路には、フェンスを設置しない。そして、合築校舎1階の出入口を昇降口以外にも配置するなど、検討を行い、設計に反映させているところでございます。

また、夜間や土日など、学校が閉まっている場合に、地域の指定避難場所へ避難できない地域の方々が、校舎の高層階へ緊急的に避難できるよう、児童生徒の昇降口は地震感知により、自動的に開錠するかが設計されておりますので、児童生徒、教職員、さらに近隣地域の方々が緊急的に避難できる、そういった施設となっていると考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） どれだけの方が安心されて、市長のお言葉を聞いたことかと思えます。

多くの方に安心していただきたいと、市長のメッセージでございます。

宿毛の中心で、人口の一番集中しているこのまちに、たった一つの小中学校、2階建てで決定されました。

高台と騒いで、多くの調査費をたくさん入れた結果ですから、これは若干の非難が出て当たり前です。

今、高知は南海地震に備え、防災の視点で、子供のいる学校は、安全であることと、多くの方の思いは一つです。

8番にまいります。

少子化の影響が考慮されているか、伺います。
令和2年、小学生361人が、令和7年には310人とされています。PFI契約は、契約が長期であるため、少なくとも債務負担行為の間は、確実にアカウントビリティー、責任義務がついてまわるはずで

す。建設した校舎に空き教室が出るようでは困ります。現状の計画を合理的に考えても、将来世代から見た場合、合理的でないとの判断がされることの可能性があります。

そういう心配がないように、また将来世代から少子化要因の検討を怠ったとして責任が問われることがないように、そのことについてどんなお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

余りにも反問権を使うと、議会がストップしますので、答弁の中で少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、先ほどの最後の部分で、人口の集中する中、2階建てという話がありましたが、教育長も自分も、一部4階建てということで御説明していますので、分かっている上で2階建てというふうに言っているんだとは思いますが、その点、再度、確認をしたいと思います。

それから、避難については、人口の集中、当然ありますが、避難場所からの距離であるとか、時間的な距離、経路、そういったものを今、コンサルかけて出したものを、議員の皆さんにもずっと提示させていただいていると思います。

そういった中で、今議会においても、避難タワーの議論も出ていますが、そういった形で、避難するのが困難なところに、避難タワーを設置しているところでございます。

そういった形の中で、避難の問題と学校の問題は若干ずれてきますので、細かい話はしませんが、ここはあくまでも緊急的避難という形で、

学校の避難場所としての運用は、現在、考えているところでございます。ぜひ御理解願いたいと思います。

それから、議員のほうは、今回の学校建設が30年後の児童生徒数を見込んだ計画になっているのかというふうに言われておりますが、そもそも現在の、今の児童生徒数を収容できなければ、全く意味のない施設になりますので、30年後は減るからといって、今、教室を減らすということは、現実的に不可能ですので、ぜひ御理解を願いたいというふうに思っております。

今後、30年度、児童生徒数がどれだけ減少するのか、予測不能のところもありますし、また、人口減少はできるだけとめていこうということで、いろんな施策を、現在、打っているところでございます。

先ほど言いましたように、児童生徒を収容できる施設であることが最も肝腎なことではございますが、例えば、そういった問題について、今後、議論する上では、統廃合、こちらによって一つ一つの教室に定員の数、言い方悪いですけども、いっぱい入れていくという、そういったような形等を検討する中で、考えていけないといけない問題なのかなというふうには、当然、考えておりますし、議員の皆様方にも、そういったお話も、随時、教育委員会のほうから提示をさせていただいている、そういう現状でござい

ます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） ちょっと観点がずれていると思います。

私は、現状の結果を合理的に考えて、将来世代から見た場合、合理的でないとの判断がされる可能性があるようでは困ります。

別に、今の小学生が確保しなければいけないという問題ではなく、将来、さっき言ったよう

に、7年後には50名ほど減りますので、そういうときには、どういう部分が入っていくのか、そういう計画はなされていることで、合理的という意味なんですけれども。

もうそれでいいですか。私は前へいきましようか。

合理的とはそういうことです。

9番へいきます。

松田川小学校統合について、市民の声を受け止めていますか、お聞きいたします。

振り返ってみると、問題があったのではないかと思います。統合問題のこれからにも、検証は必要です。

住民の声に耳を傾けてまいりました。まとめてみますと、これはもう、住民の方のそれぞれの思いですから、それをどうこう非難するということは、絶対にあってはいけないと思います。自由に発言できる場とお考えください。

……………
……………（発言一部取り消し）……………
……………

高い場所がよい、3階から低いところへ行きたくない。今までのままでいたい。父兄は、今のままでよいとしました。

複式を統合せよという行政、決定期間が9月だったので、返事を出せ、となりました。

9月に話し合いで決めた、最後の決定となり、期限も近くなって、納得せざるを得なかった。

教育委員会、また行政が勝手に進んでいく。個人的にもものを言える状態ではない。言ってもしょうがない。結論と経過説明のみが返ってくる。

校長に話を聞いているから、職員がものを申すな、の感じを受けた。

統合計画の中で、校長先生が転任した、ともありました。

この松田川小学校の内部や、保護者の話を伺っていますと、本当に悲しくなります。事実と向き合う強さを手放したということです。この事実に対応しないと、もっと悪いことでも起きるというのでしょうか。

……………
……………（発言一部取り消し）……………
……………

この問題は、課題が3つあると思います。

1つ目は、松田川小学校の職員も、保護者の方も、同胞ではありませんか。同胞を慈しむという形でやってこなかった。ナショナリズムが根底になかったということです。

2つ目、公正な社会とは、各人がよい生き方に関する自らの考えを選ぶ自由が尊重されていることではないか。

3つ目として、賛否ある議論なのに、十分議論してこなかったことなどが考えられますが、松田川小学校統合問題を振り返って、市長は問題なかったとお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 統合問題については、所管外ですので、私が答えることは、実はできないんです。

分かってて質問されているのかもしれませんが、そこはそういうことになっていますので、答えられません。

それから、あと、合理的なお話ですが、人数については、合理的とかという問題以前のことで、今の生徒が入れる部屋が必要だということで答えさせていただいています。

あと、議員は合理的について、どういうふうに考えられているか分かりませんが、まさに今、議員がおっしゃっている統廃合というのが、一種合理的なんですよね。

そういった形の中で、いろいろな思いの方が

おられると思います。いろいろな意見を議員は言えなかったとかいうことで、実際、校長とか…とかといえば、個人が特定されますので、そういった発言は、私はしたくありませんが、そういった形の中で、皆さんがいろいろな思いを持ちながら、合意形成をしていったということでございます。

その点については、教育長のほうから答弁していただきたいとは思いますが、問題という捉え方ではなくて、いろいろな思いの中で、当然、じくじたる思いをしながら、子供たちのこととかを考えながら、出てきた結果を、私は教育委員会のほうから報告を受けて、それに向けて、施設整備をしているということでございますので、ぜひ御理解を願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、4番議員の一般質問にお答え申し上げます。

松田川小学校の統合に関しての御質問でございます。

学校の再編統合ということに関しましては、保護者の皆様を初め、地域の皆様、それぞれ一人一人が様々な思いをお持ちのことは、もう十分承知をいたしております。

特に、地域の方々、統合によって学校がなくなることによって、子供たちの声が日常的に聞こえなくなる寂しさ、そういった思いも十分、教育委員会としては理解をしているつもりでございます。

そういう中で、教育委員会として、基本は、子供たちにとってよりよい教育環境を、常に考えていかなきゃいけない。そのための手だてとして、学校の再編統合も、これは避けて通れない課題であるということから、これまでも再編計画に基づいて、取り組んでまいったところがあります。

松田川小学校に関しましては、平成22年当

時に、宿毛小学校との統合ということで、保護者の皆様、そして地域の皆様とも合意をして、子供たちのためには、統合やむなしという方向で進んできた経緯がございますけれども、宿毛小学校の校舎の建設に絡んで、それが実現できずに、その後、東日本の大震災等ございまして、確かに今現在の保護者の皆さんは、浸水域にある宿毛小学校へ統合することに対する不安感というのは、これまで私が教育長になって、平成28年からずっと協議を重ねてまいりました。

その中でも、そのような意見はたくさん頂きました。そういう中で、教育委員会として、教育環境を考えたときには、やはり統合が一番望ましいのではないかという説明とあわせて、地震がきても安心安全な学校を建設して、そこで多くの仲間と一緒に教育を行っていく、それが一番望ましいのではないかということで、保護者の皆様にも御理解をいただきました。

それについて、今回の校舎の問題につきましても、昨年の4月には、宿毛小学校、松田川小学校、そして宿毛中学校の保護者の皆さんを対象に、校舎、学校施設についての説明会を行っておりますし、さらに9月には、松田川小学校の保護者だけを対象にした模型を使つての説明も行っております。

だからといって不安が全く、100%解消されたとは思っておりませんが、我々は、これから新しい学校ができて、先ほど市長も申しあげましたが、基本的には、指定の避難場所へ子供たちが安全に逃げるように、年に何回も、学校において避難訓練も行っております。

そういったことを基本に、子供たちの安全安心をしっかりと確保してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 統合かどうかは、ここで議論するつもりもございませんけれども、国は、学校予算を減らすために、統合、統合と言っていますけれども、世界ではスモールスクール、100人ぐらいで学校を維持していこう。これが一番環境にいいんだということもありますので、ここで私が弁解、問題がなかったとかどうかと言うよりも、もう終わっています。統合については、住民の方と話されるのは終わっています。今言うのは、そういうことも経過の中でありましたね、十分、くみ取れなくてごめんなさい、謝れないかも分かりません。行政としてはね。住民が決めたことだからということになりましょうけれども、十分、そういうお気持ちを持った方もおられて、そういうことの中で統合になったということは、今はこの住民たちのこの声に、十分くみ取れず、行政としては不十分だったこともあったと、そういう気持ちを思いやる、寄り添っていくということが、この答えではないかと、私は思います。

それで、松田川小学校の校長先生も、統合予定の計画の場に参画ができておりません。松田川小学校、なぜ分断されたのか。問題はなんだったんでしょうか。お答えできますか。

○議長（野々下昌文君） 問題を明確にしてください。何を聞くのか。

○4番（川田栄子君） 松田川小学校校長先生が、なぜ選定委員、そういう有識者会議の中に入れておられなかったのか。何が問題であったのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、教育長から、なかなかつらい思いで、いろんなお話をされる方々の声に耳は傾けたという話がありました。

いろんな御苦勞をされて、決まってきた結果、

そして統合という形で、現在、宿毛の小中学校が建設をされようとしているところでございます。

そういった保護者のつらい思い、そして当然、会長も非常につらい思いで、皆さんの意見を聞きながら、まとめ上げたんだと思います。

そういう気持ちが分かっているからこそ、保護者の中の意見も、会長の前で十分言えた人、そして言えなかった人、そういった葛藤の中で、いろんなことが進んできたんだというふうに思います。

そういった思いも十分受け止めて、学校建設、これから前に、おくれることなく進めていかなければならないと、そのように改めて感じております。

松田川小学校の校長が選定委員に入っていないのはなぜか、何が問題だったのかということでございます。

何が問題だったのかということについては、別に問題はないわけですが、これについては、令和元年9月議会の今城議員の一般質問で答弁したとおりなんですけど、議長、お許しいただけるんでしたら、全く同じ答弁になりますが、再度、ここで答えさせていただきたいと思います。

学校長につきましては、実際に学校を使用される教職員の考えも必要と考えまして、小学校、中学校それぞれを代表して1名ずつ選んだものとなっております。

なお、募集を開始するまでの要求水準書作成段階における検討委員会の場合には、松田川小学校も含めた3校の教職員や、PTAの役員にも、会長だけではなく、役員にも同席をしていただき、それぞれの教職員や保護者からの意見をくみ上げてもらったというところでございます。

また、地域の住民の意見は、契約後にワークショップを開催し、現在ですが、宿毛小中学校に関わりのある地区長等に参加をしてもらい、

意見の聞き取りをしているということで、答弁を、昨年9月の段階ですが、既にさせていただいているところでございます。

何か問題があってというわけではなくて、今、答弁したとおりでございますが、選定委員は一定の人数の中で、当然、行っていきます。そういった形の中で、今の考え方のもとで、選定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 何も問題がなかったら、もうお答えする必要はなかったです。

聞いてますから。新しい問題が何かあったのかな、何も問題なかったという、前回の御答弁は聞いていますので。だから、何の問題がなかったら、いいですよ、もう。でも言われましたから、先へ行きます。

ワークショップについて、お伺いいたします。

保護者、住民の方、どれくらいに呼びかけて参加されましたか。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

宿毛小中学校合築校舎事業に係るワークショップについての御質問でございます。

昨年7月に行いました宿毛小中学校建設ワークショップにつきましては、宿毛小学校、松田川小学校、宿毛中学校のPTA役員、教員に加えまして、日頃から学校運営に御協力いただいております地域の方々に呼びかけをいたしまして、25名の参加により、開催をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 内容はどのようなことが話されましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

ワークショップにおきましては、校舎等の模型をもとに、施設配置や建物の内部を説明を申し上げた後、参加者を6つのグループに分けまして、それぞれのグループで討議を行っていただきました。

その中で、申し上げますと、中庭を芝生にして遊べるようにすればよいのではないか、あるいは小学校の音楽室は4階建ての3階部分ではなく、南側2棟に配置をしたほうがよいのではないか。音楽室の楽器庫が狭い。校長室と職員室が離れているので、隣り合わせにしてほしい。保健室から外へ出入りできるようにしてほしい。プールは、一般の方が中を見ることができないよう、塀を設置してほしい。エレベーターを特別支援学級用に、もう1台設置してほしい、などなど、たくさんの御意見を頂きました。

頂いた御意見につきましては、学校現場と再度協議を行う中で、SPCと設計協議を行い、一部設計にも反映をさせていただいたところがあります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 設計に入れられなかったという御意見は、もう打ち切りとなっているお話ですか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、それらのワークショップで出された意見を整理をして、学校現場の、校長先生初め先生方と協議をする中で、どれを取り入れて、これについてはなかなか困難であるとか、そこを整理する中で、SPCと最終的に協議を行って、反映をさせていただいた。

ちなみに、音楽室については、南側2階へ移すとか、特別支援教室、本来、エレベーター1台の予定でしたけれども、特別支援教室の子供たちへの配慮ということで、もう1台追加をするとか、そういったことについては、反映をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、このワークショップの際に、事業者は報道関係者の同席を拒まなかった。しかし、教育委員会は拒否した、そういう事実がございますけれども、なぜ、教育委員会は何が問題で拒否されたのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

ワークショップに報道機関を入れなかった理由ということでございますけれども、ワークショップ、設計の検討に用いておりました模型をもとに、先ほど申し上げましたように、保護者や地域の方々に説明をいたしたところでございますけれども、ワークショップの当時は、その模型そのものが、まだまだ変更されている最中ではございましたので、仮に報道機関によって、報道により、模型が独り歩きするような形で、完成図と捉えられては困るのではないかとということもございまして、大変申し訳なかったんですが、報道機関の方には、そのワークショップの会場自体からは出ていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） そういうことでしたか。私は思いますね。公共団体の長の役割、大切なことは、憲法が保障する基本的人権の保障です。絶対、おろそかにしてはならない、基本的人権

の保障です。ジャーナリストはそういう使命をもって、動いているわけですよ。

根底にナショナリズムがあるか、この当たり前がなかったということではないでしょうか、私はちょっと思っております。

本当に宿毛の政治を信頼、不信を信頼にかえるということは、そういう小さなことであっても、これはこういうことですよということを説明しておけば、ジャーナリストの方も、そういう意向で動いていかれるので、宿毛にもっと必要な文化をもってこなければならぬんじゃないかと、このお話から伺いました。

11番について伺います。

有識者の適任について、検証してみます。

PFI小中統合合築に関する有識者会議が2日ありました。一事業体の図面は、不都合な話ですが、開示されていません。

人のうわさとか、そういうことがありますけれども、そういうのは置いておいて、2日目になると、すっかり、がらりと雰囲気が変わった。表に出ていないもののほうが、非常に雰囲気がよかったということです。

でも、2日目になるとすっかり雰囲気が変わった。何があったのか、そこに。変化をあえていうと、1日目にはいなかった早稲田大学の委員長が、2日目には参加をされています。議事録を見ても、その影響はかなり大きく、2階建て、選ばれましたこの図面を大きく絶賛をされています。

.....
.....
.....
.....（発言一部取り消し）.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....浸水地域を控えた宿毛市は、学校はデザインのすばらしさだ

けではなく、多面的多機能をあわせもつことです。住民の思いをくんでいくことです。

もし第二のPFIであるとしたら、1,000キロも離れた方ではなく、せめて高知、でなければ四国と考えますが、市長の御見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますが、その前に、早稲田大学には本当にお世話になって、宿毛市はずっと、歴史的にお付き合いをさせていただいております。

多くの市民の方々が、本当に長い年月をかけて信頼性を築いた上に、いろいろな御協力をいただいているところでございます。

そういったことの中で、今の発言については、私自身は到底理解できない内容のものでございます。

また、先ほど答弁したら、答弁しなくてもいいというお話があったので、非常に困惑しておりますが、有識者の選任につきましては、平成31年3月議会の山戸議員の一般質問で答弁したことと全く一緒でございますし、特に何も問題はなかったということでございます。

もう一度同じことを読めということであれば、読まさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） これは住民の希望となりますが、要求水準書にもありますように、地元業者を大切にす理念があるなら、まず地元の木材をとという声があります。

有識者の方が高知県産杉を多用する木造がつくられるということで、快適性の確保が図られるだろう。ここには書いてないが、そういったものを使った、子供学習なんかにも当然活用できる部分があるだろう、と有識者は絶賛をされています。

元森林組合長の方も、幡多ヒノキは脂分があり、赤身を持つピンク色でとてもきれい。全国では、杉が多いが、ヒノキの単価は、杉とほとんど今は変わらない。身近な幡多ヒノキ、宿毛の木を使って、複数の住民からと、こういうお話も伺っておりますので、お伝えをしておきます。

PFIの質問は終わりますが、私たちの公共財は、公共機関が管理すべきものであります。PFIはコスト削減になると言われていますが、これは民間ビジネスです。……………（発言一部取り消し）……………そこに民間が割り込むことで、中長期的、しかも安定的な民間ビジネスとなります。

政府は20万人以上の自治体で、PFIを普及させる方針を打ち出しています。民間参入により、公共の役割が後退する可能性があり、住民の声を反映するよりも、利益優先。SPCは特定の事業を目的としておりますので、地域経済振興につながるのかも、懸念されます。

行政が借りればいいようなものですが、既に膨大な債務を負っているのです、むやみに債券発行できない。限界があるので、分割にすればぐんと額は小さくなる。こんなこそくな手段を、官僚は考えたのです。

PFI事業を手がけている自治体は、危ないと言われています。

つい先日、アメリカのFRB、日本でいうと日銀ですが、地方自治体の地方債を買い取ると発表しました。

こういう隠れたところで民間のお金を借りている場合はおもてに出ませんので、もしこういうことが、あるかも分かりません、日本でも。

自治体の地方債を買い取ると、発表がありました。日本でもあるかも分かりません。

インフラ設備、期限がきておりますので、交換しなきゃいけないということで、アメリカも日本も一緒です。

2番目にいきます。

新型コロナウイルスとは、これから付き合うことになります。感染症の安全安心について、行政の役割をお聞きいたします。

新型コロナウイルスが3月31日、県内17例目に、宿毛市に感染者が発生してから、宿毛市でも緊張と不安が走りました。自己を守り、他人を守る意識の高さから、一定の感染は仕方ないとして、収束に向かい始めたことは確認されていますが、人の交流がある限り、世界の感染症が終わらないと宿毛も終わりません。

ウイルスと賢く付き合うことになりそうですが、ワクチンができるまで、とにかくかからないように頑張ることです。

それでは、安心と安全について、お聞きします。

3月31日に、宿毛から県内17例目の感染者が出ました。4月1日に、私たちの議員協議会がありました。その場で、私は質疑をさせていただきました。

警察の方は新任ですかという質問に、市長は、先ほどからお伝えしているように、出てきた情報は全てお渡ししている。そのように予測で言われているのが、一番人を傷つけることになる。本来も、そういうことを詮索すること自体が、よろしくないと思っていると、答弁されました。

これには、もうあきれのしかありません。私にはそのかけらもありません。

夏目漱石は、言葉は意味と価値を担っていると言っています。漱石は、言葉のむなしさを感じ、そのむなしさにあらがう日々を送っていることは有名です。

また、6月4日の紙面に、これに似たようなことがありました。

他人に対する非難は、十中八九、その人間の秘められた願望云々と出ております。参考までに。

私の言いたいことは、感染経路が重要です。このことを知ってほしかった。

その3日後、宿毛から高知へ、転任警察官陽性と、紙面報道がありました。

……………
……………
…………… (発言一部取り消し) ……………
…………… このように、どこから入ってきたかがとても重要です。このことが分からなければ、怖いことではありませんか。

コロナウイルスは人と人だけではなく、人、物、人の感染があります。…………… (発言一部取り消し) …………… 安心を求めて、行政の役目とは、また安全について、安心についての行政の役目をお伺いいたします。

○議長(野々下昌文君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきますと思いますが、医療従事者初め、本当にコロナ、感染リスク高い職業の方々、昨日はうちの清掃公社の職員のお話もありましたし、また保健師のお話もありました。いろんなところで、いろんなリスクを抱えながら、いろんな方が、日々努力をしてくださっています。

あえてここで、再度言うと、もう一度、同じ職業の方々のことを話してしまいますので、出ませんが、それぞれの職業の方々が、いわれのない誹謗中傷を受けながら、ある意味、人権を損害されながら、仕事をしています。

先日、自分の同級生の、ある宅配業者、運転手が、市長、いつまでこれは続くのかと。自分達は、ばい菌扱いされると。ピンポンを鳴らしたら、そこに置いてと言われ、外に荷物を置いて、サインももらわずに帰るんだけど、今度行ったときに、自分の持っていった荷物が外にあ

ったりすると、心が痛い、というお話もされて
いました。

いろんなリスクがある中で、そのリスクをで
きるだけ減らしながら、新しい生活様式で生活
をしていかなければなりません。そういった形
の中で、県指導のもとで、感染経路についても、
しっかりと追ってくれています。そこで信頼を
する中で、またできる限りの情報を、自分たち
は守秘義務という形の中で、一定の人間以外か
ら、外には出さないという形の中で、情報もも
らいながら、コロナ感染者がふえることのない
ように、今回、対応をさせていただいたところ
でございます。

そういった対応の中で、発言した私の言葉で
ございます。また議員のほうからは、お隣の愛
媛県の、感染した後に社会復帰されている方を、
その後追跡をしてないのかと。追跡を宿毛市は
すべきじゃないかという、そういった御指摘も
ありましたので、それを受けての、全体の私の
答弁となっておりますので、ぜひ御理解を願
いたいというふうに思っているところでござい
ます。

宿毛市の安全安心について、市の役割という
ことで、自分の考え方を少し述べさせていただ
きたいと思います。

新型コロナウイルス感染対策に取り組む上で、
市として、重要な役割は、国や県が調査研究し
て、発出される感染症に関する情報や、各種支
援制度の情報を、市民の皆様にごできる限り、分
かりやすく伝え、そのときの状況に応じて、行
動を呼びかける、そういったことが必要だと考
えております。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げ
ます。

議員の一般質問の時間は、既に90分に及び
ましたので、会議規則第57条の規定により、
発言を禁止いたします。

この際、午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時22分 休憩

午後 1時30分 再開

○副議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、
会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、一般質問を
します。

新型コロナウイルス発生後の街区の活性化に
ついて。

街区の商店街においては、4月の初旬から市
の要請に従い、見事に全店が休業体制に入りま
した。

5月下旬頃、自粛要請が解除され、開店する
店も多くなりました。

その店主のうち、四、五人の方が、休業補償
について聞かれました。

それで、市の商工観光課にいつてくれないか
という話をしました。すると、相手の方は市長
に聞いてくださいとのことでした。

確かに市長の英断により、クラスター対策は
大成功でした。あれから先、一人も陽性反応は
出ておりませんが、しかし、2か月近く完全休
業となると、いろいろと経済的な影響が出てき
ます。

そこで事業者に対する市独自の協力金や給付
金、関連する国や県の主な給付金など、制度に
ついて、事細かく説明していただけないでしょ
うか。

また、県などが配布するチラシなどは、字が
小さくて、なかなか読みづらいとのことでした
ので、できればそれもひとつ、考慮してくださ
い。

それでは、答弁よろしく申し上げます。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の一般質問に

お答えをさせていただきます。

冒頭に、濱田議員のほう、分かっているの話だとは思いますが、4月初旬から、市の要請によりお店を閉めたというお話ありました。実際は、4月22日から、高知県のほう、ともにということではございますが、宿毛市としても、休業要請のほうをお願いしているところがございます。

ただ、宿毛市内におきましては、それぞれの店舗、早めから休業等をしていたという、そういった実情があることは、当然承知をしているところがございます。

国の給付金といたしましては、持続化給付金という制度がございます。これは、一月の売上が前年同月比、前の年の同じ月の比較で、50%以上の減少をした事業者に対しまして、個人事業者で最大100万円、そして法人であれば最大200万円の給付金が支給されるものがございます。

申請開始当初、オンライン申請、パソコン等、そういったもので行うわけですが、オンライン申請のみとなっておりますが、現在は、宿毛商工会議所内に申請サポート会場が設置されているところがございます。こちらに来ていただければ、できるということがございます。

県の制度としては、高知県休業等要請協力金、先ほど申しました4月22日からの休業要請に伴うものがございますが、こちらの協力金がありまして、県からの休業や、営業時間の短縮要請に応じていただいた事業者に対しまして、1事業者当たり30万円の給付金を支給するものがございます。

市の単独で、独自で実施しております事業者向け支援制度は、宿毛市休業等要請協力金と、宿毛市コロナ対策緊急支援給付金の2つの制度があるところがございます。

まず初めに、宿毛市休業等要請協力金につ

ましては、高知県休業等要請に引き続いて、本市の休業や営業時間の短縮要請に応じていただいた事業者に対しまして、1事業者当たり30万円の協力金を支給するといった内容になっております。

そして、宿毛市コロナ対策緊急支援給付金につきましては、市内の店舗等の事業所を有する事業者に対しまして、3月、4月、5月のうち、一月の売上げが、前年同月比で売上が30%以上減少した場合、1事業者当たり10万円の給付金を支給しようと、そういったものがございます。

支援制度につきましては、市民からの相談や、申請時におきまして活用の可能性がある制度に関して、積極的にこちらから情報提供いたしまして、また屋外放送によるお知らせや、チラシの全戸配布、市の広報誌やホームページ、そしてフェイスブックなどを活用して、周知に努めているところがございます。

国の緊急経済対策の第2弾、マスコミ等でもたくさん報道されておりますが、第2弾として、経営状況が著しく悪化した事業者に対する家賃助成制度、これは家賃に対してですが、この家賃助成制度である家賃支援給付金などの新たな支援策の実施や、既存支援制度の拡充なども予定されているところがございますので、今後におきましても、市民の皆様に必要な情報を、分かりやすく、かつ迅速に情報提供をしてまいりたいというふうに思っております。

先ほど、議員のほうから、字が小さくて見えにくいといったお話もありましたので、こういったこともしっかりと、今後、考慮して、対応していきたいというふうに考えておりますし、何よりも分からない、不安なことがあれば、宿毛市、どちらにでも構いませんので、一報頂ければ、詳しく説明ができるころへ、電話等つないでいきたいというふうに思っております。

ぜひ、宿毛市のほうに御相談を頂ければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今、市長の答弁で、大体のことは分かりました。それでもなおかつ、チラシの件なんかは、大きな字で書いてくれと。私なんか小さな字だと、見るのが嫌だという高齢者の方が二、三人おりました。ぜひともそれは、ひとつ協力してもらえないかというお話でした。

それから、デザインなんかも、前からすれば大分よくなっているというような話も聞きました。お年寄りの方だから、字のことを何回も言われて、市長に、くれぐれもそれだけは、お金が多少要るかもしれないけれど、お願いしますということを書いてくれと。

次の質問に入ります。

2番目として、真丁区の水路について。

真丁区の水路には、今から夏にかけて、一番水が必要な時期、水路には水はなく、これからは雨が降ってたまる水たまりで蚊が発生する状態です。できれば一日も早く、以前のように水路になみなみと水が流れることができますように。なぜかといえば、水道通りの水路から、真丁地区に通ずる暗渠は、工事のときに埋もれて、そのまま舗装工事をしたため水が通らなくなり、前市長の沖本氏が、2年以内には必ず直すからという話でございました。それは、地域住民の方も、10人ぐらいの人は知っています。

そして、市の関係者も、それは知っていますので、できれば一日も早く直していただきたいと、このように思います。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

昨年年第2回定例会の一般質問でも答弁をさ

せていただいたとおりでございますが、少し暗渠の話もありましたので、繰り返し答弁をさせていただきたいと思っております。

真丁地区への水の流入がなくなった、その大きな要因は、水路を改修したことによりまして、水道線の用水路の流れがよくなりまして、水位が低下したことだと考えているところでございます。

昨年度、試験的に用水路に仕切り、そういった仕切りの板と申しますか、仕切りを設けまして、そして水位を上げることで、沿線に水を導けるよう、対策を講じ、一定の効果を確認ができたところでございます。

要するに、仕切りをつければ、水が流れたということでございます。

しかし、仕切りを設置し続けると、大雨による出水時、要するに水がたくさん入ってきたときには、水路から越水といった可能性があるため、現在は仕切りを撤去している、そういった状況でございます。

また、暗渠については、今後詳しく調査してみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

これは、確かに前の水路のときの担当者も知っているんですけども、どうしたかと言えば、真丁に流れる道のところを、工事中に何か落盤して落としたりらしいです。そして、それがそのまま潰れた状態で、今度、舗装をかけたらしいです。

それで、私なんか10日ぐらい分かりませんでしたけれども、これはどうしたか、水が全然流れてこないという話をしますと、これはこういうわけで、暗渠がちよっと、工事のときに欠落して、そのまま舗装をしたと。

そう言ったら、市のほうは、そのまま構わんからと。そのまま舗装をしてくれという話だったそうです。

だから、市長にそのとき聞いてみたんです。そしたら、市長が、それは知らないというような話だったけれども、担当者の方に聞いてみると、市長もそれはいかん、直しますからという話ですと。それで私も諦めて、一応、近いうちに直してくれるのならということで、そのままほおっておいたわけです。

けど、このように、新型コロナウイルスが蔓延するようになれば、蚊が媒介するのではないだろうか。そういう人なんか、多少おります。

それで、流言飛語を発する人たちの口をとめるためにも、どうしても蚊の発生を抑えなければならぬと、私はそのように思っております。

一応、短期間にぱっと水路を直してくれとか、水が通るようにしてくれ言うても、これはなかなか難しいかもしれませんけれども、この間も、担当者の方に、ちょっと見てもらいましたが、真丁通りはもう乾いていました。雨が半分降ったときには水たまりができるけれども、そういうような状態だから、蚊の発生が、昔は水を年がら年中流してましたから、蚊の発生はなかったですけども、今はもう、いつでも、年がら年中蚊が発生するような状態になっています。

皆さんにその場所に、いてもらえれば分かりますけれども。30分いたら、二、三か所、血を吸われます。

そういう状態でございますので、できる限り、農薬散布みたいなものでありましたら、それでもやって、一時的に蚊の発生を抑えていただきたいと、このように思います。

市長、ひとつよろしく申し上げます。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

暗渠につきましては、先ほど少し答弁したように、少し調査をさせていただきたいと思えます。

前任の市長のときのお話だということでございます。

あと、蚊の発生につきましては、やはり衛生上、問題等もあろうかと思えますので、地区の代表の方、地区長さんを初め、対応について、少し協議をさせていただきたいというふうに、どういった方法があるのか、とらさせていただきますというふうに思います。

また、コロナウイルスで蚊が媒体としてうつすんじゃないかといった、そういった報告は、今のところ、私たちのほうには、耳には入っていませんので、リスクとしては、非常に低いのではないかなというふうに考えているところでございます。

コロナについては、いろんな話があります。正式なルートからおりてきたものを、市民の皆様方に、自分たちもできるだけ分かりやすく、速やかに伝えているところでございますので、ぜひ行政から出る情報を、まずは確認をしていただきたい。そして、それに従った、3密を避けるような、新しい生活様式をとっていただきたい、そのように考えているところでございます。

過度に心配をしたりとか、あと真実に基づかないような話が、どんどん先に走っていますので、そういったことに惑わされないように、ぜひ濱田議員のほうからも、心配される方にはお伝えを願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今、市長がおっしゃったとおり、私も蚊の話は聞いてはないんですけども、お年寄りの人なんか、蚊が媒体する

と、もう頭からそういうように思うて、うちなんかで話してくれるんですよ。

分かりました、それは一応、市のほうにも伝えておきますというような話をしました。

流言飛語がでないように、何とか収めなければならぬと、私もそのように思っております。

3番目として、真丁通りの市道の傷みについて。

二、三年前まで、アーケードがあったときは、道が凸凹でも水たまりなど、気がつかないような状態でございますが、やはりアーケードがなくなると途端に悪路が目立つようになりました。

先日、担当の方に、道の傷み具合を見てもらいましたが、交差点の隅のほうなんかは、10センチ以上の穴があき、そこに2メートルぐらいの水たまりができておる。そのところで、下から栗石が見えるんですよ。栗石が見えるということは、もう全部はげているということなんです。

でき得れば、そういうところもひとつ、担当の方は市道を回ってくれ、見てくれとかいうのではなくて、多少、気にもとめていただければと思います。

今までに酔っぱらいの人が二、三人こけて、すねを擦りむいたとか、そういうようなあれはありました。私もこれは知っています。救急車を呼べというような話もありました。

だけど、ばんそこうがあるから張っておこうかと言って、それで済ました人もいます。名前も分かってますけれども、それは大したけがではなかったから。もう一人の人は、大分傷んだような話も聞きましたけれども、その人のことは、私は見てないです。

二、三人の方が、そういうような話は、うちに持って来てくれましたけれども。やはり、飲んでから転んだんだから、仕方がないだろうと

いうように思っておりましたけれども、お年寄りの方は、あそこに足を突っ込むと、必ず転びます。

そういうところも、担当の方はやはり見て回ってもらえるようなことも、ひとつ考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、冒頭に、市道管理者として、危険な穴等がある場合は、速やかに補修をしますので、それについては、担当のほうにもしっかりと私のほうからお伝えしますし、当然、補修すると考えておりますので、気がついた方は御連絡頂ければというふうに思っております。

そういった形の中で、宿毛市の市道といたしましては、路線数なんですけど、787路線、そして総延長、全てを足すと、約380キロメートルと、大変多い数の路線を管理していることもありまして、様々なところで老朽化に伴う舗装の穴や、そしてひび割れ等が生じている、議員も御承知のところだというふうに思います。

これは、市内全体の話になります。

こうした現状に対しまして、毎年、限られた予算の中ではありますが、近年は予算を増額する中で、部分的な対策を中心に、補修工事を実施し、市道の維持管理に努めているところでございます。

少し御紹介させていただくと、駅前、何回かに分けてですが、今、歩道がかなり傷んでましたので、あちらのほうの歩道も、計画的に今、補修をかけている、そういった状況でございます。

市内各所にて、計画的に少しずつですが、そういったことを、今、増額をして行わせていただいているところでございます。

そして、真丁通りの市道真丁線につきまして

は、舗装が沈下している箇所が複数あることから、先ほど議員がおっしゃられたように、雨水排水がしづらく、路面に水たまりがしやすい、そういった状態となっていることは、私も認識をしております、これまでも部分的な排水対策や、路面補修を行っておりますが、新たな水たまりができるなど、抜本的な解決には至っていない、そういった状況でございます。

路面の水たまりの原因といたしましては、舗装が沈下している箇所が多く、そして市道の両サイドにある側溝の取水口、側溝に対する水の取入口ですね、こちらより路面が低いため、排水施設が機能しづらい、そういったことでありまして、改善策といたしましては、全体的な路面のかさ上げ、そして、それとともに排水対策が必要だというふうに考えているところでございます。

しかし、市道真丁線は、店舗や住家が近接、近くに接して建っているために、路面のかさ上げ高、高さ等の調整が必要なこと、そして市道真丁線以外でも、早期に対策が必要な箇所があることから、短期間で対策することは、非常に難しく、計画的に複数年に分けて対策を行っていきたい、そのように、今、考えているところでございます。

地区の皆様、道路利用者の皆様には、大変御不便をおかけすることともいうふうに承知もしておりますし、またそういうふうに思っているところでございますが、今後も、市道等の維持管理に尽力をしまいたいというふうに考えております。

できる限り、先ほど申しましたように、予算を増額する中で、計画的に必要なところ、緊急性が高いところから、しっかりと整備をしていきたい。

決して棚上げにはしていませんので、少しずつですが、しっかりと、以前よりもスピード感

をもって対応しておりますので、ぜひ御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） ありがとうございますました。

確かに予算も大分要ることでしょう。380キロメートルですか。こういうようなところを、全部見て回れといっても、なかなか難しい話でしょうけれども、やはり人が密集して、道の悪いところはなるべく早く補修をしていただきたいと、そのように思っております。

そして、次に、津波避難タワーの建設について、お伺いします。

津波避難タワーが建設されることについて、街区の市民からも、安堵の声が聞かれておりますが、その中で、他の地域の津波避難タワーを見に行った際、階段しかなく、高齢者はのぼりにくいと感じたという御意見が二、三ありました。

冬の寒さを防ぐよう、外気を遮断していただくとか、またスロープなどもあればとか、いろんな御意見もありましたが、住民説明会はまだ行っておられないから、そのときにでも、また話してみたらという話でしたけれども、なかなか、ついにタワーができるといったら、お年寄りの人たちは、あそこに行くよりはだいぶ近くなったからといって、喜び勇んで話していた人たちも二、三見かけました。

しかし、考えてみれば、この向こうの、これは黒潮町のものですが、2つか3つか見たらしいですが、タワーにあがって、トイレがないんですか。トイレはついていただろうかというような話も聞きましたから、まさかトイレは、タワーだからついているだろうという話もしました。できればトイレ、ソーラー発電、水、食料。

冬なんかのときに、夜間に間仕切りなんかを考えてくれないでしょうかと。

住民説明会はあると思いますので、そのとき、市長や職員の皆さんに、はっきりそれを申し上げてくれという話で、一応、話は済ませましたけれども。

どのような設備になるのか、できれば教えていただけませんかでしょうか。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、最初に、住民説明会については、先日の一般質問等の答弁でございまして、コロナの関係もありまして、地域の方々とお話をする中で、アンケートであるとか、そういった形の中で、できるだけ広く意見を聞いている、そういったところでございます。

このたびの津波避難計画改定、議員御承知のところでございますが、この改定による津波避難タワーの建設につきましては、歩行困難者や、高齢者など、単独での避難に時間を要する方の逃げ遅れや、避難距離の限界といったものを考慮した結果でございます。

そのため、歩行困難者や高齢者が避難しやすいよう、階段のほか、スロープの設置も必要であると、そのように考えているところでございます。

他の地域においての避難タワー、そういった整備につきましても、避難タワーも多種多様でございまして、地域の特性であるとか、いろいろなものを考慮した中で、建設が進められているというふうに認識をしているところでございます。

当市においては、こういった観点から、スロープ等の設置も必要だと考えているところでございます。

そして、寒さ対策などの環境整備につきまし

ては、外気を完全に遮断した居住空間の整備までは困難と考えますが、雨をしのげる、そういった構造や、それから風など、外気も一定しのげる、幕が張れる、そういった仕組みも考えているところでございます。

そして、先ほど、トイレの話もありましたが、全くトイレがないということではないというふうに思いますが、トイレについては、これから研究をしていきたいというふうに思います。

少し想像していただきますと、通常のトイレは津波が来たときには、当然、使えませんので、災害時に使えるようなトイレということでございます。

また、もし必要であれば、細かい、どういったトイレがあるかは、担当課のほうから、後で御説明させていただきたいというふうに思っております。

そして、また、タワー内に備蓄倉庫も設置しまして、毛布等も備蓄したいと、そのように考えております。

これ、毛布等という答弁させていただきましたが、従来の毛布だけじゃなくて、防寒用のそういったシートであるとか、いろんなものがありますので、そういったものも、これから検討していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

さっき間仕切りのことを言いましたが、間仕切りも、完全に遮断してくれというのではなく、テントのようなものでも何でも構わないから、直に、冬は寒いから、テント等を張っていただいて、そういうような間仕切りでも考えてくれないだろうかというような話でございました。

最後になりますが、河戸堰の水門の電動化について、お伺いします。

今頃の季節になると、大雨になるのではないかと、台風が発生するのではないかと、夜もおちおちと眠れないときがありました。

というのも、平成7年から水利組合と掛け合い、水路にコイと水車を置かしてもらって許可を頂きました。そのかわり、私と土居下区長の菊地和樹氏と2人で、水門の開け閉めを任せました。それが平成7年の夏から、水車のなくなる平成28年頃まで続けてきた次第でございます。

私は、年に四、五回ついていくだけでございましたけれども、私もついていったら、水門のところに上がり、一応、濁流なんかで松田川が氾濫しているときは、腹にロープを巻いて、水門を操作したような次第でございます。

もう私なんかは、水門の操作は行えないが、電動化すれば今から行う必要がない。

やはり30センチぐらいの水門の上にあがって、操作をするのは、危ないんじゃないだろうか。そしてまた、できれば、水利組合の人も、何回もそれは私にも言うてくるんですけども、なかなか1,000万円、昔、林市長のときは1,200万円とか、そういう話でございましたけれども、今聞くと、2,000万円近くかかるらしいですね。

なかなか、おいそれと、やってくれとは申せませんけれども、やはりこういうように温暖化になり、気候がこれほど荒れてくると、水門の開け閉めもなかなか、夜中なんかは、もう死に物狂いでやったときもあります。水門のすぐ下まで濁流が流れてきて、おい、これは落ちたら死ぬねというような話で、これではいけないので、ちょっとロープを取ってくるからと言って、またロープを取りに行き、体に巻付け、落ちても助かるようにして、操作したような次第でございます。

確かに、私は水門といえば水利組合、農家の

方だけというように、皆さんも思っているかもしれないけれども、なかなかまちの人なんか、蚊の撃退とか、そういうようなところで開け閉めし、年がら年中流してもらえれば、何と申しませうか、健康の面において、物すごい寄与してくれていると、そのように思っております。

でき得れば、これも市や、市街地の皆さんのためにもなることではあるし、ひとつ何とか御協力をお願いできないものかと、市長に問うてみたわけでございます。

お答え、よろしく申し上げます。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

濱田議員のおっしゃられること、承知をしているところでございます。

少しかたい答弁になろうかと思いますが、答弁させていただきたいと思っております。

河戸堰における水門は、老朽化も進んでおりまして、また増水時には、危険な個所で操作をしなければならぬことは、十分承知をしているところでございます。

議員のほうからもお話ありましたが、水門の権利者は水利組合でありまして、電動化につきましては、平成26年第4回宿毛市議会定例会及び平成28年第3回宿毛市議会定例会で答弁をさせていただいたとおり、同じ答弁になりますが、農業用の施設整備を行う補助事業はございますが、実施には受益者分担金はどうしても必要となってきたということでございます。

街中の環境も重要で、当然ありますが、この施設は、農業用水の取水が目的ということでありますので、市で分担金を負担することは、現在、困難であると、そういうふうな考えについては、変わっていない状況でございます。

今後も、国や県の補助事業について、さらに

有利な事業はないか、情報収集をしてみたいというふうに考えているという現状でございます。

また、議員のほうから、事業費について、2,000万円程度というお話ありましたが、現在におきましては、担当課のほうから、約3,000万円程度かかるのではないかとというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 市長の言うように、なかなか難しい問題ではあるとは思いますが、なかなか難しい問題ではあるとは思いますが、まちなかなか、私も前に1回、お金を集めようとしたこともあるんです。そしたら、自分なりに、おれはこれくらい出しましょうと、でも、なかなか、今度は水利組合の組合長のところに持っていくと、それは、うちは出せない。出せないのであれば、じゃあこの話は終わりにしてくれないかという話もしました。

しかし、そっちも使っている。まちな人達も恩恵受けていると、市のほうに何とか協力を申し込んでくれと、というような話で今まできているようなわけでございます。

でき得れば、またよい案があれば、ひとつよろしく願います。

それでは、一般質問を終わります。

○副議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

-----・-----

午後 2時19分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、一般質問をいたします。

今年の3月から、全国的に新型コロナウイルス

スということで、3月議会については、一般質問を回避した方が多数おりました。私の場合も、一般質問、準備をしておりましたが、そういう理由で回避をいたしました。

そこで、本来なら3月議会の質問戦のところで、市長から出された行政方針の表明に合わせて質問をいたすべき問題について、1点ほどお聞きをしたいというふうに思います。

この1点というのは、高齢者社会の対策についてということで、通告をさせていただいておりますが、今年度の令和2年度の行政方針の表明において、これまで5つの重点施策に、2つの重点施策を加えて、7つの理念という形で、市長は集約をしております。

その中で、新しく加えた中の1つとして、高齢化社会対策について、お聞きをいたしたいと思います。

そのときの提案理由の説明の中に、本市の高齢化率は37.7%というふうに、市長は言っております。

これは、市内全域を捉えた形で、37.7%ということでもありますので、地域によっては、50%を超え、また60%を超えている地域も存在しているというふうに、私も実感しております。

そこで、その政策の中で、今回、高齢者の身体面、健康増進に加え、多くの人と交流することで、心豊かな人生を送ることができる、サロンのような拠点を整備していくというふうにあります。本年度、どのような形でこの事業を遂行していこうとするのか、また予算的に、どのような形でやっていくのかについて、まずお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

令和2年度の行政方針におきまして、高齢者

の皆さんが身体面の健康増進に加え、多くの人と交流することで、心豊かな人生を送ることができるサロン、このサロンのような拠点の整備を考えていきたいと、表明をさせていただいたところでございます。

昨年の9月議会におきまして、岡崎議員から、庁舎移転後の現庁舎の利活用につきまして、運動器具などを備え、健康、医療、福祉、介護などの情報提供や、こちらからの提供ですね。情報提供や、そして健康教室等を行う市民の健康増進の拠点にしてはどうか、との御質問を頂いた際に、答弁といたしまして、幅広く市民の皆様から御意見を頂く中で、検討をしていきます。そして、健康面のみならず、地域の皆さんが集うことができる、そんな拠点として活用することができれば、より本市のにぎわいづくり、また生きがいづくりにも有効であると思ひます、と答弁をさせていただいたところでもございます。

そして、健康長寿社会並びに市街地の活性化にもつながる事業といたしまして、高齢者の方々が集えるサロンのような拠点整備を進めてまいりたい、そのように考えて、今回、表明させていただいたところでございます。

今年の3月に、街区の地区長の皆さんにお集まりを頂きまして、庁舎移転後の現庁舎の利活用について御意見を伺いましたが、その後、新型コロナウイルス感染防止のため、御意見を頂く場を設けることができていない、そんな状況でございます。

都市計画マスタープラン等の計画も策定中のために、具体的な内容は、現在、正直決まっていないというところでございます。

今後も、皆さんの御意見を伺いながら、検討を進め、議員の皆さんにも御意見を頂く中で、具体的なものにしていきたいというふうに考えております。

骨格はそういうことで決めさせていただいているんですが、当然、市民、そして高齢者の皆さんの意見をたくさん聞いて、そしてつくり上げていきたいというふうに、何よりもその方々が参画してもらって、集まってもらって、使ってもらわないといけない施設ですので、そういった観点から、もう少し時間をかけて、意見を聞いて、つくり上げていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 現時点での、今年度の事業の内容については、まだ確定はされていないというふうな答弁でした。

ただ、令和2年度の行政方針というのは、12か月、その中で3月で表明して、現時点で3か月が経過をしております。残りは9か月ということであれば、もう少し具体的な形で動いているべきだろうというふうに思ひます。

ただ、市長が言われたように、本年に限って言えば、コロナ対策ということで、全庁挙げてコロナの拡散防止に向けて対策を練ってきた。そこに全職員を注力していったということは、分かりはします。

ただ、地域において、お年寄りというのは、このコロナ対策ということで、百歳体操であったり、ほかの健康体操であったりとかいうところで、出ていた、週に1回、またミニデイで月に1回、2回という形で出ていた方が家に籠もってしまった。その間に、体力的にもかなり落ちているというのを耳にもします。

やはり、これは私、今まで議員になってから幾度となく高齢者対策ということを、この場で質問もしてまいりましたが、市内に2か所しかまだやっておりません、あったかふれあいセンターであったりとか、集落活動センター、これはなかなかやろうとしても、いまだに宿毛市内

で、その活動に結びついた経過はございませんが、県としても、2つをジョイントした形で事業を展開していきたいというような話は、去年の段階で聞いております。

宿毛市としても、この2つをセットにした形で、地域住民が地域住民を助け合いながら、その地域で生活をしていける、そういう環境づくりのために、ぜひ市として、モデル地域でも設けてやっていくべきではないか。また、それについて、市長が担当部署に対して、今年度の間に何か所かピックアップした中で、事業を展開する形を進めていきなさいという指導をしなければ、多分、今の宿毛市の行政の中で、担当課から自主的に事業が展開していけるという形にはなっていないというふうに、私は思います。

そういうところで、先ほどの市長の答弁は、この市役所の庁舎ということを念頭に置いた話のように聞こえたので、この庁舎、まだ2年間は庁舎として使うわけですから、そこまで今年度の事業計画、行政施策の中に入れるべきではないと、私は思います。

これについて、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

このサロンへの取組としては、そういった考え方のもとで、拠点づくりをしていきたいという表明でございまして、令和2年度中に、このサロン自体を完成させるということでの表明ではないということが、まず前提でございまして。

実は、この場で申し上げるべきことかどうかは、少し考えますが、選挙中に、4年間かけてやりますということで、表明もさせていただいた内容でもございます。

そういった形の中で、この後、答弁もさせていただきますが、庁舎だけじゃなくて、宿毛市

全体の施策として、落とし込みをしたいということで、今回の行政方針の中で入れさせていただいたということでございます。

それから、少し背景をお話させていただくと、現在、表明したときには、もう既にコロナ、宿毛市での感染者は発生していませんでしたが、日本国内においては、コロナについては、かなり騒がれていた時期にはなっていましたが、実は、サロンというのが、先ほどお話ししたように、人と人、特に高齢者を1か所に集めてやりたいということがあるんですね。

そのほかの集落活動センター、あったかふれあいセンターも同じだと思います。

そういった形の中で、このコロナというものは、考え方を根底からひっくり返されたような、そんな出来事として、とにかく高齢者の方々の1か所に集めること自体が駄目だということでありまして、そういった意味でも、少し方向展開じゃないですけども、しっかりと考えないといけないという、そういった状況に急変したということございまして、ぜひ御理解願いたいというふうに思っています。

ちなみに、百歳体操、それから元気クラブ等も地域で活動をしていただいています。自分たちも、できるだけ早く再開に向けてということで、制限解除じゃないですが、担当課を通じて、各地域で活動をしてくださっているリーダーの方々に御連絡をさせていただいたんですが、逆に、本人たちが、まだためらっていると。集まってすること自体が、ちょっと無理だというような状況でして、なかなか高齢者の方々も、今、自分たちが1か所に集まるということ自体を、自分たちで自制しているような、そういったような状況でもございます。

そういったことを含めまして、サロンについての考え方を、少し答弁させていただきたいと思います。

本市におきましては、高齢者保健福祉計画、そして介護保険事業計画や、健康増進計画などを策定する中で、介護予防や生活習慣病予防のための健康増進事業を進めているところでございます。

高齢者の方々が集える活動といたしましては、先ほど少しお話ありました、地域での老人クラブ活動や、いきいき百歳体操などの自主グループ活動、そして配食を伴う元気クラブ活動など、多くの地域で高齢者の方々に参加を頂いているところでございます。

現在、コロナの関係で滞っておりますが、そういう現状でございました。

集える場所を街区以外でも整備し、本庁舎以外でもということでございまして、今年度は第8期の宿毛市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の年となっていることから、昨年度、市内の高齢者の皆さんに御協力をいただきまして、ニーズ調査をさせていただきました。これについては、もう済んでいるところでございます。

このニーズ調査につきましては、地域の実態把握のために行うことはもちろんですが、調査内容を分析し、地域課題の洗い出し等を行い、今後の事業計画に反映させ、どこにどのような人的、物的資材を投入していくかを検討する、そういった指標となります。

そのため、ニーズ調査を分析する中で、計画策定委員の皆さんにも御意見を頂きながら、計画策定に取り組んでいく、そういった予定としておりますので、現在の活動や、そしてあったかふれあいセンターなど、地域の方が集える場についても、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

具体的に言いますと、こういった場所をサロン化して行って、また同じ場所で、また別の意味合いをそこに付加する、与える、してもら

というような形で、サロンが広がっていけばなというふうに考えているところでございます。

何か事業をするということ、当然、大切なんです、それ以前に、こういったものをまち全体に広げていきたいということで、表明をさせていただいているというところでもございますので、どうか御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 市長の言わんとすることはよく分かるんです。今回、行政方針の表明の中で、フィットネスバイクを購入して、各地域へ出回っていきたいというふうなところも入っております。

今、市長の言われたように、新たに別の形でサロンをつくるというのは、非常に難しいというふうに思います。現在も、百歳体操であったり、元気クラブであったり、ミニデイのところ、地域の皆さん、地域地域でいろいろな特色を出して、皆さんがお菓子を持ち寄って、1時間、2時間程度、茶飲み話をして帰る、そういうところもありますし、長寿政策課から保健師の方に出てきていただいて、血圧等々をはかってもらったり、相談にのっていただいたりということをやっているところもあるのも知っています。

そういうことを含めて、やはり市として、これから市長、3年半、まだ市政を担っていくわけですから、この2期目の3年半余りの間にこういうことをやっていきたい、こういう形を目標に、今年度はここまで進める、来年度はどこまで進めるという形で、年次計画的に進めていかなければ、なかなか総花的に、こんなことを行いますよと言っても、なかなか事業としては出てこないというふうに、私は思います。

そういうところで、具体的にタイムスケジュールをつくって、こういう形で進めていく。多

分、長寿政策課になるんですか、今回のこの受皿として考えれば。というところが中心になって、これから先の宿毛市としての高齢者対策はこうしていくがやというものをつくって、各地区にそれをおろしていく。そこから、何が必要ですか、市として、こういうことをやりたいんですが、どうでしょうかということも聞きながら、つくり上げていく、そういう令和2年度にしていけたらなというふうに思いますが、これについて、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し、10年ほど前なんですが、マニフェストという言葉が非常にはやったときがありました。

このときに、本来、マニフェストというのは、執行権を持っている方々がつくるべきものなんですが、なぜか議員の皆様もマニフェストというのがはやって、議員がマニフェストを掲げるという、社会的にそういった影響があった、事例もありました。

そのときに、マニフェストというのは、一定挙げて、その効果、完成するまでにその年、その年で達成率を数値化をしていって、市民の皆様を示すということで、まさに寺田議員言われているのは、そういうことかなというふうに受け止めをさせていただきました。

計画性をもって、しっかりと事業を前に進めていくということは、大変重要なことですので、再度、そのあたりをしっかりと検討して、また時期を見て、お示しをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 市長がこれから先、しっかりとした庁内での議論を踏まえて、市民

にそれをおろしていただけるというふうに確信をいたしましたので、これ以上、このことについて質問をいたしません。

2項目めの松田川の濁水対応についてということで、質問をさせていただきました。

これは、2月上旬ぐらいからだったというふうに記憶しているんですが、松田川というか、この周辺でかなり大きな雨が降ったときが、1月の下旬ぐらいにあったんだろうというふうに思いますが、それ以降、松田川のダム湖から下流域、1キロ程度ぐらいまでですかね。特にダム湖については、2か月以上ぐらい、濁りがとれませんでした。実際、私の家の前も、1か月半以上濁りがとれずに推移したわけですが、原因として、私も確定と認識しているわけではないですが、当時の漁協の役員等々、松田川漁協等々の役員の方、また住民の方たちと話す中で、楠山地域に、今、多くの太陽光発電所が建設されております。

これに対して、造成工事が伴ってあるわけですが、畑、田んぼを造成したところもありますし、山林を切り開いて造成したところもあります。

楠山地域、意外と赤土の山というか、土地が結構多くありまして、その開発したところからの流水ではないか、流出ではないかというふうに、その方たちも言っておりますし、私もそれしか考えられないかなというふうに見ておりました。

これは、宿毛市として、下流域までは濁りが出てきておりませんので、どのような形で、今、把握しているかについて、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

松田川の濁水の対策等でございます。

宿毛市では、市内における再生可能エネルギー

一発電設備の設置及び管理に関し、災害の防止、そして生活環境の保全及び自然環境の保護等に配慮した、適正な方法によるものとするため、必要な事項を定めることによりまして、地域社会との調和を図ることを目的に、平成31年4月に、宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定しているところでございます。

本条例では、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、宿毛市に対しまして、事業着手の60日前までに関係書類を整え、提出することとしておりまして、関係書類の中に各種図面の添付を義務づけているところでございます。

市といたしましては、土砂の流出や安全性等について提出された関係書類や、現地確認を行う中で、条例の目的に反していないか、確認を行い、条例に反している場合は、指導を行っているところでございます。

また、設置後も土砂流出の可能性がある、そういった施設につきましては、台風時期などの大雨が降った後には、現地確認を実施しており、土砂流出等が確認されれば、設置事業者に対し、指導を行ってきた、そういったところでございます。

しかし、議員のおっしゃる1月末ということですが、2月、3月のように、通常、雨が少ない、そういった時期につきましては、確認ができていないという現状でございまして、今後は、河川管理者である高知県とも連携する中で、確認、指導等の徹底を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、また、大きな雨が降ったときには、確認をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 今、市長の答弁の中

にもありました。高知県が松田川の河川管理者ですので、管理者ともしっかりと連絡をとっていただきたい。特に、坂本ダムというダムを、高知県は管理をしておりますので、ダム湖にたまった濁水というのは、なかなか濁りがとれない。これが、長時間続けば続くほど、宿毛市に流れている松田川の水質が悪くなっていくということですので、そこらあたりは気をつけておいていただきたいと思います。

ただ、今、市長が答弁いたしておりました再生可能エネルギーの関連にしても、平成31年度までに申請されていた部分については、これの対象外でありますので、楠山地区については、平成31年以前に開発許可が出ている事業も結構あるようです。

特に、山林については、工事申請を出せば、そのまま通っているというのが、今までの現状ですので、農業委員会関連の農地というところに引っかかると、隣接の許可というか、申請したいときに了承が要るんですが、山林の場合は、それがありませんので、そのまま通っているということもあるようです。

そこらあたりもしっかりと経過を見ながら、いつていただきたいというふうに思います。

これについても、あえて再答弁は求めないことといたします。

次に、自転車を活用したまちづくりということについて、通告をしておりますので、お聞きをいたしたいと思います。

現在、市内の何か所かに置かれているシェアサイクル、また駅だけなんですかね、レンタサイクル等も、宿毛市が置かれておりますが、これの利用状況について、まずお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

レンタサイクルの利用実績についてでござい

ます。本市のレンタサイクルの昨年度の利用実績につきましては、宿毛駅におきまして、宿毛市観光協会が行っておりますレンタサイクルにつきましては、本市の管理委託分も含めまして、412件、また沖の島での、集落活動センターにおけるレンタサイクル、電動アシスト付自転車でございますが、こちらが74件の利用実績となっております。

そして、レンタサイクルの利用につきましては、年々増加傾向が見られているという、そういったところでございます。

また、宿毛駅、東宿毛駅、そして市役所の玄関口にありますが、こちらなど、市内5か所を駐輪ポートという形で場所を設定して、昨年10月から行っております。これ、シェアサイクルですが、こちらについては、民間業者の実証実験となっている、そういった事業でございますが、こちらにおきましては、このシェアサイクルの実績につきましては、昨年度の約5か月間で13件の利用実績になっているというふうに、会社のほうからお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） レンタサイクルについては、だんだん伸びているということですが、まだまだ台数的に考えて、年間で412件、駅でいうと1日に1台出るか出んかみたいな形に見えますし、シェアサイクルは5か月で13件ということは、ほぼ利用されていない状況が続いている。

私も、何回か、庁舎の入り口に3台か4台ほど置かれているのを見ますが、いつも同じ台数がある。その上に、雨ざらしでずっと置かれているということで、これは、例えば誰かが使いたいと思っても、なかなか使いにくいんじゃないかなど。雨が降っていれば、当然サドルもぬ

れてますし、なかなか使いにくいなというふうに感じました。

その上に、スマートフォンでアプリをとって、申請をして、貸出しを受ける。また、返したときに、アプリで施錠するというような形をとるというふうに聞いておりますが、なかなか利用者が、そしたらスマートフォンを持っているか、またそういう形で対応できる方がどれだけいるのかというのを考えたら、非常にこの地域で、この2万人程度の人口規模で、このシェアサイクルというのが、このまちの中に合っているのかということ考えると、難しいんじゃないかな。もっと違う形で、例えば市内の協力店を求めて、その店頭で1台、2台という形で置いておいて、連携のできる店を、市内各所につくって置いて、それこそレンタカーでいえば、中村駅で借りたレンタカーを宇和島駅で返してもいいですよみたいなシステムもあるわけですから、そんな形でやれば、もう少し利用というものはあるのかなというふうにも思いますが、今のシステムは非常に難しいんじゃないかというふうには、私は思います。

そういうところで、自転車、市長は常日頃、この自転車にはすごい造詣が深い市長ですので、いろいろな事業を打っています。

今年も新たに事業展開もしようというふうにしていますが、この自転車に対して、宿毛市民がどこまで認識しているのかとか、認知度といいますか、市長の行おうとすることに対して、どれだけ理解を示しているのかというのを、市としてどのように把握しているのか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

シェアサイクルについては、先ほど答弁したように、実証実験ということで、オーシャンブ

ルースマートという会社なのですが、そちらのほうが、うちは場所だけの提携で、それからあと、いろんなデータは頂けるように、三者で協定を結んで、実証実験をしていただいているということでございます。

全国で本当にたくさん観光客が来るようなところでもやられてますし、かといって、宿毛市のような小さい自治体、もっといえば町村みたいなところで行ったりとか、いろんなデータをとっているという事業でございます。

利用実績が少ない部分について、相手の会社が、今後、引き上げるのか、また違ったパターンにしてデータをとるのかということ、まずは1年の検討ということをやっている事業ですので、実験ということではございますので、その点は御理解していただいた上でのお話だと思います。

よろしく願いをいたします。

それで、市民初め、皆さんがどのように思っているのかということも含めて、自分の考え方も少しお示しをさせていただきたいというふうに思います。

本市におきましては、平成31年度から令和5年度までの5か年を計画期間とした、自転車を活用したまちづくり計画を策定し、その基本方針に沿って、暮らし・環境・交通・観光・コミュニケーションの分野で、様々な取組を実施しているところでございます。議員御承知のとおりでございます。

昨年度は年間を通じまして、自転車に優しい環境づくりの一環といたしまして、シェア・ザ・ロード、これ少しほかの場でも御紹介させていただきましたが、思いやり1.5メートル運動ということで、道路は自転車だけのものでもない、車だけのものでもないということで、それぞれがお互いのことを尊重しながら、使いましようということでございます。

この実施や、そして小学校新入生へのヘルメットの配付事業、そしてまた、残念なことに、オリンピックは延期となりましたが、オリンピック参加国を身近に感じていただくオランダホストタウン事業の実施などを初めとして、様々な事業を実施してきたところでございます。

そして、観光だけではなくて、環境、そして健康、教育、交通といった、様々な分野に効果をもたらす自転車の活用は、国におきましても、2017年に自転車活用推進法を制定し、国土交通省に自転車活用推進本部というのを設置をしています。大きな看板あがっていますが、設置をするなど、自転車の活用を総合的、計画的に推進をしているところであり、多くの自治体も、現在、取組を進めているところでございます。

また、義務ではございませんが、そういった形の中で、先ほど言ったような自転車の推進計画についても、策定することを強く国からも求められている、そういった状況でございます。

そして、昨年実施いたしました宿毛サイクルフェスティバルにおきましては、本市では初めてヨーロッパ発祥の子供向け自転車安全教室、これウィラースクールといいますが、こちらも開催をしまして、参加者の皆さんからは、交通ルールやマナー、そして自転車の正しい乗り方などを楽しく学ぶことができたとの声を、多く頂いたところでございます。

この宿毛サイクルフェスティバルでは、来場者の皆さんにアンケートも実施させていただき、そのアンケートにおきましても、多くの方々が今後も自転車を利用する理由といたしまして、健康、環境などを挙げられているということでございまして、単なる自転車は移動手段としてではなくて、自転車に様々な効果を期待をしていることが、改めて分かったところでございます。

また、今後の本市の取組の推進についての御意見も頂いたところでもございます。本市におきましても、自転車活用の取組がまだまだスタートをしたばかりでございます。もっと言えば、日本自体がかなりの後進国でして、ヨーロッパなんかと比べると、かなりおくれた形で自転車がやっと、いろんな形でスタートを切っているというところでございます。

宿毛市民もそうですが、なかなか、まだまだ皆さんが自転車を活用して、自分たちの生活を豊かなするという認識を、多くの方々が持っていないかもしれませんが、これから自転車を活用したまちづくりを取り組んでいく中で、しっかりとそういったことを皆さんに感じて、考えていただける。そして、何よりも安全に自転車に乗っていただける、そんなまちづくりに努めていきたいと考えているところでございます。

以前に比べると、かなり浸透してきたとは思いますが、まだまだだというふうに、自分としては認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 自転車、認知度は進んでいるというふうに市長は認識をしているふうに捉えましたが、今回も、幡多広域で事業をやろうかという話が出たときに、また市長は自転車かという声も聞きました。

やはり、幡多郡内でも黒潮町であるとか四万十市、また土佐清水市のように、ロケーション的に海岸線を走ったり、という優位性のある道というのが、宿毛市にはありません。これは市長もよく分かっていると思うんですが。

何を、そしたら外国から、また国内から、自転車を利用してくる方々に、宿毛市として何を売っていくのかというのを、もっと具体的に出示していかないと、これは市民としても、ひょっとすれば市長の趣味でやっている世界ではない

かというふうにとられかねないというふうに、私は思います。

そこで、市として自転車を通して、こういう形で事業展開をしていきたいというのを、もっと具体的に市民に示していくことも必要だろうし、例えば、先ほど言われた子供向けの自転車の教室であったり、特に子供というのは、どんどん少なくなっていますので、保育園であったり、小中学校を回っていく。また、高齢者に対して、高齢者、自動車を免許返納して、さあ何に乗ろうか。自転車に乗ろうか、けど自転車は二輪なんで、とまったらこけるし、けがをしてはいけないので、家族にもとめられているという方も、結構います。

例えば三輪自転車というの、今ありますが、三輪の自転車だったらこけないよとか、そういうことを、各地域のお年寄りの集まる場に持って行って、試乗会等を開いていくとか、やはりもう少し市民に認知してもらえ。自転車に対して、今以上に造詣の深い宿毛市になっていただくように、積極的に、市としてアプローチをしていくべきではないかというふうに思います。この点について、市長の答弁を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

いろいろ御提案もありましたので、まず、答弁した後に、また考え方を述べさせていただきます。

私自身も、当然、自転車の活用だけが地域の活性化やまちづくりにつながるものではないということは、当然、承知しておりますし、そういう考えでございます。

現在も、そして様々な観点から、各種の事業に取り組んでいるところでもございまして、今回、自転車の関係も挙げていますが、それ以外のことについても、議員の皆様を含めて、皆さん方

に、ほかのことの、できるだけ3密を抑えた形の中で行えるイベントを提案をしてもらいたいということで、現在、検討を進めているところでもございます。

そして、自転車の活用につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、国におきましても、自転車活用推進法を制定し、全国的に自転車活用に対しての機運、取組が非常に強く進められている、そういった情勢といえますか、全体の動きもある中で、近くでは、香南市など、県内を初めとして、全国で、今治も非常に有名です。尾道もそうですが、全国で多くの自治体が様々な分野に効果をもたらす、自転車を切り口としたまちづくりを展開を始めているという、もう既に始めているというところでもございます。

そして、本市におきましても、地域特性に合わせ、また地域資源も活用する中で、地域の活性化まちづくりに、今後も取り組んでまいりたいというふうなことを考えているところでございまして、先ほど、寺田議員のほうからロケーションの話もありました。

観光資源ということのくくりですと、以前で言えば足摺岬であるとか、また近年で言えば、柏島であるとか、本市の場合は沖の島があるわけで、そういった形の中で、いろんな観光資源をうまく使っていくということで、結びつけていくことができるかというふうに思っています。

宿毛市の場合、ロケーション等の話はありませんでしたが、実は、宿毛市だけではありませんが、本市には多くの林道等もございます。そして、何よりも国体のときにつくられた芳奈の宿毛市総合運動公園がございまして、こちらを中心としてやろうということで、現在、遊歩道のほうを少し改良して、自転車で楽しめる、そういったサイクリングロード等も、今、少しずつ整

備を進めさせていただいているところでございます。

また、全国に向けて、林道につきましては、自転車の愛好者たちが見る、そういった媒体を通じて、この四国西南エリアの林道等については、全国的に発信を、既にさせていただいているところでございます。

また、高齢者に対する三輪の話。先ほどお話に出たシェアサイクルで、私のほうからもお願いをして、全国初のシェアサイクルの三輪車を用意させていただきました。

これは、ぜひそういった形で、乗ってみてほしいということで、三輪を何台か置いています。が、実際、なかなか個人的に借りて乗っているという、今、成果があらわれていませんので、これにつきましては、議員おっしゃるように、宿毛市が何か活用して、どこかに持って行って乗ってもらおうとか、そういったことも、これから検討をしたらいいなというふうに考えさせていただいたところでもございました。

また、出前で、当市から持って行って、室内でやる自転車のトレーナーのようなもの、そういったものも、足腰を鍛えるという意味と、それから当然、自転車に乗れるような形でという意味で、活用できるものではないかなというふうに考えていますし、また1点は、早い段階から自転車に乗っていただいて、お年寄りになられて車が運転できなくなって、免許返納するときに、そこから何十年かぶりに自転車に乗ろうといっても、なかなか難しいですので、そうなる前から自転車をしっかり乗ってもらえるような、そういった文化というか、そういったものを根づかせなければいけないなという考え方もございます。

あと、市長の趣味じゃないかというお話ありましたが、確かに私は、自転車が好きです。自分の趣味として自転車も乗りますが、このこと

に関しましては、当然、一線を分けて、話をしているところでございますが、今回、コロナウイルスの関係で、中止になったイベントを少し考えていただければ分かると思います。

大きなイベントでいうと、自転車のイベント、そしてマラソンのイベント、そして産業祭、この3つが大きなもので中止となりました。

そして、産業祭については、今、いろいろな形で産業祭を行おうとしています。というのは、人を集めるんじゃないで、ウェブサイト上で産業祭をやろうということで、現在、進めています。

マラソンについては、残念ながら、いろいろ検討をしましたが、3密を抑えることができませんでした。それで断念をさせていただきました。

自転車については、できるということでありましたので、消去法をもってして、自転車を取り入れられたということでございます。

あと、今後におきましては、自分の中ではウォーキングであるとか、そういった競走にならないようなもの、そういったものであれば、密になったり、接触する機会も少ないのかなというふうに思っていますので、やはり競争になったり、試合になるようなものに関しては、かなり、どうしても接触する機会が多いですので、そういうことを考慮しながら、これからもイベントを打っていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 市長の思い、趣味だけではないですよということも聞きましたので、ただ、そう言っている人も確かにおりますので、やはり気をつけて、皆さんの理解を、より多くの理解を得て、事業を行うということが大事だろうなというふうに思いますので、これからも

市民の理解を、より得られるような形で、市民に対して説明をしていただければというふうに思います。

続きまして、最後の質問、公共土木事業の入札についてということで、通告をさせていただいております。

これは、一昨年ぐらいからですか、小深浦の高台の造成工事に関連して、一般質問の場でも、いろいろと質問戦が繰り返され、また現在は市民の方から、住民監査請求も出されているということ踏まえて、私ももう一度、何でこういうことになったのかなということを検証すべきだろうかなということで、3月以降、いろいろと資料を取り寄せる中で、研究をしてみました。

まず、搬土の予算についてですが、これは必要なものは必要として執行するという点については、私も違法性があるとは全く思いませんが、ただ、これに至った経過という分については、非常に分かりにくいというか、自分でもいまだに理解ができないところがありました。

ただ、分かったことは、この高台造成工事の基本設計の部分で、2回、業務委託をしております。

1回目は、平成27年、これは前沖本市長のために、高台の避難場所を造成すると。高台広場ということで、造成工事の業務委託をやっております。

このときに、結局、平場というか、広場の造成工事に対しては、業務設計がなされ、一度、変更もやっておりますが、それをもとにした形で、平成30年、現市長がここに庁舎を建てるために、小深浦の高台を造成するというので付帯工事、進入路であったり、県に対する開発許可ということをするための業務委託を、1,500万円余りでやっております。

ここで、結局、最初の造成工事の中で、土の

運搬計画というのが入ってなかったことが、そもそもの原因ではなかったかというふうに、私は思うわけですが、この部分について、市長のお考えがあればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成27年のときのお話を、議員のほう、されました。そのときに、既に土砂の運搬について入っていなかったというのは、事実でございます、それがそのままずっと残って、ある意味、気がつかないといけない部分部分があったと思うんですが、そこが気がつかなかったことに関しては、当然、そのときに関わった職員であるとか、それから業者であるとか、そういった人同士のコミュニケーション不足であったり、職員の経験不足というものがあつたのではないかということで、皆様方にもお伝えをし、謝罪をさせていただいてきたところでございますが、もともとここで入っていなかったというのは、大きな原因だというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 今、市長のほうから原因についても言われておりましたが、これ、先ほど私のほうも、違法性はないというふうに言わせてもらいましたが、これが、例えば予算内で収まったからよかった。もし必要な事業であれば、これが1億2,000万円が2億円であろうが3億円であろうが、予算を組んでもやらなければいけない事業であるというふうに思いますが、率直に、職員の経験と言いましたが、経験とか能力というのは、確かにこれだけの大きな事業というのは、芳奈の宿毛市総合運動公園の造成以来、多分やっていないです。あそこが5ヘクタールぐらい、多分やっている

と思うんですが、そのときの、これはもう20数年、二十四、五年とはいわんぐらい前に行った事業ですので、当時の職員、ほとんどもう残っていないと思いますので、経験不足ということは分かりますが、やはりそこに何らかのコミュニケーションとか、例えば県に聞く、建設技術公社に聞くということをする中で、見つけることができたんじゃないか。

平成27年のときには、言い方は悪いかもしれませんが、当時の市長、造成工事をすぐ、早急にやろうという雰囲気には、私たちも捉えてなかったです。実際、それから全く、トップもかわりましたし、それに対して事業着手をしておりませんので、4年間近くそのままになった中で、基本設計だけが残っていた、ということになっているんですよ。

それを今回、リスタートするに当たって、もう一度中身まで精査するということが必要だったのではないか。その部分が抜けていたのは、どこに責任があるかといえば、担当課なんですよ。担当課がしっかりとそこに目を向けていく。経験不足だけでは、市民の血税がそこに入るわけですから、その部分について、担当課の職員が分からなければ上に聞く。経験をしているところに教を乞うというのが必要だろうというふうに思うんですよ。

そういう点において、この事業への責任というのはどこにあるのかというのは、当然出てくるわけですが、職員のリスク管理というか、一つ一つの事業に対して、危機感が足りないというふうに思うんですよ。トータルで考えると。

そこにもっと危機感をもって、ことに当たる。特に、その課でのトップは、自分のチームの中に危機感をいかに植え込めるか、ということが大事であろうというふうに思います。

その点について、市長もう一度、課の体制について、どのように考えているのかお聞きを

したいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

実際問題、ミスが発生したということでございまして、ミスが発生したということは、そこに問題があったというふうに、私自身も重く受け止めているところでございます。

そういった形の中で、例えば建設技術公社の話もありましたが、そういった形の中で、しっかりとコミュニケーションがとれていなくて、意思疎通がしっかりできていたのかといいますと、そうではなかった部分も見えてきましたので、そういったところであるとか、またチェック体制であるとか、いろんな形の中で、私のほうからも指摘をする中で、改善をさせていただいているところでもございます。

そういった形の中で、どこか、ここが悪かった。当然、故意的にやったわけじゃないわけですから、ここが悪かったということについては、今ここで言及できるような状況ではございませんが、いろんなことが相重なって、こういう事態が起きたということについては、分析をし、そういうことが起こらないように指導をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） このこと、また後で、発注者の責任ということでお話をさせていただきたいと思いますが。

まず、この高台造成についての話はこれくらいにして、またしてもではないですが、今議会開会日に、執行部のほうから再入札、再々入札の報告がございました。これは新聞紙面にも出ましたので、多くの市民が、どういうことかということで、宿毛市に対して不信感を持たれている市民も多くいるんじゃないかというふうに

思いますので、あえてここでもう一度聞きますが。

今回、積算ミスによって、またしても入札が取消しになったというふうに報告を受けました。

ふえてきたというのは、平成29年に新たに疑義申立の要綱を、宿毛市として作成していませんよね。その時分からふえてきたように感じているんですが、そのことについては、どのようにお考えですか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど寺田議員おっしゃるとおり、平成29年に変更させていただいてから、この疑義申立ができるということですが、それ以前は、ふえていたというか、そういった制度自体がなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 制度がなかったといえばそうでしょうけれども、これが、ある原因があってこういう疑義申立手続に関する取扱要綱というのを定めますよね。

市として不備があるということを認めて、入札後でも、疑義があれば申立ててくれたら受けますよということにしてしまった。そのことによって、本来ならば、再入札ということまでいく必要がないものまで、再入札することが必要になってしまったんじゃないかというふうに思います。

これは、行政とすれば、ミスがあったんだから、そのまま受けてやり直すしかないじゃないですかというかもしれませんが、宿毛市としての対面というか、市民に対する信頼度というのは、あるたびに落ちていく。ミスはミスとして、看過できるミスもあるんじゃないかというふうに思うんですが、この取扱要綱を含めて、この

入札制度そのものについて、変更点を加えるところがあるんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてお考えをお聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市工事請負契約の入札に関わる積算疑義申立手続に関する取扱要綱のことでございますが、こちらを策定してから、先ほどのお話のとおり、3年間が経過してまして、この間、6件の積算ミスによる入札取消が発生をしているところでございます。

そのうちの2件が、本年の4月、5月に発生しました土木課発注による入札取消であります。

原因としましては、1度目の取消しが交通誘導員の人数の計上誤り、そして2度目が高速道路利用料金を処分費として計上していないこと、及び契約保証に必要な補正がなされていなかったことが原因となっております。

再入札に向けましては、積算チェックの外注を行いたいと考えているところでもございます。

このように、積算のミスが多く出ているという現状を踏まえて、どうなのかという話でございます。

やはり、できる限り公平に、そして事業者の方々にも不利益が生じないような形ということで、かなり厳密な要綱の策定に踏み切らせていただいて、より厳格なことをしようとした結果として、職員のミスが、後になって出てきて、入札取消が行われているといった現状に、現在なっているところでございます。

こういったものを踏まえまして、近隣でも入札取消ということは、よくないことではあります。起きているという現状も、当然、自分たちも把握しているところでございまして、近隣の状況、そして県外の状況も見ながら、今後どういうふうな形で、これを改善していったら

いのか、しっかりと考えていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 改善するところは改善していくということで、していかなければいけない。本当に近隣の市町村にも入札取消というのがあるから、うちがあってもいいんだということではないので、ぜひそこは、本当に軽微なところまで突っ込んで、入札の疑義が出てきているというのが、自分たちも報告で受けていますので、本当にそこまで必要なのかなというふうに感じるときもあります。

そのあたりもししっかりと、これから先の中でつくっていただきたいと思えますし、まずは競争入札の心得というのを、入札前に各企業、これは企業に渡すんじゃなくて、最初に入札の心得というのは、企業にはいっておりますので、分かっているんですよ。

やはり工事の入札前に、閲覧の中で、疑義があれば当然、入札参加業者は入札前に疑義を訴えるべきで、入札後すぐに疑義が出てくるというのは、どうも私の中で分からない、理解ができない。

これが何日か後に、実際にそこに予算を落としていっていったら、問題点が出てきたというのなら分かりますよ。疑義申立の2日間の間に出てくるということ自体が、僕は問題だろうというふうに思います。

それならば、入札前に疑義を訴えて、入札をとめる、そのことによって、公平性を保っていくというのが、本来の入札のあるべき姿だというふうに思いますので、私は、疑義の申立ての要綱とセットで、この入札心得についても、しっかりとその部分を踏まえた議論をすべきだというふうに思いますが、この部分について、市長のお考えがあればお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

近隣の市町村がミスしているからいいというわけではなくて、そういった事例もあるので、当然、同じような苦悩と言いますか、状況で、それぞれ考えていると思いますので、その対策も含めて、しっかりとお聞かせを願いながら、そういうことが起きないような取組の参考にさせてもらったらということで、県内、県外も含めて、いろいろ調べていきますというお話をさせていただきました。

そういった状況が起きている自治体、そして起きていない自治体あるように思っています。

そして、宿毛市にとっては、今、よくない状況でありますので、これを改善するために、どういうふうな方策をとっていくのかということでございまして、そういった形の中で、先ほど寺田議員が言われた業者から見た疑義申立については、そこについては、詳細なところは把握ができていないところでございまして、また担当課を通じて、業者の話も聞く中で、改善に向けて取組をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ぜひ、入札制度については、宿毛市の例がすばらしいと。みんな宿毛市を見習って、ああいう形で入札をやろうよというぐらいの、宿毛市以外の行政体が手本にできるようなものにしていただきたいというふうに思います。

ただ、今回、一昨年からずっとこういう形で議論をしてきましたが、根本にあるのは、誰も責任をとってないことが、今回、いろいろな疑義が出たりしている根底にあるんじゃないか。

ミスはミスとして認めてはおりますが、これまでもミスがありましたという報告は、市長の

ほうから、また担当課長のほうからも説明等々があったことは、議員の皆さんも御承知のとおりですが、ただ、誰も責任をとっていない。

内容的に言えば、ちょっとしたミスなのかもしれません。ただ、宿毛市にとっては、大きな影響のあるような金額にもなりかねないミスが出たときに、ミスをしてしまったことだけを謝罪するだけでいいのか。執行部としては、しっかりと発注者の責任の所在をはっきりさせて、これに対して、責任をとる。市民に対して形で示すということが大事だろうというふうに思うんですが、市長の考えをお聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高台造成において、契約後に土運計画の漏れにより、大幅な変更を行うこととなりました。

また、積算ミスによりまして、同じ事業で2度も入札取消を行ったことで、工事の着手がおくれる事態を招くなど、関係者を初め、市民の方々に対しまして、多大な御迷惑、そして御心配をおかけしたというふうに思っているところでもございます。

これらの事態を招いたことに対しまして、一つ一つじゃなくて、全体の事態を招いたことに対しまして、この場をお借りいたしまして、深くおわびを申し上げます。

度重なる積算ミスによりまして、結果的に混乱を招いてしまったことに対しまして、今後このようなことが起こることのないように、先ほどお話しさせていただきましたが、職員への指導も徹底し、しかるべき時期には、発注責任者として、私としての責任についても、明らかにしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

全く、それぞれの職員を含めて、責任をとっていないということではないんですが、しっか

りと、それを明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 市長のほうから、はっきりと責任の所在を明らかにするということです。その公表を待ちたいと思いますが、ただ、高台造成事業、また宿毛市内でこれから行われようとする開発事業等々を考えると、今の都市建設課、また土木課というところの職員の配置、陣容、その他も、やはり見直すべきではないかというふうに思います。

これ、最初のほうの市長の答弁で、能力不足であったり、認識不足であったりみたいなのところもありましたが、それで足らなければ、ふやしていく、これだけ大きな事業を、多分、高台造成の事業についていえば、相当大きな事業ですよ。今の陣容だけで賄い切れるのかというのは、私は心配します。

そういうことも踏まえて、組織の中でどれだけの人数が要るのか。今、300人そこそこの少ない人数に、市の職員もなっていますし、特に技術職については、非常に手薄になっているというふうに私も感じます。

ただ、そこを補強して、今の職員だけではできないような事業も、今から出てくるかもしれませんので、その中でしっかりとした陣容で職員に、市民に対して、宿毛市としてはしっかりやっています、見てくださいというぐらいの事業展開をできるような陣容にすることを求めて、これは、これからまだまだ、私として目を見張っておりますし、今、監査委員事務局のほうでは、住民監査請求の調査も進めているようです。

どのような事実が出てくるか分かりませんが、それも見る中で、これからはしっかりと、この議場の場で市長の、執行部の見識を問うていきたいというふうに思います。

本日の一般質問は、この程度にとどめたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2、「議案第21号及び議案第22号」の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 追加提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきますと思います。

議案第21号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、コロナ対策といたしまして、国の第2次補正予算が成立しましたので、その対策の一つであります「ひとり親世帯臨時特別給付金」事業を速やかに執行するため、総額で3,671万5,000円を追加しようとするものです。

議案第22号は、「財産の取得について」でございます。

内容につきましては、和田分団の消防ポンプ自動車が老朽化しておりますので、新たに購入するに当たり、予定価額が2,000万円を超える財産の取得となりましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（野々下昌文君） これにて提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時36分 散会

令和2年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和2年6月17日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から第22号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から第22号まで

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局次長	埜々下 哲広 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

今期定例会に提案されております議案第19号につきましては、内容の一部誤りがありました。よって、市長より正誤表が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

日程第1、「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） おはようございます。9番、通告に従いまして、質疑に入らせていただきます。

私は、議案第18号「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、お尋ねいたします。

まず、初めに、ここでは議案第18号に限定した形で質疑を行いますけれども、実質的に、議案第20号「宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について」と共通する部分があるために、第18号と20号の2議案を念頭に置いた上での質疑である点、お断りしておきます。

この条例の改正は、その附則につけられた見出しである新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免ということで、タイトルの字面を眺める限りでは、非常に簡単明瞭な事柄のように思われるのですが、実際にその減免の申請を行うとなったときには、一体どのようなことになるのか。議員として、この条例改正のもたらすメリットを市民にどう反映し、その恩恵にあずかるためには、どのような処置を行えばよいの

か、対象となりそうな方々への紹介を行おうとした際に、具体的な実態を十分に理解した上で当たらないと、かえって誤解を招いたり、それこそ不必要な右往左往をもたらしかねないと考えられる点があり、担当課に対して、幾つかの質疑を行いたいと思います。

まず、この減免の申請はいつ行って、いつから減免が受けられるのか。

この条例は、令和2年7月1日から施行となっているけれども、減免の要件として、附則16（1）の生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯に属する者というケースは別として、これは非常に分かりやすいので、

（2）アの主たる生計維持者の事業収入等（つまり生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入）のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であることという条文に該当する場合には、対象となる減少額が確定する時期は、税の確定申告時期ということになってしまうことになり、今年度中には、その減免は受けられないことになってしまうことになりはしないか。この条文だけを読むと、そんなふうにとれるんです。

このようなケースについて、この条例の改正が、その申請時期を含めて具体的な効果を発揮する時期は一体いつになるのか。この30%以上という事業収入等の減少を、どのように証明すればよいのか。

例えば、国の持続化給付金や、市による緊急支援給付金の場合には、一定期間の中の1か月分の収入減の減少の証明を基準にして給付を受けられることになっているけれども、この条文を見る限り、この減免についてはどうなるのか、文言だけでは判断出来かねる関係で、担当課長にお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） おはようございます。9番、山戸議員の質疑にお答えします。

まず、初めに減免の申請はいつから行うのかというところですが、令和2年度国保税の納税通知書を7月中旬に発送するようにしております。

それ以降に減免の申請をしていただくようになります。

この税については、令和2年度に限るというものですので、申請期限としては令和3年3月31日までに申請をしていただくということになります。

先ほど、山戸議員のほうから、各給付金の場合は、前年の、仮に5月と今年の5月の比較で、30%以上減少とか、あと持続化給付金のほうであれば、50%以上減少とかといったようなところで基準を設けておりますけれども、国保税の場合には、前年の収入が、今も確定をしていきますので、それと、仮に今年の5月の収入額を、見込みで年間の1.2倍すれば年収額になりますので、その対比で、30%以上減少といったものに対して、対象になります。

例えば、減少する部分の前年の収入が1,200万円だったとすれば、月平均でいけば100万円となります。

今年の5月に、仮に60万円の収入しかなかったということであれば、100分の60ということですので、4割の減少があるということで、対象になると。

ですから、100万円に対して、70万円以下であれば、その月は対象になるというような形になります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 5月の1か月分の減少額を判定の基準にすると、そういうことです。

それでは、次の質疑に入りますけれども、事業収入等の額の10分の3以上の減少と聞くと、現在、申請の受け付けと支給が行われている国の持続化給付金や、市独自の緊急支援給付金の対象となる減少率50%以上と30%以上というのが連想されるのですが、これらの国、市による給付金を受け取った場合には、現在の条文にあって、収入減少分を補填するものとして、一種の収入とみなされることになる、この保険金賠償等によって補填されるべき金額との関係はどうなるのでしょうか。

例えば、これらの給付金を得ているものは、その給付額が収入としてみなされるのかどうか。それから、また仮に、それは収入としてみなされないとした場合、逆をいうなら、この国、あるいは市の給付金の受給が認められた方々は、既に30%以上の収入減少が証明され、認められた方々である、そういうことになるのではないかと。

そうした場合、今回の減免に関しても、これらの方々は、半分、自動的に減免の対象として想定されることになりはしないかと。

減免の申請を行う場合に、30%以上の収入減少を証明するものとして、この国あるいは市の給付金の受給資格がそのまま通用するのであれば、申請者の側からすれば、証明手續の上で大きな簡略化につながる、そのように思われます。

これら給付金の受給資格が、今回の減免申請に連動した形での効力を持つのかどうか。市民に申請を進める上での大きな判断材料になることから、以上、2点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） 今の質問について、答弁させていただきたいと思います。

まず、国や県、市から支給される特別定額給付金や、持続化給付金等の各種給付金について

は、事業収入等の計算には含みません。

それから、先ほど、各給付金等の申請に使った証明書類が連動的に使えるんじゃないかといったところですが、おおむね使えるところと考えております。

というのは、国の持続化給付金の場合であれば、確定申告の写し、あるいは市県民税の申告書の写しを、添付が必要となっておりますので、一定、前年の年間の収入というのが、全て把握できます。

また、今年の一一定の月の、先ほどちょっと例として5月を出しましたけれども、仮に4月とか6月とか、そういったところのものが、書類の中に含まれておりますので、それでのおおむね、大丈夫かと思っています。

ただ、市の10万円の給付金の関係で、帳簿で、仮に5月の対比の中で、そこどころ、帳簿だけでも出ている場合に、前年の年間の収入が分からないケースがあるかもしれませんので、そういった場合には、確認をさせていただきながら、申請における認定をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この給付金の申請に使った様式というのは、今回の申請にも使えるということで、非常に分かりやすい、どの人たちがどういう対象になるのかというのは、非常に分かりやすくなると思います。

それから、私の知る範囲でも、今回の新型コロナウイルスにおいて、大幅な収入減少に陥っている事業主や、個人が少なからず存在しているわけですが、この条例が果たして、それらの方々にもどのような形で適用されることになるのか。減免というからには、減と免2種類が考えられ、免除の場合は別として、減、つまり減額の場合には、その程度において、幾らかの幅が

あるのではないかと思います。その点ほどのようになっているのでしょうか。市民に紹介する際に、その方々にとって、どれだけのメリット、つまり減免効果が得られることになるのかという、一応の目安となる数値なり基準があれば、こちらとしても話がしやすくなる。その点はどうなんでしょうか。まずこの1点。

また、それに関連して、当市において、この条例の改正による保険料の減免額は、全体としてどの程度を想定されておりますか。

つまり、市としての歳入に、どの程度の影響を与えることになるのか。それによっては、予算の組み替えなどの操作が必要になるわけですが、その点はどうなるのか。

また、その減免分に対する、国なり県なりの補填があるのかないのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） まず、減免の内容についてですけれども、減免額は、対象となる保険税額に減額、または免除の割合を掛けた額となります。

減額または免除の割合は、前年の合計所得金額によって10分の2から10分の10まで5段階に分かれています。

例を挙げさせていただきますと、令和2年度の国保税額50万円かかるとします。所得が、事業が減少した所得しかないといった場合には、50万円が対象になりまして、また、全体の合計所得金額が300万円以下であれば、全額免除という形になりますので、50万円免除になります。

また、段階で、仮に400万円の合計所得金額が同じ保険税額であった場合には、10分の8となりますので、50万円の10分の8の40万円が減免額となります。

それともう1点、ほかに収入がある場合、仮

に50万円の中で、8割の減少が見込まれる所得であるといった場合であれば、50万円の8割の40万円が対象になりまして、また先ほど言いましたように、仮に400万円ということであれば、さらに10分の8という形になりますので、32万円が減免となるというような形になります。

それから、想定の部分ですけれども、現時点で想定することは困難ですので、申請状況を見ながら、減免額を見込み、それに基づいて予算を補正するなどの対応をとってまいりたいと考えております。

なお、減免した額については、その全額が国により財政支援されるものです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 減免の幅はいろいろあるということですね。それと、現状では、予算、なかなかめどが立たない。しかし、それは全額、国の給付で補填されることになる。これは非常に恵まれたというか、市民にとってはいい制度かなという気がします。

この議案が通過し、成立しても、次に、市民の中には、なかなかその申請の方法を含めて、具体的なイメージがつかみにくいんじゃないかと、気になります。

市としての周知徹底をどのようにお考えなのか。また、先ほどから再三取り上げています市の緊急支援給付金の申請受付件数から考えても、かなりな数の対象者ないしは申請数が想定されることになりはしないか、そうした際の受付体制はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） まず、市民への周知についてでありますけれども、まず、7月号の広報すくも及び、市のホームページに記事を

掲載するとともに、国からひな形を示されたリーフレットを7月中旬に発送する予定の納税通知書に同封することで、国民健康保険税の納税義務者全員に周知することとしております。

それから、受付体制のほうですけれども、今回、国保税だけでなく、後期高齢、あるいは介護保険も減免申請が上がってくるかと思いません。

ただ、納税通知書等の発送が、時期がずれている関係もありまして、今のところ、担当課のほうで連携をとりながら、やっぴいこうというふうには思っておりますが、議員のほうから、御指摘もいただきましたので、関係課と協議して、また受付体制、市民の皆さんに潤滑に申請していただけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 私の質疑に懇切丁寧にお答えいただいて、本当にありがとうございます。

この減免が、市民に大きなメリットとなることを期待して、私の質疑を終わりたいと思いません。

どうもありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） おはようございます。5番、川村三千代、質疑をいたします。

私、これまでも何度もこの質疑の場に立たせていただきましたけれども、これまでは項目が2つないし3つでした。そのため、質問方式、一括方式をとらせていただいておりますけれども、今回は大きく4項目にわたりますために、分かりやすさを考慮いたしまして、一問一答形式をとらせていただきます。どうぞ、担当課長の御説明を求めますので、よろしくお願いをいたします。

私の質疑、4項目全て議案第14号別冊、令

和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）からでございます。

ページを追って質問をしてみたいです。

まず、13ページをお開きください。

こちらの中ほどにございますが、3款民生費、2項児童福祉費、3目私立保育所運営費、こちらの18節負担金補助及び交付金、低年齢児保育促進事業費補助金245万円、こちらについてですが、まず、低年齢児でございますけれども、具体的な年齢の設定はあるのか、あればその年齢を教えてくださいたいのと、この事業内容の御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、13ページ。

第3款民生費、第2項児童福祉費、3目私立保育所運営費、18節負担金補助及び交付金、低年齢児保育促進事業費補助金に対する御質問をいただきました。

この事業の低年齢児につきましては、ゼロ歳児から2歳児を指しております。事業内容といたしましては、低年齢児の待機児童をつくらないために、年度途中の受入れを促進するため、保育士等をあらかじめ配置するために要する経費を高知県が行う高知県保育サービス等推進総合補助金事業の承認を受けている施設に対しまして、補助基準額の2分の1ずつを補助する事業であります。

低年齢児の児童の、途中入所が増加傾向にある中、私立保育園2園、宿毛保育園と大島保育園及び認定こども園宿毛幼稚園につきましても、積極的な低年齢児の受入れを実施されているところですが、年度途中の保育士の確保には大変苦慮している状況でありまして、年度当初より保育士を配置することにより、保育サービスの

充実を図るとともに、運営の安定化を図ることを目的とした補助事業となっております。

補助基準額は、保育士一月当たりの単価17万5,120円で、事業実施月数を6月上限として補助するものでありまして、この3園の申請月数が14月となっていることから、245万円を計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 年齢についてと、そしてまた事業内容についての御説明をいただきました。

再質問をさせていただきますが、こちらの対象になる園児の数というのは、どれくらいの人数を想定なさっているのでしょうか、その点についてお願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、5番、川村議員の再質疑にお答えいたします。

対象児童の想定とのことでございますが、年度途中での入所児童見込みにつきましては、年度によってばらつきがあり、想定することが難しいところではあります。昨年度の実績で申し上げますと、宿毛保育園につきましては15名、大島保育園が6名、認定こども園宿毛幼稚園が10名、合計31名となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうもありがとうございました。

待機児童の問題は、本当に保育の場で真剣な、深刻な問題でございますので、また今後も保育の充実にお力を、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の項目に移ります。

次のページ、14ページですが、第6款商工

費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、コロナ対策誘客事業委託料の261万4,000円についてでございます。

こちらの件につきましては、一般質問の中でも取り上げられておまして、市長から大変詳しく事業内容等の御説明をいただきましたので、内容については、十分、理解することができたのですけれども、こちらの財源についての御説明を、担当課にお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、14ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、コロナ対策誘客事業委託料261万4,000円の財源について御質問をいただきました。

本事業の財源につきましては、特定財源といたしましては、コロナ対策誘客事業で実施するライドイベント、これに参加する方から徴収する参加費90万円のみであり、残りは一般財源となります。

しかしながら、現在、実施していますコロナ対策の支援を募るふるさと納税を活用したクラウドファンディングなどでいただいた寄附金、また今議会初日の市長からの提案理由の説明にもありましたように、4月の臨時会で議員提案にて可決されました議員報酬の減額、及び11名の議員による政務活動費の請求辞退によって生まれた総額308万円の歳入などにつきましては、本事業を初めとする本市のコロナ対策事業の財源とさせていただきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 財源についての御説

明ありがとうございました。

本当に経済的なダメージからすると、今回の新型コロナウイルスは、これまで我が国が被った、どのような大きな自然災害よりも、非常に大きなダメージを受けているということで、宿毛市を応援してくださる方からも、クラウドファンディング等々、様々な御支援をいただいております。

また、今、課長もおっしゃっていただきましたし、市長も開会の日、御説明をいただきました。我々議員といたしましても、4月の臨時議会で、賛成多数によりまして、議員報酬の減額、可決をいたしました。

そしてまた、政務活動費、こちらにつきましても、各党派で話し合いが行われまして、未来派の岡崎、山上、そして私、この3名の分。そして、令和・寺田、三木、高倉、以上3名の分。そして、市民クラブ・山戸、松浦、以上の2名の分。そして、令風会・堀、瀧田の2名の分、そして一進会の野々下議長と、以上11名の議員が、本年度の政務活動費の請求を辞退をいたしました。

なかなか議員報酬の減額、また政務活動費の請求辞退に関しましては、議員の皆様、いろいろなお考えがございますので、全会一致とはなりませんでしたが、この苦境を何とか乗り越えるために、また有効活用していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

次は、15ページからになるのですが、おおよそは16ページなんですけれども、第9款教育費、第2項小学校費、同じく第3項の中学校費、どちらも2目の教育振興費として、17節備品購入費、こちらが小学校、中学校共に一人1台の端末購入費、こちらがそれぞれ7,625万1,000円、中学校のほうが3,501万円とありますけれども、こちらの事業が教育

振興にどのような意義をもたらすのか、またその目的について、担当課長の御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）。

16ページ、第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、小学校一人1台端末購入費7,625万1,000円。

続きまして、同じく16ページ、第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費、中学校一人1台端末購入費、3,501万円の事業内容と目的について、御説明させていただきます。

本事業は、現在では、仕事や家庭でも社会のあらゆる場所でICTの活用が日常となっている状況も踏まえまして、学校においても、児童生徒向けに一人1台の端末の環境整備することなどを目的としましたGIGAスクール構想の実現に向けての事業となっております。

今回、新型コロナウイルス対策として、文部科学省が緊急経済パッケージといたしまして、令和5年度達成としていたものを、義務教育段階の一人1台端末の整備を、本年度に前倒しで実施することとなりましたので、本予算を計上したものでございます。

内容につきましては、既に今回の議会に報告事項として提出しています、令和元年度宿毛市一般会計繰越明許費の中で、公立学校情報機器整備事業といたしまして、市内小学校5年生、6年生用、中学校1年生及び教員予備機も含めまして、計550台の整備と、市内小中学校における情報通信ネットワーク環境整備事業を、

総額で3億4,342万4,000円を、令和2年度に繰越明許として計上させていただいております。

今回の補正では、残りの学年を対象として情報端末整備を行うこととしておりまして、小学校で673台、中学校で309台の予算を計上しております。

その中には、教員用といたしまして86台、予備機といたしまして25台も予定しているところでございます。

それと、財源につきまして申し上げますと、予算計上に当たっては、端末1台当たりの単価は11万円程度計上しておりますので、国からの補助金額につきましては、今回、導入する児童生徒数に3分の2を掛け、それに補助単価の4万5,000円を掛けたものとなりまして、9ページにあります歳入のところに、第15款県支出金、第2項県補助金、7目教育費県補助金2,556万円を計上しているところでございます。

予算では、一般財源の持ち出しが多額となっておりますので、機器導入に当たっては、国からの学習用端末の標準仕様に準じた機器の導入や、高知県教育委員会での合同入札の調整を行っておりますので、導入時の金額を可能な限り抑える努力をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質問をいたします。

この一人1台の端末をとということなのですが、この端末というのは、使えるのは学校だけなのでしょうか。それとも、持ち帰って、自宅で活用することも可能なのでしょうか。利用状況、どのようなことを考えていらっしゃるのか、こちらのほうを御説明お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育

課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 川村議員の再質疑にお答えいたします。

整備したものが、生徒が持って帰れるものなのかということですが、今回の事業において整備されたものにつきましては、学校内の運用しか、現在のところ想定していないところでございます。

しかしながら、令和2年度以降、順次実施されます新学習指導要領においては、情報活用能力を言語能力と同様に、学習の基盤となる資質能力と位置づけられておりまして、育成を図ることなどが示されておりますので、学校現場で積極的に活用できるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 私のようなアナログ人間からしますと、教育現場は本当に変わってきたものだなという思いがいたします。

最近、どうも鉛筆で児童生徒がものを書くとき、筆圧がすごく弱くなって、HBではなかなか見えなくて、最近は2Bを使う児童生徒も多いと聞きます。昭和の時代に小中学校でおりました私としましては、タブレット端末も、もちろん有効な教育の一つのツールですけれども、しっかり鉛筆を握って、強い筆圧で文字を書くという、こちらの教育のほうもよろしく願います。

それでは、最後の項目になりますが、17ページ。

こちらの第9款教育費、第5項保健体育費、こちらの3目社会体育振興費の12節委託料、オランダホストタウン機運醸成事業委託料30万円、そしてホストタウン関連事業委託料が341万9,000円の減額となっております。

この2つについて、まず事業の内容、そして

また委託先を教えてくださいたいのと、それから、減額になっておりますのは、新型コロナウイルスの関係で、東京オリンピック、来年に延期されたということに対しての減額だと思えますけれども、具体的にどのような事業が中止または延期になりまして、減額となったのか、そちらのほうの御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、17ページ。

第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、12節委託料のうち、オランダホストタウン機運醸成事業委託料30万円につきまして、関連いたしますホストタウン関連事業委託料341万9,000円の減額とともに、御説明させていただきます。

まず、東京2020オリンピック競技大会につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、今年度の開催が困難となりまして、来年7月の開幕を目指し、調整がなされております。

本市は、オランダのホストタウンとして取り組んでございまして、事前合宿などで交流のある女子自転車ナショナルチームを、児童が応援する事業等につきまして、当初予算で計上しておりましたが、本年度の、川村議員も御指摘のように、実施が困難となりましたので、ホストタウン関連事業委託料341万9,000円につきまして、減額をさせていただきたいものでございます。

一方、新型コロナウイルスの感染状況につきまして、オランダにおきましても、多くの死亡者が発生をし、感染拡大防止対策が実施をされ

る中で、選手や御関係者は来年の開幕に向けて、準備を進めているとお聞きをしております。

本市におきましても、新型コロナウイルスによりまして、多大な影響を受けておりますが、本大会とオランダを引き続き応援し、意識の高揚を図り、一体感を持って来年の開幕を迎えることができるよう、オランダホストタウン機運醸成事業委託料といたしまして、30万円を計上させていただきました。

内容につきましては、応援時などで着用いたしますTシャツやタオル、帽子、ポロシャツ等で使用できるデザインにつきましては、元オランダ女子自転車チャンピオンで、異文化交流事業などでも、本市と交流が深いデザイナーのイリス氏をお願いいたしますとともに、オンライン通話でオランダを応援いたしまして、児童生徒と交流を図る事業につきまして、これまでホストタウン事業で実績がございます宿毛市観光協会に委託をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 本当に楽しみにしておりました2020東京オリンピックが来年に延期ということになりまして、大変残念な思いでございますが、本市といたしましても、また様々な形でオリンピックに取り組んでまいりたいと思います。

以上で私の質疑、終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 8番、山上でございます。質疑をさせていただきます。

内容につきましては、議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）に掲載されております項目についてでございます。

項目ごとに立ったり座ったりというのが、ち

よっとうるさいので、一括とさせていただきます。

まず、初めに12ページになります。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業助成金250万円についてでございます。

これについては、事業内容と助成について、お伺いをいたします。

それと、同款同項の15目になりますが、防災対策費、18節、これも負担金補助及び交付金ですけれども、自主防災組織育成事業補助金200万円、これは補助先ですね、補助金を支給する先と、どのような使われ方をするのか、ということをお示しいただければというふうに思います。

その下の項目になりますが、25目新型コロナウイルス対策費、18節、これも負担金補助及び交付金、124万2,000円ですけれども、新型コロナウイルス対策費として、支出になっておりますが、5ページの債務負担行為補正との関連と、補助先についての説明をお願いいたします。

13ページのほうへ移ります。

一番下の欄になりますが、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、報償費というので、50万円が計上されておりますが、これは何のための報償費なのか。また、その内容について、お伺いをいたします。

次のページをお願いします。

第5款農林水産業費、第2項林業費、4目林道費、12節委託料、管理委託料179万1,000円でございますが、市の管理する林道というのは、かなり数があると思いますが、どこも非常に荒れている状況ではないかというふうに思います。

今回の補正の対象の路線と、その事業内容に

ついて、お伺いをいたします。

14ページ。第7款土木費、第2項道路橋りょう費、4目地方道整備事業費、12節委託料、調査設計委託料215万6,000円。それと、14節工事請負費、橋梁補修工事費59万円、市道改良工事費1,396万4,000円、これらの工事個所に加えて、なぜこの時期なのかということについて、お聞かせいただけますでしょうか。

次のページにまいります。

第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、14節工事請負費。これも、河川整備工事費2,000万6,000円。工事請負費179万3,000円。これらの項目も、以前の項目と同様に、工事個所と、この時期になった理由等についてお伺いをいたします。

続きまして、17ページのほうにまいります。

これは、第10款災害復旧費、まずは第1項農林水産施設災害復旧費、3目過年度農業施設災害復旧費、12節委託料、測量設計業務委託料123万2,000円。14節工事請負費3,056万4,000円。これ、災害復旧費ですので、続けていきますが、第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、14節工事請負費、道路河川災害復旧工事費91万3,000円。

続きまして、2目になります。過年度土木施設災害復旧費、14節工事請負費、豪雨災害復旧工事費5億7,290万4,000円。災害復旧ということですが、今回の補正によりまして、災害復旧は全て完了するのでしょうか。この工事が、どこで、いつまでに、どのような工事を行うのか、工種ごとで結構ですので、件数も含めてお聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、8番、

山上議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業助成金250万円の質疑について、お答えいたします。

本事業につきましては、一般財団法人自治総合センター助成事業を活用いたしまして、市民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な設備の整備等に対して、250万円を上限に、助成金を交付する、そういった事業になっております。

今年度につきましては、和田地区より申請のありました屋外放送設備整備事業が採択となったことから、今議会におきまして、補正予算を計上させていただいたものとなっております。

具体的な事業内容につきましては、放送機器等の老朽化に伴う設備の更新を行うものとなっております。財源内訳といたしましては、全額が自治総合センターからの助成金というふうになっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、山上議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節負担金補助及び交付金の自主防災組織育成事業補助金200万円の補助先と、どのような使い方をするのかについて、御説明いたします。

本事業につきましては、一般財団法人自治総合センター助成事業を活用し、自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に対し、200万円を上限に補助金を交付する

ものとなっております。

補助金の交付先としましては、西町区防災対策委員会で、避難者の待機環境の確保、及び防災訓練に活用するために防災用屋外テントなどを整備する予定となっております。

昨年度、西町区防災委員会は、高知県のモデル地区指定を受けまして、避難行動要支援者の対策に取り組みました。避難行動要支援者の避難訓練、避難所開設訓練も実施しております。

この積極的な活動が認められ、事業採択されたことに伴いまして、今議会において補正予算を計上させていただいたものです。

なお、財源内訳につきましては、全額が自治総合センターからの助成金となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、山上議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金、漁業災害対策資金利子補給補助金124万2,000円につきまして、補助先と債務負担との関係について、御説明をいたします。

事業の内容も説明させていただきます。

この利子補給補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、魚価の低迷など、収入が大きく減少した漁業者が、漁業経営の維持や生産活動の再開のために、金融機関から融資を受ける際、市が利子補給を行うことで、漁業者の返済利息の負担軽減を図り、経営の安定に資するために交付するものでございます。

資金の内容につきましては、貸付限度額が3,000万円、基準金利を1.5%以内、貸付期間は5年以内となっております。融資先が高知県信用漁業協同組合連合会となっております。

て、市は高知県信用漁業協同組合連合会に利子補給補助金を交付することとなります。

漁業者が実質無利子で融資が受けられるように、市の利子補給率を基準金利と同率の1.5%とし、2億円の融資が実行されると想定して、本年度中に生じる利息を計算の上、補正予算として計上させていただいております。

資金の貸付期間は、最長で5年間となりますので、5ページの第2表債務負担行為補正として、令和7年度までの債務負担行為を計上させていただいております。

続きまして、13ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、7節報償費、報償費50万円につきまして、御説明をいたします。

産業振興課では、これまで自伐型林業の地域おこし協力隊員を配属していただいておりますが、今年の6月からは、農業部門においても、地域おこし協力隊員を配属していただいております。地域農業の実践として、農業研修に取り組んでいただいております。

研修におきましては、基礎的な農業技術の習得が必要でありますので、現場での実践的な研修が必要ということから、現在は市の農業公社に実地研修に入っております。

そのため、協力隊員の研修受入先である農業公社に対して、6月からの受入れに伴う報償費を計上しようとするものでございます。

報償費の金額については、県の農業研修制度であります高知県担い手支援事業の研修助成金が月額5万円となっております。これに準じたもので計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、8番、山上議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会

計補正予算（第4号）、14ページ。

第5款農林水産業費、第2項林道費、4目林道費、12節委託料、管理委託料179万1,000円について、御説明いたします。

この予算は、平田町黒川地区の林道黒川線ようざいだに橋の橋梁点検委託料です。

林道橋につきましては、平成25年度より点検を初め、これまでに全22橋の点検を完了しておりましたが、ようざいだに橋が林道台帳に記載されておらず、点検できていないことが判明したため、橋梁点検委託を行うものです。

なお、当該橋梁の点検を行い、全ての橋梁の点検結果と合わせまして、今年度中に個別施設計画の策定を予定しているため、本補正にて計上を行うものです。

続きまして、14ページ。

第7款土木費、第2項道路橋梁費、4目地方道路整備事業費、12節委託料及び14節工事請負費、合計しまして1,671万円について、御説明いたします。

まず、委託料につきましては、市道藻津4号線の道路改良事業について、現在、測量設計業務委託を発注しており、鋭意作業中ですが、軟弱地盤が想定される環境構造物計画箇所等の地盤調査を行うものです。

地盤調査の結果を測量設計業務委託に反映させる必要があるため、本補正にて計上させていただきます。

次に、工事請負費につきましては、主に市道新田1号線の廻角橋かけかえ事業について、下部工の杭基礎施工の支障となる既設構造物の存在が判明したため、支障となる構造物撤去に必要な仮設土留め工、構造物取壊等を計上するものです。

本工事は、上半期で発注を行い、下部工完成後に、引き続き上部工工事を予定しているため、本補正にて計上をさせていただきます。

続きまして、15ページ。

第7款土木費、第8項河川費、1目河川等環境整備事業費、14節工事請負費、合計しまして2,179万9,000円について、説明いたします。

本予算は、主に高規格道路に関連する長畑川及びつづら谷川の河川改修事業費ですが、地元要望を反映し、設計積算を行ったところ、事業費に不足が生じたため、不足額の増額補正を行うものです。

本工事は、上半期で発注を行うため、本補正にて計上をさせていただきます。

続きまして、17ページ。

第10款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、及び第2項公共土木施設災害復旧費、合計いたしまして6億561万3,000円について、御説明いたします。

まず、委託料につきましては、高石地区農道橋の災害復旧工事に係る2工事分の設計積算委託料を計上しております。

関連工事の進捗にあわせて、8月頃の委託を予定しているため、本補正にて計上を行うものです。

続きまして、工事請負費ですが、平成30年7月豪雨や、台風災害等の災害復旧事業の不足額を増額補正するものです。

平成30年7月豪雨や、台風災害の応急工事を含めた災害復旧事業の全体件数及び金額は、河川や市道の公共土木施設は145件、約24億8,000万円、農地農業用施設で37件、約4億4,000万円、林業施設で3件、約2,000万円となっております。

このうち、施行中は公共土木施設が20件、農地農業用施設が1件となっております。未発注工事は宇須々木川河川災害復旧工事等の公共土木施設の26件、約8億2,000万円となっております。

26件の内訳としましては、道路災害19件、河川災害7件となっております。

今回の補正によりまして、年度内の完成を目指して、施行中及び未発注の復旧工事を行う予定としております。

なお、各工事の現地問合せや、設計図面の相違などにより、増減が生じた場合は、精査させていただいた上で、補正予算の要望のほうを行いたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 8番山上庄一君。

○8番（山上庄一君） 各項目にわたりまして、御教示ありがとうございます。

概略は理解をいたしました。再質疑はいたしませんですが、詳細につきましては、また委員会で質問等をさせていただきたくありませんので、皆さんよろしくお願ひいたします。

大切な予算でございます。これは、言うまでもないことですが、予算執行に当たりましては、安くて、早くて、簡単によい物、ことなどになるように、予算の有効活用に留意していただきたいと思ひますし、今回の予算に限ったことではありませんけれども、公共事業そのものが利益の再配分の手段でもありますので、できるだけ地元業者での執行をしていただくことをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12番、松浦でございます。同僚議員が多くの質疑をした関係で、

残り物に福があるという話があるわけですが、残り物には福がないわけです。何か、割愛をしながら、質疑をさせていただきます。

まず、1点目は、議案第14号別冊の令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

15ページ。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、17節備品購入費、電解水生成装置購入費として29万6,000円。そして、同じく議案第15号別冊の、令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の8ページ。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、17節備品購入費、これも同じく電解水生成装置購入費として61万6,000円があるわけでございます。

購入しようとするものは、それぞれ給食センターにしる教育委員会にしる、同じものだと思いますけれども、この活用の方法について、説明を求めたいと思ひます。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

私のほうからは、一般会計の御説明をさせていただきます。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、15ページ。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、17節備品購入費、電解水生成装置購入費29万6,000円について、どのような活用をとということでございます。

本予算は、小中学校の消毒として使用する微酸性次亜塩素酸水の生成装置を購入しようとするものでございまして、今回、新型コロナウイルス感染症の流行時には、市販の消毒薬が手に

入りにくい状況等がございました。

今後の各感染症の対策として、今まで以上に学校現場での消毒作業が必要となることが想定されますので、本機器を購入いたしまして、教育委員会事務局内に設置し、各学校に必要な分だけ取りにきてもらうことを想定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） 学校給食センター所長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）、8ページ。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、17節備品購入費、電解水生成装置購入費61万6,000円について、説明させていただきます。

学校給食センターといたしましては、調理時における生鮮食品等の衛生管理につきまして、過去これまで行ってまいりました各種ウイルスによる食中毒対策に加え、新型コロナウイルス対策への検討も必要となっているのが現状です。

このような状況を踏まえ、現時点でのコロナウイルスへの有効性は未確認ではございますが、他の様々な病原体への不活性化が認証される次亜塩素酸水生成装置を導入することにより、さらなる安全安心な給食提供に取り組むために、機器の購入を、補正予算案として上程するものであります。

なお、活用方法といたしましては、生鮮野菜の洗浄を主に考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

続いて、あと2項目ほどお伺いをいたします。

議案第15号別冊、令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の8ページ。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、18節負担金補助及び交付金、学校臨時休業対策支援金として97万1,000円が計上されております。この事業内容と支援金の給付対象となる事業所等について、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） 学校給食センター所長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）、8ページ。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目学校給食センター運営費、18節負担金補助及び交付金、97万1,000円の増額についてでございます。

97万1,000円につきましては、本年度、さきの5月の臨時会におきまして120万円の議決をいただきましたが、その分につきまして、昨年度3月、本年度の4月、5月と3か月分を見込んで120万円を計上しておりました。

これにつきましては、4月以降の分、4・5の2か月分につきましては、国より交付金制度を活用する旨の通知がございましたので、4月、5月分については、この97万1,000円として節の変更になりますが、21節から18節へ移して、一部増額を行った上で計上しております。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 私は、事業所等は明らかにしていただきたいということでしたので。

○議長（野々下昌文君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） 学校給食センター所長、再質疑にお答えいたします。

すみません、先ほどの事業所につきましては、5月の臨時会でも申しましたが、特定の名前は差し控えさせていただきます。

内容につきましては、乳製品の納入業者1件、野菜の生産者1件、果物の生産者1件、この3件が予定されております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） なかなか業者名まではということですが、どうしてかなという感じがいたしますけれども。

続いて、同じく8ページの、21節補償補てん及び賠償金。先ほどの負担金補助及び交付金と関連はあろうかと思っておりますけれども、さきの臨時会において120万円、先ほど所長が言われましたように、計上されております。

僅かな間に、今回のように73万8,000円の減額をしなければならない理由。先ほどの答弁とあいまい部分があろうかと思っておりますけれども、質疑をさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（平井建一君） 学校給食センター所長、ただいまの質疑にお答えいたします。

先ほどと重複するかもしれませんが、18節及び21節の増減につきましては、双方ともに、政府によるコロナウイルス感染症対策としての補助金措置に続き、4月以降については、交付金制度が拡充されるため、昨年度3月末までの食材補償については、補助金制度を活用したと。

4月、5月以降については、交付金制度を活用するという旨になっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今回、私はこの点についての質疑で終わらせてもらいますけれども、一つ申し上げるならば、今回の補正予算もコロナ対策に関連する予算が大方であろうかというふうに思いますが、予算項目を見ても、第2款総務費の25目に新型コロナウイルス対策費という部分があるわけですが、今の給食センターの問題にしろ、コロナ対策に関連して組んだ予算があるわけですので、そこらあたり、新型コロナウイルス対策費とするならば、そこらあたりも、農業関係ではこうです、漁業関係ではこうですとかいうふうなもので、一括してコロナ対策費として計上したほうが、市民にも分かりやすいし、宿毛市はこういう取組をしておるとい部分分かるわけですので、そういう予算編成ができないものかなという、これは難しいからこうなっているのだろうと思っておりますけれども。

それぞれの部署でコロナ対策を行っておりますけれども、分かりにくいというのが現実でございます。そういう面で、なかなか、先ほど言いましたように、予算編成上はこうにしかならないかと思っておりますけれども、できれば一覧表をつくって、市民にお知らせをしたらどうかという思いがいたします。

質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、質疑を行います。

私がお聞きをいたしますのは、議案第19号、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、1点であります。

今回、内容的に言いますと、第2条中の第8号を削り、9号以下を1号ずつ繰り上げるというふうな条例改正案であります。この内容、また市民に対する影響について、お聞きをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、13番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第19号、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、内容と、それから影響力を説明させていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、マイナンバーをお知らせするための通知カードの新規発行や、再発行、記載変更の手続等が5月25日で廃止とされました。

この改正は、通知カードの転居時等における記載変更手続が住民や市町村職員の双方に負担となり、見直しを求める要望があったことや、社会のデジタル化を進める観点から、マイナンバーカードへの移行を早期に促していく、そういう観点から行われたものです。

この改正により、通知カードの再発行は今後行わない運用となるため、再交付の手数料について定めた条文を削除するものです。

続きまして、改正による影響ですが、通知カードの廃止後は、転居時等における記載変更手続が不要となります。施行日以降、住民の方がマイナンバーを証明する場合には、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票、または住民票記載事項証明書を提示するほか、記載された氏名や住所などが住民票と一致している通知カードについても、引き続き利用が可能となっております。

また、出生等で新たに個人番号が附番された方には、通知カードにかわり、個人番号通知書が交付されます。

なお、この個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類としては、使用できません。

この機会にマイナンバーカードの取得をお勧めしたいと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） マイナンバーの通知書が再発行できなくなるということですので、この際に、ぜひ皆さんにもマイナンバーを取得していただいて、今回、コロナウイルス関係でも、マイナンバーカードを取得している方は、電子申告ができて、早めにもらえるとかいうこともありましたが、結果的には、通知のほうが早かった。書簡で来たほうが早かったというふうにも聞いていますが、この際、マイナンバー、多くの方が取得することを願って、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第13号まで」の13議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第13号まで」の13議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第14号から議案第22号まで」の9議案は、お手元

に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託をいたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月18日、6月19日、及び6月22日、6月23日は休会をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、6月18日、6月19日、及び6月22日、6月23日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月18日から6月23日までの6日間は休会し、6月24日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時47分 散会

議案付託表

令和2年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (3件)	議案第14号 議案第15号 議案第21号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (5件)	議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第22号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について 財産の取得について
産業厚生 常任委員会 (1件)	議案第20号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

令和2年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和2年6月24日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 川村三千代議員に対する処分要求の件
- 第2 山戸寛議員に対する処分要求の件
- 第3 山上庄一議員に対する処分要求の件
- 第4 寺田公一議員に対する処分要求の件
- 第5 議案第1号から議案第22号まで
(議案第1号から議案第13号まで、討論、表決)
(議案第14号から議案第22号まで、委員長報告、質疑、討論、表決)
- 第6 陳情第8号
- 第7 委員会調査について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 川村三千代議員に対する処分要求の件
- 日程第2 山戸寛議員に対する処分要求の件
- 日程第3 山上庄一議員に対する処分要求の件
- 日程第4 寺田公一議員に対する処分要求の件
- 日程第5 議案第1号から議案第22号まで
- 日程第6 陳情第8号
- 日程第7 委員会調査について

----- . . . -----

3 出席議員（12名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三 木 健 正 君 | 4番 川 田 栄 子 君 |
| 5番 川 村 三千代 君 | 7番 高 倉 真 弓 君 |
| 8番 山 上 庄 一 君 | 9番 山 戸 寛 君 |
| 10番 岡 崎 利 久 君 | 11番 野々下 昌 文 君 |
| 12番 松 浦 英 夫 君 | 13番 寺 田 公 一 君 |

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

- 14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	山 戸 達 朗 君
人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土 木 課 長	川 田 和 徳 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡 本 武 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君
農 業 委 員 会 事務局長心得	小 松 憲 司 君
選挙管理委員会 事務局次長	埜々下 哲 広 君

----- . . . ----- . . . -----

午前11時05分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

14番濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届出がありました。

日程第1、川村三千代議員に対する処分要求の件を議題といたします。

ただいま、川田議員から川村三千代議員に対する処分要求の件の取下げの申出がありました。

川田議員より、取下げ理由の説明を求めます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子でございます。

私は、少数議員でございまして、自分の未熟さもあり、この4年間言葉に言い表せない苦痛に耐えながら、侮辱を受けた思いが続きました。

そこで、本当に苦渋の選択であります処分要求書を提出させていただきました。

決して、このことは進んでやるべきものではないと、常に自分に言い聞かせながら、議長と話す中で、議長の息が私の体に伝わってきました。

少数議員ではありますが、私たちの尊厳を守っていただき、よい議会として私たちの活動が少しでもやりやすいような議会にさせていただけることを願ひまして、私は処分要求書を取り下げる決定をいたしました。

川村三千代議員に対しまして、処分要求書を提出させていただきました。

川村議員に対して、これからも御指導いただき、議会を共につくっていく思いを込めまして、処分要求書を取り下げることにいたしました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 分かりにくいというこ

とで、再度、発言をさせていただきます。

川村議員に対して、私に対する言葉が非常に心に突き刺さりましたので、何とかそのことに気づいてもらいたい。そして、できるものなら、この処分要求書をなくして、私の気持ちを分かってもらいたい。

したがって、川村三千代議員に対して、処分要求を取下げすることにいたしました。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前11時17分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 川村三千代議員に対する処分要求書を撤回させていただきます。

迷惑をおかけいたしまして、お断り申し上げます。

○議長（野々下昌文君） これにて、取下げ理由の説明が終わりました。

これより取下げについて、採決いたします。

取下げについて、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 賛成多数であります。

よって、川村三千代議員に対する処分要求の件は、取下げとなりました。

日程第2「山戸 寛議員に対する処分要求の件」を議題といたします。

ただいま、川田議員から山戸 寛議員に対する処分要求の件の取下げの申出がありました。

川田議員より、取下げの理由の説明を求めます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田でございます。

山戸議員に対しまして、処分要求いたしました。

これからも御指導よろしくお願ひ申し上げます。

処分要求書は取下げさせていただきます。

御迷惑をおかけいたしました。

○議長（野々下昌文君） 川田議員、もう一度、説明をお願いいたします。

○4番（川田栄子君） 4番、山戸議員に対する処分要求の撤回を申し上げます。

私も言葉に言い表せない屈辱と侮辱を感じておりました。これも山戸議員のせいばかりではございませんでしょう。私の未熟さにもあります。ここで気持ちを新たに、宿毛の発展のために、御指導をいただきたい、そういう意味で、この処分要求書は撤回をさせていただきます。

これからもよろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） もう一度、明確な説明をお願いいたします。

4番川田栄子君。

きちんと取り下げる理由を言ってください。

○4番（川田栄子君） 4番、取り下げる理由を申し上げます。

苦渋の選択であった処分要求書でございますが、これは簡単に出せるものではないと、自分の中でもよく分かっております。

そういう思いで議長と相談し、取下げを決定いたしました。

申し訳ありませんでした。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、山戸議員に対す

る処分要求書の撤回に至った私の判断でございますが、いろいろなことを考えてみますと、処分要求に当たらないと、自分で判断をいたしました。

御迷惑をおかけいたしました。

○議長（野々下昌文君） これにて、取下げ理由の説明は終わりました。

これより、取下げについて採決いたします。

取下げについて、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 賛成少数であります。

よって、山戸 寛議員に対する処分要求の件は、取下げとなりませんでした。

地方自治法第117条の規定により、山戸 寛君の退席を求めます。

（山戸 寛議員 退席）

○議長（野々下昌文君） この際、要求議員から説明を求めます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、私は、山戸議員に対して、録音記録を聞きました。内容は、侮辱と感じ、事実、その理由を述べます。

私は、一般質問の発言の一部を、感染経路の例として、川村議員が話されていたことを受けて、山戸議員は、「よう知っちょると思って恥ずかしかつたろう。笑い。」山戸議員は、笑いを込めて、雰囲気盛り上げ、会議全体がその雰囲気に包まれ、私に対する侮辱と感じています。

文面に問題があるにせよ、ないにせよ、人を笑いながら、軽蔑する言葉が、心に刺さりました。

何のためにこの会議をしているか、私の人格を否定するような言葉や雰囲気など、会議のありようをかえてもらいたい。少なくとも、人格否定の論議の場ではないはずであります。

以上、提案理由でございます。

○議長（野々下昌文君） 以上で、要求議員からの提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより要求議員の説明に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。

一括質問で川田議員に、再度ではありますが、山戸議員に対する処分を求める理由について、確認をさせていただきたいと思っております。

要求を一旦取り消しましたので、答えられる範囲で構いません。

私も議会運営委員会に所属していて、川田議員の理由として挙げられた事実、言葉、それは情景も分かります。そして、この要求が出されたときに、私自身もこういうような軽率な発言にあわせながら、私も議事に参加したという思いがあって、反省するところしきりです。

要求議員の山戸議員の発言で、出された部分、非常に短い言葉になっています。山戸議員の発言の中でも、いっぱい言葉があった中で、どうしてこの部分を川田議員が選んだのか、その気持ち、そういうものが伝えられたら、私はあり

がたく思います。

それから、処分要求はもうないものだと思うておりますが、この場を通して、山戸議員に気持ちを伝えておきたい、あるいは、私たちその他の議員に伝えたいと思うことがあれば、ぜひお聞かせください。

そして、今後、是正を求めたいことがあれば、ぜひお答え願えればと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） 4番 川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 今城議員の質疑に対して、お答えいたします。

要求議員の発言で、問題であると指摘した言葉を選んだ理由についてでございます。

言葉では短い文です。「よう知っちゃろうと思うて、恥ずかしかったろう。」この短い文ですけれども、その後、笑いがありました。笑いには様々ありまして、高らかに笑う、にたにた笑う、笑いの意味がそれぞれあります。私には、その笑いが、私の人格をおとしめる笑いであつたと、その状況から判断をいたしました。

この処分要求を通して、要求議員そのほかに伝えたい思いについてとあります。

審議をする、そのことのほかに、人格を傷つけるような、例えば先ほどの笑いに対してもそうですが、そういうものに興味を持たない、しっかりした委員会になってほしいと思っております。

そして、今後是正してほしいことについてであります。一人一人の議員を尊厳をもって、もちろん私も含めてであります、そんな議会にしていきたい。

以上であります。

○議長（野々下昌文君） 12番 松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12番、質疑を行いたいと思っております。

川田栄子議員から山戸議員に対する処分要求

書が出されておりますけれども、この屈辱の事実、または事情という説明の中で、これは正確に言うと、川田議員は一般質問の中では、「……………（発言一部取り消し）……………」というふうな発言になっているわけですが、私も山戸君の同僚の議員として、同じ市民クラブとして、彼に伺いました。

この議会運営委員会が開かれた17日、私も議会運営委員会のメンバーではございませんけれども、ことの重要さを鑑み、傍聴に行って、一部始終見てまいりました。

山戸議員からは…（発言一部取り消し）…という、そして聞きよって恥ずかしかった。こういう発言はなかったと確認をいたしますが、この点について、川田議員の見解をお伺いを、まず1点だけ先にさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 傍聴に行かれた松浦議員に対して、お答え申し上げます。

ここには書いておりませんが、……………（発言一部取り消し）……………という文面になっていると思います。聞きよって恥ずかしかったという川村議員の言葉を受けて、山戸議員は、「よう知っちゃよと思って、恥ずかしかったろう。」この短い言葉です。を確認いたしました。そして笑いがありました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 先ほど川田議員は、山戸君のこの発言、この笑い、人格をおとしめる言葉であると述べられて、理由として挙げられております。

しかし、あなたが16日の一般質問で行ったこの発言、すなわち先ほども申し上げましたけれども、「……………」

……………（発言一部取り消し）……………」そして、最後の結びとして、「……………（発言一部取り消し）……………」と発言をされました。

議会運営委員会では、科学的にも証明されていない、こうした重要な問題について、議会運営委員会は削除してはどうですかと、削除要求が出されたわけです。

しかし、あなたは削除はいたしませんと、申しました。発言をされました。ということは、この発言は、全て正しい。川田議員としては、正しい発言である、という思いからであったというふうに思います。

今、朝から晩までコロナに関係する放送がされておりますけれども、いろいろな学者が、専門家が発言をされておりますけれども、この…（発言一部取り消し）…、そうしたことは、一切科学的に証明されておらないし、……………（発言一部取り消し）……………こういった感染の経路について、明確に証明をされていないこの事案について、肯定をされておりますけれども、その証拠をお示しをいただきたいと思っております。

アメリカのトランプ大統領、コロナは中国の武漢から来たと公言をし、その証拠は持っていると、幾ら発言しても、いまだにその証拠について発することはありません。

川田栄子議員について、…（発言一部取り消し）…、この言葉について、しっかりとした証明を求めます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 松浦議員の質疑にお答えいたします。

私は、17日の議会運営委員会のお話の中で、処分要求書を出しております。このことについてお答えはさせていただきますけれども、以下

についてはお答えできません。

そのことは、また別の場所で行いたいと思います。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 別の機会にと言いますけれども、……（発言一部取り消し）…から来たという、これについての、一つの屈辱を与えた理由として挙げておられますけれども、これについては説明できますかね。

屈辱を受けた理由として、事実として挙げておられますけれども、これについて、この……（発言一部取り消し）…からきた、入ってきたという事実については、証明できますかね。

お願いします。証明を求めます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 同じお答えになると思いますけれども、17日の処分要求書についての審議でございます。その文面においては、別の場所で行いたいと思います。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 川田栄子君に申し上げます。

処分要求書の山戸 寛さんに対する要求書の理由の中に、今、松浦さんが述べられたことは入っております。明確に答えてください。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

……（発言一部取り消し）…から、聞きよって恥ずかしかったというのは、私は川村議員の発言であると申し上げております。その後、よう知っちゃよと思うて恥ずかしかったろうと、笑いがあったと、こういうふうに短い言葉ですけれども、続けていかないと分からないので、ここに並べましたけれども、……（発言一部取り消し）…の話は、山戸議員の言葉ではありません。

御理解ください。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） いみじくも、本人、川田栄子さんから、この言葉については、山戸 寛君の発言ではないという、そのことを認めたわけですけども、それが一つの理由になっておるわけですね。その言葉が。その言葉は。

そして、川田議員は、冒頭、説明の中で、人格をおとしめる言葉であったというふうに、自分は受け取ったと言われました。

しかし、あなたが6月16日に、この議場で一般質問した中で、感染経路を確定し、媒体の一つとして郵便物を挙げております。これによって、この言葉によって、郵便労働者がどれだけ傷ついているか、どのように感じておるのか。

市民から、4つの団体と一個人から、意見書なり要望書なりが提出されております。その5件の中の2件が、郵便関係の皆さんから、この処分の発言について、憤りを感じて提出をされてきております。

私も、38年間と23日、郵便局で勤務をした経験がございます。こうした不確定なことを、幾ら発言の自由があるからといって、議場の中で発言されてきております。

本当に情けない気持ちと言いますか、私一人ではございません。こうして意見書なりを出された皆さんの思い、今日の高知新聞にも、コロナの感染による患者に対し、誹謗中傷の問題が大きく高知新聞に掲載されております。

○議長（野々下昌文君） 松浦議員、質疑の範囲を超えていますので、質疑を変えてください。

○12番（松浦英夫君） 本当にそのことについて、もともとは、冒頭言いましたように、あなたの一般質問から始まった事案でございますので、これについては、明確に答弁を求めて、質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 松浦議員に申し上げます。

ただいまの質疑は、質疑の範囲を超えておりますので、川田議員は答弁しなくて構いません。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 5番、川村三千代。

川田栄子議員に質疑をいたします。

まず、今回、山戸 寛議員に対して、処分要求書が提出をされました。

こちらにございますのが、その6月18日付で提出された処分要求書の原本のコピーであります。

まず、読み上げます。

処分要求書。6月17日の議会運営会において、下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により勧告の処分を要求します。とあります。

まず、議会運営会、このような会は、宿毛市議会にはございません。こういった架空の会、虚偽の会での発言をもって処分要求書を提出すること、このことについて、まず川田議員に御意見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 川村議員にお答えいたします。

処分要求書の申請を18日に行いました。

私が議会運営委員会を間違っ書いてあったにせよ、受理されておりますので。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 川田議員にお尋ねいたします。

川田議員は、この処分要求書の重要性、この重みというものをきちんと理解していらっしゃるのでしょうか。

議員の身分に関わる大変重要な書類であると存じます。議会運営委員会と記するべきところを、議会運営会と間違っ書いてしまった。非常に軽率で、また深い思慮もなく提出されたも

のではないかと、その証明ではないかと、私は思っております。

この処分要求書、この重みを川田議員はどのようにお考えなのか、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 川村議員にお答えいたします。

私も何もなくて処分要求書を出したわけではございません。それなりに自分の心が傷ついた、やむにやまれぬ要求書でございます。

御理解ください。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 川田議員にお尋ねいたします。

やむにやまれぬ思いで提出した処分要求書、私は非常に侮辱を受け、そして人格否定を受けたと。そういった思いで出された処分要求書でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、議員の身分に関わる大変重要な書類でございます。

議会運営会などと、単純なこのような間違い、やむにやまれない思いで出しましたでは済まされないとだと思います。

御理解くださいとおっしゃいましたが、到底理解することはできません。

では、続けますが、この議会運営委員会、どのような理由で開かれたものであるか、川田議員は理解していらっしゃるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

処分要求書、身分に関わるものでございます。それは屈辱を受けたもので、分からないものが差し出す文書でございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 川田栄子君に申し上

げます。答弁になっておりません。

その問いの中身をきちんと答えてください。

○4番（川田栄子君） 私は、私以外の方では、何も感じることもない言葉です。

違う。質問が、もう一度お願いできますか。

○議長（野々下昌文君） 川村議員の質問に答えていただきたいんですか。

○4番（川田栄子君） ちょっと質問がこんがらがりました。

○議長（野々下昌文君） 議会運営委員会をするのは、どのように考えているのかと。どのような会であると捉えているのかと。

○4番（川田栄子君） 議会運営委員会のことですね。失礼いたしました。

議会運営委員会のことについては、またそのときに、そのときがくれば、そこでしっかりと話してまいります。今は処分要求書について、私はお話をさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 川村議員、もう一度質問をお願いします。

○5番（川村三千代君） なかなか川田議員には質問の意味が御理解頂けなかったようなので、再度、同じ質問をいたします。

この議会運営委員会は、どのような理由で開催されるに至ったのか、それについて御理解はなさっていますか。この件について、お答えください。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 先ほども申し上げました。議会運営委員会について、そこであった私に対する侮辱、処分要求書について本日、皆様と議事をしていただいております。

議会運営委員会については、またその場でお話をさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時48分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より川田議員に申し上げます。

もう一度、川村議員の質疑に答えてください。

○4番（川田栄子君） 川村議員の質疑にお答えいたします。

私は、処分要求書を提出しております。議会運営委員会からもう離れた、この審議についてはお答えします。

議会運営委員会のことについては、またその議会運営委員会のそのときにお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 質疑を続けます。

この処分要求書が6月17日の議会運営委員会における発言を、川田議員が取り上げていることから、この議会運営委員会がどのような内容で開かれることになったのか、これは、今回のことを議論する上で重要なものであると考え、私は質問いたしました。川田議員にはお答え願えないようですので、私から申し上げます。

この6月17日の議会運営委員会は、その前日の6月16日の川田栄子議員の一般質問において、非常に不穏当な、不適切な発言が数か所ございまして、それに対する取扱いをどのようにするか、という目的で開かれた議会運営委員会でございます。

議会運営委員会は、その場で、皆さんがたくさん意見を出し合い、自分の感想や考え方を述べ合いながら、議員の発言という大変重いものについて、皆で検討し、取扱いを議論する場があります。

その場において、様々に皆、意見を申し上げます。

川田議員は、ここで笑いが起こったことに対

して、私は侮辱を受けたと、人格否定をされたとおっしゃいますけれども、川田議員、先ほどこの場でお笑いになりましたよね。

私はあのとき、処分要求書を提出し、このように長時間の時間をかけて議論し、御自身の質疑の場で、私が自席から見ておりますと、「あれ、間違ったかな、てへへ」というような笑いに思えたんですけれども、それもある意味では、議会を軽視している笑いととれなくもありません。

笑いというのは、このように、非常に主観的なものでございます。その笑いの一部分だけを切り取って、その前後の流れも分からずに、処分要求書を提出するということに関しましては、私はどうしても承服しかねるところでございます。

笑いイコール侮辱になるのでしょうか。

川田議員の論理で言いますと、眉間にしわを寄せて、語気荒く論じることが真面目な善であり、口角を上げて、時にユーモアを交えながら、穏やかに論じることが不真面目で悪なのか。この議場や、また委員会においてのこの笑いについての川田議員の御意見をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 笑いについて、質疑をいただきました。

先ほども申し上げましたように、笑いは高笑いからひそひそ笑い、にたにた笑い、そしてまたうれしいときも笑いましょう、失敗したときも笑いましょう。でも、これは議会運営委員会での私の録音を聞かせていただいた話であります。

そのときに入ってくる内容としては、その議論から外れて、笑いがくるわけではありません。その前後の言葉から、それはよく分かります。それは、自分が感じたことであり、人から言われたものでもなく、そう感じたのは私ですから、

そう受け止めてください。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 川田議員に重ねて質問を申し上げます。

先ほども申し上げましたように、笑いというものは、非常に主観的なものです。私が申し上げたいのは、そのような主観的なもの、私を感じたからそれが全てではないかと、そういった一方的な論理で、議員の身分を脅かす、処分要求書を提出することに関しては、どのように感じていらっしゃるのか、このことについてお答えください。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 質疑にお答えいたします。

この笑い一点ではございません。そのほか、もろもろございますが、この笑いというのは、嘲笑、恥をかかせる笑い、私はそう受け止めました。

この一点ではございません。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 笑いの一点だけで処分要求書を提出したのではないとおっしゃいました。しかし、処分要求書のこの侮辱の事実、または事情については、この笑い一点のみしか書かれてございません。

先ほどから何度も申し上げますように、議員の身分に係る大変重要な書類に関し、この主観的な笑いということだけで処分要求書を提出した、この理由についてお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 身分に関わる大変重要なものであります。処分要求書、重みはよく分かっているつもりでございます。

なぜ要求書を出したか、もうかなり、この話が始まる前から、様々なうわさが私の耳に入っ

てきております。大変な議会運営委員会になるだろうと予想はついておりました。

でも、私の考えている方向とは、拡大解釈があったり、方角が反対の方向に行ったりと、予想できる状況ではありません。

拡大解釈や、自分の考え以外に、その要旨を捉えられないとしたら、言葉には価値がありません。価値を担って言葉が発せられます。その価値がほかの方向に行くとしたら、私は責められることになるかも知れません。でも、特定の何かを嫌ったり、何かを攻撃したり、恨みがあったり、そういうものは一切ないわけでございますので、いつも堂々としております。

したがって、その笑いは何だろうかと、そういうふうに考える方がいらっしゃったら、そういう笑いも出るかもしれない。

私は、笑いだけではありません。その笑いから心の中に広がってくるものを覚えております。

私の人格を否定するような言葉や雰囲気など、会議のありようを変えてもらいたい。そのとき、切に思いました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） どうも私の質問することが、川田議員には伝わっていないようなので、もう一度、質問をいたします。

私が川田議員に質問を申し上げましたのは、先ほどから、この笑いだけではないと。処分要求書を提出することに至った、ほかにも理由があるというようなことをおっしゃりながら、なぜこの重要な処分要求書において、この侮辱されたというその事実、または事情のところ、笑いの部分しか含まれていないのか。なぜもっと細かく、またもっとほかに重要なことがあるとすれば、それを述べなかつたのか。この主観的な笑いのみで処分要求書を出そうとした、その理由をお聞かせいただきたい。

お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 処分要求書を提出した理由ということでございます。

先ほどの中にも答えが入っていたと思います。笑いだけではない、その笑いというのは、本当に人の、楽しい笑い、人を嘲り笑う、冷やかす、全て、ものは言わないけれども、笑いの中に含まれている表情であります。

しいてそれを文章にすると、録音記録を聞いていまして、この言葉は私の耳に、そして嫌な予感が走ったということです。

御理解ください。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 何度御質問申し上げても、私の質問の趣旨を御理解いただけないようですので、このままでは堂々巡りとなってしまいますので、これが川田栄子議員だということで、皆さん、御理解いただきたいと思っております。

それでは、先ほどから川田議員が何度も侮辱、侮辱という言葉を使っているらしいです。笑いによって侮辱をさせられた。非常に自分の人格はおとしめられている。

様々に申し上げますけれども、川田議員が行っている侮辱に対しては、御自身はどのようなお考えをお持ちなのでしょう。

今回、様々な団体から抗議文、謝罪要請文が出ております。これは、川田議員の議会中での発言において、それぞれの皆様、少なからず侮辱を受けたということのあらわれではないかと思っております。

先ほどから、御自身が受けられた侮辱行為につきましては、大変声高らかに主張を述べられますけれども、御自身がこの宿毛市民に対して行っている、言論の自由の名のもとに行っている誹謗中傷の言論については、どのようにお考えなのでしょう。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

私は、この議会運営委員会の中で開かれた内容については、私に対する記録を聞かせていただきました。

そのことについてお答えします。

今、市民からという話は、またそこでの場所でお話をさせていただきます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 先ほどの松浦議員の質疑に対しても、今の私の質疑に対しても、ほかの場所で説明する、ほかの場所で説明するとおっしゃいますが、具体的にどのような機会で、どのような形で御説明をいただけるのかをお示しいただきたいと存じます。お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

説明をしてほしいと、説明を求められたときに行ってまいります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 川村議員に申し上げます。

少しずつ来ていますので、修正をお願いします。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） それでは、質問を改めます。

処分要求書の中に、「よう知っちゃる思うて恥ずかしかったろう。笑い。」この部分を、川田議員、山戸議員の発言のように取り上げていらっしゃるようですが、具体的に、このどの部分が人格否定や侮辱に当たるのでしょうか。もう一度、詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

ここに載っているこの短いセンテンス、これ

以外には何もございません。

一人だけの会話ではございませんですよ、ここに載せているの。それが2人になり、3人になって、笑いが起こっていくわけです。そういうことを議論する場ではなかったのではないですか。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。

処分要求書の中には、今、川村三千代議員が言った言葉は入っております。自分の言葉で、その理由を述べてください。

その内容では分かりません。きちんと皆さんに分かるように、市民に分かるように教えてください。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 川村議員の言葉を、まず申し上げます。

ここは……………
……………（発言一部取り消し）……………
……………

…、ある文献からの、これは内容です。これを一緒に、セットになっておりますので、この方に答えている分が、山戸議員の言葉です。

何もない中から、次の山戸議員の言葉は出てきませんので、あわせてお話をさせていただいております。

恥ずかしかったという言葉について、山戸議員が、恥ずかしかったの意味を、よう知っちゃると思っ、恥ずかしかったろう。これが笑いで、複数の笑いが生まれております。

この言葉が、短いセンテンスが全てであります。

ほかにもありましたけれども、私はこの箇所を選びました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 私も当日、議会運営委員会の場におりました。

山戸議員のあの発言は、感想を述べたものであると、私はそのように受け取りました。

また、川田議員は、嘲笑されたというふうに受け止められていらっしゃるようですが、あの場にいた私からは、失笑であったと思っております。ばかにして、嘲った笑いではなくて、思わず出てしまった笑い、このような笑いに対しても、川田議員は処罰の対象に当たるのでしょうか。

我々は、機械やAIではございません。喜怒哀楽を持った人間としての議員であります。ときには笑い、ときには怒り、悲しみながら議論を進めていく、このような場があってもいいのではないのでしょうか。

個人の主観のみで処分要求をすることには、私はどうしても承知しかねる部分がございます。

川田議員の御見解をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

川村議員のおっしゃるとおりだと思います。笑いについては。しかし、そこには関係性があります。非常に、ふだんからコミュニケーションがとれている間柄であれば、何の関係もない間柄であれば、それはちょっと出た笑いで、幸せな笑いでしょう。

私は、その議会運営委員会の中の本人であります。そして、日頃からそんなに、この山戸議員とはいい関係をつくっているわけでもございません。悪い関係ありませんけれども。

そんな関係ですので、この感想を述べたと言われる方も、それ相応の感想でいいでしょう。それを嘲笑とするのか、それとも幸せ笑いとするのか、人を非難するおかしさある笑いとするのか、その人の関係性でございますので、それは私が感じたということです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 川村議員に申し上げます。

侮辱と本人が感じれば侮辱になりますので、そのところ感じて、次の質問お願いいたします。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） では、今の川田議員の発言の中から御質問をさせていただきます。

山戸議員とはよい関係性、コミュニケーションが築けていないというような趣旨のことをおっしゃいました。

それはなぜかとお思いですか。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

なぜかと聞かれても、分かりません。相手があることですので。でも、仲よく、議員ですから、13名いる仲間。この13名が一致団結して宿毛の執行部に向かって、しっかり意見を言っていく、この仲間だと思っているけれども、ことそれぞれの個人的な話になっていくと、関係性の問題が出てきます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） もう議場にいらっしゃる皆さんには、何か堂々巡りのような質疑が続いておまして、私もなかなか至らぬところがございまして、質問の真意を川田議員に伝える、まだ力がないなど、つくづく思っている次第でございます。

このまま続けましても堂々巡りというような様相が強くなってまいりそうですので、一旦私の質疑は、これで終了いたします。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、川田議員に質疑をいたします。

私は、議会運営委員長として、その6月17

日に開かれました議会運営委員会を取り仕切っておりました。

その中で、今回、私も処分要求の対象になっておりますが、どの部分、要求書をつぶさに見せていただきましたが、どの要求書についても、川田議員に向けて発せられた言葉でないところが多くあるというふうに、私は感じております。

それは、議会運営委員会の皆様もそう感じているので、その場で何も意見も出なかったし、最終的に意見集約ができたんだろうというふうに思っております。

ただ、川田議員はその場にはおりませんでしたよね。録音を聞いたということ、先ほどから何度も発言しておりますが、その議会運営委員会の録音について、どのように入手をなされましたか。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えいたします。

議会事務局です。

機械をセットいたしていただきまして、耳イヤホンを挟み、それで聞くことができました。

どのようにということは、どういうこと。

議会事務局で聞かせていただきました。録音記録を。よろしいですか。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） この委員会、先ほど川村議員の質疑の中にもありましたが、議長から川田議員の発言について、問題となるところがあるのではないかという点を、議会運営委員会の中で審査してほしいという要請で開きました。

これは、先ほど川村議員の言ったとおりです。

その中で、私は、後で行った今城議員もそうですが、当事者は除斥を願うということで、議運の皆様にも諮った上で審査をしておりました。

川田議員は、翌日の18日、議長のところ、

傍聴をさせなかったということで苦情を申し入れてきたということ聞いておりますが、それは本当ですか。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

私は、傍聴をしたかったです。希望もいたしました。でも、委員長が見えておりませんでしたので、廊下のところで待っておりましたら、事務局の方が、外で待つのもあれだから、呼びに行きますということでしたので、控室で待っておりました。

けれども、私が呼ばれたのは、もう最終的な話で、私の返事を聞く段階でしたので、中身の傍聴はできておりません。

今城議員に聞いても、同席されている方ですので、分かるかもしれませんが、どうしようって、議長に申し上げました。で、この結果になりました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 議長に対して、異議を申し入れてきたというふうに、私は議長から聞いておりますので。

川田議員は、申入れをしたという言い方をしましたが、議会運営委員会の整理権は委員長にあります。私の、委員長に対して一言も傍聴願を出してきませんでしたよね。それを、議長に申入れをする、また、職員に対して、職員が別の場所に誘導したのということ、かなり高圧的に職員に対応したというふうに、私は聞いておりますが、そのような事実が本当にあったのですか。

もしそうであれば、議員としての品格を疑いますよ。それについて、お答えを願います。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

私は、別に高圧的では、それは高圧的にとら

れたら高圧的でしょう。それは私の範囲ではございません。

ただし、私が廊下から出ているときに、次の松浦議員が、傍聴させてもらうよと言って中に入って行かれましたけれども、出るような雰囲気ありませんでしたので、中に入って聞かれたのだなど、私は推測いたしました。

そういうことで、なぜ傍聴させてもらいたいと、この思いを届けることができなかつたのか、そこをお聞きしたわけです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質疑をいたします。

川田議員は、ほかの議員の方の質疑にもそうですが、すり替えますよね。私は、傍聴の申出を一度もしなかつたですよって、質問してます。

委員長に、整理権のある委員長に申入れもせず、松浦議員は傍聴させて、私はさせてくれなかつたということで、職員に対して、私は高圧的にものを言われたと聞いておりますので、あなたの言うとおりに、とった方が高圧的に言われたと感じればそうですよ。

だから、しっかりと、川田議員は委員長に対して、傍聴希望は出しませんでしたよねというのを確認します。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

私は、外で待っていましたときに、委員長席には、空席でした。だから、外で待っていたように思って、もちろん申請もしておりません。その前に、事務局の方が控室にいるようにと、指示がありましたので、もうその後は分かりません。後のことは。

以上です。申請はしておりません。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質疑いたします。

それを身勝手だというんですよね。自分のことばかり言って、ほかの人の意見を聞かない。

実際、委員長不在で委員会は始まりませんので、始まった時点で申入れをすれば済むことです。それを、後で、いなかつたので言えなかつたというのは、詭弁ですよ。

しっかりと、委員長は委員会の委員長席に座って、委員会を開会し、議長から諮問を受けて委員会を進めております。

このことは、しっかりと、これから先、川田議員が議員活動が続ける中で、そういう議会としてのルールは、しっかりと守っていただきたいというふうに思います。

このことについて、もうこれ以上、質疑しても同じ返事がくるので、しません。

次に、2点目、人格否定をされたというふうに言われております。

先ほどから松浦議員、また川村議員の質疑に対して、笑いが私に対する人格否定の笑いだったと、私は受け取ったという言い方をしていますので、それ以上ないかもしれませんので、これ以上聞きませんが、このことについては、私は委員長として、その委員会を仕切っていた中で、川村議員の発言に対して、山戸議員が発言をした、これは逆に言えば、川村議員に対して、認識が甘いねという笑い方をした、そういうふうに私たちは受け取ったというふうに思います。

何も川田議員を失笑したとは、私は思いません。ここはしっかりと認識しておいていただきたいと思います。

次に、これは議会運営委員会の委員長という私の立場上、もう一度聞かせていただきますが、議会運営委員会という、これはほかの委員会と違って、議長からの諮問を受け、議長に対して答申をする委員会です。だからその中の話されたことについては、個人情報であったり、ときには聞く耳が痛くなるような言葉も出てきます。

そういう委員会の録音を、自分が出席できなかったという理由で、事務局職員に、どちらかという和高圧的にきかせたように、私はとりましたが、2時間、3時間ぐらい聞いてましたよね。私も見ていましたので。

その委員会というのは、先ほどから申しますように、あなたの、川田議員の発言内容についての審議をしていた委員会です。この重さをどのようにお考えですか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 御迷惑をかけて申し訳ないと思っております。

以上です。

○13番（寺田公一君） 終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑ありませんので、これを質疑を終結いたします。

10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山戸 寛君から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

この際、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、この際、一身上の弁明の申出を許可することに決しました。

山戸 寛君への入場を許します。

（山戸 寛議員 入場）

○議長（野々下昌文君） 山戸 寛君に、一身

上の弁明を許します。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） まずは、弁明の機会をお与えくださいましたことに感謝申し上げます。

私は、大きく2点、弁明したいと思うんですけれども。

その前に、先ほどの処分要求書を撤回するという川田議員からの申出の中で、川村議員に対する提案理由の説明のときに、自分は少数派の議員であるから、多数派によって非常に不都合な目にあわされているというような、そういうふうな趣旨の発言がございました。

私は、その議員が少数派だから、あるいは多数派だからということで判断したことはございません。その人の言っていること、やっていることが正しいことであるのか、私にとって、正しくないことなのか。容認できることなのか、容認できないことなのかによって判断しております。

川田議員は、私への処分要求書の取下げに際しては、そのような発言はなされませんでした、私に対しては。ちょっと違うのかもしれませんが、川田議員のおっしゃられるような、会派の大小、少数派であるかどうかということによって、議員が判断をそこに集中させて何とかするというようなことは、一切ございません。

その点を、まず申し上げておきます。

少なくとも、私はそういうことはいたしません。そのことを御理解いただきたいと思います。

それで、これからいよいよ話に入らせていただくんですけれども。

今回、私は、先ほど、御存じのとおり除斥ということで、ここから外れておりました。したがって、川田議員が処分要求書の提出理由の説明のところで、どのような説明をなされたのか知りません。私が知っていることは、この

処分要求書。川田議員によって印鑑つきで6月18日に提出された処分要求書に書かれていることが全てでございます。

私は、この処分要求書を見せていただいて、これは一体何だろうと思いました。これによって、この処分要求書によって、私はここへ立つ。立たされる、あるいは立たせていただく、そういうことになったわけなんですけれども、この文書、これは一体何だと。単なるメモ書きなのか、それとも公式の処分要求書という書類なのか、どうなのか。少なくとも処分要求書とあって、議長、局長の印鑑が押されてあるということは、これはやっぱり公式文書なんだろうな。単なるメモじゃない、となったときに、この文書に書かれている事柄は、公式な意味を持つものと、私は判断せざるを得ない。

だから、今回のこの告発に対して、処分要求に対して、私はちょっと異論を申し上げます。

処分要求書の内容を読み上げますと、6月18日の議会運営会において、下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、催告の処分を要求します。こういうふうになっています。

まず、その下に、「記」というので、侮辱を与えた者の名前、それから侮辱の事実、または事情と続くわけなんですけれども、まずはこの冒頭部分。

私は、議会運営委員会には所属しておっても、議会運営会という会には参加しておりません。参加しておりもしない会で、何で侮辱行為が、私の行為が責任を問われるのか。公式文書である、一字一句間違いがない文書、きっちりと出されたものと判断いたします。

このような議会運営会、どこで行われたのか知りませんけれども、私は参加しておりません。

それから、素因の地方自治法133条の規定、これを読みますと、地方自治法第133条「普

通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる」そういうふうに書いています。

この議会運営会は、委員会ですらない。公式の文書として出された以上は、これが名前なんです。落ちていましたじゃすみませんよ。

私は、だからこういうことで訴追を受ける必要はないと、まず一つ。

それから、侮辱の事実または事情というところで、「宮崎、ロサンゼルス……聞きよって恥ずかしかつた。よう知っちょる思うて恥ずかしかつたろう。笑い。」と、こういうふうに書かれています。これ、私が言ったことなんですかね。私の言っていないことまで、私の記憶にない、そして議事録を見ても載っていないので、私が言っている部分じゃない。

そんなことが、よく見たら、もちろん私が言った部分もありますよ。しかし、何の犯罪の追求でも、検事が、一つの素因に、ほかのやってもいないような素因まで載せたら、無効ですよ。裁判が成り立たない。そういうものですよ。

こういうふうな、本当に法的な体をなさない文書、正当性を欠いた事由に基づいて処分を要求する、こんな極めてずさんな、こんな文書を提出されて、私は迷惑しています。まずはね。

それから、今までの例で、事前通告にもない、質問が何を聞きたいのか体もなさない、分からない。しかし、それでも執行部の市長はじめ、教育長はじめ、こういうことではないでしょうか、ああいうことではないでしょうか。今発言されたことはこういうことで判断いたして、御答弁いたしますがという形で、非常に質問者の願意とするところを酌んで酌んで酌みまくって、丁寧親切に、懇切丁寧に答えてくれた。

そのひそみに倣って、議会も、まあ議会運営会なんて会はないけれども、議会運営委員会が

あったし、山戸議員の発言と違うところもあるけれども、まあそこら辺は付度、しんしゃく、含意を酌んであげてもいいんじゃないかと、そういうことで恐らくここに引っ張り出されることになったんだろうと、私は思います。

こういうことが果たして正しいことなのか、許されることなのか。しんしゃくし、含意を酌んで、答弁し、あるいはこういうふうに会を開くことが、議会の品位を高めることになるのか、そして、その議員のためになるのか。その議員が、ただ増長するだけになってはいないか、私はその点を心配します。

その点が1点、まず1点です。

続きまして、これから私の発言の部分に入ります。

川田議員によって、侮辱とされている発言の部分について、私なりの見解を申し上げます。

私は、川田議員とは考え方も発想の仕方も異なっていて、同議員の質問手法や意見には大きな違和感を抱くことが多々ある。これは事実です。しかし、その言動が、自分にとっていかに異質に思われようとも、川田議員は市民によって選出され、恐らくは支持者もいるであろう、そのことを考えると、歴然としたルール違反がない限りは、たとえ渋々ながらにでも、尊重されるべきであると、その川田議員の在り方について考えてきましたし、今もその考えに変わりはない、そういうふうに申し上げておきます。

では、今回の告発の原因となった私の発言は、なぜなされたのか。

一般質問の際の同議員の新型コロナウイルスに関する発言、とりわけその感染経路についての発言に関しては、……………
……………（発言一部取り消し）……………
……………、まるでウイルスに出身地の名札がついてでもいたかのような発言に、「えっ、そんなことが断定できるの。

大本の発生源すらあやふやなのに」と、大きな違和感を抱かざるを得ませんでした。

コロナウイルスに関して、医学界の分析がそこまで断定できるほど進んでいようとも思えない現状にあって、私なら、仮に何らかの記事なりうわさなりで聞かさせていたとしても、そのような話については、決してうのみになどしないし、また出来もしないことであって、ましてや断定的な発言などはしません。しない。

そうして、そのような、どう考えてもこうだとは断定しがたい事項に関して、もし自分が、同議員のように公然と発言してはばからない、そんなことがあったとしたら、私はそんな自分に気恥ずかしくて耐えられないに違いない。

自分には気恥ずかしくて、到底できない発言だと、そのように感じたことは事実です。つまり、自分ならそんなことは決して言わないだろうという、私の内面における同議員の発言に触発された、自分自身への戒め、ないしはこれをもって他山の石とすべしとする内省の思いが、恥ずかしいという表現によって提示され、私自身の個人的、内面的な批判となったものであって、それ自体、川田議員本人に対する侮辱だとして指弾される、そういうふうな性質のものではないと、そのように申し上げないではられません。

そうした折しも、川田議員の一般質問に際しての言動の問題点を審査する議会運営委員会の場において、川村議員より、川田議員の発言に対して、私が先ほど引用した部分に関して、聞きよって恥ずかしかったとの発言がありました。

その際、私がとっさに思ったことは、ああ、この人も私同様、自分がもしあのような発言をすとしたら、堪らなく気恥ずかしいことであると、そう感じているのか、ということであり、この人もやはり不確かなこと、どう考えても実証、断定しかねることを、さもよう知っている

ように、自分自身がぺらぺらしゃべる、そんな姿を連想して、気恥ずかしく思ったのであろうと、そういうことであって、誰も感じることは一緒なんだなという、一種の共感だったと、そういうふうには言えましょう。

そうした川村議員の内心の羞恥の思いに対する、半分確認、半分同調の意味合いから、よいよ、よう知っちよる思うて恥ずかしかつたろう、との発言と、それを補う笑いが生じたのであって、議場における川田議員の発言は、自分自身としてなら到底容認できないものだとしても、冒頭申し上げたとおり、あの人はあの人、というだけのことなのであって、私自身、その場において、川田議員を侮辱しようという思いは、内面の底流にあるものをいじくりまわし、いじくりまわして、無理やり引っ張り出してくれば別のこと、極めて希薄、あるいは皆無でさえあったと、そのように申し上げずにはられません。

今回の発言に関して、仮に恥ずかしかつた。恥ずかしかつたろうと云って、個人の内面的な感想の表白と問いかけが問題であるとすれば、地方自治法第133条というよりも、むしろ「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」とする第132条に、その前半部分の「無礼の言葉」をかすめて通るか通らないか、どちらかといえば、それすらも怪しいなど、そんなふうには思える。

しいて言うならば、会議規則第151条の、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と規定されている、その点に照らすならば、不必要で余計な発言であったと言える。そんなふうにも思え、内心、ちょっとは反省してもいいかなと、そういうふうには考える次第です。以上、私の意見陳述を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、山戸 寛君の弁明は終わりました。

山戸 寛君の退席を求めます。

（山戸 寛議員 退席）

○議長（野々下昌文君） 懲罰の動議については、その提出とともに、委員会条例第7条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されましたし、また会議規則第161条の規定により、委員会の付託を省略して、議決することができないことになっております。

よって、本件を懲罰特別委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第7条第2項の規定により、8人となっております。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川村三千代君、高倉真弓君、山上庄一君、岡崎利久君、松浦英夫君、以上8人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を懲罰特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 3時05分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしましたと思ひます。

暫時休憩をいたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時14分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に懲罰特別委員会を開き、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長、松浦英夫君、副委員長、三木健正君、以上であります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、山戸 寛議員に対する処分要求の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山戸 寛君の退席を求めます。

（山戸 寛議員 退室）

○議長（野々下昌文君） これより、本件について委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（松浦英夫君） 懲罰特別委員長。本委員会に付託されました山戸 寛議員に対する処分要求の件について、審査結果を報告いたします。

議員の身分に関わる大変重要な問題でありましたので、慎重に懲罰特別委員会審議を行い、全ての委員から御意見を賜りました。

その結果、全会一致をもって、懲罰を科すべきでないことに決しました。

以上、本委員会に付託されました山戸 寛議

員に対する処分要求の件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で委員長の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4時02分 休憩

午後 4時03分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、山戸 寛議員に対する処分要求の件を採決いたします。

本件に対する委員長の審査報告は、山戸 寛君に懲罰を科すべきではない、であります。

本件は委員長の審査報告書のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。よって、山戸 寛君に懲罰を科すべきではないことに決しました。

退席された山戸 寛君の除斥を解き、出席を求めます。

（山戸 寛議員 入場）

○議長（野々下昌文君） 日程第3「山上庄一議員に対する処分要求の件」を議題といたします。

ただいま、川田議員から山上庄一議員に対する処分要求の取下げの申出がありました。

川田議員より、取下げ理由の説明を求めます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、山上庄一議員に対しまして、処分要求を要求しておりましたけれども、処分要求に当たらないと私がお考えましたので、取下げを行いたいと思います。

御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

○議長（野々下昌文君） これにて、取下げ理由の説明が終わりました。

これより取下げについて、採決いたします。

取下げについて、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 賛成多数であります。

よって、山上庄一議員に対する処分要求の件は、取下げとなりました。

日程第4「寺田公一議員に対する処分要求の件」を議題といたします。

ただいま、川田議員から寺田公一議員に対する処分要求の件の取下げの申出がありました。

川田議員より、取下げ理由の説明を求めます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 寺田公一議員に対する処分要求書の取下げを行います。

処分要求に該当しないと考えました。

よって、取下げを行います。

御迷惑をおかけいたしました。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 私は、処分要求書を出しました。自分の中では、委員長に当たる方ですので、それなりの議会運営委員会の正しい、そういう思いをすることがない議会であったり、またそういう思いをしたことについては、感じていただきたい、委員長の立場でございますの

で、そういうものを要求していきたいと思っております。

よくよく考えてみますと、そのことは私の未熟性もあるかも分かりません。

よって、取り下げることに判断をいたしました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） これにて、取下げ理由の説明は終わりました。

これより取下げについて、採決いたします。

取下げについて、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 賛成少数であります。

よって、寺田公一議員に対する処分要求の件は、取下げとなりません。

地方自治法第117条の規定により、寺田公一君の退席を求めます。

（寺田公一議員退場）

○議長（野々下昌文君） この際、要求議員から提案理由の説明を求めます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 処分要求書。私は、寺田議員に対して、録音記録を聞きまして、愕然としました。侮辱を受けた事実を、またその理由を述べさせていただきます。

私を入室させる前の言葉と会話であります。座席の移動をしながらの会話であります。

被告人3人並ぶはちよっと、アッハッハッハと笑いがありました。一人ではございません。審議無関係で、人格を形成する言葉と嘲笑、私を嘲笑い、さらし者にする発言であったと受け止めました。

言語に操られて、別のことが伝わっていく、言葉に言い表せない苦痛に耐えながら、この侮辱を受けています。

会の進行の立場にある寺田議員です。少数派

議員であっても、多数派議員であっても、そういう行いを受けるようなことはもちろんあってはいけなんでしょうけれども、少数派という、大きな枠組みをもった会派との中でのみ込まれていく気分が、私の中にひしひしと感じてくるものがありました。

会議全体がその雰囲気包まれて進んでいく、人格を落とし、そして雰囲気を感じている私でありますので、このことに抗議をいたします。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 以上で、要求議員からの説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4時17分 休憩

-----・-----・-----

午後 4時27分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより要求議員の説明に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。川田議員に対して、一括で質問いたします。

寺田議員に対する処分は、一旦取り下げるという話でしたので、答えにくい部分は答えなくて構いません。

先ほどと、私の話と共通する、重なる部分ではあります。私も一部始終、いましたので、川田議員が指摘した部分については、大体、イメージが浮かんでおります。ですから、先ほど、山戸議員が言っていた様子、それから山戸議員が通常そういう姿勢で臨んでいる様子も、よく理解できるところであります。

皆さんが質疑で出た内容も、それぞれの立場は理解しているつもりです。

ですが、私の見解としては、寺田議員の懲罰

については、それに当たらないと思っていました。しかし、川田議員のこの思いに対しては、くみ取るべきではないかと思って、ずっとこの場にいさせてもらっています。

議会運営委員会で論議されていたことは、個人の尊厳に関わる内容が、そこに不用意に提起されているのではないか。それから、とがではない、裏打ちすることができない情報が安易に盛り込まれているのではないか。確かに貴重な論議はされていました。

そこに、私は、やっぱり雑味のある言葉がまざりながらの論議、そこに川田議員が聞いた内容が、胸が痛んだと、このことについては、私はどうしても今後に生かすべき内容ではないかと思っています。

実は、私も初めから、昨年、議員になってから、その雰囲気、やっぱりちょっと違和感あるなと思いがらいたんです。ですから、このことについては、川田議員、寺田議員に対して出た言葉というのは、非常に簡易な、被告席ということであって、このことがどれほどに胸に痛んだかということは、また先ほど言われた内容と重なるかもしれません。

それから、寺田議員の、議会運営委員会であることの立ち位置ということも話されておりました。

この処分要求を通して、本当に議会運営委員会の皆さんや、今後の議会運営委員会の在り方、それから議員個人個人に対して、どういうことを、どういう姿勢で臨んでほしいか。再度、重なるかもしれませんが、言えることがありましたらお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

要求議員の発言で、問題であると指摘した言葉を選んだ理由についてでございます。

3人の椅子がありました。それで、私が入るため、一つにしなければいけない。座席の移動であります。そのときに聞こえた言葉が、「被告」。これは審議と無関係で、人格を軽視する言葉ではないかと、ちょっと悲しくなりました。

この処分要求を通して、要求議員、その他に伝えたい思いについてであります。

寺田議員は、議会運営委員会の委員長でございます。自己の発言に気遣うことはもちろんのこと、冗談であっても、会に関係ないことは控えてほしいなという言葉が多々ありました。

今後、是正をしてほしいことについてであります。

一人一人の議員が、尊厳をもって、真剣にこの宿毛のまちを、暮らしを検討していく仲間です。議会では、様々なこれからの宿毛についての責任と、やらなければならない仕事がたくさんあります。その一人一人の議員が手をつないで、大きな輪になって、宿毛議会に向かっていきたいと、そういう運営の立場の委員長として、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 5番、川村三千代、質疑を申し上げます。

まず、川田議員が、この寺田議会運営委員会委員長の、被告席という言葉、この言葉に非常に侮辱をされた、傷つけられたとおっしゃっておいでですけれども、6月18日に私宛の処分要求書、こちらが届きましてからここ数日、私に対しまして、皆さんからいよいよおまえも被告やのうと、たくさんの方がおっしゃいます。

私は、その言葉に、もう大変なんですよって言いながら、笑顔で答えております。

これは、皆様の被告席という言葉の中に、処分要求書が提出され、身分に関わる大変な書類が出されたことに対して、川村があんまり深刻

になってはいけないので、ここは被告席という言葉で、その重さを少しでも軽くしてあげようという、そういった皆さんの優しさ、思いやりからきた言葉だと受け止めております。

川田議員は、先ほどから、私は少数派議員、少数派議員で非常に虐げられ、これまでも大変な苦痛を味わってきたというようなことをおっしゃっておりますが、先ほど、山戸議員の弁明の中にもありましたように、我々は少数派議員だからというような目で川田議員を見てはおりません。

また、少数派議員だから川田議員の言論に対して、様々な形でものを申し、指導をしているわけではございません。

正直、今回の処分要求書に対しまして、私は、川田議員は非常に被害者意識が強いのではないかと。また、被告席という言葉も、どうして笑い飛ばせないのか。しかもこの言葉は、御本人に対して、直接言ったものではございません。

寺田委員長も、議会運営委員会の場を和ませるために、ユーモアの一つとして言ったことではございまして、しかもこの被告席という言葉が、議会運営委員会の場で使われたことは、今回が初めてではございません。

よく議会運営委員会の場に、例えば執行部の方々が御説明に来られたりとか、いろいろそういう場がございしますが、そのときも、いつもユーモアを交えて、被告席みたいだねという言葉は、常に交わされている言葉です。

確かに不適切な文言ととられればそうかもしれませんが、我々議員は、そのような深い意味ではなくて、ただ緊張感漂う議会運営委員会の場を和ませる、ある意味、寺田議員のそういった思いやりから出た言葉だと思います。

議会運営委員会、大変重い議題を取り扱うこともございます。長時間にわたり、議員も大変疲弊してまいります。そういったときに、ユー

モアを交えた言葉、それを使うのが、どこが処分に該当するのでしょうか。

私は、もっと、議員は言葉尻を捉えて一言一言、そういったことに目くじらをたてるのではなくて、もっと人としての度量の大きさを示していただきたいと思います。

川田議員、この被告席という言葉、あなたはどのようにこのような受け止め方をするに至ったのでしょうか。改めて御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えいたします。

私は、少数派議員ではあっても、こだわっているわけではありません。自分ができることを一生懸命やっております。それは皆さんにとっても同じことだと思います。でも、立場として、少数であるということを行っているだけのことで、間違ったことをしたり、正しいことをしたり、そういうことに私が少数派という言葉を使っているわけではありません。

こういう休み時間の中でも、やはり飛んでくるのは、そういう会派を組んでいる方の会話が耳に入ってきますけれども、その中でも、私はそういうところになじめない。ふだん会話がな、そういうコミュニケーションのとれない中ですので。

議員は一人でも活動できますので、それをどうこう言うつもりもございません。少ないからといって文句を言っているわけでもないし、多いところへ入ろうとも思っておりません。

この被告席というのにこだわったのは、初めての言葉に、私がそこへ座る場所を構えているわけなので、そういう言葉が使われたところに座る。感じない方もいらっしゃるでしょう。でも、感じる方もいるんですよ、そこには。様々。

ということでございます。以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 言葉に非常に、私はデリケートに反応するのだというような、今のお答えであったように思います。

私の質問にどこまで答えているのかは別として、あれほど議場の場で、言葉の重みの認識のないままに誹謗中傷を繰り返す川田議員が、このような場で、言葉に対するデリカシーについて語るとは、正直思ってもみませんでした。

受け取る言葉は、その人との人間関係、コミュニケーションによって受け取り方が変わってくるというようなことを、先ほどの山戸議員の処分要求書についての質疑の中もおっしゃいましたが、例えば、この宿毛市議会、川田議員を除くあと12名いらっしゃいますけれども、その笑いがきちんと、笑い、ユーモアとして受け取れる議員は、川田議員にとってはどなたなんでしょうか。お答えください。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

別に笑いが誰と合うとかということが問題ではございません、私は。おかしかったら笑うし、作り笑いをするときもあるかもしれません。それは、その人の問題であって、それに答えるということはないですね。

別に、私がどうこうする、私が笑わないからといって、皆さんが気を使うこともございませんし。でも、もしそういう立場、もしそこに一人座ることが被告席と言われるというようなことがあれば、やはり気遣ってほしいなど、その程度のことであります。

だから、私は、よくよく考えてみれば、処分要求には当たらないかなと思って、取下げを決定いたしました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

ユーモアととれる相手は誰なのかと聞かれま

しても、そんなこと分からないじゃないですか。どう答えればいいんですか、教えてもらいたい。

今から起こることは、何が起こるかも分からないですよ。何をどう、その笑いを、私は合うんだということを伝えればいいんでしょうか。分かりません。

それから、私は、侮辱と言われましたけれども、侮辱のある発言ではありません。一般質問は。でも、そのとる人が、私たちのことを言われたんだと思う気持ちがあったら、……

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午後 4時47分 休憩

-----・-----・-----

午後 4時48分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

このまま質疑を続けます。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 私が、どの議員からの発言であればユーモアだと捉えられるのかと質問をいたしましたら、それはその時々でなければ分からない、と川田議員はおっしゃいました。

しかしながら、今回の処分要求書、全て笑いの部分が含まれております。我々議員、今回、処分要求書を提出された4名の議員を初め、ほかの議員もそうですけれども、川田議員には、今後どのような言葉遣いをすればいいのか。その時々で、私が侮辱と感じたなら侮辱です。そういうことで処分要求書を出されるようなこの議会、これは川田議員が今議会で作ったことですよ。

これについてお聞きをしております。我々は、川田議員にほぼ笑み返すことも、ユーモアを述べることも、常に、今のは侮辱に当たらないですかね、今で傷つきませんでしたかねと、一々お伺いをたてながらお話をしないとけな

いのでしょうか。

そういったことから、きちんと川田議員のユーモアに対する考え方なり、この人だったら何を言われても平気というような議員がいるようでしたら、きちんと名前を挙げていただきたい。

そうでなければ、我々は川田議員とお話が、怖くてできません。

よろしく願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 怖くてお話ができない、誰とであれば、その話をユーモアととれるのか。全然、そんなお気遣いは要りません。要りません、ほっといてください。

そしてまた、こういう処分要求書を、その都度、怖くて、出されるんじゃないかと、そういうような心配も要りません。要りません、そんなこと。

私は、議会で発言をしていく意味をしっかりと考えて、これからもいきたい、ただそれだけです。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 9番、山戸 寛です。

先ほどの寺田公一議員に対する提案理由の説明の部分から、お尋ねしたいと思います。

実は、あそこの議会運営委員会の場で、入り口の近くの席を被告席とって、寺田議員がずっと以前から言っているんです。これは、非常に不適切な表現だと思います。第一、あそこは被告席じゃないんだから。

ただ、これは川田議員とか誰かに限ったことではなくて、例えば執行部の方が、何かで、ちょっと失敗しましたとかいうようなことで、説明をさせていただきますとかというように形で来たときにも、そういうときにも、ああ、被告席へ御苦労さんですねとかいって、その場の緊張感を緩める意味かどうか知りません、不適切

な表現だとは思いますが、そういうのは今まで使われてきています。

これは、川田議員が来るからといって、そのとき急に言い出した言葉ではない。不適切な表現ではあるけれども、川田議員を意識した表現ではないのだということ。

そして、それにあわせて、笑いが起こる。執行部の方とかに対する緊張を和らげるというようなこともあるわけです。

これから質問に入ります。

被告席という言葉が、川田議員にとって侮蔑と感じた。それから、人格をおとしめられたと、そういうふうに表示されたんですけれども、それで間違いございませんでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 被告席とってきたこの言葉ですけれども、何かあって呼ばれる席の一つ、常識から外れている呼び名ではないかとは思っています。おかしいと思ったら、改めていくことも必要じゃないかなと思いますけれども。

私はこの認識を受け入れたくない。被告席という席を受け入れたくない。私でない方も、そう思われる方もおられるかも分かりません。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 私は先ほど、前段の説明で、被告席でも何でもないところを被告席と言った。不適切な発言だとは申しました。

しかし、被告ということに対して、被告と言われたことに対して、川田議員は、その言葉を受け入れたくない。それから、侮蔑だと。被告という言葉は、川田議員に対する侮蔑である、つまり自分に対して侮蔑するものであると。被告というのは、そういう意味の言葉なんだと、とられた、川田議員は。

そういうふうには解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 被告席、侮蔑。被告席ですので、それから後、その被告の方は、どのように、普通一般で使われる、裁判なんかで使われる被告と、私たちは言葉を重ねてしまえますけれども、それがどのように発展して、その被告がどのように右へ行くのか、左へ行くのか分からない状態の中で、そういうところへ誰かをお招きして、聞きたいこと、言いたいこと、その座る席を被告席。別に侮蔑とか、そういう意味とは全然違います。

本当に聞きたいこと、言いたいこと、その席でいいんじゃないですか。侮辱とか、そういう思いは全然入らない、入っていません。

自分が受けた気持ちはそう思いましたので。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの川田議員のお言葉から、被告であると言われることは、非常な侮蔑のことだと、そういうふうには解釈できません。

ということは、被告というのは侮蔑に値することなんだと、そういう意識が川田議員の中にあるから、そういうことになったんだと、私は解釈いたします。

法律的に、先ほどちょっと言われましたけれども、被告というのは、ニュートラルな言葉であって、決して犯人だとか何だとかいうことではないんですよ。

ところが、世の中には、警察に捕まっただけでも、それこそ犯人であるかのごとく攻撃し、被告という言葉を知っただけで、過剰に反応する。もうそれが悪いこと、悪人だと。あなた、心の中にそういうのが出てきているんじゃないですか。だから、そういうふうには侮辱だと。

私は被告でも何でもないので、侮辱された。人格を否定されたとまでとる。

被告という言葉に対して、あなたの潜在意識

の中に、そういう誤った、法的なものとは全く関係ない、社会の偏見に近いものが存在するから、そういう反応になったのだと思わないではいけないんですが、その点、どんなものでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

被告、今、山戸議員が言われたように、余り好ましい言葉の使われ方ではないと、誰もが認識するところではないでしょうか。

私がおの中に、そういう思いを持っているか持っていないかは、それは当たりません。

例えば、この人はとてもけちな人だと。自分の心の中に、自分のけちを持っているから、自分の心を隠したいために、この人をけちだと言って、この人を非難する。

でも、人の心の中は分かりません。どれだけ被告の部分を悪く思っている面積、言葉の中にあると。私はちょっとしかないと。

そういうその人の思いの中に、山戸議員が持っているような、私を見ているような、その部分が、私の思いの中に、どれくらいの面積を占めているかということによっても変わると思いますけれども。

そうではあっても、私はこの被告というのは、余りふだんは使いません。だから、どうして議会で、通年使ってこられたと言っているけれども、私は初めて聞きましたので、嫌だなと思っただけのことです。

それでも、今からもずっと使われていくおつもりなのかどうかは分かりませんが、私は嫌だなと思った、そのことを言っただけです。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 私は、川田議員、あなたの心の中まで問題にしているんじゃないんですよ。あなたの表現を取り上げてお尋ねしているんですよ。

だから、その表現の裏に、その表現としてあわわわっているそういう言い方の中に、そのもととなった部分に、被告というものに対するあなたなりの意見、考え方がある。それは、ひょっとしたら、被告になっただけで、被告と言われただけで、それこそ犯罪者と一緒で、指弾され、罰を受けるようなひどい立場なんだというふうにとっているんじゃないですかとお尋ねしているんです。

もし、私はそうじゃございませんと。被告と言われることもあるでしょう。被告になった人が、即座に悪いということではないと思っておられるのであれば、そのようにお答えいただければ結構なことなんです。

被告は被告なんであって、刑が確定しているわけでも何でもなし。世の中では、いろんな、被告という言葉に対して、変な取り方をして、すぐにそれだけでも攻撃の対象にされてしまう、そういう誤った、非常な偏見みたいなものが流通しています、日本にはね。

けども、法的に考えるならば、それは誤ったことなんだ。

川田さんが被告という言葉に対して、世間でよくあるような、誤った攻撃的な態度は、私はとらない、思ってもいないということであれば、それで結構なんです。そう言っただけならば、それで結構なんです。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お答えします。

私は、被告という言葉を使うことによって、その人が犯人だとか決めつけるような言葉は、心の中には持っておりません。

だって、過ち、ミス、その方が結局無実であったとか、そういうことに、そこがスタートの、座る席ですので、そういう名前がついているかどうか、ということだけですので、そういう気持ちは持っておりません。

その気持ちを隠すために、被告というのは嫌だよねという思いもありません。一切、被告について。

でも、私は嫌だなと、そういう気持ちは持ってないにしても、被告席と言われたところへ、私は犯人扱い、犯人でないかも分からない。でも、それずっと分かるのって後じゃないですか。結果が出るのは。

だから、そういうことに決めつけしないで、そこをナチュラルな椅子の名前にしたらどうでしょうかと、私は個人的にはそう思います。

思っておりません、侮辱とか。被告席に対する思いは。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの川田議員の懇切丁寧なお言葉を、私なりに言うならば、被告でも何でも無いものを被告ということは間違っている。しかし、川田議員は、被告だからということで、攻撃されるものではない。被告という立場そのものは、攻撃されるべき立場ではないと思っている。ということで、解釈しているんですけども。

例えば、先ほど、再三言うんですね、被告とついただけでも、はや自分は世間から攻撃されるんだとか、もう世間から爪はじきにあうんだとかいうふうに考える。あるいは、爪はじきにしていいたと考えるような人たちがいる。

それに対して、川田議員は、そのような偏見は持ってない、そういうことのようにです。

では、お尋ねいたします。

その川田議員が、なぜ寺田議員は侮辱したということになるんですか。寺田議員だって、被告という言葉、決して犯人だとして言っているとは限らない。言っているわけじゃない。少なくとも、今までそういう言い方はしていません。

川田議員が今言われたと同じように、それは

単なる過程の上、一つのステップの上での言葉なんであって、攻撃する言葉でも、侮辱する言葉でも、何でも無い。今、川田議員が言われたと同じことなんです。

それを、なぜ寺田議員に限って、そういうふうなことになるのか。自分は正義の味方だけれども、彼は駄目なんですか。

じゃあ、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 私は、被告と呼ばれた方を犯人扱いする気持ちも、全然ありません。そういう立場になったことはございませんけれども。

今から、いずれの結果が出るかどうかの出発でございますので、言うつもりはございません。けど、そうかといって、この席がそういうものである役割を果たしているものではないと思います。だから、その席を、裁判所の何でも無い、普通の議会運営委員会の椅子に被告という名前をつけるのは、私は自分の感情として、感じたこととして、嫌だなと思いました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今、川田議員からお聞きしたら、確かに被告でもないものを被告だと言った。しかし、その被告というのは、先ほどから川田議員も言われるように、ステップの一つの出発点なのであって、別に決まったこと、罪悪というか、罰を受けるものとして決まったものではない、そうですね。

だったらお尋ねします。なぜこれが戒告を求める懲罰に当たるのか。

これは、誤っていると。寺田議員に過誤はあったんでしょ。誤りはあったんでしょ。違うものを違う表現をしているんだから。それは誤りです。あなたの心の中に、そういう被告という言葉に対する偏見がないのであれば、

なぜこれが、寺田議員に限って、偏見に基づいた、あなたに対する侮辱に当たるのか。私には理解できませんので、答弁よろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 被告でもないのに被告という、ステップだということで、被告ということは、そのあたりは意見が一致していると思います。

なぜこれが懲罰になるのかということで、誤りだと。偏見なのであれば、これはおかしいのではないかということですよね。

先ほどもこれについては、私の心の中では、もうお分かりいただけたと思いますけれども、懲罰に当たらない。

初めはすごく、そう思いました、私も。被告席へ座った方をどうこうじゃなくて、私を感じたイメージ、そこに座ったことがないので、そういう椅子があつて、名前があつて、私のために用意している、そういうものが、そういう名前で進んでいくことについては、自分も抵抗がありました。

でも、よくよく考えてみますと、今、山戸議員が、ずっと昔、今、聞いたことです、慣例でそういう名前があるということは、今聞いたことですので、それは懲罰ということに、本当に私も悩みに悩んで、もう一つは、よくないかどうかは、感じ取り方にもよるかも分かりませんが、その椅子を、議会運営委員会の椅子を、そういう名前からかえていただけたらと、いろいろ自分の中で、ずっと、言ったものの解決はどうなんだということを繰り返しながら、それに値するのではないだろうと、自分も本当にぎりぎりの時間まで決定を、時間を随分かけて、皆さんには御迷惑をおかけをしておりますけれども、そういうことで懲罰には当たらないだろうということで、取り下げようと思ったこ

とについては、先ほどから述べさせていただいております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 寺田議員の発言、つまり被告席という表現は妥当なものではない。しかし、あなたを侮辱したものではないということは、そういうふうに理解していただいたものと解釈いたします。

ただ、これずっと、このこととは直接関係ないんですけども、この席上、あなたはまるで、私たちがあなたを排除しているような表現をされてきました。ずっと。

私たちは、理由もなしに、あれはろくなものじゃないからといって、理由もなしに排除したことは、一回もありませんよ。そんなことは。

例えば、議会運営委員会においても、この部分はこういうふうな意味で、妥当でないからという形で、あなたに相談をした。

ところがですよ、それを、私たちの言うことを頭から、言うならば、少数派だから聞くに値しないと、その逆で、あなたは、多数派に対する偏見を持って、多数派の言うことだから聞くに値しない。私たちはそういうふうに、あなたによって排除されているとしか思えないんです。

これは、ここで言うべきことではないかもしれないけれども、あえてそういうふうに、あなたが先ほどから再々言われますので、少数派であるがために排除されたと。

私は、先の答弁で言いましたように、あなたを少数派だからという理由で排除したことはない。あなた、逆に言うならば、あなたは私たちを多数派だという理由で排除しているように思えてなりません。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) ほかに質疑ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

寺田公一君から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

この際、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、一身上の弁明の申出を許可することに決しました。

寺田公一君への入場を許します。

(寺田公一議員 入場)

○議長(野々下昌文君) 寺田公一君に、一身上の弁明を許します。

13番寺田公一君。

○13番(寺田公一君) 13番、私に対する処分要求の議案について、一身上の弁明の機会をいただきましたので、私の弁明をさせていただきたいと思います。

皆様、御承知のとおり、この処分要求というのは、議員が議員によって侮辱をされた、一人の提案で取扱いのできる懲罰動議であります。

懲罰というのは、非常に重い。このことを皆さん、しっかりと頭に置いていただきたいと思います。

それでは、私の弁明に移ります。

そもそも私が発言をした言葉、これは人によれば非常に失礼な言葉になるかもしれませんが、これまでも度々として、いろいろなところで、議会の仲間の中では使われてきた言葉であります。

それが、不適切であると言われればそうかもしれませぬ。

そもそも今回、議会運営委員会というのを、

議長から要請をされました。

この議会運営委員会というのは、議会の運営を円滑に行うために、議長が必要と認めたときに、議会運営委員会に対してその審議を要請し、審議をした上で議長に対して答申をすることが、議会運営委員会の本来の役目であります。

よって、審議内容によっては、ほかのいかなる圧力から、影響を受ける可能性もあるということから、委員の発言内容については、いかなる処分の対象から、本来ならば外されるべきものではないかというふうに、私は思っております。

議会の運用のところでも、そのように書かれた文書もあることも確かです。

昨今の議会運営委員会の主な議題というのをひも解いてくると、今議会でもそうでありましたが、川田議員の一般質問の発言内容の妥当性を、議長から諮問されることによる審査というのが、数多くあったことは、皆さん御承知のとおりであります。

今回の処分要求書の発端となった議会運営委員会の内容についても、川田議員の発言内容について、議長として判断をしかねる案件として、議会運営委員会にその処理を諮問されたものであります。

よって、議会運営委員長として、私は公正な審議を確保するために、当該議員は除斥として審議をするということを宣誓して、審査をやっております。

ただ、当該議員から、委員会の傍聴を求めてきたことはありませんでしたので、本人に対して退席を申し伝えることもいたしませんでした。

後日、議長並びに事務局職員に対して、不服を申立て、……………抗議をしてきたことに対して、私は宿毛市の議会議員として、本当にいいのかという、資質について疑問を持たざるを得ません。

ともあれ、議会事務局に対して、議会運営委員会の議事録を作成するために、確認のために録音しておりました音声を聞いた上で、その場の前後の状況把握もできない状況で、その言葉だけを捉えて、理由として処分要求を出すことに対して、私個人としても、非常に憤りを感じております。

最後に、私は、議会運営委員長として、委員各位の意見を聴取した上で、適切に処理をして、議長に対して答申ができたこと、自信を持って宣言をいたします。

以上、私の弁明といたします。

○議長（野々下昌文君） 以上で、寺田公一君の弁明は終わりました。

寺田公一君の退席を求めます。

（寺田公一議員 退席）

○議長（野々下昌文君） 懲罰の動議については、その提出とともに、委員会条例第7条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されましたし、また議会規則第161条の規定により、委員会の付託を省略して、議決することができないことになっております。

よって、本件を懲罰特別委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第7条第2項の規定により、8人となっております。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、松浦英夫君、以上8人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を懲罰特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 5時29分 休憩

午後 5時39分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に懲罰特別委員会を開き、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長、山戸 寛君、副委員長、高倉真弓君、以上であります。

暫時休憩いたします。

午後 5時39分 休憩

午後 6時07分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、寺田公一議員に対する処分要求の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、寺田公一君の退席を求めます。

（寺田公一議員 退室）

○議長（野々下昌文君） これより、本件について委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（山戸 寛君） 懲罰特別委員長。本委員会に付託された寺田公一議員に対する処分要求の件について、審査結果を報告いたします。

委員それぞれから意見を出していただいたところ、全会一致をもって、懲罰を科すべきではないことに決しました。

以上、本委員会に付託されました寺田公一議

員に対する処分要求の件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で委員長の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 6時09分 休憩

午後 6時09分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、寺田公一議員に対する処分要求の件を採決いたします。

本件に対する委員長の審査報告は、寺田公一君に懲罰を科すべきではない、であります。

本件は委員長の審査報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。よって、寺田公一君に懲罰を科すべきではないことに決しました。

退席されました寺田公一君の除斥を解き、出席を求めます。

（寺田公一議員 入場）

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午後 6時11分 休憩

午後 8時34分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、発言取消しの申出がありますので、この際、これを許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、6月17日の議会運営委員会で要請を受けた発言の一部取消しについては、その場では、取消しをしないと言いましたが、市民の方々からの抗議及び御意見も受け、よく考えた結果、発言の取消しをするべきであるとの思いに至りましたので、6月16日の私の一般質問における発言の中で、「絶賛されております。」の次から、「浸水地域を控えた」の前まで。「これは民間ビジネスです。」の次から、「そこに民間が割り込むことで」の前まで。「紙面報道がありました。」の次から、

「このようにですね」の前まで。「人の感染があります。」の次から、「安心を求めて」の前までの発言について、取消しをお願いいたします。

私の発言で御迷惑をかけた皆様方に、この場をお借りしまして深くお詫びを申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

引き続き、松田川小学校関係の発言取消しの申出があります。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 6月16日の私の一般

質問における発言の中で、「お考えください。」の次から、「高い場所がよい」の前まで。「起きるといのでしょうか。」の次から、「この問題は」の前までの発言について、取消しをお願いいたします。

私の発言で御迷惑をかけた皆様方に、この場をお借りして深くおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申出を許可することに決しました。

寺田議員から、訂正の申出がありますので、発言を許します。

13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 寺田でございます。

私の処分に対する一身上の弁明の許可を頂いた発言中、不適當と思われる発言がありましたので、議長並びに事務局職員に対して、不服を申立て、抗議をしてきたことに対して、私は、宿毛市の議会議員として本当にいいのかという、資質について疑問を持たざるを得ません、というふうに、書換えをお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

本当に御迷惑をおかけをいたしました。

○議長（野々下昌文君） ただいまの発言訂正について、議長はこれを許可します。

日程第5、議案第1号から議案第22号までの22議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号から議案第11号まで」の11議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第11号まで」の11議案は、これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第11号まで」の11議案は、これに同意することに決しました。

これより、議案第12号及び議案第13号の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第12号及び議案第13号」の2議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第12号及び議案第13号」の2議案は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第14号から議案第22号まで」の9議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託されました、議案第14号、議案第15号及び議案第21号の3議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分けて、6月18日と6月19日の2日間にわたり審議を

行いました。その後、6月23日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議の経過の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案3件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業助成金250万円についてであります。

本事業は、一般財団法人自治総合センター助成事業を活用し、市民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な施設整備に対し、250万円を上限に助成するものであります。

本予算は、和田地区の屋外放送設備の老朽化に伴い、情報が隔々まで行き届いていない状況であり、さらに木製の柱が倒壊するおそれがあることから、整備するものであります。

委員からは、一般的な難聴地域でも活用できる助成となっているのか、との質問があり、執行部からは、地区からの要望があり、地域のコミュニティ活動に必要な事業であれば申請することができる、との回答がありました。

委員からは、地域によっては、防災行政無線が聞こえない。地区の放送設備もない、というところがあるので、そういった地域のことも配慮をお願いしたいとの意見がありました。

続きまして、同じく12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、12節委託料、津波避難タワー建設設計委託料2,768万7,000円についてであります。

本予算は、旧武道館用地及び駅前公園に設置予定の津波避難タワー建設に関わる設計予算であり、2か所の避難タワーの基本設計、実施設計、地質調査の委託料を補正計上するものであります。

委員からは、街区の高齢者からは話を聞いてもらいたい、といった声や、担当者に話を聞いてみたいという声が届いている。

新型コロナウイルス感染症の影響で難しいかもしれないが、今後、担当課としては、地区住民の意見を直接聞くための意見交換会を行う予定はあるのか、との質問があり、執行部からは、本年において説明会を開く予定だったが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となった。そのかわりとして、地区長と協議の上、文書により避難タワーの必要性等を説明、アンケートによる意見も聴取した。

設計等が進む中で、お示しできる材料が出てきた際には、必要があると考えている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、何らか別の方法での周知も必要と考えている、との回答がありました。

委員からは、新型コロナウイルス感染症を考えると、住民との意見交換会開催は難しいかもしれないが、できる限り、地域住民の方との意思疎通を図り、よりよいものにすることを求める、との意見がありました。

続きまして、同じく12ページ。第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節負担金補助及び交付金、自主防災組織育成事業補助金200万円についてであります。

本予算は、西町防災対策委員会が防災用対策として整備する2から3人用のテントと、大型テントの購入経費に対して補助するものであります。

財源については、自治総合センターの助成を充当することとしております。

委員からは、テントの個数、内訳はどうなっているのか、との質問があり、執行部からは、屋外で使う2から3人用のテントを100個程度、大型テントを6張り購入する予定である、との回答がありました。

本予算に関連して、委員からは、自主防災組織に対しては、補助する中で防災倉庫や備品等の整備を行ってきているので、それらを活用した避難訓練等を定期的に行ってもらおうよう、積極的な働きかけを求める、との意見がありました。

続きまして、同じく16ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費及び、第9款教育費、第3項中学校費、2目教育振興費に計上されております一人1台端末購入関連経費、総額1億2,509万円についてであります。

本予算は、国のGIGAスクール構想に基づき、義務教育段階での児童生徒につき、一人1台の端末を整備するもので、これまでは4年間をかけて、全児童・生徒に整備する方針であったが、今年度中に整備を完了するよう、国からの通達があり、対応するものであります。

委員からは、どのような端末を導入する予定なのか、またランニングコストはどのように考えているのかとの質問があり、執行部からは、標準仕様としてタブレット端末のようにタッチパネルで操作できるものに、有線のキーボードを接続したものとなる。

また、できる限りシンプルで、更新が必要となるソフト等を入れない予定としている。

端末の中には、無償の学習用ソフトが入っており、それを活用すれば、ランニングコストはほとんどかからないと考えている、との回答がありました。

委員からは、貸与する端末は、基本的には学校内で使うことになると思うが、将来、リモー

ト授業等が導入される場合には、各家庭でネットワーク環境の整備状況に違いがあることを念頭に、対応を工夫していくことを求める、との意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の12ページの、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金、漁業災害対策資金利子補給金124万2,000円についてであります。

内容については、新型コロナウイルス感染症の影響で、被害を受けた事業者が、融資を受ける際に発生する利息を軽減するための利子補給であります。

委員からは、養殖業者が非常に打撃を受けている。特に、鯛は価格が低迷している、という話を聞いているが、現状の把握はしているのか、との質問がありました。

執行部からは、影響が大きい魚種が、養殖のマダイである。一時期はただでも売れないという状況になっていたが、今もそれに近い状況である。鯛は売れるサイズが決まっており、宿毛湾で飼われている鯛を継続して養殖すると、売れないサイズにまで成長してしまう。商品価値がなくなるくらいなら、原価割れでもいいので、とってくれるとありがたいという状況が続いている、との回答がありました。

また、委員からは、新型コロナウイルス対策について、国の2次補正が決まり、漁業のほかに対象となるような業種、業態はないか、との質問がありました。

執行部からは、国から2次補正で示されているのは、肉を給食用に、行政が主導して買取りをする予算メニューはある。自治体がどのように広く取り組むかであり、基本的に全ての業種

に対応することができると思う、との回答がありました。

これに対し、委員からは、国や県の施策の対象から漏れる事業者に対して、注意喚起し、対象外だからといってはねるのではなく、現状把握をしっかりとしていただきたい、との意見がありました。

次に、14ページの第5款農林水産業費、第2項林業費、4目林道費、12節委託料、管理委託料179万1,000円についてであります。

内容については、林道黒川線のヨウザイダニ橋が林道台帳に記載されていなかったことが判明したので、林道橋の点検を行い、全ての点検結果と合わせて、今年度中に個別施設計画を作成する必要があるため、計上したものであります。

委員からは、林道は基本的には山に仕事がある場合には使用するが、ほとんど使用されない林道も多く、雨のために掘り下げられ、車が通れない状況になっているところがあるが、その把握と維持管理について、どのように考えているのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、よく崩れる林道については、市もパトロールなどを行っているが、全てを把握し切れているわけではない。基本的には、森林組合と林道を使用している地元の方からの情報提供に頼っている部分がある、との回答がありました。

これに対し、委員からは、林道維持管理は現状把握に努めてほしい、との意見がありました。

次に、同じく14ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、コロナ対策誘客事業委託料261万4,000円についてであります。

内容については、新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊した宿泊業や飲食業を初め

とした地域経済に活気を取り戻すために企画をし、密を回避できる、屋外で行える自転車イベントを8月9日、10日に開催する。宿毛の見どころを周遊し、宿毛の食材を使ったバーベキューを提供するなど、宿毛のグルメを楽しんでいただくものであります。

委員からは、飲食できる場所をどこに配置するのか、構想は練っているのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、スタート・ゴール地点である宿毛市総合運動公園にテイクアウトのメニューを持ってきてもらい、食事できるようにし、後はサニーサイドパークでバーベキューができるように考えている。

ほかにも、1日目の出井の甌穴にエイドステーションを構える計画をしている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、芳奈から橋上に抜けるところが一時停止になっているが、以前のイベントのときに、とまったのは1チームだけであった。先導するリーダーに、必ず交通規制を守るということを徹底してもらえれば、後の方はリーダーについていだけである。事故を防ぐために、交通規制やルールを守るよう、注意していただきたい、との意見や、自転車イベントの費用対効果の検証を行ってほしい、との意見がありました。

次に、同じく14ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、18節負担金補助及び交付金、幡多広域観光協議会運営事業費負担金、1,408万6,000円についてであります。

内容については、幡多広域観光協議会が行うキャンペーンに対し負担するもので、クーポン券付宿泊プランを設定し、そのプランを利用する旅行者に対し、幡多地域の観光施設や飲食店等で使用できる5,000円分のクーポン券を

配布するものである。

幡多地域の観光客の誘致とともに、クーポン券により観光消費額を増加させ、幡多地域の経済活性化を図るものであります。

委員からは、これだけの予算を出して費用対効果はあるのか、との発言がありました。

これに対し、執行部からは、宿毛市にどうやって観光客を呼び込むか、肝になってくる。どこでクーポン券を使用したのかが追えるような仕組みになっているので、データ収集をし、分析や検証をしていきたいとの回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました3議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山戸 寛君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました5議案の審査結果を御報告をいたします。

議案第16号は、宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市への移住定住を促進することを目的に設置しております、宿毛市空き家移住定住促進住宅につきまして、新たに1軒の住宅の整備が完了しましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第17号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、現行条例では、宿毛市内で宿泊する際の宿泊費として7,000円が支給されておりますが、沖の島町に宿泊する際、現状の旅費では宿泊費に不足を生じておりますので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度、収入が減少した

被保険者に対して、国民健康保険税の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

本改正により、減免の対象となる国民健康保険税は、令和元年度分、及び令和2年度分の保険税であり、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとなっております。

また、申請時期としては、令和2年度の当初課税納入通知書発送後から、令和3年3月31日までとしています。

委員からは、宿毛市休業等要請協力金の申請において、30%以上の収入減が証明されたとしても、山林収入などのほかの収入があり、合算して30%を超えない場合は、本事業の対象とはならないということかとの質問があり、執行部からは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の4項目のうち、どれか一つでも30%以上減少していれば、対象となるとの回答がありました。

また、委員からは、休業等支援給付金は、商工観光課が所管していると思うが、連携はとれる体制となっているのか、との質問があり、執行部からは、減免申請書に必要な情報をほかの課から提供を受けるための同意書の欄を用意するので、そこで同意いただいた場合には、商工観光課で保管している情報を確認し、減免の判断材料にすることになる、との回答がありました。

委員からは、申請者の負担軽減を考慮し、申請については、できる限り簡略化するなど、配慮を求めるとの意見がありました。

議案第19号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため

の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、和田分団の消防ポンプ自動車が老朽化しておりますので、新たに購入するに当たり、予定価額が2,000万円を超える財産の取得となりましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、5議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案1件についての審査結果を、御報告いたします。

議案第20号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度、収入が減少した被保険者に対して、介護保険料の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

これに関連して、委員からは、申請は難しいものか。用紙は市役所に来ないともらえないものかとの質問があり、執行部からは、申請書については、窓口でそのまま書いてもらうことが可能であるし、ホームページに特設ページを掲載予定であり、申請用紙を取り込むこともできるので、市役所へ直接持参するか、郵送するかのいずれかにも対応できるようにしている、と

の回答がありました。

これに対して、委員からは、広報する際に、ホームページに頼り過ぎている部分がある。対象者になり得る皆さんが、本当にホームページを活用しているのか、疑問視するところである、との意見や、果たして自分が対象になるのかわからないのかわからない。特にお年寄りは分かりにくいと思うので、それを分かりやすく説明できるようなものがあれば、添付してほしい。

ホームページも見ない、SWANも見っていない、対象者は情報収集が難しい方が多いと思われる。市としては、丁寧に対応できる手だてを、もう少し考えていかなければいけない。

本来であれば、対象であるのに申請しなかった、というような人が出ないように努力してほしい、との意見がありました。

また、委員からは、同じ市の中で、共有できる情報があれば、きちんと共有してほしいが、どのように考えているのか、との質問がありました。

執行部からは、申請書に情報の共有の同意を書いていただくことで、既に書類提出されている他の課に照会し、確認できるような形をとりたいと考えている。しっかりと連携していきたいとの回答がありました。

これに対し、委員からは、個人情報の関係があり、承諾をもらわなければならないことはよく分かるが、簡素化できないか。例えば、同意書の内容を、コロナ関係の情報は市役所内で共有していただきますというようにすると、各課横断的に情報がやりとりできるので、スムーズに処理ができるとの意見がありました。

以上の議案につきまして、担当課より詳しい説明を受け、慎重に審査をした結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案1件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第22号まで」の9議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第22号まで」の9議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第14号から議案第22号まで」の9議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、陳情第8号を議題といたします。

これより、「陳情第8号」について、委員長の報告を求めます。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山戸 寛君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託された陳情1件について、審査結果を報告いたします。

陳情第8号、公立学校教員に1年単位の変形労働制を適用しないよう県への意見書提出を求める陳情についてであります。

本陳情は、閉会中の継続審査となっている案件でございましたけれども、陳情者から取り下げたい旨の申出がありました。

本委員会といたしましては、全会一致をもつ

てこれを承認することに決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告は終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第8号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

「陳情第8号」は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「陳情第8号」については、審査報告書のとおり決しました。

日程第7、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 9時14分 休憩

午後 9時20分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、市長から、議案第23号及び議案第24号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び議案第24号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第23号及び議案第24号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 追加で御提案申しあげました議案は、議案第23号、令和2年度宿毛市一般会計補正予算及び、議案第24号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本2議案の内容につきましては、平成29年の入札制度改正以降、度重なる積算ミスにより、入札のやり直しが6件発生しております。

特に、市政の重要課題であります庁舎建設予定地の高台造成工事において、事務の遺漏により市民の皆様、工事関係者の皆様に多大なる混乱を招いたことにつきまして、宿毛市政を預かる者として、責任を重く受け止めております。

つきましては、私を初め、副市長の給料月額において、令和2年5月から1年間10%減額しておりますが、令和2年7月分の給料については、市長20%、副市長15%の給料を減額しようとするものです。

以上が、御提案申しあげました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 9時23分 休憩

午後 9時23分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 9時23分 休憩

午後 9時41分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

「議案第23号及び議案第24号」の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第23号及び議案第24号」の2議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(野々下昌文君) 全員起立であります。

よって「議案第23号及び議案第24号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 9時42分 休憩

午後11時10分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議事に都合により、会期を6月25日まで1日間延長いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、6月25日まで、1日間延長することに決しました。

ただいま、寺田公一君ほか1名から、会議規則第160条第1項の規定により、議員、川田栄子君に対する懲罰動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、川田栄子君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議員、川田栄子君に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川田栄子君の退席を求めます。

(川田栄子議員 退席)

○議長(野々下昌文君) この際、動議提出者から提案理由の説明を求めます。

13番寺田公一君。

○13番(寺田公一君) 13番、川田栄子議員に対する懲罰動議に対する提案理由の説明をいたします。

私が今回、懲罰動議を提案させていただいたのは、令和2年第2回定例会、今回の議会の一般質問における川田議員の発言について、問題発言と思われる部分があるとして、6月17日、議長より議会運営委員会での審議の要請がされました。

結果として、4か所の部分を削除したほうが良いということ、議長に答申するとともに、議員本人に対して、自らの取下げを促しましたが、私は間違ったことは言っていない。取下げ

はいたしません、と言って、議会運営委員会から退出をいたしました。

よって、議会運営委員会としては、議長の職権による削除を、答申をいたしました。

その上、委員会中の4名の議員の発言に、川田議員に対する侮辱的な言葉があったとして、処分要求書が提出をされました。

処分要求書は、侮辱を根拠として一人で発議ができる懲罰動議であり、議員の身分に関わる非常に重い事案であります。

その後、市内の3団体や個人から、5つの川田議員の発言に対する撤回や謝罪を求める文書が、宿毛市議会議長宛に届くと、本会議開会直前になって、発言取消を自ら申し出るなど、議会開会を著しく乱したことは、皆さん御存じのとおりです。

また、本会議の開会ベルが鳴る直前になって、処分要求書についても取下げをしたい旨の申入れをしてくるなど、議会の混乱を引き起したことを、宿毛市議会議員の一人として、このまま看過することはできません。

よって、本日の一連の混乱について、宿毛市議会として、適切に処理をしていただきますよう、動議を提出いたします。

よろしく御審議の上、適切な御決定をお下し願いたいというふうに思い、私の提案理由の説明といたします。

○議長（野々下昌文君） 以上で、動議提出者からの提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後11時16分 休憩

午後11時37分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、動議提出者の説明に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 9番、寺田議員の説明に対して質問申し上げます。

先ほど、川田議員の一般質問以来の、それから議会運営委員会を通じてとか、それから後の処分要求書の提出とかいう説明がなされたわけです。

私が受け取った、議員川田栄子君に対する懲罰の動議という、この書類には、もう1項目あるんです。令和2年6月24日の本会議において、地方自治法第129条、議場の秩序維持による議長から発言を求められたことに対して応じなかったことという、私がもらったこの書類には載っているが、寺田議員はそのことを言われませんでした。

このことは、取り下げられたのかどうなのか。それとも、単なる言い忘れなのか、確認したいと思います。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 山戸議員の質疑にお答えさせていただきます。

私の動議提案書に書いてある問題につきまして、説明をいたします。

6月24日、本日ですが、議場の秩序維持ということで、議長から発言を求められたことに対して応じなかったということにつきましては、発言取消の部分で、前段で発言をいたしませんと。自分から取下げをいたしませんと言っておったことがありましたので、まずそれを書いております。

結果的に、自ら取下げを申し出るということになりましたので、この部分については、多少、間違いが出てきたかもしれませんが、私、動議、前もってつくっておりましたので、このような形になったというふうに思います。

間違いがあれば、訂正をいたしたいというふ

うに思っております。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 寺田議員、今お答えいただきましたけれども、私は、このときにいなかったんですよ。だから、寺田議員が今言われたことの意味も分からない。

一体、どんな状況で、もしこの部分を、私が先ほどお聞きしたのは、取り下げる気なのか、それとも単なる言い忘れなのか、お聞きしたわけです。

言い忘れであったとするならば、言い忘れでしたと。あるいは、取り下げるのであれば、取り下げるのですと言ってもらえば、それでよかったです。

もう一回、お尋ねいたします。

言い忘れなのか、取り下げるのか、その点についてだけ確認いたします。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質疑にお答えをいたします。

私、先ほど申しましたように、そこの部分、しっかりと精査ができておりませんでしたので、言い忘れということで、取下げをさせていただきたいというふうに思います。

ここの部分について、取下げをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） この際、暫時休憩いたします。

午後11時43分 休憩

-----・-----・-----

午後11時45分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 度々申し訳ございません。

私の頭も、夜の12時近くになって、麻痺しか

かっておりますので、私の判断が鈍っていたということで、山戸議員には、非常に失礼な答弁をしてしまったことを、まずおわびをしておきます。

私、この理由書の中に書いている部分について、言い忘れをしておりました。

ただ、1点、令和2年度と書いておりますが、これはパソコンの変換ミスで、「度」は入れるべきではないというふうに思いますので、その部分については、削除をさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今、寺田議員から、言い忘れであったというお話をお聞きしました。

先ほど私、少し申しましたけれども、この部分、この議場にいなかったもので、一体どういうことがあったのか、全く検討がつかないわけなんです。

ただ、ここに告発されておるように、議場の秩序維持、非常に大事なこのことに対して、川田議員がそれに抵触するようなことがあったと。一体どのようなことが、どんな形で抵触することになっているのか、また、寺田議員は、その抵触部分はこんな部分であるという部分があれば、具体的にお聞かせ願えればと思います。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質疑にお答えをいたします。

確かに、どのような内容かというのを、詳しくというのは、私も一字一句記録をとっているわけではありませんで、話が飛んだり、内容がよく分からなくなるときがあるかもしれませんが、またもし理解ができなければ、再質疑をしていただきたいというふうに思います。

この質疑に対して、川田議員、ちぐはぐな答弁を再々行ったりしておりました。そのときに、

議長からも、答弁が抜けているので、答弁をなささいということを促されても、できませんということも言いましたし、そのような、本当にかみ合わない会議ということが、終始しました。

こういうことが続いたことによって、長時間の議事になっていったんじゃないかというふうに、私は感じておりましたので、そのことについて提議をさせていただいております。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 秩序維持に抵触するようなことがあったという寺田議員からの説明がございました。

そのときに、議事進行において、例えば議長のほうから、その件で小休にいたしますとか、あるいは休憩にいたしますとかいうような、議事進行がストップするようなことがあったかどうか、御記憶であればお聞かせ願いたいと思うんですけども。

もし、これ以上、もう寺田議員のお答えで、私の質問は終わりたいと思います。というのは、それ以上のことを聞いてのことはないし、本当にそれが議場の秩序維持に抵触することであったかどうかというのは、ある意味では、小休にしますとか、あるいは休憩にしますということを、議長の発言を通じて、議場の整理を凶らなくてはならないということによって、知ることができますので。

そこら辺の、私がいなかったために、いればすぐ分かっていることだろうと思うんですが、説明をお願いします。

それで、私の質疑はこれで終わります。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質疑にお答えいたします。

私も長時間の議事でありましたので、はっきりと、議長が小休にするとかいうことを言ったというふうには、認識はしておりません。

ただ、非常に川田議員、質疑に対して、私の心の問題であるとか、私を感じたのだからということで、質疑者に対して、一向に納得のできる返事をしないことを繰り返しておりました。

このことによって、長時間の質疑時間が必要になってきたのではないかというふうに、私は思いますし、先ほど申しましたように、議長が再三、しっかりと答えなさいよということを本人に申し伝えていたと思いますが、それについては、全く聞く耳をかしてくれなかったというふうに、私は理解しましたので、このような発言をさせていただいております。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

質疑の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会し、25日午前0時5分より再開をいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時53分 延会

川村三千代議員に対する処分要求の件

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 様

宿毛市議会議員 川 田 栄 子

処分要求書

6月17日の議会運営委員会において下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により戒告の処分を要求します。

記

- 1 侮辱を与えた者の氏名
川 村 三千代 議員

- 2 侮辱の事実又は事情
 - ① 言葉の削除の重みに見識がある方に対してはよいが、重みのわからない発言者にその言葉は通じない。
 - ② 宮崎、ロサンゼルス・・・、聞きよって恥ずかしかった。
よう知っちょる思っって恥ずかしかったろう。笑い。

山戸寛議員に対する処分要求の件

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 様

宿毛市議会議員 川 田 栄 子

処分要求書

6月17日の議会運営委員会において下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により戒告の処分を要求します。

記

1 侮辱を与えた者の氏名

山 戸 寛 議員

2 侮辱の事実又は事情

宮崎、ロサンゼルス・・・聞きよって恥ずかしかった。

よう知っちょると思って恥ずかしかったろう。笑い。

山上庄一議員に対する処分要求の件

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 様

宿毛市議会議員 川 田 栄 子

処分要求書

6月17日の議会運営委員会において下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により戒告の処分を要求します。

記

1 侮辱を与えた者の氏名

山 上 庄 一 議員

2 侮辱の事実又は事情

過去4年間、1年4回、注意されない事はなかった。

それだけやってきて、そんな調子だ。

(削除理由を本人に言う必要なしの意。)

寺田公一議員に対する処分要求の件

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 様

宿毛市議会議員 川 田 栄 子

処分要求書

6月17日の議会運営委員会において下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により戒告の処分を要求します。

記

1 侮辱を与えた者の氏名

寺 田 公 一 議員

2 侮辱の事実又は事情

本人を入室させる前の言葉。

被告3人並ぶはちょっと・・・笑いある。

審議無関係で人格軽視する言葉と嘲笑。

令和2年6月24日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

懲罰特別委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の「山戸 寛議員に対する処分要求の件」について審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきではないものと認める。

2 理由

懲罰事犯には該当しない。

令和2年6月24日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

懲罰特別委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の「寺田公一議員に対する処分要求の件」について審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきではないものと認める。

2 理由

懲罰事犯には該当しない。

令和2年 6月23日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第14号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第15号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第21号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第16号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第17号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第18号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第19号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第22号	財産の取得について	原案可決	適当

令和2年6月19日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第20号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 8 号	公立学校教員に1年単位の変形労働制を適用しないよう県への意見書提出を求める陳情	取り下げ	

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和2年6月19日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和2年6月23日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

議員川田栄子君に対する懲罰の動議

上記動議を次の理由をつけ地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により提出します。

理 由

令和2年6月24日の本会議において、地方自治法第129条（議場の秩序維持）による議長から発言を求められたことに対して、応じなかったこと。

また、6月17日の議会運営委員会での発言を理由に、4名の議員について、処分要求書を提出し、上程された後に取り下げを求めるなど、著しく議会を混乱させたため。

令和2年6月24日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

提出者 宿毛市議会議員 寺 田 公 一
" " 山 上 庄 一

令和2年
第2回宿毛市議会定例会会議録第6号

1 議事日程

第17日（令和2年6月25日 木曜日）

午前0時05分 開議

第1 議員川田栄子君に対する懲罰の動議の件

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議員川田栄子君に対する懲罰の動議の件

3 出席議員（12名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三 千 代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君

4 欠席議員（1名）

14番 濱 田 陸 紀 君

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈 良 和 美 君
兼 調 査 係 長
議 事 係 長 官 本 誉 子 君

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 桑 原 一 君
危 機 管 理 課 長 岩 本 敬 二 君
市 民 課 長 沢 田 美 保 君
税 務 課 長 山 岡 敏 樹 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 佐 藤 恵 介 君

健康推進課長	松田	まなみ	君
長寿政策課長	中山	佳久	君
環境課長	山戸	達朗	君
人権推進課長	谷本	裕子	君
産業振興課長	谷本	和哉	君
商工観光課長	上村	秀生	君
土木課長	川田	和徳	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	河原	志加子	君
水道課長	川島	義之	君
教育長	出口	君男	君
教育次長兼 学校教育課長	和田	克哉	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本	武	君
学校給食 センター所長	平井	建一	君
農業委員会 事務局長心得	小松	憲司	君
選挙管理委員会 事務局次長	埜々下	哲広	君

----- . . . ----- . . . -----

午前 0時16分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議員川田栄子君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法117条の規定により、川田栄子君の退席を求めます。

（川田栄子議員 退席）

○議長（野々下昌文君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。

寺田議員に、川田議員に対する懲罰動議について伺いたいと思います。

私は、川田議員の提出した処分要求書の提出に当たり、相談も受けて、付き添った立場でもあります。それから議会運営委員会にも参加し、その一部始終も分かっています。

そういう意味で、ちょっとお尋ねしたいと思います。

川田議員は、議会運営委員会の内容、それを翌日に、傍聴できなかったのかということで、テープを聞く機会ができました。

その中で、議会運営委員会の中で話された言葉、私はその場にも参加しましたので、何回も言っていますが、やっぱり雑な部分の言葉が入っている。そういう中の論議があったことは間違いありません。

大事な話が話し合われていますけれども、そこに川田議員がいたとしたら、やっぱり心が痛むだろうなということが話されていたことは、私は実感しています。

そのテープを聞いたということで、私は既に家に帰っていましたが、昼から時間ありません

かということで、そこでしばらく時間をかけて話を聞いていました。

川田議員は、結局、私もこの制度を知りませんし、どんなものかも分かりません。今日初めて体験した、こういう方法だったのかということがあります。

まず、実感として、どうやってこのつらさを申告しようかということなんですよね。そこで、この制度を活用したということになるかと思えます。

寺田議員は、川田議員がこの制度を活用して、自分の受けた侮辱の気持ちを申告しようとしたと、この行為について、いかが思われますでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 13番 寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 1番、今城議員の質疑にお答えをいたします。

この処分要求書に至った行為についての私の考えを聞かれても、分かりません。

これは川田議員が出してきたものであって、私が出したわけではありません。そのことによって、私を初め4人の議員は、川田議員を侮辱したということで訴えられたんです。

それも、議会開会前、先ほども言いましたが、ベルの鳴る直前になって取下げをしたい。4人の分全部を取下げをしたいという申入れをしてくる。

議会で、議事をどのように進めるかということを経る議会運営委員会では、もう既に決定したことを覆した形で、議長に申入れをする。議長は、丁寧に、それをまた議会運営委員会を諮って、どうしますかということで諮りました。今城議員もそこにいたので、よく分かっていると思います。

私たちの気持ちはどうなるんですか。川田議員の受けた屈辱、私たち4人が受けた屈辱、どう違うんですか。

私は、川田議員から5年間、本当に心の籠もった謝罪を聞いたことがありません。取下げのときにも、いつも、取り下げさせてもらいます。「もらいます」も言いませんでしたね。当然のように、「取り下げます。」という形で言ってきました。

私は悲しかった。本当にこの人が、心から取下げを望んでいるのか。ただ書類上、残るのが嫌だから取下げを要請しているのか、理解ができません。彼女の心を開いてみることはできません。

ただ、今回、処分要求書という形で、私たちをその糾弾の壇上に乗せたということは、彼女もしっかりと認識すべきだと、私は思っています。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 再度、寺田議員にお尋ねします。

そうですね、川田議員の要求書提出によって、それぞれ不当と思われる営みが行われたと。それに不服を感じる、そういうことがあろうかと思えます。

ただし、この制度は、何のためにあって、何のために議員に開かれているか。これは、この権利を使ったことが悪かったんでしょうか。ここをもう一回聞きたいんです。

この制度を活用したことに、問題があったのか、なかったのか。

不当と感じた、私たちはその申告を受けたことが不当と感じたかどうかは、その後の問題です。彼女がこういう形で請求したことが、問題なのか問題ではなかったのか、そこを確認したいと思えます。

お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質疑にお答えをい

たします。

この処分要求書という制度を利用したことがよかったのか悪かったのか、正当なのか、正当でないのか。これは使った人のほうが分かっているんじゃないですか。

私が使ったわけではない。そういう制度があるということは、私も不勉強で、今回初めて知りました。21年間、宿毛市議会において、このような制度を利用して、自分の身分を、侮辱されたということで訴えてきた議員はおりました。

ただ、その中で、私も彼女の、先ほども言いましたが、いろいろな行動、私も議会運営委員会の中にずっと、何年も在籍をしておりました。その中で、彼女の発言について、再三議題に上がったことがあります。その都度、取り下げたらどうですか、丁寧に助言したこともありますよ。その都度、無視をされてきた。私は本当に、非常に悲しかった。

何で私を除外するんですかというような発言が、先ほどあったと思いますが、除外していません。私以外にも、一般質問について、相談に乗りますよ、いろんなところで、一緒にやっていきませんかという手を差し伸べた議員、いっぱいいますよ。それを跳ねのけてきたのは、彼女自身です。

私は、議会、今、山岡君が亡くなって13人、彼女の言うように和気あいあい、仲よくできたらしいです。それを阻んでいるのは、彼女自身じゃないですか。

私は、たまたまこの中では、長く議会に在籍している人間の一人です。その中で、議会の運営についていろいろと、本当に、1期に入ってきたときには、助言をしてきたんですよ。それを、今まで聞いていただけなかった。このことが、今回、私たちが議会運営委員会の中で話された内容で、処分には当たらないという懲罰委

員会の結論は出ましたが、いわば、私たち4人はその訴えがあった時点では、被告席に座らされているんですよ。

その心の痛みを彼女に分かってくれとは言いません。ただ、そういう立場に、私たち4人を置いたという責任は、彼女にはあると思います。

どんな弁明をしようが、彼女がとった行動は、今までの宿毛市議会の中では、異例中の異例。これをおもんばかって、今の状態にして運営した議長に対しては、感謝こそすれ、このことについて文句を言うことは、私はできないと思います。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 再度質問します。確認もいたします。

法制度が確立されています。どうであれ、この制度を活用して川田議員は自分の訴えをなし遂げようとした、こういうことですね。

これについて、誰もとがめることはできないんじゃないかと思っています。どうでしょうか。

この制度を使って、何とか自分の気持ちを訴えようとした。つまり、私はここに違和感があるわけです。

様々な方法を使って、あるいは私たち議員に、開かれた、ある意味では、彼女にとって残された唯一の方法だったのかもしれませんが、ほかの人から見たら、幾らでも方法はあったかもしれませんが、残された一つの方法が、これだったという判断をしたのかもしれませんが。

そして、この形を使って請求した。そして、その途中で、心の移り変わりがあり、いろいろ悩んでいるようでした。

懲罰が中心的な目的ではなかったのかもしれませんが、ですから、どうやって届けるかということで、悩んで、揺れ動いたと、私は思っています。

問題は、次です。

そこで、私たちはこの議会の中で、今日一日を通して、いろんな論議をして、それは私たちが審議して、結論を出したんじゃないでしょうか。懲罰には当たらない、懲戒には当たらない。

ですから、ここで懲罰動議に出るというのは、私はいかななものかなと思うわけです。

こうやって、出来得限りの手法を使って、何とか気持ちを訴えようとした。私は、この中で、お互いの立場の違い、論議が交わされて、少しかもしれませんが、相手の立場が見えてきたという部分は、できたんじゃないかと思っています。

私は、それは大きな成果だと思っています。

そこに対して、さらに、何で懲罰が入るのでしょうか。このことを活用したことが、悪かったんでしょうか。

ということで、私はここに違和感を感じるということがありますので、この意見に対して、寺田議員、意見をお聞かせください。

つい、意見も強く含めて言ってしまいましたが、私としては、違和感を感じる場所ですが、寺田議員、この動議について、正当であるといえるのかどうか、意見よろしく願います。

○13番（寺田公一君） 議長、反問権。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 言っている意味が分かりません。

違和感を感じるという、何で違和感を感じるのか、説明してください。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 先ほども言ったように、請求権、彼女が持っている請求権を活用して、自分の思いを述べた、そういう場になったということなんです。

そのことに対して、懲罰動議を諮っていると

いうことについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 再質疑にお答えいたします。

私は、処分要求書を出されたことに対して、懲罰動議で対応したわけじゃないです。間違わないでおいただきたいと思います。

私は、今日の朝10時から定例会が始まって、今が1時前ですよ、もう。夜中の。ここまで、これだけの時間がかかってきてしまったのは、何が原因ですか。彼女が出してきた、出したまま進めたらよかったですよ。

処分要求書4名分、出してきたままに、取り下げる必要なかったじゃないですか。彼女がそれしか伝える方法がなかったというのなら、そのままやったらよかったですよ。何で取下げ要請したんですか。

私は、逆に、彼女がここにいれば、何で取下げたんですかと、取下げを要請したんですかって聞きたいです。

議会はルールにのっとって議事を運営しています。これはよく分かっていると思います。それは、これまで延々と先輩議員が築き上げてきた、いろいろな試行錯誤の上に成り立っています。その中で、私たちは議会の申合せ事項をつくって、円滑な議事運営ができることに努力をしています。

これに対して、自分の思いを伝える方法がこれしかなかったの、処分要求書を出しました。いいですよ、出してくれたら。そのまま進めるべきですよ。

それを、直前になって、俗に言うドタキャンですよ。そんなことを申し出ることのほうが、ルールにのっとってない。議会ルールが分かってないんじゃないかと、私は思いました。

私は今回、今日の議会だけを捉えて懲罰動議を出させていただきました。

これまでも、懲罰動議を出したらどうかという議論をしたことはあります、確かに。出しませんでした。それは、今、今城議員の言われた、やはり彼女にも考える時間も要る、努力する時間も要る、もう少し長い目で見ろよと、みんながそういう意見にまとまったから、懲罰動議が出なかったんですよ。

それを、彼女は、懲罰動議が出なかったから、私はもう無罪放免とは言いませんが、このまま続けていいんだ。同じ方法でいいんだということで、ずっと続けてきたんじゃないですか。

私は、できることなら、彼女にももう少し議会というものを深く理解して、議会の運営について、御協力を願いたい。逆にそうお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これで質問を閉じておきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

川田栄子君から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

この際、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、一身上の弁明の申出を許可することに決しました。

川田栄子君の入場を求めます。

（川田栄子議員 入場）

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田でございます。弁明をさせていただきます。

ここに書かれてあります、6月24日の本会議において、地方自治法第129条による議長から発言を求められたことに対して応じなかったこと、このことは、非常に私にとっては理解不能でございます、ここは質疑する場ではございませんので、私の判断でこの言葉を理解していきますと、質疑に応じた内容のことを問われていると思うんですけども、処分要求書に関連する内容については、できる限りお答えしました。それから外れた議会のことや、議会運営委員会のこと、その方向へどんどん広がっていきますと、收拾がつかなくなりますので、私の申し出ている処分要求書についての中身については、一生懸命説明をさせていただきました。

ということで、このことについては、応じなかったということは、そこにあるのかなと思います。

そして、6月17日、議会運営委員会での発言を理由に、4名の議員について処分要求書を提出し、上程された後、取下げを求めるなど、著しく議会を混乱されたため、とあります。これは事実ですので、混乱をさせ、執行部の皆様、本当に深夜を過ぎた中、頑張ってくれていることに心苦しく思っております。お許してください。

私は、少数派の人間であります。今、今城議員と一緒にやっておりますけれども、一人で行動する人にとっては、この処分要求書を出せるということを知っておりました。でも、内容としては分かりませんでした。

そして、自分の屈辱の思い、そうそう出せるものではございませんが、そういうことを自分の胸の中でずっと持っておりましたけれども、未熟さもあり、迷惑もかける、時間もかかる、そのことについて、使ってはいけない要求書だと思っておりました。

でも、権利として使えるとありますので、自分の気持ちを振り切るためにも、私の気持ちを分かってほしい。罪をつけるのではなく、気持ちを分かってほしい、その思いで処分要求書を出させていただきました。

それで、本当に時間ぎりぎり、時間の枠を、本当に自分の中で、どうしようかと迷いの中で、……………（発言一部取り消し）……………今ここに書かれてあるように、取下げを行いました。

そして、お二人の方がその成果となり、あとのお二人は、日程議事どおり、時間をかけて審議をさせていただきました。

でも、二人だけでも短縮された、私の気持ちは出してよかったんじゃないかなと、今は思っています。

少しでも、迷惑はかかりましたけれども、私にはこの武器しかありません。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 以上で、川田栄子君の弁明は終わりました。

退席を求めます。

（川田栄子議員 退席）

○議長（野々下昌文君） 懲罰の動議については、この提出とともに、委員会条例第7条第1項の規定により、懲罰特別委員会が設置されましたし、また会議規則第161条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないことになっております。

よって、本動議を懲罰特別委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第7条第2項の規定により、8人となっております。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、高倉真弓君、岡崎利久君、松浦英夫君、山戸 寛君、川村三千代君、以上8人を指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8人の諸君を懲罰特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前 0時49分 休憩

午前 0時55分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に懲罰特別委員会を開き、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長、山戸 寛君、副委員長、高倉真弓君、以上であります。

暫時休憩いたします。

午前 0時55分 休憩

午前 1時46分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

本会議の再開時刻は、懲罰特別委員会の審査の都合により、追って連絡いたします。

暫時休憩いたします。

午前 1時46分 休憩

午後 7時13分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

14番濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届出がありました。

ただいま、川田栄子君から、会議規則第65条の規定により、その一部を取り消したい旨の申出がありましたので、この際、発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番(川田栄子君) 4番。本日の私の発言の中で、表現が不適切なところがありましたので、「迷いの中で」から、「今ここに書かれて」の前までの発言について、取消しをお願いいたします。

○議長(野々下昌文君) ただいまの、発言を取り消すことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの川田栄子君の発言については、取り消すことに決しました。

日程第1、川田栄子君に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川田栄子君の退席を求めます。

(川田栄子議員 退室)

○議長(野々下昌文君) これより、本件について委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長(山戸 寛君) 懲罰特別委員長 山戸 寛。委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の、議員川田栄子君に対する懲罰の動議について、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により、報告します。

1 懲罰事犯の有無

陳謝の懲罰を科すべきものと認める。

2 理由

議場の秩序を乱すことにより、議会を混乱させたことは、地方自治法第104条の規定による議長の議場整理権を侵害し、また、同法第129条第1項の規定による秩序を乱した行為が懲罰事犯に該当する。

3 審査経過

採決については、2回に分けて行い、まず懲罰を科すべきか否かを図った結果、賛成多数で懲罰を科すべきであると決しました。

次に、どのような懲罰を科すかの審議を行った結果、陳謝とすべきとの意見があり、地方自治法第135条第1項第2号の規定による陳謝の懲罰を科すことについて採決した結果、賛成多数で可決しました。

以上、審査報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で委員長の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 7時18分 休憩

午後 7時21分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

川田栄子君から、本件について、一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

この際、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めま

す。

よって、この際、一身上の弁明の申出を許可することに決しました。

川田栄子君の入場を許可します。

（川田栄子議員 入場）

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君）

.....

.....

.....

.....

.....（発言一部取り消し）.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午後 7時25分 休憩

午後 7時59分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。川田栄子君より発言取消の申出がありますので、この際、これを許可いたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、「弁明の時間を与えていただきまして」から、「ありがとうございました」までを削除いたします。

関係者の皆様に御迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りしましておわび申し上げます。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申出を許可することに、御異議ありません。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君から発言取消の申出を許可することに決しました。

川田栄子君の退場を求めます。

(川田栄子議員 退場)

○議長(野々下昌文君) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) 12番、松浦でございます。

先ほど、懲罰特別委員長より、ただいま議題となっております、議員川田栄子君に対する懲罰の動議について、その報告がなされました。

懲罰事犯については、陳謝の懲罰を科す。理由については、議会を混乱させたこと。そしてまた、議長の議場整理権を侵害したこと等を挙げております。

私としては、今、委員長から報告されたこの報告書どおり、決するべきものと考えております。

皆さん、今回の議会どうでしたか。今回の議会の中で、6月16日、あの、今は退場しております川田栄子議員の一般質問における発言が端を発し、今日に至っておりますのでございます。

昨夜も、今朝の2時まで、そして今日も今、8時過ぎ。これほど議員各位、そして執行部の皆さんに御心労をかけてきたのは、まさしくあの一般質問にあると、私は思います。

中でも、コロナに係る発言の中で、「……………(発言一部取り消し)……………」これほど郵政の現場で、ユニバーサルサービスと関係、全国津々浦々で集配業務をされている皆さんに対して、そして窓口業務をされている皆

さんに対する誹謗じゃないでしょうか。

中平市長も、4月の冒頭、議員協議会の中で、誹謗中傷につながることは慎んでいただきたいということ、全議員の皆さんに発したわけでございます。

余りにもひどいこの発言、議員としての常識を、非常に疑います。

そうした中で、退職者組合の皆さん、そして郵政の大先輩である方からも、要望書なりが届けられておる。私も長年、郵便局で勤務をし、お世話になったこの郵便局を、これほどひどい中傷される、本当に情けない気持ちで、この議場に今、立っておるということ、皆さん御理解をいただきたいと思っております。

御案内のとおり、懲罰には懲戒処分との関係では4種類、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、そして除名、この4項目があるわけでございますけれども、今回は、あえて公開の議場における陳謝という結論になって、委員長が報告されたわけでございます。

これまでも川田議員に対して、問責決議案等を初め、そして全ての議会と云っていいほど、発言について、無責任な、相手を誹謗する、何回となく発言の訂正、これ以上、もう我慢はなりません。

先ほど、議会運営委員会を開催中に、ある市民から、私のところに電話がありました。おまえらぬるいねと。除名までいなくても、一定期間の出席停止、これぐらいはしないと、市民は怒っているぞという発言を、電話をいただきました。

議会が市民と乖離しては駄目なんです。市民の皆さんはしっかりとこの議場、見ております。

今朝も2時過ぎに家に帰ると、電話がかかってきました。ある市民から。朝から晩まで見ていた。見ていたと。情けなくて情けなくてたま

らないという発言なんです。市民の皆さんが。

そういう面で、陳謝だけでいいのかどうか分かりませんが、今回は委員長の報告のとおり決するという点については、賛意を表します。

しかし、また同じようなことがあるのなら、しっかりと皆さんと一緒に議論をしなければならない。宿毛市議会の恥という思いを持って、対応していただきたい。市民の代表としてのこの13名、私もその一翼の一人として、しっかりと市民に対して、取り組んでいく、頑張っていく、そのことが宿毛市の発展のためにつながる、そういう強い気持ちを持ちながら、頑張っていきたいというふうに思います。

果たして川田栄子議員が、これからこの陳謝だけで、理解をし、この責任の重さ、懲罰の重さ、理解するかどうか、大変疑問には思いますが、今回については、今日までの問責決議案、何一つ政治的なあれはないわけですが、今回は懲戒処分のレベル2、公開の議場における陳謝、こうした結論に至った委員長報告に対し、賛意を申し上げながら、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 5番、川村三千代です。私は、川田議員の懲罰動議に賛成をいたします。

しかしながら、川田議員には、改めて猛省を促す意味から、この場に立たせていただきました。

この懲罰動議がなされることになった発端は、川田議員の6月16日の一般質問の言動によるものです。

言論の自由の名のもとに、議会において根拠の乏しい、一方的な発言を繰り返し、該当の市民を初め、関係団体から抗議文、謝罪要請文等

が議長に提出されました。

川田議員は、昨日の議会で、発言の削除要請をし、議会はそれを認めました。

しかしながら、市民の思いの込められたそれぞれの文書を、真摯に受け止めているとは思えない姿勢が見受けられます。

議会運営委員会の場合において、謝罪の場を設けてはと申入れをいたしました。しかしながら、それは受け入れられることがございませんでした。

理由としては、文書削除の際に、一度謝罪したので、これ以上必要はない、というものでした。

私は、議会運営委員会の場合におきまして、余りに彼女の淡々とした言動、そこに本当に反省の意はあるのか、非常に疑問に思いました。

郵政関係者の皆様、松田川小中学校、宿毛小中学校関係者の皆様、民間業者の方々、梓会の方々に、同じ宿毛市議会に身を置くものとして、川田議員の姿勢に対し、おわびを申し上げます。

最後に、川田議員にこの言葉が届くように願いながら、私の討論、締めくくりたいと存じます。

発言の自由の原則、議会は言論の府である。議会における議員の言論の自由は、最大限に保証されなければならない。しかし、この議員の発言の自由は、絶対的なものではない。規律による制約がある。議会の品位を重んじ、発言は全て簡明にし、議員一人一人が秩序を重んじ、議会のルールに従った、節度ある発言や、行為が要求される。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君）

ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、川田栄子君に対する懲罰の件を採決いたします。

本件に対する委員長の審査報告は、委員会起草による陳謝文により、川田栄子君に陳謝の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(野々下昌文君) 起立多数であります。

よって、川田栄子君に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 8時14分 休憩

午後 8時15分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川田栄子君の入場を許します。

(川田栄子議員 入場)

○議長(野々下昌文君) ただいまの議決に基づき、これより川田栄子君に対し、懲罰の宣告をいたします。

川田栄子君に、陳謝の懲罰を科します。

これより、川田栄子君に陳謝をいたさせます。

川田栄子君に陳謝文の朗読を命じます。

登壇してください。

○4番(川田栄子君) 陳謝文。私の6月24日の本会議における言動は、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を鑑みて、誠に申し訳ありません。

なお、今回の発端である6月16日の一般質問におけるコロナウイルス関連を初めとする私の誤った発言によって、市内外の個人や、団体の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしましたこと、ここに誠意を披歴して、衷心から陳謝いた

します。

令和2年6月25日 宿毛市議会議員 川田栄子。

○議長(野々下昌文君) 以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月9日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様におかれましては、連日、夜遅くまで熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました24議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えております。

また、議員の皆様方とともに、この宿毛市民のために、しっかり頑張っていきたい、そのように強く思った議会でもありました。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

○議長(野々下昌文君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和2年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 8時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

宿毛市議会副議長 川村 三千代

議員 高倉 真弓

議員 山上 庄一

令和2年6月25日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

懲罰特別委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の「議員川田栄子君に対する懲罰の動議」について審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

陳謝の懲罰を科すべきものと認める。

2 理由

議場の秩序を乱すことにより、議会を混乱させたことは、地方自治法第104条の規定による議長の議場整理権を侵害し、また、同法第129条第1項の規定による秩序を乱した行為が懲罰事犯に該当する。

3 審査経過

採決については、2回に分けて行い、まず懲罰を科すべきか否かを図った結果、賛成多数で懲罰を科すべきであると決しました。次に、どのような懲罰を科すかの審議を行った結果、陳謝とすべきとの意見があり、地方自治法第135条第1項第2号の規定による陳謝の懲罰を科すことについて採決した結果、賛成多数で可決しました。

一 般 質 問 通 告 表

令和2年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3番 三木健正君	<p>1 新型コロナウイルス感染症による地域への影響及び予測される第2波の感染拡大防止への取り組みその対策について (市長)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策の現状及び予測される第2波の感染拡大防止への取り組みについて</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症による経済面での対応について</p> <p>ア 特別定額給付金の申請状況について</p> <p>イ 宿毛市休業等要請協力金の申請状況について</p> <p>ウ 宿毛市コロナ対策緊急支援給付金の申請状況について</p> <p>エ 市内事業者におけるセーフティーネット保証4号・5号及び危機関連保証の申請・認定状況について</p> <p>オ 上記事項における分析・調査・確認について</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症への今後の対策について (市長)</p> <p>(1) 地域経済維持・活性化への取り組みについて</p> <p>(2) 観光促進について</p>
2	1番 今城 隆君	<p>1 情報公開と文書管理について (市長)</p> <p>(1) 情報公開について</p> <p>(2) 文書管理と事務手続について</p> <p>2 市庁舎高台造成工事について (市長)</p> <p>(1) 設計書と入札について</p> <p>(2) 増額変更の経緯について</p> <p>(3) 価格決定の根拠について</p>

3	10番 岡崎利久君	<p>1 備蓄品（食料・水など）について（市長）</p> <p>(1) 備蓄品を置いている保管場所は、市内に何か所あるのかについて</p> <p>(2) どのような災害を想定し、何人の人に何食備蓄しているのか、どのような物を備蓄しているのかについて</p> <p>(3) 食物アレルギー対応の備蓄品は、どのようになっているのかについて</p> <p>(4) 賞味期限が近くなった備蓄品の利活用について</p> <p>(5) 災害用備蓄品の整備状況のホームページ等での掲載について</p> <p>(6) 乳幼児液体ミルクの導入について</p> <p>2 宿毛市都市計画マスタープランについて（市長）</p> <p>(1) 都市計画マスタープランが果たしてきた役割について</p> <p>(2) 見直しの背景と目的について</p> <p>(3) 目標年度について</p> <p>(4) 都市計画マスタープランの住民参加について</p> <p>(5) 都市計画マスタープランの実現化について</p> <p>(6) 都市計画道路について</p> <p>(7) これからの宿毛市の未来像をどう描いているのかについて</p>
4	12番 松浦英夫君	<p>1 市有財産の管理と片島公民館について（教育長）</p> <p>2 区長報償費について（市長）</p> <p>(1) 地区長の任務と役割について</p> <p>(2) 地区長報償費の支給方法について</p> <p>(3) 源泉徴収について</p> <p>3 新型コロナウイルス対策について（市長）</p> <p>(1) 人事院の通知と特殊勤務手当について</p> <p>(2) 規則の改正と関係する職員への適応について</p> <p>(3) 民間事業所への対応について</p> <p>(4) ゴミの清掃業務への危険手当の創設について</p> <p>(5) 妊婦特別給付金について</p> <p>4 津波避難タワーの整備について（市長）</p> <p>(1) 住民説明会の開催状況と意見内容について</p> <p>(2) 津波避難タワーの設置場所の再考について</p>

5	2番 堀 景君	<p>1 教育対策について（教育長）</p> <p>(1) 小中学校のコロナウイルス対策、対応について</p> <p>(2) 特別教室のエアコン設置について</p> <p>(3) 「学校の新しい生活様式」について</p> <p>2 防災対策について（市長）</p> <p>(1) 小深浦地区の市道改良について</p> <p>ア 歩道の設置について</p> <p>イ 道路拡幅について</p> <p>(2) 災害時のコロナウイルス対策について</p> <p>(3) 導流提補修工事について</p> <p>3 観光振興対策について（市長）</p> <p>(1) 大島桜公園サイクリングロードについて</p>
6	4番 川田栄子君	<p>1 宿毛小中学校合築PFI事業の検証について (市長、教育長)</p> <p>(1) PFI事業の確認について</p> <p>(2) 第2のPFI事業について</p> <p>(3) 1年間の総括、コスト及び効果について</p> <p>ア アドバイザリーについて</p> <p>イ 進捗状況について</p> <p>ウ 経費について</p> <p>エ SPC（特別目的会社）が倒産した場合について</p> <p>(4) 評価点について</p> <p>ア 参加資格要件について</p> <p>イ 構成企業の変更について</p> <p>(5) 設計書のモニタリングについて</p> <p>ア 30年後の公開について</p> <p>イ 設計書のモニタリングについて</p> <p>(6) 合築校舎の建築評価について</p> <p>(7) 避難所としての役割について</p> <p>(8) 計画のアカウンタビリティ（説明責任）について</p> <p>(9) 松田川小学校の統合について</p> <p>(10) ワークショップについて</p> <p>ア 保護者の呼びかけ参加状況について</p> <p>イ 内容について</p> <p>ウ 報道機関を入れなかった理由について</p> <p>(11) 有識者の適任について</p> <p>2 コロナ対策とこれからについて（市長、教育長）</p> <p>(1) 安全と安心について</p> <p>(2) 宿毛市非常事態宣言について</p> <p>(3) 小中学校休校について</p> <p>(4) 宿毛の経済について</p>

7	1 4 番 濱田陸紀君	<p>1 街の活性化について（市長）</p> <p>（1）コロナ対策関連事業の周知について</p> <p>（2）真丁地区の水路について</p> <p>（3）真丁通りの道の破損について</p> <p>2 津波避難タワー建設について（市長）</p> <p>3 河戸堰の水門電動化について（市長）</p>
8	1 3 番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）高齢化社会対策について</p> <p>ア 「サロン」のような拠点の整備を提起しているが、地域・方策・予算等具体策について</p> <p>（2）松田川の濁水対応について</p> <p>ア 特に、楠山地域に設置されている太陽光発電の開発による影響について</p> <p>（3）自転車を活用したまちづくりについて</p> <p>ア 市内各所に置かれているレンタル自転車の利用状況について</p> <p>イ 自転車に対する市民の認知度について</p> <p>（4）公共土木事業の入札について</p> <p>ア 住民監査請求が起こされている問題について</p> <p>イ 再入札が行われることが増えた原因について</p> <p>ウ 発注者の責任について</p>

令和2年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第 2 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第10号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第11号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月24日	同 意
第12号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月24日	同 意
第13号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月24日	同 意
第14号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	6月24日	原案可決
第15号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	6月24日	原案可決
第16号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	6月24日	原案可決

第17号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	6月24日	原案可決
第18号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	6月24日	原案可決
第19号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	6月24日	原案可決
第20号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	6月24日	原案可決
第21号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	6月24日	原案可決
第22号	財産の取得について	6月24日	原案可決
第23号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	6月24日	原案可決
第24号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	6月24日	原案可決
	川村三千代議員に対する処分要求	6月24日	取り下げ
	山戸寛議員に対する処分要求	6月24日	戒告の懲罰を科さない
	山上庄一議員に対する処分要求	6月24日	取り下げ
	寺田公一議員に対する処分要求	6月24日	戒告の懲罰を科さない
	議員川田栄子君に対する懲罰の動議	6月25日	陳謝の懲罰を科す

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 8 号	公立学校教員に1年単位の変形労働制を適用しないよう県への意見書提出を求める陳情	6月24日	取り下げ